

令和 7 年 9 月定例会

觀光生活建設委員會

予算決算委員會（觀光生活建設分科会）

會議錄

愛 崎 県 議 會

目 次

(9月8日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、欠席者	2
4、審査事件	2
5、付託事件	2
6、経過	
分科会(土木部)	
土木部長予算議案説明	4
監理課長補足説明	4
予算議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	11
委員会(土木部)	
土木部長総括説明	11
道路維持課長補足説明	13
港湾課長補足説明	14
河川課長補足説明	15
議案に対する質疑	15
議案に対する討論	21
決議に基づく提出資料の説明	22
港湾課長補足説明	22
道路維持課長補足説明	23
住宅課長補足説明	23
道路建設課長補足説明	23
陳情審査	24
議案外所管事項に対する質問	24

(第2日目)

1、開催日時・場所	62
2、出席者	62
3、欠席者	62
4、経過	
分科会(文化観光国際部)	
文化観光国際部長予算議案説明	62
物産ブランド推進課長補足説明	63
予算議案に対する質疑	63

予算議案に対する討論	71
委員会（文化観光国際部）	
文化観光国際部長所管事項説明	71
決議に基づく提出資料の説明	74
観光振興課長補足説明	75
陳情審査	78
議案外所管事項に対する質問	78

(第3日目)

1、開催日時・場所	94
2、出席者	94
3、欠席者	94
4、経過	
分科会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長予算議案説明	94
予算議案に対する質疑	95
予算議案に対する討論	96
委員会（県民生活環境部）	
県民生活環境部長総括説明	97
水環境対策課長補足説明	98
議案に対する質疑	100
議案に対する討論	103
決議に基づく提出資料の説明	103
男女参画・女性活躍推進室長補足説明	105
陳情審査	107
議案外所管事項に対する質問	107

(第4日目)

1、開催日時・場所	125
2、出席者	125
3、欠席者	125
4、経過	
委員会（交通局）	
交通局長総括説明	125
議案に対する質疑	127
議案に対する討論	129
決議に基づく提出資料の説明	129
議案外所管事項に対する質問	129
委員間討議	144
審査結果報告書	146

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）

- ・委員会関係議案説明資料（土木部：追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（土木部：追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（土木部：追加3）
- ・分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・委員会関係説明資料（文化観光国際部）
- ・委員会関係説明資料（文化観光国際部：追加1）
- ・委員会関係説明資料（文化観光国際部：追加2）
- ・分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・委員会関係議案説明資料（県民生活環境部：追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・委員会関係議案説明資料（交通局：追加1）

9 月 8 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月8日

自 午前10時47分
至 午前10時51分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委 員 長
湊 亮太	副 委 員 長
小林 克敏	委 員 員
堀江ひとみ	"
浅田ますみ	"
山口 初實	"
中村 一三	"
まきやま大和	"
富岡 孝介	"
畠島 晃貴	"
田川 正毅	"

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

午前10時47分 開会

【坂口委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、委員席につきまして、配布しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

次に、会議録署名委員を、慣例によりまして、

私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中村委員、まきやま委員のご両人にお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和7年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することいたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時51分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月24日

自 午前 9時59分
至 午後 4時24分
於 委員会室 3

平 博敏 道路建設課長
田崎 智 道路維持課長
本多 健一 港湾課長(参事監)
田中 隆 港湾課企画監
(港湾管理担当)
小川 秀文 河川課長(参事監)
岩永 彰 河川課企画監
(ダム担当)
田中 良一 砂防課長
小島 俊郎 建築課長
進藤 政洋 営繕課長(参事監)
野口 孝 住宅課長
小柳 正典 住宅課企画監
(訴訟・管理担当)
牛島 孝二 用地課長
船越 一成 盛土対策室長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一 委員長(分科会長)
湊 亮太 副委員長(副会長)
小林 克敏 委 員
堀江ひとみ "
浅田ますみ "
山口 初實 "
中村 一三 "
まきやま大和 "
富岡 孝介 "
田川 正毅 "

3、欠席委員の氏名

畠島 晃貴 委 員

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

山内 洋志 土木部長
中村 泰博 土木部技監
犬塚 尚志 土木部次長
椎名 大介 土木部参事監
(まちづくり推進担当)
高稻 稔也 監理課長
金子 哲也 建設企画課長
濱崎 正一 建設企画課企画監
(入札・契約担当)
真鳥 喜博 都市政策課長

6、審査事件の件名

予算決算委員会(観光生活建設分科会)
第88号議案

令和7年度長崎県一般会計補正予算(第4号)
(関係分)

第89号議案

令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算(第1号)

7、付託事件の件名

観光生活建設委員会

(1)議案

第92号議案

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及
び基準に関する条例の一部を改正する条例

第96号議案

契約の締結の一部変更について

第97号議案

財産の取得について

第98号議案

財産の処分について

第99号議案

和解について

第100号議案

令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剩

余金の処分について

(2) 請　願

な　し

(3) 陳　情

- ・令和8年度離島振興の推進に関する要望書
- ・国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）
- ・県の施策に関する要望書（新上五島町）
- ・諫早市政策要望
- ・要望書（壱岐市）
- ・令和7年度長崎県への施策に関する要望・提案書（雲仙市）
- ・令和7年度長崎県へ施策に関する要望・提案

書（南島原市）

- ・要望書（一般県道以善田平港線の早期改良）
- ・要望書（平戸市）
- ・要望書（島原天草長島連絡道路（南島原市深江町～口ノ津港間）の早期事業化についてほか）
- ・西九州自動車道の建設促進に関する要望書
- ・石木ダム建設は、私利私欲の政治屋による政治屋の為の政治をすべきではありません。水道料金28%値上げにより、市民の生活を苦しめる政治より、安価で代替え可能な南部水系下ノ原ダムかさあげに変更することに、関する陳情書
- ・要望書（長与町）
- ・要望書（島原市）
- ・要望書（西海市）
- ・「パートナーシップ宣誓制度」導入に関する陳情書
- ・要望書（東彼杵道路の早期整備）

- ・要望書（主要地方道「佐世保日野松浦線」及び一般県道「佐世保世知原線」の整備促進）
- ・要望書（高規格道路「西彼杵道路」の整備促進について）
- ・要望書（高規格道路「長崎南北幹線道路」の整備促進について）
- ・要望書（一般国道499号の整備促進について）
- ・要望書（長崎外環状線の早期完成について）
- ・要望書（一般国道202号の整備推進ならびに（仮称）福田バイパスの早期事業化について）
- ・要望書（一般国道34号の整備推進について）
- ・要望書（五島市）
- ・要望書（長崎市）
- ・要望書（佐々町）

8、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開会

【坂口委員長】ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、畠島委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第92号議案「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」のほか5件であります。

そのほか陳情27件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになりますので、本分科会として審査いたしま

す案件は、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分ほか1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】ご異議ないようすで、そのように進めることにします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って再度の質問ができるといたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これより土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、山内土木部長が本委員会の初の出席となりますので、紹介を受けることにいたします。

【山内土木部長】土木部長の山内でございます。7月10日に国土交通省より参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

長崎県は、初の勤務となりますが、まずは現場をいっぱい回って、多くの方とお話をしていく中で、県としての課題を認識いたしまして、その上で、私が今まで培ってきた経験ですとか、ネットワークとか生かせるものは全部活かして県政の、土木行政の推進に貢献してまいりたいと思います。どうぞご指導よろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】ありがとうございました。

それでは、これより審査に入れます。

なお、本日追加の配付資料といたしまして、委員会部長説明追加3及び委員会補足説明議案外、「女神大橋の監視体制について」がサイドブックスに掲載されておりますので、ご確認お願いします。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【山内土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします

「予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料」の土木部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第88号「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第89号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」であります。

第88号議案のうち、土木部関係では、合計271億2,362万4,000円の繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第89号議案については、3ページに記載のとおり合計2億7,650万円の繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、土木関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【高稲監理課長】土木部の繰越明許費について補足して説明いたします。

「分科会補足説明資料」の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分

が繰越明許費の理由別内訳となっております。

表の左端の欄は、上から総務費、土木費、災害復旧費となっております。

一般会計と特別会計を合わせた土木部の合計は、554件、274億12万4,000円であり、その内訳につきましては記載のとおりとなります。

これは、地元調整の遅れ等により、やむを得ず発注時期がずれ込むなど年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越しの承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で発注につなげようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】堀江です。今の繰越額理由別調書の内容について質問いたします。

額、それから、件数、額については今、説明があったとおりなんですかけれども、例年この時期は年度内に工事ができないということで、繰越しが出されるわけですが、ちょっと昨年と比較をしますと、件数にして190%の増、額にして162%の増。ちょっと遡って令和5年度と比較をしますと、件数にして304%の増、額にして229%の増ということで、一概にそれぞれの額があり、それから工事の内容があり、一概に単純に比較はできないんですが、今回のこの繰越額がちょっと多いような気がするんですが、この点についてどのように分析をされているのか、その点の説明がなかったので、そのことを教えてください。

【高稻監理課長】今のご質問に対しまして、私の方から少し全体的な状況をお話しまして、具

体の内容につきましては各事業担当課からご説明させていただければと思います。

まず、今回計上しております一般会計の繰越明許費につきましては、先ほど部長からご説明しましたとおり件数が551件で、金額が約271億円ありました。昨年、令和6年の9月に計上していた件数としましては290件、金額が約167億円でありまして、件数で261件、金額で約104億円の増となっております。

昨年9月から増加をしております内容として、この繰越額理由別調書の目の欄の予算の科目を見てみると、件数で言いますと大きく増えていますのが、主に道路維持費、砂防費それから港湾費で各50件程度増えています。それから、金額で申し上げますと、港湾費、河川費でそれぞれ20億円強増加している状況であります。具体的には、事業担当からご説明させていただきます。

【本多港湾課長】先ほどご質問のありました繰越しについてご説明いたします。

港湾事業におきましては、海上工事が主な工事になりますので、作業船でありますとか特殊な作業船を利用する工事が多くなります。そのため、1件の工事量も大きくなりまして、工期が長くなる傾向にございます。そのため、先ほど監理課長が話しましたように、担い手3法の改正を踏まえて、この着手の余裕期間とか適正工期の確保とか、施工時期の平準化をさらに進めることが必要ですので、今回計上が多くなったということになります。

【小川河川課長】河川課の繰越し増の主な理由としましては、単独事業の緊急自然災害防止事業と緊急浚渫推進事業において、これまで災害を未然に防止するために、河川の施設整備や堆積土砂の除去などを計画的、重点的に実施して

きたところでございます。

また、本事業で対応する箇所はまだまだ多く残っておりまして、計画区間の未完了区間や、早めの対応が必要な箇所など、必要な予算を積み上げた結果、昨年度より実施箇所数が増え、予算も大幅に増額となっております。

また、これに加えまして、本来であれば債務負担行為によって次年度にまたがって工事を行うべきところでもございますけども、先ほど申しましたこの事業につきましては、まだ継続という見通しが立っていないかったということから、債務負担での計上ができなかったというのも、繰越額の増額の要因だと考えております。

【堀江委員】 説明ありがとうございました。

そこでちょっと次の質問なんですけれども、委員会資料の13ページ、発信しますね。河川課の河川総合開発費3億500万円、それから水源地域ダム対策費1,000万円、この事業の中身は何ですか。

【岩永河川課企画監】 まず、河川総合開発費ですけれども、これは石木ダム建設事業に係る費用でございます。

内容といたしましては、付替県道工事、付替町道工事、進んでおりますけれども、そちらの工程ですね、前工事が終わってから次の工事にかかるというようなその順番もございますので、それと現場に入るための工事用道路等の建設に時間を要したということで繰越しを計上させていただいております。

それからもう一つ、水源地域ダム対策費ですけれども、こちらにつきましては、ダムが完成した後の水源地域整備計画といいます地域振興策、こちらの実施計画を作成する業務になります。こちらにつきましては、関係機関との協議に時間を要しているということでございまして、

今回、繰越しの計上をさせていただいております。

【堀江委員】 いずれも本年度中に予算が執行できないということなんですが、予算が執行できない理由は何ですか。

【岩永河川課企画監】 まず、河川総合開発費の方ですけれども、付替道路工事ということで、こちらにつきましても1件当たりの発注額が約7,000万円とか結構大きい額になっておりまして、施工計画、工事用道路、進入路の建設でありますとか、そういう工程計画が必要となつてまいります。

それから、先ほどありました余裕期間といったこともございます。そういうものを考慮した上で事業を進めないといけないということで繰越しを計上させていただいております。

それからもう一つ、水源地域ダム対策費についてですが、これは先ほど申しましたが水源地域整備計画、ダムができた後の地域振興策を計画するものでございます。

こちらにつきましては、地元からの要望でありますとか、地元町からの要望、こういったもののすり合わせに時間を要しているということがございまして、年度内の完成が見込めないということで繰越しを計上させていただいております。

【堀江委員】 河川総合開発費の3億500万円の中で、付替道路工事が指摘というか、事業名として出されていますけれども、その説明の中に計画が必要ということですが、これはそもそも計画そのものは新年度を含めてその前の段階に出されていて、これは計画が必要だから予算が繰越しになるの。事業そのもの、工事そのものができないから予算の繰越しに、ということではないんですか。

【岩永河川課企画監】河川総合開発費の方だと思うんですけども、これは計画を策定しているということだったかと思うんですけど、これは前年度から引き続き付替道路工事というのを続けております。前年度工事が終わった後に、新規区間に着手するとかそういったことがございますので、そういう工程の兼ね合いがありまして今回、繰越しを計上させていただいているものでございます。

【堀江委員】これまで私の認識として、なぜ石木ダム事業の予算内の執行ができないのっていうふうな私の質問に対して、河川課の回答としては、いわゆる妨害者、要するに石木ダム推進に対して反対の皆さんることを、河川課の皆さんはこれまで妨害者と呼んでいたんですけども、妨害者のために事業の推進ができなかつたというふうな答弁をこれまでやってきたかと思うんですけど、今回はそういう答弁じゃないのね。確認です。

【岩永河川課企画監】今、委員からご指摘がありました妨害者っていう話ですけれども、現在でも事業区間内、工事区間内で一部座込みをされている部分はございます。その部分については、工事ができないということがございますので、その部分を避けたほかの部分で工事を進めているというところでございます。その中で先ほどから申しております前後の工事の工程の関係等がございまして、繰越しを計上させていただいているものでございます。

【堀江委員】そうしますと、現在、座込みをしています。そういう人たちを妨害者という認識は、今も変わっていないということですか。

【岩永河川課企画監】今も工事区間内で座込みをされておりませんので、その認識は変わっておりません。

【堀江委員】現在も工事区間内で座っておられる。その座込みをしている。その人たちのことを妨害者というふうに呼ぶことについては、今も変わっていないという答弁だったと思います。

そこで、この点だけ1点、その事業の進捗とか関わって。妨害者ということでは、地元の方こそ長崎県が妨害者ではないかっていう指摘がありますよね。私たちが工事の妨害者、とんでもない。知事こそ、長崎県こそ私たちの妨害者ではないか。知事の妨害で穏やかな日常の暮らしを送れない。家のことを一区切りさせて、朝8時前に座込みの現地に行かなければならない。毎日毎日、気を張ってその苦労が分かるか、いつまでこんな生活を続けるのか、続けなければならないのか。こういう声が私のところにもずっと届いています。

そういう意味では、私はこの妨害者ということについては、見直していただきたいということを最後に要望したいと思いますが、見解を求めます。

【岩永河川課企画監】今、住民の方とか、その支持者の方々が座込みをされている箇所といいますのは、県が任意で買収した土地になります。そこに座込みをされているということで、工事ができない状況にあるということでございますので、その妨害者という認識は、今も変わっていないというものでございます。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】今、堀江委員から質問がありましたように、ちょっと今回の繰越明許費271億円、確かに例年と比べて多いような感じがいたします。大体、今、昨年の1年前の9月、これと比べて167件、104億円の増というようなことで、やっぱりこういう状況があるということをしっかり認識をしておきたいと思います。

それで、どうしてこういうふうに今回、繰越額が増大しているのかと。その要因については、今いろいろと説明がございましたので、大体理解をいたしたところでございます。

いわゆる、何というか、担い手3法というのがこの制度化されて法律になったと。こういうようなことで、やっぱり、この一定の工期を確保しなくちゃいかんとか、いろいろ次々に発注することが非常に厳しく、難しくなったと。こういうことも要因になっているのではなかろうかと。こういうふうに、実は思慮いたしているところでございます。

そこで、では今年度の公共事業の発注はどのようにしていくのかということは、非常に大きな関心事に私としてはなってあります。今年度の公共事業発注状況はどういうふうになっているのかということについて、監理課長にお尋ねをしたいと思います。

【高畠監理課長】今年度の公共事業の発注状況につきましてですが、土木部におきましては、上半期中の発注額の目標値を設定しております。施工時期の平準化に取り組んでおります。

今年度の発注状況につきましては、令和6年度の経済対策補正分を令和7年度に繰り越した分につきましては、今年6月末の目標が85%に対して、発注額が94%となっております。それから、令和7年度、現年度予算につきましては、6月末の目標45%に対しまして57%という状況であります。また9月末直近の状況につきましては、目標の65%に対しては84%の発注額を見込んでいるところでございます。

今回、多額の繰越しとなりましたけれども、繰越しの承認をいただきましたら、適正な工期を確保して、早期の発注に努めてまいりたいと思っておりまして、各施工箇所の完成に遅れが

生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】これだけの繰越ししがあっているわけだから、今年度の公共事業の発注もかなりの遅れと言うんじゃないが、繰越ししが出てくるのではなかろうかと、こういうふうに思っておりましたけれども、今のご答弁においては、大体今年の発注状況は9月末まで、9月末はもう過ぎたけども、目標65%に対して84%を見込んでいると。こういうようなことで安心をいたしました。65%に対して84%を見込んでいると。これが今年度の発注状況になると、こういうことですね。

そうしますと、いつも思いますけど、こうやって予算を確保していただき、こういう発注をやるということ。こういうことから考えていけば、なかなか職員の方々の事業を発注するという、工事を発注するということは、それだけの事前の準備、それだけの対応をしていかなければいかんから、やっぱり職員の方々は忙しいし、また大変ではないかと、こういうふうに受け止めているわけであります。

これは部長、新しく来られたけども、大変予算を確保していただきありがたい。同時に、こういう予想を上回るような状況で発注は続いているということでございまして、今、私が言うように、大変職員の方々が頑張っていただいていると。これは、言うまでもなく部長をはじめ、皆さん方が評価をしていただいているものと、こう考えておりますから、この点は、どうぞ頑張っていただくようにお願いをしたいと思います。

何といいましても、公共工事が地元にいろいろ発注されるということは、その地域の経済に大きな経済効果を生むわけです。そういうこと

で、経済対策とかいろんなことが言われますけども、やっぱり公共事業の発注というのは地域に活性を与えると、こういうことでございますから、ぜひその点はよろしくお願ひをいたします。

なお、いわゆるこの担い手3法というやつ。これは、一定の工期を設けなければいかんとか、以前から比べれば、相当業者の方々も、ある意味では落ち着いて、大変助かっていらっしゃると思うし、またいい仕事につながっていると、こういうふうな感じが致すわけでございます。したがって、そういうことで考えていけば、こういう一定の工期を確保するということについては、やっぱりこの繰越しとか債務負担行為とか、それなりの状況が出てくるんじゃないかなと。こういうことで、債務負担とか繰越しとか、一定の活用もしていかなければならんということになってくると思います。

それで、そういう点から考えて、今後の繰越額の見込みはどういうふうになるのか、その点はどのように考えていらっしゃいますか。

【高畠監理課長】今後の繰越額の見込みでございますけれども、現時点で繰越しが想定されますものは今回の計上をしておりますが、今後、どうしても年度内の工事完成を見込んでいたものの、発注前後に不測の事態が発生してやむを得ず繰越しを計上するというものは、過去の例からしても一定見込まれるところでございます。

なお繰越しにつきましては、先ほど委員おっしゃったように担い手3法、そういった法改正を機にしまして、発注者側の責務としまして、適正な工期の設定でありますとか、施工時期の平準化ということが求められております。

特に近年、建設業におきましても労働時間の上限規制の適用でありますとか、工事現場にお

ける熱中症対策の強化が義務化されるなど、建設業の労働環境の改善ですか働き方改革、こういったものを念頭に工事の発注を行うといった状況にございます。このための、引き続き予算の効率的な執行に努めながら、必要な繰越額を精査して計上させていただくとともに前金払いですとか出来高払いという制度も使うことによりまして、実際の繰越額を可能な限り縮減するよう取り組んでまいりたいと思っております。

【小林委員】今、監理課長から説明を受けて、いろいろ配慮いただいていることがよく伝わってきます。法律も制度もそうだけども、やっぱりこの前渡金というか、前渡金的なものを4割渡す、しかも20%ぐらいの工事になってきたら、中途で2割ぐらいを渡すと。それで、完成時にまた4割と。これだけのしっかりとした対策を取っていただいている。前渡金で4割、それから年20%ぐらいの中間で2割、それからまた最後に、完成時に4割と。これだけの支援もしていただくということは、大変業者の方々にとってはありがたい限りだと思うわけです。その辺は、本当に業者の方々もしっかり受け止めて、いい仕事につなげていただきたいと思うんです。

先ほど、それと同時に、この施工時期の平準化というようなことで、今まで年度初めの4、5、6とかそういう端境期だとか言うて、なかなか仕事にありつかないとか仕事が発注できないと、こんな時期があったことは事実でありますけれども、今はこういうような新しい制度、仕組み、新しい法律の下において、この辺のところがうまく流れて、本当に工事の平準化がうまくいくていると。これは、本当にそれぞれ業界の皆さん方においては、ありがたい限りだと。

それで、何度も言うように、だからしっかりいいものを造ってもらいたいと、こう思ってい

るわけですが、先ほどから県の支援もあっておるということの中で、今から一番大事なことは、やっぱり業界の人手不足、そういうような対策はしっかりとらなければいけないと。やっぱり業界の人手不足を解消するためには、ある程度の賃金、ある程度の入件費を考えていただかなければいけない。

同時に、いわゆるこの週2日制である4週8休か、こういうようなこともしっかりとやっていたかなければいけないと。入件費と、この労働環境というか、働く環境整備、これは県の行政からも、それぞれ業界の方々にお願いをしなければならないことあります。

最低制限価格が上がりました。そういう中から、そのときの条件として最低制限を上げるわけだから、ある程度入件費は頼みますよ、やっぱり週2日制は頼みますよと、労働環境をしっかり整備してくださいと、こういうようなお願いはしただろうと思うわけでございますが、今の現況はどういうふうになっているか。このことについてお尋ねをしておきたいと思います。

【金子建設企画課長】まず、最低制限価格の引上げの効果というところですけども、給与なんですが、業界が策定いたしましたアクションプランにおきましては、3年間で約5%給与を上げるということが記載されております。今、引上げから2年経過しているんですけども、2年間の給与が、今のところ4.7%増えているということで、あと目標まで0.3%というところまで来ております。

続きまして、週休2日の実施状況なんですけども、これにつきましては、令和6年度に完成した工事におきまして、これ、土木部発注の工事なんですけども、それが98%において4週8休が実現されているということになっておりますの

で、業界の方もアクションプランに基づいてしっかりやっていただいているものと考えているところでございます。

【小林委員】分かりました。そういうことで人件費も3年間で5%というアクションプラン、今、4.7%引き上げていると。およそ、ほとんどがそういう状況になっているというようなことと、週2日体制は、しっかりやっていると。こういう環境整備がなければ立派ないい仕事ができないと、また、人も集まつてこないというようなことがありますから、こういうアクションプランを、もう完璧に100%実行して結果を出していただけるように、これは強くまたお願いをしておいて、質問を終わりたいと思います。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。
【田川委員】おはようございます。私、ちょっとこの説明資料について、予算の繰越明許で、ほとんどの説明の中に地元調整のために不測の事態、日数を要しましたっていう。先ほど堀江委員からありましたように、聞かれて初めてその付替道路とかそういう話が出てくるわけですけれども。部品が高騰した、あるいは部品の製造が間に合わなくて、そういうのは分かるんですけども、大半が不測の事態で日数を要した。これ、慣例かもしれませんけども、できれば一手間かけて、具体的な事例を1行でも2行でも書いていただければ、私たちの認識も深まるんじゃないかと思うんですけども、その点の見解についてお尋ねいたします。

【高橋監理課長】繰越しにつきましては、この繰越額理由別調書と、もう一つ、先ほど少し資料の中身について議論がありました、いわゆる横長、2種類の資料を提供させていただいております。この中の説明として、いろいろな理由を記載しておりますが、この辺りについてどうい

った形で分かりやすくご説明できるかというの
は、内部で少し検討してまいりたいと考えてお
ります。

【田川委員】 検討していただくということで、
もう慣例で恐らくずっとこれでやってきたんじ
やないかなと。恐らく、こう書くとなかなか質
問もしづらいところあるんですけど、具体的に
言えば、全部質問したいわけですよね。不測の
事態って何でしょうか、日数を要したというの
はですね。それは、地元企業なのか、あるいは
地元住民なのかとか、いろいろございますので、
ほんの一歩間ですけども、1行でもよろしいです
から、ぜひ検討していただければと思いますよ
ろしくお願ひします。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに質疑がないようです
ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【堀江委員】 第88号「令和7年度長崎県一般会
計補正予算(第4号)のうち関係部分」繰越明許
費の中に、石木ダム建設事業の予算が含まれて
います。石木ダムは不要な事業であり、事業を
進めることは、水没予定地に現に生活している
13世帯、約50人を強制的に収用することにつな
がり、絶対に認められません。石木ダムは要ら
ないと今日も気温が下がっている朝から座り込
んでいる人たちを妨害者と認識していることは
改めていただきたいと思います。強く要望しま
す。

石木ダム建設事業の予算を繰り越しすること
については反対をいたします。

【坂口分科会長】 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ほかに討論がないようです
ので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しました
ので、採決を行います。

まず、第88号議案のうち関係部分について採
決を行います。

第88号議案のうち、関係部分は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【坂口分科会長】 起立多数。

よって、第88号議案のうち関係部分について
は、原案のとおり可決すべきものと決定されま
した。

次に、その他の議案について採決いたします。

第89号議案は、原案のとおり可決することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第89号議案は、原案のとおり可決す
べきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行
います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【山内土木部長】 土木関係の議案についてご説
明をいたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料土木
部」の2ページをご覧ください。

また、これに加え追加1、追加2及び追加3をお
配りしております。今回ご審議をお願いしてお
りますのは、第96号議案「契約の締結の一部変
更について」、第97号議案「財産の取得につい
て」、第98号議案「財産の処分について」、第
99号議案「和解について」であり、その内容は
記載のとおりであります。

なお、横長資料を配付させていただいており、後ほど担当課長からご説明させていただきます。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和6年度及び令和7年度に発注した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

起訴前の和解について。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申立て1件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただくものであり、その内容は記載のとおりであります。

公共用地の取得状況について。

令和7年5月1日から令和7年7月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、長崎市における長崎港松ヶ枝地区旅客船ターミナル整備工事、ほか1件であります。

次に、主な所管事項についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

公共事業の再評価、事後評価について。

今年度の土木関係の公共事業評価については、再評価33事業、事後評価4事業を長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、8月29日に知事に対し意見書の提出が行われたところです。

再評価33事業の全事業を「継続」とし、また事後評価4事業については「事業効果が発現しており、改善措置は不要」とする県の対応方針に

ついて、いずれも妥当であるとの答申をいただきました。

今後とも適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

石木ダムの推進について。

石木ダムについては、渇水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心を確保する上で必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方、川原地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得た上で事業を円滑に進めることができ最善であるとの考えに変わりはなく、今年度、川棚町で開催している石木ダムの技術的な疑問等に対する説明会は、去る8月23日に第3回を開催し、これまでいただいたご質問に対し、県の考え方を一通りご説明させていただいたところであります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めています水源地域整備計画については、昨年12月に素案の公表を行い、広くご意見を伺ったところであります。

今後、地元説明会を開催した上で、その結果も踏まえ、国へ計画を提出する予定としております。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一緒にとなって、事業の推進に全力を注いでまいります。

5ページをご覧ください。

長崎港元船地区整備について。

長崎港元船地区において、港湾機能の再編に合わせたにぎわいの創出を進めており、賑わい施設については、PFI手法の活用を検討して

いるため、令和7年2月議会で「実施方針の策定の見通し」の公表について報告しておりましたが、今回、内容の見直しが必要となつたため、改めて「実施方針の策定の見通し」を公表することとしています。

道の駅「251いいもりじゃがーロード」の開駅について。

追加1の資料をご覧ください。

諫早市飯盛町の一般国道251号において令和元年度より諫早市と整備を進めておりました、道の駅「251いいもりじゃがーロード」が令和7年11月1日に開駅することとなりました。

この道の駅は、長崎市と島原半島を結ぶ路線上にあり、地域振興施設として地元物産を扱う直売所や多目的交流スペース、休憩施設として24時間利用可能なトイレや大型車対応の駐車場の整備をすることにより、地域活性化や道路利用者の利便性の向上を図るものであります。

諫早西部団地開発事業者の公募について。

続いて、追加2の資料をご覧ください。

諫早西部団地の未処分地については、長崎県住宅供給公社において、令和7年3月に2回目の公募を実施し、9月10日に一部区域の優先交渉権者を決定・公表しました。県としましては、残りの区域の公募が速やかに実施できるよう、公社に対し適切に助言・指導を行ってまいります。

女神大橋の事故について。

続いて、追加3の資料をご覧ください。

去る9月13日、女神大橋においてトレーラーが乗用車に追突する死亡事故が発生いたしました。この事故を受け、女神大橋の管理主体である道路公社の監視体制については、事実関係の確認を進めるとともに、事故の重大性を踏まえ、今後の監視体制の在り方について検討を進めてまいります。

そのほか、今回ご説明いたしますのは、長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025等の進捗状況について。

新たな総合計画の作成についてであり、内容は記載のとおりであります。

なお、長崎港元船地区整備について、道の駅251いいもりジャガーロードの開駅について、諫早西部団地開発事業者の公募について、女神大橋の事故については、補足説明資料を配付させていただいており、後ほど担当課長からご説明をさせていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。何とぞよろしくご審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】次に、道路維持課長より、補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】観光生活建設委員会説明横長資料4ページ、第96号議案「契約の締結の一部変更について」ご説明いたします。

5ページをご覧ください。

一般国道383号橋梁補修工事（平戸大橋・橋梁補修工事）でございます。

工事場所につきましては、平戸大橋の上町から田平町小手田免でございます。平戸大橋は本土と平戸島を結ぶ唯一の連絡道路であり、緊急輸送道路にも位置づけられている重要な橋梁であります。橋梁点検におきまして、床組縦桁支承部の損傷や縦桁垂直補剛材に亀裂が確認され、また、その他橋梁施設にも損傷が確認されていることから、補修工事を実施しているものでございます。

工事概要といたしましては、縦桁改良工25横断、床組改良工1箇所、一般補修工1式であります。

契約相手は、株式会社大島造船所で、現在の

契約金額は、消費税を含め12億5,564万3,400円であります。今回、1億3,744万6,100円増額し、13億9,308万9,500円に変更するものであります。

契約工期は、令和6年7月12日から令和9年3月8日であります。

6ページをご覧ください。

橋梁一般図を示しており、今回の主な変更内容と箇所を示してございます。朱書きが変更箇所となっております。

次に、7ページをご覧ください。

高欄防護柵の補修工の追加でございます。当初、本工事での高欄防護柵の補修は計画しておりませんでしたが、今年度の7月に点検を実施したところ、前回、令和2年度の点検結果と比べまして、平戸側側径間北側の高欄防護柵の腐食が著しく進行しており、孔食も確認されたところでございます。

当該箇所の直下には公園や駐車場があり、腐食片の落下による歩行者や公園利用者への被害が予見されることから、腐食が著しい箇所につきまして緊急的に補修を行うものでございます。これにより約6,300万円の増額となります。

次に、8ページをご覧ください。

ハンドロープの補修工の数量の変更についてでございます。前回調査、令和2年度の結果から、当初、契約数量は20か所としておりましたが、着工前の近接目視調査を行ったところ腐食の進行が見られるということで、こちらの方も腐食片の落下により通行車両等への被害が懸念されることから、数量を増加変更し、増額するものでございます。これにより、約4,500万円の増額となります。

そのほか、センターステイケーブルの補修工の追加、ハンドホール蓋の取付工の追加等により約2,900万円の増額となります。

以上で、第96号議案「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますようよろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【本多港湾課長】同じ資料の11ページをご覧ください。

第97号議案「財産の取得について」ご説明いたします。

12ページをご覧ください。

国が長崎空港を整備する際、県は空港の早期完成を図るため箕島を買収し、土取り場として活用しました。その際、空港と箕島の間に閉鎖水域が残ったことから、空港関連用地の確保や水質悪化等に考慮して埋め立てることとし、長崎県土地開発公社に依頼して埋立て、造成を行ったものです。将来、県が買い戻すことを前提に依頼しており、令和8年度に公社が解散される方針となっていることから、買戻しをさせていただきます。

なお、公社が取得した用地を処分する場合は、その取得等に要した費用が基準とされていることから、簿価での買戻しを行います。

当該用地約19ヘクタールのうち、約13億ヘクタールは、隣接する県有地とともにメガソーラー用地として貸付けを行っておりますので、引き続きメガソーラー用地として貸付けを行ってまいります。

続いて、14ページをご覧ください。

第98号議案「財産の処分について」ご説明いたします。

堂崎港埋立地は雲仙普賢岳からの発生する土石流や公共残土等処分として、港湾事業により

整備し、令和3年に全体22ヘクタールのうち約6.8ヘクタールが無事に竣工し、このうち約6.1ヘクタールを南島原市へ売払いを行っております。

今回、残りの約15.2ヘクタールが、令和6年に竣工したため、このうち面積13万8,686.42平方メートルについて、売却価格7億784万7,864円で、前回と同様に南島原市へ売払いを予定しております。

南島原市からは、業務施設用地として利用する計画であることを伺っております。

両案件につきましては、議会に諮る案件となりますので、県議会の議決を得ようとするものであります。

以上で第97号議案、第98号議案についての補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】 次に、河川課長より補足説明を求めます。

【小川河川課長】 第99号議案「和解について」に関して補足説明いたします。

横長資料17ページをご覧ください。

本件は、長崎県所有地の不法占拠に関し、令和3年8月13日に相手方を提訴した事件について、令和6年8月8日に長崎地方裁判所より、原告である県側の主張を全面的に認めた判決が出ております。

被告らは判決内容を不服として、令和6年8月28日に福岡高等裁判所へ控訴したところ、同裁判所から県が提示した土地代金等で相手方が買い取ることを趣旨とした和解案が示されたので、双方これに応じ、和解を行うものです。

横長資料20ページをご覧ください。

着色した部分の土地は、佐世保市を流れる2級河川小野川の廃川敷であり、この土地に昭和55

年、隣接する土地の地権者がアパートを建設し、その建物の一部が越境するとともに、駐車場として利用されておりました。このような行為は不法占拠に当たるため、問題解決に向け相手方と交渉を重ねた結果、平成14年に払下げ申請書が提示されております。

しかしながら、その後、一方的に払下げを翻意にされ、売買契約に応じなかったことから、再三にわたり文書送付や自宅訪問等の働きかけを実施してきましたが、解決に至らず、令和3年8月に相手方を提訴したところ、冒頭申し上げたとおり裁判所から和解案が示されたものです。

つきましては、県有地を不法占拠している相手方との和解により、本件土地を売却し、不法占拠の状態を解消するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 97号議案のことだけれどもね、地元、大村のことありますから、この際お尋ねをしておきたいと思います。

大体約19ヘクタールを買い戻すということだが、この土地は今、何に使われているんですか。

【田中港湾課企画監】 この買い戻す用地でございますけれども、隣接する県有地と併せて、一体的にメガソーラーの貸付けが行われております。この買い戻す用地のうち約13ヘクタールの部分には、メガソーラーのソーラーパネルが設置してございます。残りの部分につきましては、空港関連施設用地ということで、何か使うときにのために、そのままの更地の状態で保有してい

るというところでございます。

【小林委員】 約13ヘクタール、これは大体4万坪ぐらいかな、約4万坪ぐらいの土地、県有地に、メガソーラーが設置されているというようなことで、このことは当然承知をしていますが、地元ですから。県は、このメガソーラーでどのようなメリットを受けていますか。

【田中港湾課企画監】 メガソーラーに貸し付けている部分のうち、この買戻しに係る部分で土地開発公社に収入が入りますけれども、約5,900万円の収入を得ております。

このほか、隣接する県有地の部分につきましては9,600万円ほどの収入を得てあります、全体で1億5,000万円ほどの収入となります。

また、このほか全体の事業につきまして、社会体育振興に関する事業に供するため、ということで5,000万円の寄附金をいたしております。こういったメリットがございます。

【小林委員】 每年、トータルとして約2億円、それぞれ県に収入はあるということは理解いたしました。メガソーラーの用地として、また、いつまで貸し付けるのかということ。それから社会体育振興として、年間5,000万円をこの寄附金としていただいている。

所管は教育委員会かもしれないが、この社会体育振興という意味では、どんなふうに貢献をしていただいているのか、貢献されているか。県がそのお金をいただいてどんなふうにこれを活用しているのかと。そういうことについてお尋ねをしたいと思います。

【田中港湾課企画監】 メガソーラーとしての貸付けが、平成27年から貸付けをさせていただいております。それからこのメガソーラーの売電期間ですけれども、実際に売電を始めまして20年間と、その施設の撤去に要する期間というこ

とで、20年間が終了するのが令和18年7月。これに加えまして、その撤去に要する期間までを貸し付けるということになっております。

また、寄附金についての使い道でございますけれども、一旦、港湾課で寄附金をいただきまして、教育庁が所管しております社会体育振興基金に積立てをさせていただいておりますが、この基金におきまして令和6年度実績で申しますと、例えば、オリンピックアスリート等特別強化事業ということで、県内在住の日本代表選手などへの競技力向上のための支援であるとか、オリンピアンなどの著名な指導者を招聘して、指導いただくための費用、こういったことに令和6年度の場合でいきますと約1,100万円、このほか、未来ながさきスポーツプロジェクト推進事業ということで、本県出身のアスリートの方が本県に戻ってきていただけ、それで働きながら競技を行える環境づくりということで、令和6年度でいきますと1,900万円、こういったもののほか、競技で使用するヨットであるとか自転車などの整備に係る費用、整備に係る支援ということで約900万円、こういった支援が行われております。

【小林委員】 企画監、ありがとうございます。あなた、今度は教育委員会に行った方がいいぞ、よく内容が詳しくて明快だね。ついでに申し上げておきたいと思います。

そういうことで、この19ヘクタールのこれを買い戻すと。そういうことで、右側にも広い土地があるわけですよ。空港の、そこの場所は。これも合わせるとどれくらいの大きさになるのかな、広さ、これご存じですか。

【田中港湾課企画監】 この約19ヘクタールと合わせまして、右側にも平たい土地がございますけれども、全体で約29ヘクタールになります。

【小林委員】 約29ヘクタールと。これは10万坪からちょっと欠けるかもしだれんが、9万坪ぐらいか。大体ね、大きな広大な土地です。

それで、今、答弁があったように、年間2億円の収入はとてもありがたいと。これは感謝しておりますけども、現在は、既に相手方と契約を交わしていますので、現状はあと10年、メガソーラーを設置していかなければいかんと。

ただ、メガソーラーというのは、あまり雇用を創出しないわけ。やっぱり雇用も、人を雇わないと。というようなことから考えていくと、こういう29ヘクタールという広大な土地をいかに活用していくかということは10年後になるかもしれません。あの場所は、我々は地元にあって、水とか電気、この辺の課題があるような感じがします。

だから、例えば、この29ヘクタールぐらいになりますと、この航空機関連の工場、航空機の関連の企業等をいっぱい誘致してもらって、大きな雇用を図っていただき、それで地域の振興について、十分考えていただきたいと。こんな考え方を持っております。

貸付けの期間が終了したら、改めて地域の経済に有効的な活用の仕方をお願いしておきたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに質疑はございませんか。

【中村(一)委員】 98号議案、堂崎の埋立地について、ちょっと何点か質問をしたいと思います。

30年かけてやっと埋め立てました。この間からJAの方には6ヘクタールですかね、売っているんですけども。その辺の単価と、今度の買う単価、大体坪単価で同じなのか、その辺をお尋ねいたします。

【本多港湾課長】 ご質問ですけれども、堂崎港の以前の売却単価と今回の売却単価ということ

ですけれども、令和4年3月に南島原市と契約しておりますが、そのときも平米単価は4,650円になります。今回6筆ございますが、平均いたしまして約5,100円で売却ということになります。

【中村(一)委員】 ということは、大体500円ぐらい単価が上がっているというようなことですけれども、あそこら辺の国道周辺の大体評価額は、どのくらいなのかということと、多分、昨年でしたかね、多比良の埋立地、売却をされたんですけども、その辺の単価も併せてお願いしたいと思います。

【本多港湾課長】 堂崎港付近の近傍地価ということで、住宅地の単価ですけれども、堂崎港付近の住宅地として1平米単価が1万1,800円、坪に直しますと3万9,000円ほどになります。

多比良港につきましては、令和2年3月に契約をしておりまして、その時の雲仙市への売却単価は、平米単価ですけれども8,050円になっております。

【中村(一)委員】 分かりました。今回の売却においては、いわゆる不動産鑑定士とか、土地鑑定士とか、そういうことを入れてのこの単価なのか、その辺も含めてお願いします。

【本多港湾課長】 売却単価につきましては、土地鑑定評価を不動産鑑定の2社に委託いたしまして、2社の平均値を採用している状況でございます。

【中村(一)委員】 そしてまた、6筆に今回分かれていますよね。その6筆に分けた理由を教えていただきたい。

【本多港湾課長】 横長資料の15ページ、16ページを見ていただければ分かるかと思います。16ページの方でよろしいですか、赤い部分が今回売却の用地の場所になりますし、形となっております。

まず、用地につきましては道路に区切られた部分の面積、広い面積のところの単価となります。それと細長い下側になりますけれども、部分につきましては市道として整備をされる部分について分けています。

【中村(一)委員】 分かりました。これから、南島原市も多分、議決をされるというふうに思っております。

今後において、誘致企業は今、産業労働部の方で一生懸命誘致をするようにしておりますけれども、あそこは国道と今度の完成予定地の間口等がやはり誘致をしたときに、大変混雑をするというふうに思っておりますが、その辺の間口等の工法というんですかね、工事ですかね、その辺はどのような考え方をお持ちですか。

【本多港湾課長】 この出入口の交差点の話になりますけれども、信号設置という話が出ているんですけども、市道の形状上、なかなか難しい点があるというふうに聞いておりますので、今後調査をしてよりよいものになっていくものかと思っております。

【中村(一)委員】 確かに、あそこに今、JAさんが6ヘクタールして、結構車の交通が多いです。今度、13.8ヘクタールですかね、売却をされて誘致をするんですけども、あそこ2車線しかないんですよね。絶対道路等が混雑してきますので、ある程度その辺も計画をしていただきたいというふうに思っておりますので、これ要望に代えておきます。ありがとうございました。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【まきやま委員】 おはようございます。第99号議案なんですけれども、そもそもなぜこういう問題が生じたのか教えてください。

【小川河川課長】 99号議案についてのお尋ねですけども、もともと小野川、昭和46年から小

野川の河川改修工事に着手しております。その後、改修が終わった後、背後地が埋められておりまして、そこに昭和55年にアパートが建ったということで。昭和58年当時にある程度河川敷に越境しているということは気づいていたんですけど、そのときも払下げを、県の土地を買収したいということでおっしゃっていて、工事が完了後に、じゃあ、払下げしましょうということになっておりました。

平成13年になりました、工事が完了しましたものですから、払下げをしたいということで測量を行っております。そのときに初めて、アパートも越境していることが判明して、平成14年に払下げの申請書を提出されたんですけども、翌年、平成15年に相手方が一方的に払下げを翻意しております。

それから、払下げの告示から20年たったら時効取得になるということで、令和3年に裁判を起こしたものでございます。

【まきやま委員】 時効にはなったということですけども、本来は先に払下げをしてから許可を下ろすべきだったのではないかと思うんですけれどいかがでしょうか。

【小川河川課長】 委員がおっしゃるとおり、先に払下げを終わらせていれば境界も確定されており、このような問題にはならなかったものと考えております。

【まきやま委員】 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、96号議案の平戸大橋のチェックの件なんですけれども、これは何年に一度の間隔でやられているのか教えてください。

【田崎道路維持課長】 平戸大橋の点検は、令和2年に行っております。道路法の改正によりまして5年に1回の点検となっており、詳細点検は5年

に1回行っています。それから1年点検も、重点維持管理橋梁ということで行っておりまして、職員によって毎年定点を決めて行う点検を併せて行っております。

【まきやま委員】 1年に1回の職員による点検も行っているということでしたけれども、点検の際にちょっと腐食が見られる部分の発見とかあった場合はどういう対応になっていますか。

【田崎道路維持課長】 軽微な対応でございましたら、その都度、工事を発注して対応ということになります。

今回の場合は箇所も多くて、工事を別に発注していたということもありまして、こちらの方に追加をすることで対応したいと考えてございます。

【まきやま委員】 今回の腐食については、毎年のチェックで上がってこなかったという認識でよろしいですか。

【田崎道路維持課長】 当然、損傷の具合は把握しておりましたけれども、だんだんと進行が進んできたということでございます。

【まきやま委員】 もし、毎年チェックして把握をしているのであれば、その都度、その都度、応急措置というか、修理をした方がものは長もちすると思うんですけども、いかがかお考えでしょうか。

【田崎道路維持課長】 委員おっしゃるとおり、その都度、軽微なうちに損傷を修理するということは基本でございますので、基本的にはそういうふうな考え方でやってございます。

【まきやま委員】 それでは、今後毎年のチェックの際に、できる限り修繕も加えてやっていくという方向でよろしいでしょうか。

【田崎道路維持課長】 事業費というか、工事費の額にもよりますので、その都度出てきて軽微

で対応できるものであれば、点検後に補修を行っていきたいと考えてございます。

【まきやま委員】 以上で終わります。

【坂口委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【田川委員】 今の平戸大橋の補修ですけれども、1年に1回と今、ご答弁ありましたけれども、点検方法についてもう少し詳しく、事前の調査で令和5年だったですかね、そのときはある程度軽微だったのが、直近では結構大きな補修が必要な場所になったという。そういうのを考えたときに、その点検はどうやって行っているのか。下から見てするのか、具体的にもう少し説明願えないでしょうか。

【田崎道路維持課長】 点検の方法でございますが、5年に一度の詳細点検では、近接目視が基本でございます。当然、平戸大橋みたいに大きな橋になりますと、クレーン車を使って、その場所を直接見るというやり方をやっております。それは5年に1回です。

1年に1回というのは、職員ができる範囲ですので、遠望目視も加えながらやっておりますので、高いところであるとか、桁の下であるとかいうところは、見えないところが毎年の点検ではあるということでございます。

5年に1回の点検では、全てそういうところを点検しているということでございます。

【田川委員】 ありがとうございます。5年に1回はちょっと大規模に本格的に調査するということで。クレーンっていう手法もなかなか橋桁のところは発見の可能性も増すんじゃないかなと思うんですけども、中央部等については新しい技術のドローン等も使って30センチとかそういう近くまで、あるいは望遠でも映りますので、そういう取組等についてのお考えはありませんか。

【田崎道路維持課長】委員ご質問のとおり、詳細点検というのは、近接目視というのが基本になってございます。当然、近接まで行けないところにつきましてはそういうドローン等も使って、新技術を活用しながら、そういう損傷がないうか、大規模な損傷がないかという確認することになりますけれども、基本は全て近接目視ということに今はなっております。

【田川委員】基本は近接目視っていうことすれども、こういった多額の費用を要することにつながってきますので、今からドローンで建設、あるいは土木だけじゃなくて、農業も漁業もそういう技術を活用していろんな場面で利用可能になるんじゃないかなと思っていますけど。ぜひ今後は、ドローンについてはもう少し積極的に取り組んでいただきたいと思います。これはもう要望にとどめておきますのでよろしくお願ひいたします。

もう一点、先ほどまきやま委員も言われましたけれども、アパート、99号議案ですけれども、埋め立てた後に、そして私から見ると善意の第三者じゃないかなと思うんですけども、アパートを建てた。相手方の方が払下げを申請した。

実は、逆に言えば、官民の境界線については、行政サイドも慎重な調査をしたりすべきじゃなかったのかなと私は正直思っています。ですから、この議案そのものには賛成するんですけども、果たして行政サイドに落ち度はなかったのか。調べるチャンスというのは、固定資産税とかそういうので建物を建てたらそれを見に行くわけですね。それがどこに建っているのか、そこで、行政サイドが先に見つける、私はそれが最も理にかなった方法だと思うんですけども、その点についてのご見解をお願いいたします。

【小川河川課長】委員ご指摘のとおり、アパートが建つ当時にちゃんと境界線を県の方もしっかり確認しておいたら、このような事態といいますか、ここまで大きくはならなかつたというふうに考えております。

【田川委員】本当に、何かこれを読んでいてかわいそうになってですね。それで、自分から自主的に申請して払下げお願いしますよとやつた。事前のお話によりますと、当時の所有者が変わって、なかなか意思の疎通ができないで、こちら側から、行政サイドから訴えるという手法ですね。和解で話がまとまるわけですけれども、もうそういったことも含めて、今後はそういう新しい埋立地、私も事例を幾つか知っているんですけれども、用心して、常に注意を払って、官民の境界線についてはしていかないと、悪者になってしまふわけですよね。提訴されですよ。行政サイドは、裁判というのではありませんけれども、民間にとつて裁判を起こされると非常に苦痛になります。

ですから、そういうことがないようにしていただきたいんですけど、まず一点、そういう体制づくりということについて、どのような対策を講じられておられるのか。今後、あるいは講じられるのかお尋ねいたします。

【小川河川課長】まず、官民境界っていうのは、例えば今、現在は河川工事が終わったら境界杭をちゃんと立てるとかそのような対応というのが1つはいい手段かなと思っております。

官民境界については、今後も細心の注意を図ってこういったトラブルといいますか、こういった問題が起きないように努めていきたいというふうに考えております。

【田川委員】これもう要望になるんですけども、今回の相手方に対して、やはり和解という

ことで決着はつくんですけども、過去に遡つて河川課長の責任では全くないと私は思うんですけれど、立場上、そういう時期に課長をされている。ですから、当時の人からこういう経緯なりましたけどという丁寧な謝罪じゃないんですけど、ご説明、行政が謝ることはなかなかできないかもしれませんけれども、やはり誠意を持った対応で、この和解に向けての話し合いをしていただきたいと思いますので、これも要望ではありますけど、いかがですか。

【小川河川課長】和解という案件がきちんと片付きますよう、誠意を持って対応したいと思っております。

【田川委員】よろしくお願ひします。

【坂口委員長】他に質疑はありませんか。

【富岡委員】ありがとうございます。同様に99号議案についてです。先ほどのご説明とあとはまきやま委員と田川委員のご質問によってある程度、経緯などについては承知いたしました。

あと、ご説明がちょっと足りなかったなと思うのが、和解案の中で1,500万円ということで、この1,500万円で売買することによって、もう全てをチャラにしようっていうか、もう解決しようという話なんですけど、この1,500万円の根拠の部分、根拠というか、その合理性、妥当性について、ちょっとご説明が足りなかったかなと思いますので、お話しいただけたらと思います。

【小川河川課長】1,500万の経緯ですけども、今後、土地を買っていただくというのは、土地の現在価値を計ったら、1,384万1,000円ということになります。それに不当利得金を上乗せして1,500万円ということが相当だということで判断しております。

これ、相手方の経済能力、財政能力とか、そういうものを加味してのものでございます。

【富岡委員】承知しました。ちょっと法律的にここの上のところですね、前回の令和6年8月8日の裁判判決によると、損害賠償と表現している。不法行為に基づく損害賠償請求の話なのか、先ほどおっしゃられたように不当利得の話なのかいいとして、額としてはとにかく、709万円、313万円、85万円ということで、約1,100万円分の不当利得なり、損害賠償請求が本来できるけれども、それを減額というか債権放棄というのか分かりませんけれどもするんだということで。

その金額は、相手側の資力であるとかその辺含めて大体1,380万円ですか、だったのを1,500万にするということは、1,100万円ぐらいを、それを120万円ぐらいに、もう我々としてはその辺りが落としどころだということで納得してもらいたいというような議案という認識でよろしいでしょうか。

【小川河川課長】富岡委員おっしゃるとおりでございます。

【富岡委員】承知いたしました。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案ないし第99号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【高稻監理課長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっており、今回の報告対象期間は、令和7年6月から8月までに実施したものであります。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、611ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、734ページから748ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【坂口委員長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【本多港湾課長】長崎港元船地区の整備について補足してご説明いたします。

観光生活建設委員会補足説明資料3ページをご覧ください。

左側の計画平面図のとおり長崎港元船地区整

備は、岸壁や道路などの黄色枠の公共事業とリニューアル施設等の紫枠のPPP、PFI事業を組み合わせて実施することとしており、PPP、PFI事業の最初の手続となる実施方針の策定の見通しと今後の予定として、PFI事業に係る今後の手続予定を令和7年2月議会で報告しておりましたが、今後の手續の時期を見直しましたので、今回その内容を報告するものです。

右下のPFI事業に係る今後の手續予定の赤い文字の時期を変更しており、変更に至った理由は、今年度実施したサウンディングの結果、PFI事業の契約から、賑わい施設の開業までの期間が長いと投資リスクや物価上昇のめどが立たないなどの意見があつたことを受けての対応となります。

次に、4ページをご覧ください。

下段に、前回と今回のスケジュールを示しておりますが、その対応策として、PPP、PFI事業の開始時期を2年間後ろ倒しさせ、事業契約から全体運営開始までの期間を短縮することで、事業者のリスク軽減を図りたいと考えております。

具体的には、これまでPPP、PFI事業で実施としていた工事の最初の工程となるC棟の解体等を県が実施することに変更し、これに伴うPPP、PFI事業の開始時期が変更となります。解体を行う時期は前回から変更はなく、スケジュールの右側に示す全体運用開始に変更はありません。

最後に、次の5ページに示す様式が、今回、実施方針の策定の見通しの公表を行う変更後の内容となります。

以上で、長崎港元船地区整備についての補足説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

【坂口委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【田崎道路維持課長】続きまして、補足説明資料6ページをご覧ください。

道の駅251いいもりじゃがーロードについてご説明いたします。

現在、諫早市と県とで整備を進めております道の駅251いいもりじゃがーロードが令和7年11月1日に開駅いたします。

道の駅の概要についてご説明いたします。

諫早市飯盛町の一般国道251号において、県と市で整備する県市一体型として進めてございます。

事業期間は令和元年度に着手して、令和4年度より県におきましてトイレ・休憩情報発信施設や駐車場の整備を、諫早市においては地域振興施設などの整備を進めております。

事業費といたしましては、全体で17.6億円になり、その内訳として県が3.3億円、諫早市が14.3億円となっております。

令和7年1月31日に、国土交通省にて道の駅の登録を受け工事を進めておりまして、県内12番目の道の駅として11月1日に開駅することとなっております。

主な施設といたしましては、直売所などが入る地域振興施設や休憩情報発信施設内にトイレ23基、駐車場101台でございます。

以上をもちまして道路維持課の補足説明を終わります。

【坂口委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【野口住宅課長】同じ資料の7ページをご覧ください。

諫早西部団地開発事業者の公募について、ご報告させていただきます。

長崎県住宅供給公社が所有する諫早西部団地は、平成10年度より造成、販売を開始した住宅団地であり、全体面積78.7ヘクタールのうち、現在約21ヘクタールの未処分地がございます。

公社は、昨年10月にこの未処分地全体を一括して開発する事業者の公募を行いましたが、参加表明者はおらず、今回、全体、一括に限らず、部分的な開発も可能とした2回目の公募を本年3月に行い、9月10日にAゾーンの優先交渉権者を決定、公表したところでございます。

引き続き、8ページをご覧ください。

今回決定しましたAゾーンとは、ページ中央のピンク色の部分、約5.2ヘクタールでございます。残るB、C、Dの3つのゾーンにつきましては、公社は再公募に向けた民間事業者のサウンディング調査を実施しております、県としても、速やかに公募が実施できるよう公社に対し、引き続き助言、指導を行ってまいります。

以上でございます。

【坂口委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【平道路建設課長】観光生活建設委員会、補足説明資料追加1をご覧ください。

女神大橋で発生した死亡事故を受け、県としての立場から、長崎県道路公社の監視体制に関する今後の対応方針等についてご報告いたします。

資料1、事故の概要をご覧ください。

去る9月13日土曜日午前2時55分頃、女神大橋においてトレーラーが乗用車に追突した後、中央分離帯を乗り越え、対向車線に飛び出して車両防護柵等を突き破り、トレーラーの運転手が車外に投げ出され海に転落し、死亡された事故が発生しております。

なお、乗用車は駐停車禁止の車道上に約27分

間停車しており、初めの約14分間はライトを点灯、またはハザードを点滅しておりましたが、事故直前の約13分間はライトが消灯した状態でした。

2、報道の内容について説明いたします。

報道におきましては、有料道路の女神大橋は、道路公社が24時間体制で監視する決まりとなっているが、当時、監視員が席を外し、停車している車や事故を見逃していた。

女神大橋には6台の監視カメラが設置されており、約6キロメートル離れたながさき出島道路の料金所近くにある管理事務所のモニターで監視しており、異常があれば、拡声機で指示したり、警察に通報したりしている。

夜間の監視員は1人で、事故当時は席を離れて業務日誌を書いていた。監視員が事故を知ったのは、発生の約20分後だったなどの内容が報道されてあります。

3、監視業務について説明いたします。

道路公社では、監視業務を外部に委託しており、ながさき女神大橋道路だけではなく、計3つの路線の機器モニターの監視及び道路情報盤の操作を行っています。

監視すべき機器モニターには、監視カメラのライブ映像だけではなく、気象観測装置などが含まれています。

なお、監視カメラの設置は、異常気象時や事故発生時など道路の通行規制が必要な状況において、速やかに現場状況を確認し、規制等の対応を行うことを本来の目的として設置しています。

補足して説明いたしますと、監視カメラは駐停車車両などによる事故の未然防止を目的としたものではございませんが、監視業務における運用として、可能な範囲でカメラの映像を確認

し、駐停車している車両を確認した際に、設置している拡声機を用いて注意を促したり、警察に通報したりすることとしております。

4、今後の対応について説明いたします。

県といたしましては、道路公社を指導、監督する立場から、今回の事故の重大性を重く受け止め、今後、監視体制の実態把握を行い、他県の道路監視体制も参考にしつつ、より実効性のある監視体制の在り方について検討してまいります。

また、利用者に対して、駐停車禁止であるとの周知や注意喚起につきましても、関係機関と連携して必要な対策を講じてまいります。

以上、女神大橋の監視体制についての説明を終わります。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情書につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】 ありがとうございます。3点確認させてください。

1点目は確認なんですけども、1,000万円以上の契約状況一覧表で、4番、6番、7番、14番、22番が全てエレベーターの改修工事について、隨

意契約となっています。その理由、何となく分かることで、その理由の部分を教えていただけたらと思います。

【進藤営繕課長】エレベーター改修工事に関するお尋ねです。

既存のエレベーターの改修になります。基本的には、機器の更新改修でございまして、入居しながらの改修になりますので、できるだけ停止期間を短くするために、既存のエレベーターを設置するメーカーと随意契約をして、必要な機器の取替えを行っているものでございます。

【富岡委員】ありがとうございます。

そうですね、ほかのところでお願いして、やつてしまふと、もう利用もできないということで、そういうことは当然とは思うんですけれど、でもそうしますと随意契約で、じゃあ向こうの言い値っていうか、極論これ3,000万円から3,500万円ぐらいになってますけれども、向こうが5,000万円と言つてもしょうがないよという話になるのかどうか、そういう契約交渉、あるいはほかのところに替えるような手段とかがないのかどうか、そこを教えていただけたらと思います。

【進藤営繕課長】当然、何年か継続してやってございますので、前回の契約金額等、あるいは今回の物価上昇等、あるいは人件費の上昇等、そういうものを勘案して検討して決定しているものでございます。

【富岡委員】ありがとうございます。

あとはすみません、43番、4ページですね。

こちら、一般国道202号道路維持工事（災害時緊急対策工）、これについても随意契約となっていますけれども、その理由を教えていただけたらと思います。

【田崎道路維持課長】こちらは、長崎市の相川

町に起きました豪雨による道路災害でございまして、道路災害の応急復旧ということで随意契約で工事をさせていただいてございます。

緊急を要するということで、建設業協会と大規模支援協定を結んでおりまして、そちらに加盟している会社と随意契約をしているということございます。

【富岡委員】ありがとうございます。当然、緊急を要すると、すぐにでも工事しないといけないということで、そういう団体があってそこに通知したら、もうそこと自動的に契約を結ぶ、そういう仕組みにそもそもなっているということでしょうか。

【田崎道路維持課長】委員おっしゃるとおりでございます。

【富岡委員】それでは、175番の主要地方道平戸田平線道路災害復旧工事、こちらについても同様ということでよろしいでしょうか。

【田崎道路維持課長】こちらの方も、平戸市の高越町で発生している、土石流で道路が被災したことによる災害の応急復旧工事ということでございます。

【富岡委員】すみません、ちょっと正確な名前が出てきませんけど、その団体に言って、すぐにしてもらえると。してもらえる際に、先方があくまでここと決めたところにするのであって、こちら側から、当然そこを原則とするとしても、その中でももうちょっと安くできるところがないのかとか、そういう交渉などは一切できないものなんでしょうか。

【田崎道路維持課長】建設業協会の方に依頼をして、協会の方で選ぶということで。さらに数社から見積りを取ってというやり方はやってございません。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【堀江委員】堀江です。まず、追加で説明がありました女神大橋の監視体制の問題なんですけれども、これは、どういう意図を持って補足説明となったんですか。

というのは、事故の概要だけじゃなくて報道の内容、いわゆるマスコミで報道されました。報道はこうなんですよと議会で説明をする。かといって、今後の対応というのは、今の段階、原因も含めて今、調査されていると思うので、今後の対応というのは検討しますだけの話ですよね。議会に報道の内容を改めて示して検討しますって、どういう補足説明ですか。よく分かりません。補足説明をした意図をまず聞かせてください。

【平道路建設課長】補足説明しました意図としては、説明資料の2番、報道の内容に書いているところでございますけども、まず一番上のところ、道路公社が24時間体制で監視する決まりとなっているが、とか、道路公社が監視カメラを用いて常時24時間監視することを前提としているような報道が今回なされております。

そうではございませんで、もともと監視カメラ自体は、本来、事故を未然に防ぐことを目的として設置しているものではなく、異常気象や事故発生などの際の通行規制を速やかに行うことを目的としております。

そうした中、様々な業務がありますけども、その可能な中で確認した際には拡声機とかで移動するように促しているものでございまして、報道に言われていることと、実態の業務というのが少し乖離しているというところで、皆様に

誤解を抱かれないように今回、委員会で報告させていただいているものでございます。

【堀江委員】今の説明だとよく分かりますね。だから、逆に言えば、報道の内容がこうだったんだけれども、実際はこういうふうに運用しているというふうにね。横長にこう書くんじゃなくて、報道の内容で、監視カメラは実際どうなのかと。実際はこうなんですよ。そこは事実を伝えたいということで出されたのであれば、ごめんなさい、読み取る私の力がなかったと思うんだけれども、そういうところをきちんと出して補足説明をしますということを。そうしないと、これ、しかも急でしょ。事前に出された資料じゃないですよ、議会の資料としても。読み込む力も時間もなかったと、これは私の弁明ですけどね。

それを思えば、もう少しこの書き方ではなくて、今言ったように、監視カメラ1つ取っても、こういう報道があるけれども実はこうだったんですけどという、そこがもうちょっと分かる、これ補足説明資料にすべきではなかったんでしょうか。見解どうですか。

【平道路建設課長】委員おっしゃいますように、今回、委員会に報告するその意図が不足した点につきまして、おわび申し上げます。本来、そこをもう少し明確に書くべきだったと、今後、そうしたところに留意して報告したいと考えております。

【堀江委員】そうしますと、例えば報道では、防げた事故ではないかとか、そういう、報道がありますよね。そういうことについても、じゃあ実際にでは今後の対応の中では、今後、検討しますと。そしてさらに新たな対策を検討しますということで、今の段階としては、いろいろ含めて方向性が出せる部分ではないわけでし

よ。そしてまた原因もどこまで言えるかという問題もあるわけですから。

そうしますと、私が例えばこの防げた事故ではないか、ということに対してどうなのかということすらも、これは答弁できない範囲になっていくんじゃないですか。そこら辺はどうですか。

【平道路建設課長】委員おっしゃいましたように、防げた事故ではないかということに関しては、もしも監視員が常時停車した車両を発見していれば、事故を防げた可能性があるということは否めないものと考えてあります。

しかしながら、24時間、1秒たりとも監視を見続けるということは不可能でございますし、今回、事故があったその時間帯にどういった状況であったかというのを、その辺を我々としても現状を確認することにより、通常の業務を行なながらも、監視モニターをできる範囲で監視できるような体制づくり、モニター監視の運用方法であったりとか、あと監視員が報道の中で席を離れていたと、さもそれが悪いことのように書かれていますけれども、席を離れざるを得ない状況もございました。

そうしたところで、モニターの前の席を離れるときは、どうしたときに離れるのか、離れるときのルールとはどういったものか、どういうふうなことに気づけば、もう少しモニターを見る時間が増えるとか、気づくことができるとか、こうしたものを具体的に道路公社とも話し合いながら今後よりよい改善策、よりモニターに気づくような取組というのを検討したいと考えているところでございます。

【堀江委員】つまり、県としては監視体制の実態把握っていうのはこれからであって、実際どうなのかということは、これから十分に調査を

しないと、議会に対しても答弁できないわけですよね。

私が、例えば防げた事故ではないかというふうに私が質問したとしたら、そういうことも一理あるかもしれないというふうに否定はしないけれども、かといって肯定もできないというふうな、そういう答弁しかできないわけですよね。

だから、そういう意味ではこういう事故があった。そのことについては重く受け止めたいと、そこは私もそうしてもらわないと困るし県民もそう思っていると思うんですけれど、じゃあ、それを議会に説明するという際に、いまだ実態把握も今の時点でできていない、これから対応もこれから考えるというときに、議会への説明の仕方がどうあるべきかというのはもっと検討すべきではないかと思います。

もちろん、こういう事故がありましたということを説明するというのは、それも1つの方法だと思いますけれども、そうであれば、通常のこういう説明の仕方のような資料のつくり方ではなくて、報道と事実がどうだったかと。こここの部分がせめてこの実態だけは知ってほしいということで、それは議会に説明しますという意図で説明するのであれば、補足説明資料が今までの同じような形式ではなく、これ検討しなければいけないと私は思うんですよね。そこは私も評価しますけれども、でもそれは、私が質問して初めて補足説明の意図が何なのかっていうのは、私は最初読み取れませんでしたし、ごめんなさい。その文章を読んだだけでも意図が私は読み切れなかった。

これは、私が読む力がなかったかもしれないんだけれど、そこが、こういう場合、実態が把握しない中で議会に説明するという際の補足説明仕方というのは、非常に私は問われているの

ではないか。

でも、しかしこれは県民にとっても大きな関心事だし、今後どうなるのかという、そういう県民の視点もあります。だからそういう意味では、補足説明したということは一定、評価しつつも、議会の論議になり得るのかなというちょっと私は率直に思ったので、再度見解を求めます。

【平道路建設課長】委員おっしゃいますように、今回この事故を非常に重く受け止めていることは事実でございます。13日の深夜に発生した事故でございまして、テレビ局、新聞紙、各社多数の報道機関から取り上げられていた状況でございます。こうした状況を鑑みて、先ほど説明しましたけど、報道内容と事実が異なるところがございました。その点について、まずは委員会で報告することが重要と考えたところです。

ただ、その報告の仕方につきまして、視点をもう少し明確にして報告をすべきであったというところを、今後きちんと整理した上で、何でこの委員会に報告するのか、そこをしっかり委員にお伝えできるように、報告の仕方について今後、精査してまいりたいと思っております。

【堀江委員】それで、一応、この女神大橋の補足説明についてはその答弁、了といたします。

委員長、これでもう10分使っちゃったので、2巡目のときにまたお願いをいたします。

【坂口委員長】分かりました。

ほかに質問はありませんか。

【田川委員】今の事故の件ですけれども、今、ご説明なさったことを正式に報道関係者にきちんと説明されたんでしょうか。1点だけお尋ねします。

【平道路建設課長】道路建設課と長崎県道路公社の関係でいきますと、県は公社を監督、指導

する立場にございます。

現在、県の方からは報道機関に対して直接説明したことはございません。ただし、道路公社が報道機関から取材を受けている旨は承知しております。その取材の中において、道路公社がその質問に対してはきちんと説明をしているということは報告を受けています。

ただ、道路公社が報道機関に説明したけど、報道機関の受け取り方とか、いろんな忙しい中で誤解が生まれたものと考えております。そうした誤解につきまして、今回、委員会で説明させていただいた次第でございます。

【田川委員】確認ですけれども、今おっしゃったことは、実は道路公社の方が報道機関に対してきちんと説明した。そもそも監視するのは事故を未然に防ぐものではなくてっていうお話を説明されているということでよろしいですね。

【平道路建設課長】公社の方からきちんと説明していると聞いております。

【田川委員】はい。ありがとうございます。

【坂口委員長】それでは、土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時29分 再開

【坂口委員長】それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

質問のある方いらっしゃいますか。

【小林委員】長崎県の大きな懸案事項の1つで、石木ダムがありますね。この石木ダムについて、

知事の最近の動きと発言内容についてお尋ねを
したいと思っております。

国の事業採択を受けた石木ダム、これも半世紀、約50年経過をすると、大変なものであります。そういう中において、大石知事も頑張ってくださっていると思いますが、我々の記憶によると、2023年12月に現地に行かれて、しかし、13世帯の皆様方とは応対ができなかつたと。お話をすることことができなかつたと、こういうふうなことを聞いてあるわけです。

そして、それから約1年半ぐらいは全く石木ダムについては大石知事の姿は見えなかつたというような状況であるけれども、先月の末頃、佐世保の市長と地元の川棚町長、そして知事、3者そろって初めてこの現地を訪れて、3者そろって初めてというところにみそがあるわけですけれども、当然、関係3名の市長とか、あるいは町長とか、あるいは県知事とか一緒に行くわけありますから、大きく報道されたことは論を待ちません。

そこで、なぜこの時期に3人そろって現地に行かれたのか。ここは非常に大きなみそなんですけれども、大体、佐世保市長も関係者、川棚市長は地元の町長、それから県の事業というようなことだから、そんなこの関係者が何で9月の末頃において3者そろって行かなければならんのかと。もっと早い時期に3者そろって行くべきではなかつたかという感じもするわけだけれども。それはいろいろな戦略があるのか、考え方があるのか分からんけれども、とにかく3人そろって行かれたと。3人そろって行かれた目的は一体何だったのかと。

それで、それによって、3人行ったことによつて、何か成果が上がつたのか、成果は何だったのか、まずこの点についてお尋ねをしたいと思

います。

【小川河川課長】 先だっての知事と佐世保市長と川棚町長の3者による現地視察の質問の件ですけども、まず目的としまして、今年度、私ども県が川棚町におきまして、技術的な説明会を3回実施しております。その説明会の中で、知事の出席を求めるご意見がございました。そのご意見があつたことから、説明会の出席に向けてその前に現地を視察しておこうということで現地に3者による視察に行かれたところです。

成果につきましてですけれども、なかなか先ほど小林委員おっしゃったように3者で現地を視察するというのは初めてでございます。佐世保市長と川棚町長の方にも知事の方からお声がけをして実現したわけですけれども、その現場の進捗状況というのを3者によって確認できたと、共有できたっていうことが成果じゃなかつたかなというふうに思っております。

【小林委員】 今の答弁の課長の話では、要するに目的は、今、この進捗状況を視察に行くということで、何もこの時期に行くこともなくともっと早く行ってもらいたいと。これだけやっぱり懸案事項なんだから、3者が何度も行っても全然おかしくないわけだよ。何で今初めて3者で行ったのかということについての目的は何だったのかと。進捗状況を視察に行ったんだと、こういうことで。

じゃあ、視察に行って、例えば13世帯の方々とお話をすると、その考え方、その取組は全くなかったのか。何も成果が上がってないと言つけれども、何といつても13世帯の方々とお話をし、ご了解をいただきなければいけない、理解をいただかなければいけないと。

それが、3者そろって行く大きな意義があるんじゃないかと私は考えるけれども、そういう点

から考えてみて、13世帯の方々と面会を求めるとか、あるいは面会をお願いしたりとか、そういう流れは全くなかったのか。

【小川河川課長】 当日、視察に行くときにも13世帯の方にお会いしたいということで申入れをいたしましたけれども、結果としては13世帯の方にお断りされたというのが現状です。

【小林委員】 13世帯の方々とお話をしたいという申入れをしたけども残念ながらお断りになったと、こういう経過なんだな。そうすると、3人行ったところで、今の進捗状況は見たけども、要するに何か成果が上がったかと言われば、何も成果がないと。こういうようなことで今のご答弁だと思います。

そうしますと、今、長崎新聞等で書かれている内容を見てみると、何で今、1年半ぶりに3者かというようなことも含め、何か来年2月の知事選挙のアピールかと、こういうことで揶揄されている。そういうような状況で、テレビに映ること、大きくクローズアップしてもらうようなこと、そんなパフォーマンスを求めて行ったかのような、そういう見方をされているということは、率直に言っていささか残念と。本当の狙いが、皆さん方に伝わってないと、こういうことが言えるんではないかと思います。

そこで一番大事なことは、この間の一般質問初日だったかな、たしか溝口議員の質問に対して、知事は思い切った少し前向きな答弁をしているわけだな。

知事の答弁をちょっと見てみると、令和14年度の完成のためには、来年度中のダム本体工事の発注が必要だと。来年度中のダム本体工事の発注が必要だと。そのためには、支障となる物件の撤去について責任がある判断をしなければならないと。物件の撤去について責任ある判

断をしなければならないと。従来より踏み込んだ答弁をされているわけです。

そこでお尋ねしますけど、その本体発注に支障となる物件とは何のことなのか、まずここをお尋ねしたい。

【小川河川課長】 本体発注の支障となる物件についてのお尋ねですけれども、ダム本体の堤体部のところに位置する団結小屋というものがございます。本体発注のところに直接関わっておりますので、支障になる物件というのは団結小屋ということになります。

【小林委員】 支障となる物件が、13世帯ではなくして、この住居でも13世帯の住居じゃなくして、団結小屋となることは一体どういうことなのかお尋ねしたい。

【小川河川課長】 団結小屋というのは、ダム本体の建設に直接支障となる位置に存在しております。

13世帯の住居につきましては、湛水池のところに位置しますので、本体工事には直接支障がないところに存在しているところでございます。

【小林委員】 13世帯の住居ではないと。今、支障のある物件というのは、団結小屋と。これは、もう課長ははっきり言い切るわけだな。団結小屋のことか。そういうことが支障となる物件と。

そういうことと同時に、知事が答弁したその発言内容、責任のある判断をしなければならないと。責任のある判断をしなければならないというのは、具体的にどういう意味を指しているのか。あなたは分かりますか。

【小川河川課長】 団結小屋につきましては、県が取得補償を行っております。したがいまして、団結小屋は県の所有になっております。また、土地についても、国の名義になっているところでございます。

しかしながら、団結小屋の中に事業に反対されている住民の方が置かれている動産があり、今現在、不法占拠されている状態にあります。したがって、一刻も早く動産を撤去していただき、明渡しをお願いしたいというところですけども、今後しばらくの間、期限を切って任意による明渡しのお願いを続けてまいりたいと思っております。

なお、本体工事前に、団結小屋の撤去が必要でありますけども、その対応については、知事が判断されることであり、現時点で私の方から申し上げることはできないという状況です。

【小林委員】ちょっと私の質問にあまり真正面に答えてないような気がするな。なかなか難しいよね、立場上。

ただ、今言うように、責任がある判断をしなければならないと、こういうことを言っている。それが、要するに団結小屋というこの支障ある物件というのは、団結小屋ということになると。これ、あなたが明快におっしゃった。知事の認識も団結小屋と。その物件という表現を使っているわけだな。物件イコール団結小屋と、こういうようなことだというが、やっぱり新聞報道なんか見ると、このいわゆる責任ある判断は、状況次第においては、いわゆる行政代執行に踏み切る可能性を示唆したと思われる、こういう、そんなことをやっぱり指摘されているわけだ。

だから、あなたがね、責任ある判断は、そういうマスコミにおいては、状況次第においては、行政代執行に踏み切る可能性を示唆したと思われるところいうふうに実は論説に書かれておるわけだけども、あなたもそういうふうに受け止めてありますか。いかがですか。

【小川河川課長】繰り返しになりますけども、

先ほど申し上げたとおり、今後の状況を見ながら知事が適切に判断されることであるというふうに認識しております。

【小林委員】要するに、知事が適切に判断をすると。ということは、行政代執行でもやるぞということを、あなたも言っているようなものだぞ。自分で言っていること分かっているか。知事が判断をすると。こういう責任がある、こういう判断をしなければならないと、こういうことについては、当然、議会においてどう答弁するかとか、この質問に対してはどういう内容の答弁をするかと、いわゆる事前の勉強会があつてはいるはずです。

当然、この石木問題の重要な、そういう内容については、あなた方と十分意見の交換をされていると思うんですよ。そのときに、いいですか、河川課長、あなたがこういう答弁をしなさいと。つまり、責任がある判断をしなければならないと、あなたが知事に言わせているのか。それとも、知事が勝手に言っているのか、どちらか。

【小川河川課長】知事の答弁において、私の方が責任ある判断を答弁してくださいという、そのようなことは申し上げておりません。

【小林委員】責任ある判断をしなければならないという大変な重いこういう答弁を、あなた方、事務方サイドがいかに専門家といえども、こういう発言は今、いかがなものかという状況から考えて、そんな進言はしていないと、そんな事前の打合せはやっていないということを明確に言っているわけだな。もう一回ちょっと聞く。はい、どうぞ。

【小川河川課長】ダムの最終年度であります令和14年度の完成を目指すのであれば、来年度、本体発注が最良であるということについては、

私ども、知事も含めて認識しているところでございますけども、私の方から先ほど申し上げたとおり責任ある判断というのを言ってくれと、そういうことは申し上げておりません。

【小林委員】ちょっと質問の仕方を変えるけど、団結小屋がいわゆる本体工事に支障になる物件と、こういって、その物件とは団結小屋だとこう言っているわけだ、あなたは。

そうすると、当然あなた方については、さっきも言っているように、答弁をどうするかと、これについてはどう答えるべきかと、答弁内容をあなた方が明らかにしながら議論をするわけだよ。そのときに知事は、もうこの物件については、責任ある行動を取らなければいかんよなと、こんなことをあなた方に言いましたか、言わなかつたですか、どっちですか。あなたが進言したものじゃないと。知事はそういう発言をあなた方にしましたか、どうですか。

【小川河川課長】知事としては、県民の命を守る上で責任ある立場としてそのような判断をしなければいけないっていうことをおっしゃっています。

【小林委員】もう一回言って。

【小川河川課長】知事としては、県民の命を守る責任ある立場として、責任ある判断をしなければいけないということはおっしゃっていました。

【小林委員】いま一つ、どっちの命かよく分からん。命、命があるぞ。

そういうことで、我々としても早くこの問題は、13世帯の方々のご理解とご了解をいただいて、いち早く、そして令和14年度の完成に向けて、来年度中は本体工事のダム工事が進むことができるようにと、それは心から願っているわけだよ。

しかし、代執行をおわせるような発言となっていくと、うまくいっているものがとか、やり方次第ではどうにかなるものが、かえってできなくなるという可能性もある。過去の例もいろいろあったわけだよ。そういう点から考えてみて、やっぱり何ていうか、知事がこうやって誤解を招くようにとか、あるいは代執行をおわせるような発言ということになると、ますます現地は、13世帯の方々は、やっぱり頑なになってしまふ。こういうことは分かっているはずだと思うんだよな。

だから、そういう点からしてみて、あなた方と十分に本当の、そういう、きちんと打合せの上で、これを進捗させるためにはどういうような発言をしなければならないかと。これが十分できなくて、結局1人迷走しているような、そんな意味合いに受け止めてしまうと。そして、ひょっとしたら行政代執行をやるんじゃないかと、こういうような受け止め方をされていると。これは、やっぱり考えていかなければいかんことだと思うんです。

それで、やっぱり団結小屋、これは、所有権も県側にあるわけでしょ。そういうところから、法律的には、この団結小屋が不法占拠されているということは大体分かるわけだ。

しかしながら、そういう団結小屋を強制撤去、代執行に踏み切るとどのような状態になるかということは、大体語らんでも理解ができると思うんですよ。ですから、そういう点から考えてみても、やっぱり知事の発言は重いんだから、佐世保を含め、県北の皆さんの方の、そういう水の確保ということは、いろいろアピールしたいことは分かる。それは理解をするけれども、やっぱりその発言が、またうまくいくものもうまくいかなくなってしまうとか、やっぱりいろ

んな各方面に誤解を与えるような、そんな発言じゃなくして、もう少し分かるような言葉で、しっかりと誤解を生まないような発言をしなければならないんじゃないとかと。

これから、副知事なんかもあるわけだし、また新しい部長も来ているわけだし、もう少しこういう点については、よくよく語り合いながら、意見の交換をしながら、長崎県の方針をきちんと前進させていただきたいと。こんな思いをするけども、部長、あなたこのことに答えられるか、何か。国交省だろう。やってくれ。

【山内土木部長】今回、一般質問において知事が踏み込んだ発言をされたこと、またそれが報道においてどのように捉えられたかということは重々承知をしてあります。

知事としては、今回申し上げたかったのは、再評価を受けて令和14年度までに完成するということを、知事自身が決定されたことですので、それを守るんだということが知事の思いというふうに承知をしてあります。

そのためには、工程を遡ると、令和8年度中、来年度中の本体工事の発注が必須になるということでございまして、それを責任を持って遂行していくというのが知事の思いかと思っています。

その際に支障となるのが、いわゆる団結小屋でございまして、それについてはその状況に応じて必要な判断をするということを知事はおっしゃったのかなというふうに考えてあります。

一方で、その工事工程を守りつつも13世帯の方にご理解いただきつつ事業を進めることができ最善ということに知事のお考えは一切変わりありませんので、併せて事業の進捗をこれから進めていくということかというふうに承知をしております。

【小林委員】最後に部長から明快なお答えをいただいたと思いますが、要するに今回の知事の発言が、何か行政代執行的な、そんな疑いを持って何か取られると。こういうことが、石木ダムの工事を推進する上において果たしてどうなのかと。確かに令和14年度の完成、逆算してみれば、来年度いっぱいダムの本体工事をやらないといけない。そのために団結小屋の問題があるというようなことをもって、ここに判断をしなければいけないと、こういうことを言われると。

これは、知事の1人の発言で、今まで皆さん方とやっていた正在している状況の中で、土木部長にも何の前触れも、何か意見交換もなかったんですか。1人で走っているのか。どうなんですか。

【山内土木部長】まず、1人で走っているということはございません。知事の答弁については、関係部局とも綿密に打合せをした上で知事にどのようなご発言をしていただくか、もちろん知事のお考えがあってそれを事務的に支えるのは我々の役割ですので、事実関係を整理して知事がどのようにおっしゃるのかということは、知事が決定されるというところでございます。

今回、行政代執行という言葉が出ておりますけれども、知事の方から行政代執行について言及しているわけではないのかなというふうに承知をしてあります。

ただ、責任ある判断というのがそのように捉われているところでございます。知事は、行政代執行についてほかの場面で問われることがあると、肯定もしないし、否定もしませんということで、今の時点では何ら判断を持っていないというところかなというふうに考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はありますか。

【中村(一)委員】私、一般質問しましたけれど

も、再質問について、ちょっと質問が足りませんでしたので、確認の意味で3点について、一応、答弁をお願いしたいと思います。

諫早市のゆめタウンの開業に伴う周辺道路の整備についてですが、南島原市、諫早市へのアクセスについては、雲仙市、小浜町から愛野町を経由するルートがありますが、このルート上で進められている国道57号富津防災について現在の進捗状況をお尋ねします。

【平道路建設課長】国において進められている国道57号富津防災につきましては、これまでに測量や地質調査、設計などが進められております。

今年度は延長3.4キロメートルの全区間において用地調査が実施され、協力が得られる箇所から順次用地交渉に着手する予定であると伺っております。

県としましては、引き続き富津防災の整備促進につきまして、国に対し働きかけてまいりたいと思います。

【中村(一)委員】ありがとうございます。用地買収に今、かかっているというようなことで、この用地買収の進捗状況というか、大体どのぐらいかけて、用地買収をするのか。その辺はどういうふうにお聞きですか。

【平道路建設課長】用地買収、用地取得につきましては、これから着手するということですので、期間については用地の協力体制とかそうしたものがありますので、まだ国からいつまでというのはお聞きしておりませんけども、速やかに工事に着手できるよう国・県・市が連携して取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(一)委員】ありがとうございます。できれば、この用地買収が一番最初ですので、円滑に進むように国の方にも訴えていただきたいと

思います。

2点目に、島原道路の半島内の各工区の進捗状況についてお尋ねをいたします。

【平道路建設課長】島原半島内につきましては、現在、県で3工区に分けて整備を進めております。

まず、瑞穂吾妻バイパスにつきましては、9割を超える用地を取得し、現在、大型管渠の設置工事を行っているところでございます。

続きまして、有明瑞穂バイパス、こちらにつきましては、約4割の用地を取得し、今年度から橋梁の工事に着手することにしております。

出平有明バイパスにつきましては、用地取得が昨年度完了し、早期開通に向けて残る工事の進捗を図っているところでございます。引き続き、島原道路全線の完成に向け、重点的に整備に取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(一)委員】ありがとうございます。着々と進められている状況がうかがえます。

また、南島原市の深江から口之津間も、部長等も南島原市、振興局と話し合って進められていると思いますけども、なかなかそっちの方は進まないでいますけども、部長も当然、この間、要望に来たときに、とにかく南島原市の今、現状を見てくれよというようなことで言っておりました。部長、見ましたか。南島原市。

【山内土木部長】委員からも言われまして、先週ようやく島原1周することができました。改めて島原1周してみると、それぞれの置かれた厳しい状況ですとか、地域の方の声とかお聞きしまして、道路ネットワークの必要性ですとか、事業の必要性について、改めて認識を新たにしたところでございますので、引き続き推進してまいりたいと思います。

【中村(一)委員】ありがとうございます。本当に今、南島原市の現状を見たときに、100人が100

人、やっぱり道路状況が悪いと言うような状況ですので、もう本当にこれ合併当時5万5,000人おりましたけど、今3万8,000人、毎年1,000人ずつ減っています。道路事情等もあって、そういうような誘致企業とかも来ませんので、できれば、早急にまた目星をつけていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

また、もう一点、令和4年度から事業を進められている県道山口南有馬線の井手清水工区の進捗状況についてお尋ねをしておきます。

【平道路建設課長】井手清水工区につきましては、これまでに測量設計を進めてきております。昨年1月には、地元説明会を開催し、現在、用地取得を進めているところでございます。引き続き、南島原市と連携しながら着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

【中村(一)委員】ありがとうございました。この山口線も、南有馬町の悲願の道路ですので、ぜひとも完成に向けて進捗をしていただきたいというふうに思っております。

今年の8月、9月、南島原市付近に線状降水帯が発生をしております。市内では1時間に約80から90ミリを超える非常に猛烈な豪雨が観測されました。口之津では6時間で257から281ミリの降雨となり、観測史上最大、また平年の9月雨量の1.5倍から6倍に達しております。このときの被害状況をまずお伺いいたします。

【小川河川課長】9月10日、線状降水帯の発生もありまして、南島原市では、時間雨量93ミリ、24時間で319ミリという猛烈な雨を記録しております。この雨によりまして、災害の発生状況ですけれども、現時点での公共土木施設災害の県内においてはこの南島原市の市の管理の施設災害のみでございまして、全部で25件発生しております。

内訳としましては、河川8か所、道路15か所、橋梁2か所の災害報告を現時点で行っているところでございます。

【中村(一)委員】河川8か所、道路15か所、のり面の崖崩れは道路に入っているんですか。

【小川河川課長】のり面の崖崩れっていいますのは、農林の方だと思うんですけども。

【中村(一)委員】分かりました。土木の方も多分ご存じだと思いますので、その辺は、お互い横の連携を持って被害状況を聞いてありますからね、前もってですね。崖崩れが何件あったのか、河川は県の2級河川の管理でしたけれども、その辺もできれば、今後においては、被害状況ですので。ただ、この所管の被害状況を聞いておりませんので、その辺はちょっとよく考えて答弁していただきたいと思います。

河川のことですけども、非常に今、土砂の堆積が県内どこでも一緒と思うんです。非常に堆積して、もう大雨が降ったりとか、大潮とかそういうったときに、もうぎりぎりの状況になっております。

今回も、口之津町、南有馬町においてあと30分、あの豪雨が続いたら、かなりの被害が出ていたと思うんですよね。ただ、その30分がぎりぎりの状態だったんですよね。開田公園とか、あるいは川の側面も全てぎりぎりの状態か、あるいは5センチアップしておりますので、その辺の道路の堆積あたりの除去についてどのように考えておられるのか。

【小川河川課長】河川水位の上昇といいますのは、土砂の堆積等も幾らか影響していることと思います。

実際、南島原市の田町川におきましては、浸水被害とか発生しておりますけども、それは河川の水位が上昇したことによって、内水がはけ

なかったというふうな状況は報告がなっておりまます。その区間においても、土砂の堆積が上下流にあるということで、今後、現地の調査を行いまして、緊急浚渫推進事業の活用も念頭に置きながら、早急な対応を検討していきたいというふうに考えているところです。

【中村(一)委員】2級河川の橋等も2つの橋が被害に遭ったんですけれども。その辺の被災状況も当然されておりますけども、そこには、民家が上に2軒、いわゆる車が通る道ですね橋ですね。近くにはアパート、あるいは家等が5、6軒あるんですけども、今後の復旧はどのように考えておられるのか。

【小川河川課長】被災を受けております橋梁の災害につきましては、管理者である南島原市の方が災害の申請から復旧まで行うことになっております。

また、今後の手順としましては、年内に災害査定を実施しまして、その後速やかに復旧工事を発注し、令和8年度中の完成を目指すことになるというふうに考えております。

橋梁災害の場合は、査定前に国と事前協議を実施しなければならないとか一定のノウハウが必要になってきます。県としても、南島原市に対しまして助言、指導を行いながら申請から復旧までしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

【中村(一)委員】早く復旧できるように願っております。

それと、かなりの国道あたりが道幅から30センチ、20センチとあったんですね。そのときに土砂あたりが国道とか、あるいは県道とか堆積していると。そういうときには、振興局にある道路パトロールですかね、黄色い車、そういうものはどのような動きをするんですか。

【田崎道路維持課長】9月10日の雨のときですけども、豪雨ということで雨がやんだ直後からパトロール等々行っております。まずは、交通優先ということで、国道、県道に堆積した土砂を、このときは5か所撤去しております。

事前通行規制の区間が南串山町の赤間から加津佐町の権田区間につきましては、朝の6時半から夕方の6時半まで12時間通行止めを行っております。こちらの通行規制を解除するときには、土砂の除去等を行った上で、安全の確認をして開放しております。

【中村(一)委員】赤間 権田間は今年になって、何回ぐらい通行止めですかね。

【田崎道路維持課長】令和7年度は今まで4回、計32時間ほどの通行規制となってございます。

【中村(一)委員】雨が降るたびに赤間 権田間は、もう通りも少ないし時間雨量30ミリ時間、日間雨量200ミリですかね。そういうときに通行止め、4回で済んでいるけど、それでもないなと思っていますけども。

地域の人はどうしても、もう雨が降ったら怖いというようなことで、あそこは通らないというようなこともあります。いろいろ工事はされていますけども、その工事がなかなか進まないということで懸念をしていますが、あの道路パトロールは、島原振興局管内には何台あるんですか。

いいです、何台あるのはいいです。あの道路パトロールは、どういった状況でパトロールをされているのか。島原半島を一巡にしておるのか、毎日毎日、土曜日曜もなく関係なくしておるのか。それをどのように把握されておりますか。

【田崎道路維持課長】島原振興局のパトロール体制ですけども、直営のパトロールが2班、民間

に委託しているパトロールが2班、計4班ございます。

この4班で島原半島の振興局管内の道路パトロールを行っております。交通量に応じて、交通パトロールの頻度を決めてございまして、交通量が5,000台以上であれば1週間に3回程度、1,000台から5,000台については1週間に2回程度、1,000台未満については1週間に1回程度ということで、パトロールの頻度を決めておりまして、この4班で島原半島を網羅しているということでございます。

【中村(一)委員】今回の豪雨においては、加津佐、口之津、南有馬、北有馬町が一番降雨量が多くったんですよね。

当然、先ほども言ったように、国道に土砂が堆砂して、なかなか災害協定を結んでいる町では建設業者が来たんですけども、口之津町においては、災害協定をしている建設会社が少ないというようなことで、かなり国道のところに堆砂して、民間の普通の人がスコップを持って国道のところをしていたんですね。その辺で、何で道路パトロール車がその辺を把握してなかったのかなというような思いなんですけれども、その辺は聞いてありますか。

【田崎道路維持課長】先ほども申し上げましたけども、土砂の流出があったところについては対応していますが、今、委員おっしゃったところについては、道路は通れたということもあり、その箇所についての確認はできていなかったようですので、そちらについては、引き続きパトロールを徹底してまいりたいと考えてございます。

【中村(一)委員】本当に南島原市の災害協定を結んでいるところは、建設業者、町はある程度

率先してやってくれます。だから、見えないところの部分が、今回も口之津は特にゼロ地帯ですので、海面とあれが一緒ですからね。結構、土砂が上がるのが多いんですよね。その辺もパトロール車がせっかく多いので、重点的にとは言いませんけども、よく見るようにしておいていただきたいと思います。

それともう一点、道路パトロール車あたりは、国道にある草とか、そういうものは管理しないんですか。

【田崎道路維持課長】道路を管理しておりますので、植栽の状況等は把握しておりますが、パトロールで作業自体は行っておりませんので、別に工事を発注して除草作業等を行うことになります。

【中村(一)委員】251号線あたりは、もう一回確認していただければいいけども、私は毎日そこを通って県に来ていますので、かなり草木が国道の白線からはみ出でてありますので、その辺も一応、振興局さんは見ているんでしょうけども、ちょっとこういうこともあったよというようなことで言っていただければと。

あそこで通行される方もおられるんですよね。白線の内側をですね。かなり現状は非常にそういうような状況であります。

それと、もう一つは、県が管理している公園みたいなところの草木、その辺は土木の所管じゃないですか。

【真鳥都市政策課長】県の方が管理している公園は、島原半島でいいと百花台公園のみになります。あとは市が管理している公園になろうかと思います。

【中村(一)委員】分かりました。あれは、中尾川のあるところは公園じゃなかったですもんね。あれは、管理地の管理の道かな。あそこも、行

だったらもう草木が、私が把握しているだけでも5年間は通行止めでなくて、入らなくして、現状を見てください。いっぱい、草が物すごく生えていますよ。それでのり面等も草木が下げる、非常に私の感じでは、いやあ、これすごいねっていうような感じで言ったんですけども、なかなかそういったよう手をつけられませんので、そういう部分においても、ちょっと振興局の方にも言っていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

今度、緊急浚渫事業が令和6年度で時限的な事業でありますけれども、5年間延伸されたことで令和12年度までの事業となり、非常に助かっているところであります。

同様に災害発生の予防や災害拡大の防止に活用している緊急自然災害防止対策事業についても、河川管理のためには大切な事業だと考えておりますので、本事業は、令和7年度までの時限事業であることから、緊急浚渫推進事業と同様、適切な延伸を国に対して強く要望していただきたいと思います。終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】お疲れさまです。それでは、私からは石木ダムについて質問いたします。

国交省から来ていただいている山内部長に質問いたします。

まず、ある特定の地域の流域雨量を調べる場合なんですか、その当該地域の雨量計のデータを用いることは基本ですよね。そして、もしその雨量計がなかった場合に、近隣の雨量データから推定するということもあり得るという理解でよろしいでしょうか。

【山内土木部長】国交省から来ているからといってあまり詳しいわけではないんですけども、今おっしゃっているのはまさに石木の話かと思

いますが、委員もご案内のとおり、当時、計画を策定するに当たって、本来でしたら流域内の雨量計があればそれが一番いいということは、技術者としてよく分かりますが、残念ながらそれがなかった。時間雨量が必要なところ日雨量しかなかったというところですので、そのときの手段として近傍の佐世保のデータから相関関係を取って、それを技術的にちゃんと検証した上で使用しているということはあり得るのかなとは思っています。

各流域河川によって事情が違いますので、それは当時の計画を立てるときの判断であって、正しかったのかなというふうに考えております。

【まきやま委員】それから、また部長にお聞きます。

今度4回目の説明会なんですけれども、知事は出席していただけるでしょうか。

【山内土木部長】知事としては、従前から申し上げているとおり13世帯の方とお話をさせていただきたいという思いは一貫して変わりません。ですが、13世帯の方のご意向といったしましては、市民委員会の方に委任をされてお話をするということがご希望でしたので、私どもとしてはちょっと調整させていただいて、今まで1回から3回については、13世帯の方と市民委員会の方に対してご説明させていただいたところでございます。

知事も13世帯の方にご説明させていただく機会をいただきたいというのは、従来から変わりませんので、今、第4回に向けては調整をしておりますが、何とか双方の合意するやり方で調整をさせていただきたいというふうに考えております。

【まきやま委員】今の答弁で調整がうまくつけば出席がかなうということで理解いたしました。

次に行きます。

先ほど部長から説明がありました石木ダム推進についてというところの文章なんですけれども、まず、その市民委員会の説明会で成果は得られましたでしょうか。部長じゃなくても大丈夫です。

【岩永河川課企画監】市民委員会の説明なんですけれども、今年度になって3回、4月、6月、8月と3回にわたって説明会を開いております。その中で、市民委員会の方を通してなんですけれども、13世帯の皆様、住民の皆様にも来ていただきて説明を聞いていただいているという状況でございます。その中で、もともとそうなりました経緯といいますのが、住民の方から自分たちでは技術的な専門的なことは分からぬ部分もあるので、専門の方も入れてほしいというようなご希望がございましたので、県の方としましては、説明すべき相手は、事業の当事者である13世帯の方ということは従前から変わらないんですけれども、市民委員会の方同席の上でも13世帯の方がいらっしゃるのであればということで説明会を開催したところでございます。

その中で、広範囲にわたって治水計画でありますとか、地質とか環境の話、覚書の話等もございましたけれども、ご説明をさせていただきました。その中で、市民委員会の方々からも一定の評価といいますか、共通認識は持てたという言葉をいただいております。

ただし、依然として議論が平行線になっているというところもあるということでございますので、我々とすれば、誠意を持って13世帯の方に向けて事業の必要性等について説明をさせていただいたというふうに認識をしております。

【まきやま委員】休日の日に一生懸命取り組んでいただきましてありがとうございました。せ

っかく税金を使って取り組んでいるもので、成果が得られたのであれば、幾つかの項目のうち、幾つ疑問が解消したという文章をきちんとこの石木ダム推進についてというところに加えたらどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。【岩永河川課企画監】各項目について全てご理解を得られたというわけではございません。例えば、治水計画のある部分については共有できたというようなこともありますので、全ての項目にわたって、例えばこの項目について全て理解をしたというような結果ではないというふうに認識しておりますので、なかなか幾つ、何項目理解を得ることができたっていうのは、少し難しいのかなとは思っておりますけれども、各項目について説明をさせていただいている状況というのは、何らかの形でPRできればと思っております。

【まきやま委員】では、県としてはっきり疑問が解消されたという項目は何点ありましたか。

【岩永河川課企画監】先ほど申しましたとおり、この項目について完全に理解を得られたということはまだないかと思いますけれども、例えば環境の話であるとか、地質の部分であるとか、こういったところは、一定の理解は得られたのではないかというふうに考えております。

【まきやま委員】ありがとうございます。

次に、結構、昔に裁判が行われていると思いますけども、その際に県が提出した書類で、川棚川流域の流域平均雨量は、同流域に雨量計が存在しなかった昭和22年から昭和60年までは、以降、ありますけれども、実際はどうだったんでしょうか。

【岩永河川課企画監】この事業認定取消訴訟につきましては、平成27年の11月に事業に反対す

る住民の方、その支援者の方から提訴されておりまして、国が被告となっております。

最終的に最高裁で結論が出たのが、令和2年の10月ということになっております。その中で、今、委員からご質問がありました雨量の話がございましたけれども、昭和22年から昭和60年まで、川棚川流域に雨量計はございましたけれども、それがその日雨量ですね、1日で何ミリ降ったという日雨量のデータしかないものであったりですとか、時間雨量があっても、例えば欠測が多くなったりということがございまして、川棚川の治水計画を策定するのに必要な雨量、24時間雨量、それから3時間雨量、こちら、川棚川、中小河川ということになりますので、洪水に影響を与える短い時間の雨量、3時間の雨量というが必要となります。この時間雨量を有している雨量局が昭和60年以前はなかったということです。

昭和61年以降は、流域内に雨量局ができまして、その時間雨量が測れるようになったということがありますので、その昭和61年以降の流域内の雨量局のデータを使った流域平均雨量と先ほどありました近傍の佐世保雨量局のデータ、両局のデータの相関を取って、その相関係数から佐世保雨量局の0.94倍の値を川棚川流域平均雨量として採用して、川棚川の治水計画を作成しているところでございます。

【まきやま委員】雨量計があったと分かったのはいつになりますか。

【岩永河川課企画監】これは、あったというのは、もう当初から分かっておりましたので、その計画を立てるときから知らなかつたということではなくて、あったということは認識した上で、計画を策定しているということになります。

【まきやま委員】それでは、平成23年の3月6日

の地権者との意見交換で、川棚川流域に昭和60年以前には、雨量の資料がないと断言されていますけれども、これは虚偽になりますか。

【岩永河川課企画監】そのときの経緯についてはっきり把握しているわけではありませんけれども、先ほど申しましたように、時間雨量のデータが存在する雨量局がないということを言われたのではないかというふうに考えております。【まきやま委員】でも、この0.94っていうのは、日雨量で導き出したものですよね。ということは、日雨量はありましたよね、データはね。なぜ、この実測値というか、実際の流域のデータを使わないんでしょうか。

【岩永河川課企画監】まず、先ほどから申しておりますけれども、川棚川の治水計画を立てることに対しては、24時間雨量だけでなく、3時間雨量も必要となります。これがやっぱり中小河川でありますので、洪水に影響を与えるこの3時間雨量というのも必要になってまいりますので、それが分かるための資料、時間雨量になりますので、それがどうしても必要だったということになります。

【まきやま委員】その3時間雨量ということに、日雨量で求めた0.94を使っているのが、以前言ったように統計的に誤りということです。次に行きます。

佐世保市に降った、例えば100ミリ降ったら、川棚川流域に96ミリぐらい降るという計算なんですけれども、実際、昭和42年7月に大きな雨が降ったとき、佐世保市には204ミリ降っているんですけども、川棚川の流域には76ミリなんですよね。だから、こういった相関を使うときに非常に回帰式を重用するっていうのがすごい問題があると思うんですけども、その点はいかが考えますでしょうか。

【岩永河川課企画監】委員おっしゃられますように、ある特定の雨に対しては、例えば佐世保雨量の0.94倍になつてないというご指摘がございましたけど、それは当然そういった場合もあるかと思われますけれども、我々が計算しておりますのは、その各時々の雨が、佐世保雨量局の雨に対して、川棚川流域平均雨量で何ミリになるということを正確に出そうとしているわけではなく、あくまでも確率雨量、100年に1回にどれぐらいの雨が降るかっていうことを出すことを目的にこの雨量の計算をしております。

これにつきましては、先ほど日雨量が昭和22年からもあったということを申しましたけれども、昭和22年から昭和51年まで、流域内で気象庁の川棚と上波佐見観測所の日雨量データがございます。この値を用いまして、その後は流域内に新たに設置した時間雨量のものを含めまして100年に1回の確率雨量がどれぐらいになるかっていう計算も検討しております。

その中で、もともと佐世保雨量局のデータだけを使った確率雨量と比較して大きな違いはないということで、その妥当性を確認、チェックしているということでございます。

【まきやま委員】では、洪水流出モデルについて、実績の洪水水量で検証していないのはどうしてでしょうか。

【岩永河川課企画監】実績の洪水流量ということでございますけれども、先ほどの100年に1回の雨が降ったときに、川棚川流域にどれだけの流量が流れるということを流出計算モデルで検証をしております。その中で、昭和63年とか平成元年、平成2年ですか、このときに実際に降った雨をその流出計算モデルに入れて、計算をしております。

それと、実際に川棚川流域で水位観測を行つ

ておりましたので、そこから計算される流量と比較して、そこでそのモデルが間違いないと、正しいものだということを確認しておりますので、その実測の数値を用いてこの流出計算を行っているということに間違いはないかと思っております。

【まきやま委員】それでは、なぜ令和3年8月の洪水時の流量データでは検証はされてないんでしょうか。

【岩永河川課企画監】まず、この石木ダムの計画ですね、皆さんよく50年前の計画と言われる方もいらっしゃるんですけれども、正式に決まったのが、平成17年、河川整備基本方針、その後、河川整備計画ができておりますけれども、その中で最終的に石木ダムの計画が位置づけられております。約20年前ですね。そのときに、先ほど申しました平成元年とか平成2年の雨、それからその流量を用いて妥当性の検証をしてあるというものです。

その際に、平成17年に決まった計画がもう固まっていたということがあります。令和3年8月につきましては、当然水位計を設置しておりましたので、流量の推測というのはできます。その流量は、我々が川棚川に100年に1回の大雨が降ったときの流量までは6割とかそれぐらいの流量にしかなつていなかつたということでございますので、そこで改めて計画を見直す必要性はないというふうに判断したというところでございます。

【まきやま委員】平成23年の3月6日ですね、先ほどの地権者との意見交換のときに、地権者の方から流量も測りなおさなければいけないとか、それをしていないということで指摘を受けていますけれども、長崎県の回答として、していなかつたということです。過去のデータの蓄積努力

を怠ったということについては、そのとおりだと思いますという発言があっていますけれども、今はデータはきちんと取られていて、検証もされているんでしょうか。

【岩永河川課企画監】各河川に水位計を設置しております。その水位計で大雨のときの洪水時の水位も分かりますので、それから流量の変換もできるようになっておりますので、大雨が降りました際には、そういったことで流量の換算をして、計画の妥当性、要するに計画の必要性自体をチェックしているということになります。

【まきやま委員】それでは、最新のデータで検証はしている、それで問題はない出ているんでしょうか。

【岩永河川課企画監】先ほど申しましたけれども、直近の雨で一番大きい雨というのは令和3年の8月の降雨になります。令和3年8月ですね。その際に、今流れてくる流量が計画しているものよりも小さいということを確認しているということです。

【まきやま委員】市民委員会のときは、計画がもうその時点で固まっていたので、やる必要はなかったのですという回答をされています。ちょっと意見が食い違うようなんですけども、やはり、過去の統計の手法の間違いとか、最初からビルが傾いているのが分かっているのにそんなビルを税金をかけて、450億円以上かけて使ってやるということが、ちょっと愚かな感じを受ける、感じというか愚かだと思うんですけれども。きちんとやはり見直す必要があると思いますけども、いかがでしょうか。

【岩永河川課企画監】この石木ダム建設事業、昨年度に再評価を受けておりますけども、最新の事業費が420億円でございます。その中で、昨年の再評価を受けた中で、令和14年度完成、そ

れから事業費420億円ですけれども、それだけの事業を継続していく妥当性があるというものは判断されたというふうに考えておりますので、我々としては地域の安全安心のためにも、今の計画を早急に進めていくべきだというふうに考えております。

【坂口委員長】まきやま委員、お時間が来ておりますので、最後。

【まきやま委員】今、人件費が入ってないので、人件費この前聞いたら50億以上という回答をいただいているので、それ以上になるという話をしたまでですけれども、再評価については2巡回目に行います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。1巡回、よろしいですか。

【山口委員】お疲れさまです。一般質問でも取り上げましたので、大まかなことは申し上げませんが。特に部長がおいでになって7月から来られてまだ2か月しかたっていない状況にありますので、私が一般質問で技監から丁寧に答弁をいただいたんですが、その中身についてまず少しお話をさせていただきたいと思うんですが。

まず、率直にご質問申し上げますが、私が先日の一般質問の中で取り上げました国道207号のいわゆる佐瀬地区、堂崎地区の関係です。

あと坂口委員長のところの長田地区もございますけれども、佐瀬地区、堂崎地区の関係について、現場を見られたか、見られていないか、そこだけでも、まずそこからお尋ねをします。

【山内土木部長】まだ長崎県内全ての現場を回っているわけでございませんので、まだ拝見しておりません。

【山口委員】ぜひ見ていただきたいと思いますが、国道207号線の私が申し上げている未改良区間の関係について申し上げますと、大村湾を一

周する国道が122キロあります。その中の5キロが未改良の区間、それでその5キロの未改良区間を長与側からと、諫早市側と今、工事を進めていきます。それで一応、工区、事業が成立しているのは5キロの中の0.8キロ、0.8キロの1.6、あとは3.3キロが全く未改良ということで、手つかずです。ですから、いずれにしましても122キロの中の5キロ、いわゆる3.3キロが中央線がない全く狭い、狭隘な道路で、標識が3つ立っていることも申し上げましたが、県道33号から入るところは、国道207の左折はできませんよって書いてあるんですよ。国道に入らないようにと。諫早市側から来る県道との分かれ道には、直進は駄目ですと、左折してください、いわゆる県道に入りなさい。今度、国道207に入ったところの標識には、大型車は入ってはいけません。当然、県道側にも左折は大型車、入っていけませんと。

こういう国道が、日本国内に果たしてあるのかなというのがまず率直な疑問なんです。あるとしたら、やっぱり早急な改善がされているんじゃないかと思いますが、あまり聞きませんので、長崎県として、これはちょっと恥ずかしい部分だなと。

昔ですね、昔というか、この工事に入る前、いわゆる標識が入る前は、県外車もどんどん入ってくるものですから、大型車も、脱輪して事故を起こすわけです。それがもう頻繁に起きていました。だけど、それは土木事務所長名で、入ったらいけないという標識がなってから、事故は減ったと思っています。

ただし、そう言いながらも、今、そこは長崎県内唯一のみかん産地です。みかんの収穫時期が今から始まります。そうしますと、トラックが行ったり来たりするわけです。中央線がない、離合がままならないという状況ですから、

これだけは何とかして解消しなければならないと思っていますので、ぜひしっかり現場を見ていただいて、未改良区間の3.3キロに手をつけていただきたいと思っています。

じゃあ、その範囲内で入り口側、出口側、今、工事着工しているわけですから、じゃあ、真ん中にもう一個、工区が設定できるのかどうかというのは、専門家の皆さん方の裁量の部分だろうと思うんですが、もう一か所とにかく事業化して工区を設定する。そのことによって、残り5キロが早く上がるというふうに思っていますので、そのことについてご見解を求めたいと思います。

【山内土木部長】先ほど、まだ現場を残念ながら見てないということを申し上げましたが、いろいろなところからご要望もかなりいただいておりますし、写真とかで見ておりますので、現場の状況は少しは分かっているつもりです。

あと、今、委員がおっしゃいました看板の話ですね。あれも質問の後、実際にどんな看板があるのかということを写真で拝見いたしました。

いずれにいたしましても、まずは今事業を進めている両端ですね、2か所については、何よりも予算の確保が必要になりますので、まずそれに努めてまいりたいと思います。

一方で、残る未事業化区間、真ん中の3キロですね、それについてはすぐにとはいきないですが、両事業間の進捗などを見ながら検討を進めてまいりたいと思っております。

【山口委員】付近には福山雅治が生れたお母さんの実家もありまして、その先は桜並木です。県の職員さんたちもあそこを通られて桜街道をそれぞれ行ったり来たりなさっていると思いますけれども、そういう風光明媚でもありますし、サイクリング道路でもありますし。1つき

れいに仕上げることによって、長崎県の大きな売りになると思うので、人口減少対策にも、そのことによって少しは解消するのかなという気がします。

要するに、往来のできない国道が宝の持ち腐れであって、そのことがかえって邪魔しているというふうに思います。若い人たちも出ていく。そういうことを止めるためにも、ぜひこの道路は必要です。私の地域を出ると、富岡委員の時津町です。それから、田川委員の西海市、そして湊副委員長の佐世保市に入って、小林委員の大村市を越えて、坂口委員長のところに入つて、長田の工区は設定をしてありますから、いずれにしても長田にしても佐瀬にしても、早めに仕上げていただくということをご要望しておきます。よろしくお願ひします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【浅田委員】すみません。1点だけお伺いをしたいと思います。

土木部長が今回初めてということで、ぜひとも前回の土木部長のときに積み残された案件でぜひとも次に引き継いでほしいというお願ひを私させていただいたんですけども、まさしくここから見える旭大橋の案件は伺つてますでしょうか。これは、私はずっとこだわり続けている橋梁なんですけれども、もともとはこの県庁移転が決まったときに、その旭大橋は低床化して、駅とこの県庁をつなげると。その発表がなされた時点で長崎では対岸という言われ方をする方もいるんですが、そちら側が活性化するんじゃないかということで、丸尾地区、稻佐地区の方は、それをすごく喜んでいたというのがあったのですが、その後に結果としては国交省の通達もあり、こういう全国的な橋梁とか、まだまだ耐用年数があるものに関しては、しっかり

と伸ばしていこうというような状況になっているかと思います。その中で、結局、旭大橋も低床化することなくあと20年か30年間、こういう状況を続けるということが決ましたんですね。

今、ご存じのようにここは駐車場になっております。それを、市内、県内の方々が違った形でも活用したいと、今、確かに駐車場になっていることによって家賃等々は年間入ってきているということは私も存じ上げているんですけども、やはりもっと活用の幅を、この辺りはもうご存じのとおり駅も再開発をされ、メッセもでき、ジャパネットも近くにあるということで、この辺全体が100年に一度のまちづくりと言われているところなんです。それをさらにもっともっと活気づけようということで、様々な提案がなされているわけですけれども、なかなかその駐車場というところから変わらないのか。

そうやっていると、私はここにこだわって最初に質問してもう既に十何年もたっているわけですよ、15年ぐらい。それと同じような年月が達してしまうと、またどうなるのっていうことで、代わるたびに土木部長に私、お伺いをしているんですが、その辺りのところのご見解と進捗状況と、どうするつもりなのかということをお聞かせいただければと思います。

【山内土木部長】旭大橋下の周辺の利活用については、前任の中尾からもしっかり引継ぎを受けて、着任後も関係するところからレクを受けているところでございます。利活用を希望されている事業者がいるということとか、いろんな制約があるということを承知しております。現在、県庁の中で、これ関係部局かなり多岐にわたりますので、横断的に意見交換を行つてゐるところでございます。

今後、準備が整い次第、広く事業者のご意向

ですか、提案を伺うなど、今後の利活用の方針を検討してまいりたいと思っております。

【浅田委員】もう同じ答弁が多いですね。こういうところの利活用に関しては、庁内での幅広くというようなことで。これに関しては、そのままこの供用を続けるということが決まった時点から、もう何十年もたっているわけです。その時代からいろんなご意見等々はあってるし、地域の声というのは伺い続けてるかと思うんですね。そこであるならば、やっぱり自途を決めていかないと、だらだらだらだらしていても結局一向に進まないのではないかと思います。

そういう意味において、お話を早速に来ていただきて、しっかりと中尾前部長からも引き継いでいただいたということは私もありがたいことではあるんですが、やっぱり自途を決めていただかないと計画というのもやっぱりどんどんどんどん変わってしまいます。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

【山内土木部長】ちょっとまだ関係部局で意見交換している最中ですので、この場でスケジュールについて申し上げることはできませんが、繰り返しになりますが、準備が整い次第、事業者のご意向とか提案を伺う機会をつくって方針を決定していくということで推進してまいりたいと思っています。

【浅田委員】もうあまり進まないと思いますのでこれで終わりますけれども、次の委員会ぐらいには、ある程度のことをもう少し進んだ、1歩でも2歩でも進んだご答弁をいただけるよう期待をして終わりたいと思います。

【坂口委員長】審査の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。

再開後を午後3時から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時00分 再開

【坂口委員長】それでは、委員会を再開いたします。質問のある方はいらっしゃいますか。

【堀江委員】石木ダム事業について、大きく3点質問したいと思います。

今議会での知事の答弁、責任ある判断をしなくてはならないとはどういうことか。これまでの質疑を踏まえて質問いたします。

知事、土木部長、河川課の認識として1つ、令和14年度に石木ダムを完成させる。2つ、団結小屋が本体工事の支障になる物件だ。この2つは、知事、土木部長、河川課の認識としては一致をしている。これは確認していいですか。

【小川河川課長】堀江委員おっしゃるとおり、令和14年度の完成と、支障物件は団結小屋ということにつきましては、知事、土木部長、河川課の認識は一致しているところでございます。

【堀江委員】責任ある判断をしなくてはならない。本会議で答弁されたこの文言ですけれども、河川課長が担当課として、自分達から答弁してくださいとは言っていないと、これは知事の答弁の範囲ですと先ほど答えられました。土木部長は、知事の答弁が1人で走っているのではないというふうに先ほど答弁をいたしました。

そこで質問ですが、責任ある判断をしなくてはならないというこの知事の本会議の答弁そのものは、本会議でいきなり出た答弁ですか。答えてください。

【山内土木部長】答弁内容については、事前に担当部局としても事実誤認がないかなどを確認しており、あらかじめ知事と担当部局においてご相談させていただいた内容になります。

【堀江委員】この質問は、一括質問、一括答弁

ですから、当然、答弁としては既に答弁書の中に責任ある判断をしなくてはならないっていうのは、これは書かれていたんだと私も推測をいたします。

ただ、事前に知っていたのよね。ということは、責任ある判断をしなくてはならないっていうのは、皆さん方が事前にこの文言でいいよっていうことで認識の誤差がないということも含めた上で知事は答弁したということですね。知っていたのね。土木部長も、河川課長も。

【山内土木部長】私どもから知事の、何と言いましょうか、提案と言うんでしょうか、こういうふうに答弁を考えていますということは申し上げておりますけれども、最終的に判断されたのは知事でございますので、知事が判断をされて、知事の言葉としてそのようにご発言をしたことかと思います。

【堀江委員】私の質問に答えてない。答弁書だから、事前に皆さん見たんでしょ、知事の答弁書を。一括質問、一括答弁ですから。知事の責任ある判断をしなくてはならないっていう答弁がもう書いてあったんでしょ。

だから、私が言っているのは、知事がいきなり本会議で、この問題、この答弁をしたのではなくて、事前に答弁書があるわけですから、知っていたということですよね。知っていたのか、いなかつたのか、それを答えてください。

【山内土木部長】担当部局としては、認識をしております。

【堀江委員】そうしますと、先ほどから知事が答弁している、責任ある判断をしなくてはならないということは、いきなり知事が本会議で言った文言ではなくて、一括質問、一括答弁ですから、こういう答弁をするよっていうことは皆さん知っていたわけですよね。

確かに河川課長が言うように、自分たちがこういうことを言ってくださいと言ったわけではない。土木部長が言うように、それは知事の答弁の範囲だけれども、責任ある判断をしなくてはならないということは、皆さん方は知事が答弁するということは知っていた。

そうすると、最初に確認しましたね。令和14年度までに完成しなければならないと。そして、団結小屋が本体工事の支障になる物件だということは確認、みんな同じ、知事、土木部長、河川課が同じ認識であれば、責任ある判断をしなくてはならないということはどういうことかというときに、マスコミが指摘をするような行政代執行に踏み切る可能性を示唆したと思われる。あるいは、小林委員の言葉を借りれば、行政代執行するかのような発言だ。これはそのとおりじゃないですか。どこが違うの。そのとおりではないですか。答弁を求めます。

【山内土木部長】知事は、答弁としては来年度中の本体工事発注に支障となる物件の撤去について県民を守る立場にある責任ある判断をしなければならないというふうに答弁をしたというふうに承知をいたしております。

知事から行政代執行という言葉を発しているものではないというふうに承知をしております。

【堀江委員】議会の答弁、あるいは本会議での答弁というのは、言い回しがいろいろあって、それを分かりやすく言ったらどういうことなのっていうふうに私は聞いているんですよ。

責任ある判断をしなくてはならないと言いました。そして、土木部長も知事も河川課も、令和14年度に石木ダムを完成させるということと、団結小屋が本体工事の支障になる物件だということは一致しているんだと。そして、責任ある判断をしなくてはならないとなれば、これを平

たく言えば、行政代執行で団結小屋を撤去する。これは、そういうことになるでしょということなんですよ。

要は、言い方はいろいろあるんですよ。言い方はいろいろある。そうやって逆に言えば、県民から見ると逃げる答弁だ、それは。私が言うように平たく言えば、マスコミが指摘しているでしょう。行政代執行に踏み切る可能性を示唆したんじゃないかな。小林委員が言ったでしょ、行政代執行するかのような発言ではないか。言い換えればそのことじゃないですか。

だからいろいろ言わなくていいんです。県民が聞いて分かりやすい答弁をしてください。部長に答弁を求めます。

【山内土木部長】答弁内容については、先ほどから申し上げているとおりですが、別の場でいろんな対応の中において、知事は行政代執行について見解を問われたときには、イエスともノーとも言っていない。選択肢として排除はしていないというふうにお答えをしておりますので、今回、一般質問中ではそのような答弁内容にはなっておりませんが、知事の考えはそういうことかというふうに考えております。

【堀江委員】つまりは、部長に聞きますね。今、部長の答弁は、知事がこんな言っていましたという答弁ですよね。知事はこんなふうに言っていますということを今、部長として答弁しましたね。私は部長に聞きます。土木部長に聞きます。

行政代執行に踏み切る可能性を示唆したと思われるというマスコミの表現、そして小林委員がこの委員会で言った行政代執行をするかのような発言、これ同じ文言ですよね。違いますか。土木部長に答弁を求めます。

【山内土木部長】繰り返しになりますが、どの

よう取られるかは人それぞれだと思いますが、知事としては、先ほどからお話のあるような答弁をしているというふうに承知をしております。

【堀江委員】どのように取られるかはそれぞれだ。じゃあ、マスコミが言った行政代執行に踏み切る可能性を示唆した、あるいは行政代執行をするかのような発言、そういうふうに取ってもいいということですね、これは。土木部長の、どのように取るかは、取る側の言葉っていうことなんでしょう。ということは、行政代執行に踏み切る可能性を示唆したと思われるし、行政代執行をするかのような発言というふうに指摘をされても仕方がないというふうに認識をいたします。

次に、大きく2点目に入ります。

知事出席の説明会についてです。まず、これまで河川課長が答弁しましたように、3回の説明会を持っていただきました。昨年の12月から河川課長を先頭に、市民委員会の皆さんのお望を受け、もちろん、皆さん13世帯、川原の皆さんの要望でもあるんですけども、説明会を持ってほしいということで、その努力をされたことには、私からも敬意を表したいというふうに思います。

その上で確認ですけど、先ほどまきやま委員も指摘をいたしましたが、知事の出席の説明会はどうなのかということで、先ほどは調整中という答弁がありました。6月の議会で河川課長は、どのように機会を設けるか改めて調整をさせていただきたいと言いましたし、当時の土木部長が前向きな調整ができないかというふうに検討しているというふうに答弁されました。

これは確認の質問なんですが、そうしますと、強いて言えば、先ほどもなぜ現地に3人、知事、

佐世保市長、川棚町長が行ったのかっていうことでは、知事は説明会の準備のために行きましていう答弁もありました。つまり、この第4回の説明会、これはどういう文言になるか判りませんが、知事が出席しての説明会を、これは設けるというか、行うということで調整中、実現する方向で検討しているということで認識していいか確認させてください。

【小川河川課長】説明会の件についてのお尋ねですけれども、まず県が説明すべき相手というのは、あくまでも13世帯の方々であるというふうに考えてあります。知事の方も13世帯の方々とお会いして話をする機会を得たいというふうにおっしゃっておりますので、その機会を得られるよう、現在、市民委員会を窓口として調整を行っているところでございます。

【堀江委員】これは、先の6月議会でも私が指摘しましたように、当時の6月議会で土木部長、当時の部長が、知事が話をされたいのは13世帯の皆様なのです。同じような答弁をしましたね。そして、しかし13世帯の皆さんには、自分たちでは単独で会いませんと。だから、自分たちが委任している市民委員会の皆さんに、そこは任せます。委任していますというふうに言われました。それで当時の土木部長も、市民委員会の方があそこに見えて当然いいはずなんですって、そういうふうに答弁をしているので、6月議会の答弁、そして今回の答弁も含めて、知事出席の説明会を調整中ということですので、その実現のためにぜひ頑張っていただきたいということを改めて、これは要望にさせていただきますけれどもお願いをいたします。

もう一つ、3点目、公共事業の再評価について質問いたします。

これまで3回の説明会をした中で、参加をされ

た県民、市民の皆さんから、長崎県の公共事業再評価についてどうなのかというか、その発言を改めて確認したいという点があります。

それは第3回の説明会の中で、長崎県はこのように答えましたね。

長崎県の再評価とは、その時点での残りの工期の話、事業費の見直し、そういったものについていろいろ専門家の方々で判断をしていただいております。その上で、長崎県は県の再評価において、長崎県の再評価制度の実施要綱というのがあって、それで判断をしていますと。そして、長崎県は再評価はするが、見直しや中止の選択肢はないと断言をしたというふうに、私もその場で聞いておりましたけれども、こういう発言はあったのかどうか、このことについてはどうですか。

【岩永河川課企画監】8月23日の第3回目説明会で、私の方がその旨の発言をしておりますけれども、ちょっと正確に言わせていただきますと、長崎県の再評価は、例えば残りの工期や事業費の見直しを含めて、各分野の専門家に今後、継続していく必要があるかどうかの妥当性を判断していただいていると。その中で治水計画である河川整備計画については、策定時に検討されており、県の再評価委員会の中で改めて審議することはしないということで県は行っていますと発言しております。

さらに、説明会の中で少し誤解を招くような発言がありましたので、その説明会の中止後、再開のときに少し訂正、補足をさせていただいておりまして、治水計画につきましては、現行の洪水対策の計画を策定する際の流量である基本高水を超えるような降雨が発生した場合には、必要に応じて見直しを行うものとされておりますということで、見直しの可能性もあるという

ことで説明をさせていただいております。

【堀江委員】見直しの可能性もあると発言しましたか。発言しましたか。

【岩永河川課企画監】休憩後の発言の中で、小川課長の方から発言をしております。

【堀江委員】その部分は文字起こしをしていますか。もし、その文字起こしをしていたらください。私はその覚えがありません。

【岩永河川課企画監】はい。お持ちします。

【堀江委員】私がここで言いたいのは、先ほど言われたように、県が、国交省がですよね、この公共事業再評価制度について、縷々こういうふうに実施要領とかにあるので、こういうふうにやりなさいというふうにやっているなんだけれども、長崎県はそこに則ってやっていないんじゃないかという指摘が県民の皆さんからあったんですよ。

実際に、長崎県は県の再評価制度においては事業の見直しや中止の選択肢はないというふうに断言をしたんですね。でも、今言うところではそういうことは言ってないというふうに言ったんですけども、違いますか。

【岩永河川課企画監】その中でも説明させていただきましたが、過去に長崎県においても、ダム事業、4事業ほど中止をしております。説明会の中では3事業と申しましたが、正確には4事業中止をしております。それは、県の方でいろんな事情、例えば、利水者、多目的ダムの利水者が計画の参画を取りやめるありますとか、事業費の増大に伴ってほかの代替案の方が経済的であるとかそういった理由があることから中止をするということを県の方が原案として出して、再評価委員会の中で中止という判断をしていただいたというのもございます。

【堀江委員】確かに振り返りますと、雪浦第2

ダムですか、を含めまして中止になったダムもあるというふうに私は認識しておりますけれども、第3回の説明会のときには、国交省が決めた公共事業の評価はこういうふうにやりなさいといった手順とは違うやり方で、長崎県はやっていますという説明をしたんですよ。したんです。私、いましたからそこに。でも、取り消しましたというふうに今、発言しました。取り消したことではなくて、補足説明をいたしましたと。その補足説明は文字起こしをしているので、後で持参しますということなんですが、今、市民委員会の皆さんから出されている要望は、国の公共事業の再評価監視委員会とは違うルールで長崎県がやっているんじゃないかと。じゃあ、それ何に基づいてやったんだということで、それは大きな問題になっているんですが。

改めて山田勝彦議員がこのことを国交省に問い合わせたら、長崎県としては、国交省に対し、いえ、そういうことは言っておりませんと。国交省のルール実施要綱に基づいて適切に対応を決定していますというふうに回答しているんですけどね。いるんですけども、ただ、実際にその場で聞いていた住民、県民からは納得できないので、私が改めてこの質問したところです。

いずれにしても、文字起こしのその部分を頂いてから、機会があればまた質問したいというふうに思っております。ちょうど時間ですでの終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】担当は監理課長になるかな。海砂採取業者の行政処分についてということでお尋ねをいたします。

今手元に資料もありますけれども、今年の5月の27日頃、長崎新聞で、砂利採取業者を行政処

分にすると、こういう報道がなされております。この行政処分というのは、何ゆえに行政処分をするのか。その理由、それから行政処分の内容についてまずお尋ねをいたします。

【高稲監理課長】 委員おっしゃいますように、今年5月に海砂の採取業者に対する行政処分を行いまして、プレスリリースをしております。

その内容でございますけれども、この採取業者がもともと採取、海砂の採取をするに当たっては、許可を県の方が行って、その上で、その許可の内容に基づいて採取をするといった状況でございますけれども、その実際に採取を行ったものについて、許可を受けた採取区域の外側であります長崎県内の海域でありますけれども、ここで合計約6,000立米の海砂を採取したということが判明しまして、この砂利採取法に基づきまして、県が認可しました採取計画に反するということで、法の21条に定める採取計画の遵守義務に違反するという行為で、許可の効力を1か月間、6月1日から1か月間停止する行政処分を行ったところでございます。

【小林委員】 大体、今の答弁で分かりましたが、要するに許可された区域外、外側で海砂を採取したことだが、区域外というのは、何県側ですか。

【高稲監理課長】 採取区域の外側、外ですけども、本件、長崎県内の海域においての採取でございました。

【小林委員】 新聞記事を見ますと、6,045立米の海砂を採取したというようなことで報道されておりました。そうしますと、例えば、海底だから、そういうお互いが境界線をつくっている。こここの境界線が海底だからこれが見えないで、偶発的に県境を越えたというようなことは考えられますか。

【高稲監理課長】 採取、まず許可申請を出すに当たりまして、具体的にどの地域で採取をするのかというのは、きちんと申請を出していただきます。その区域が本県の採取の許可の範囲内であるのかというのは、事前に審査をすることになります。

具体的には振興局の方で審査をして、許可の決定をするということになってまいります。そして、実際に採取をした後につきましては、その実績を報告していただくことになりますので、それにつきましても、実際に船にはGPSを備えていてどのポイントでどれくらいの量を採取したのかっていうのを報告していただくことになります。ということで、基本的に今回の分も本県内であったということが確認できた状況でございます。

【小林委員】 そうすると、偶発的にたまたま県境を越えてしまったと、区域をと、こういうことはあり得ないわけだな。ということは、これはどういう意味ですか。しかも新聞記事によると、これはね、大体1月15日、それから1月30日のこの2日間プラス2月2日の計3日間、こういうことで、許可された区域の外側で6,045立米の海砂を採取したと、こういうふうになっているね。

大体、この海砂、これくらい、6,045立米ぐらいで幾らになりますか。売買価格は幾らですか。俺が調べたから3,000円だよ。3,000円、ちょっと掛けてみなさい。

【高稲監理課長】 先ほど申し上げました立米当たり3,000円ということで6,045立米を掛けますと、1,813万5,000円でございます。

【小林委員】 私は好意的に見て、やっぱり海底が、県境というか、境界線が分かりにくいんじゃないかなと。たまたまということで間違って偶発的にに入ったのかと。こういうふうな捉え方も

したわけだけれども、いろいろ専門家に聞くとね、そんなことは絶対ないと。この緯度とか経度とか今頃はもう進んでいて、そういうこの線引きされた県境というのは、明確に分かっているというわけだ。そうすると偶発的ではないと。偶発的じゃないと、3日間続けてやっているということは、いわゆる確信犯的な区域外と。ここで採取採集していると、こんなことも言えるんじゃないかと思うけれど、それはどう思うか。

【高稲監理課長】採取業者におきましては、先ほど申し上げましたように採取の計画をまず立てていただきて、それが例えば2か月から3か月の間にこのエリアでこれだけの量を採取しますという部分の許可申請と併せて出していただくことになります。

今回の、なぜ採取区域の外側である海域で6,045立米採取したのかというのをいろいろ聞き取りといいますか、確認をしましたところ、この採取をするに当たって、もう一つ、いわゆる試掘、試し掘り、本当に良質な砂が取れるかどうかという試し掘りができるような運用にしています。これは試し掘りですので、当然、採取した後また戻すということが当然なんですけれども。

今回の事案で言いますと、いわゆる船長が以前、試し掘りをした区域を採取許可区域と誤認していたといったことが分かったということでありました。採取の実績は、当月末の部分を翌月の10日に県の方に出していただくことになりますけれども、実際、採取業者が県の方に実績報告を出すに当たり、その実際に採取した部分を、先ほど申しましたようないろんな記録を取っていますので、それを見ると、許可区域の外であったというのが分かったということで、県の方に実績報告を出す前にまず一報がございま

した。そこがまず発端でありまして、その後、実際に出していただいた実績報告を県の方でも確認すると、許可区域外であったということが確認できたということで、今回の行政処分に至ったといった経緯でございます。

【小林委員】 そうすると、試し掘り、また戻すということはやっていないわけだ。試し掘りと言うけども、戻してはいないわけだ、海砂は。自分でこうやって1,800万円か幾らか知らないが、そういうことをちゃんと売買をしていて、自分の利益にしていると。こういうことは明らかになっているわけだね。

それでは、ちょっとお尋ねしますがね。いろいろ実施をしてきて、自分の方から境界線を越えましたよというようなことを連絡してきたみたいなことを言ったな、今。

その前に、新聞には生産協同組合を行政処分とう書いてあるんだけれども、これ生産協同組合だったら複数の会社が入っているんだよな。これは、個人の1社なのか、協同組合なのか、どっちなんですか。

【高稲監理課長】 この長崎県海砂生産協同組合の中で採取業者としては、構成しているのは5社が加入している組合でございます。

【小林委員】 だから、5社が一緒になってこうやって区域外をやったのか。その業者が、何社か入っているのか、問題を起こしたのは。全部か。

【高稲監理課長】 そのうちの1社、1つの船でございます。

【小林委員】 監理課長、生産協同組合は今、5社と言ったけど、私の調査では4社だよ。5社は一つの話をしているのかね。そういうことで現在4社、その中の1社がこういうような区域外ということで行政処分が行われたということで

とですね。

そうすると、今回の1社は過去においても、こういう県境を越えた区域外の違法操業を、採取をやっているのかどうか、その点はどうですか。

【高稲監理課長】生産組合については、その組合としての今回処分に至っておりますが、その生産協同組合としては過去にその構成の会社が違反をしたといったような事実は過去にもございました。

【小林委員】ちょっと僕はね、きちんと言つてもらうぞ。これ、分かることだから。さっき言ったように、生産協同組合というのは、あなたが言う5社、私の調査では4社と。

しかし、その4社、5社とか言うんじゃなくて、1社だと、こう言っているだろ。その1社、その限定されたこの業者の方は、過去においても区域外ということで、過去にそういう対象の行政処分を受けたことがありますか、どうですかと。そういうことを丁寧に聞いているんだから、あなたも事実をしっかりやらんと。調べるとすぐ分かることだから。どうですか。

【高稲監理課長】すみません。ちょっと生産協同組合の特定の1社が行っていたのかというは、少し、すみません。お時間いただきます。ちょっと確認をさせていただければと思います。

【小林委員】それは、要するに監理課が行政処分を行うんだろ。あなたは、そのときに監理課長やっていなかつたかもしれないが、私は通告をしているわけだ。こういう質問をするぞと。しかも、27日の新聞の内容でやるんだということを丁寧に通告しているわけだ。だから、あなたには、やっぱり誠意のある回答をしてもらいたい。

だから、この業者が、過去においてそういう

ような区域外で同じような違法採取をやっていたかどうかということを聞いていて、それは言い切れないのか、それとも分からぬのか。その業者の名前を言い切れないのか、どっちですか。

【高稲監理課長】すみません。今、手元の資料にありますが、あくまでも海砂生産協同組合に対する処分ということで、その構成しているその1社が、その船の所有がどこなのかというところまでは、今ちょっと手元にありませんので、ちょっと至急、担当班に確認しまして、ご回答差し上げたいと思っております。申し訳ありません。

【小林委員】今頃は、一緒に誰もいないのか、監理課は。昔はぱーっと走つていって、ぱっと持ってきていたぞ。そういうような、答弁ができるないような形にはしなかった。ちゃんとぱっとメモ渡してくれていたけれども。何か言いづらいのかな。

こここの生産協同組合じゃないんだよ。そこで、こういう違法操業を、違法採取をやったところは1社だと、こう言つていて、その同じ会社が、過去においても、県内の区域外で違法採取を行ったことがあって、処分されたことがあるかどうかと。当たり前の質問だよ。だから、何でそれに答えないので。答え切れないのか。

要するに、そんなのを見て、その業者が悪質なのか、それともまともなのかとか、そんなことも判断をするわけよ。過去においてどんなことをやっているのかと。

私の調査では、その今回の対象の業者の方は、残念ながら過去において、そうやって、そういう行政処分になったことがあると、なっているというふうな情報をいただいているわけだよ。だから、今回が初めてではないと。過去におい

ても、そういう行政処分を受けていると。

つまり、そういう状況から考えて、やっぱり行政処分が甘いのではないかと。こんな考え方を持つんだけれども、こんな、そうやって県境を越えて、境界線を越えてこの海砂の採取を違法的に行っていると。こういうことに対して、何か行政処分を見たら、1か月だけ停止と。その許可を取り上げるみたいな形になっていて、それでたった1か月、それで十分事足りるのかと。私は、こういう行政処分の内容というのについては、極めて納得がいかないと、そんなふうに実は思っているわけだよ。

だから、そういう点からしても、本来ならば、刑事告発だと、あるいは登録抹消とか、そんなようなことが厳しくあるはずなのに、僅か1か月停止。それで、もう一回聞きますが、採取する場所、長崎県が許可している採取する場所は何か所ありますか。

【高稲監理課長】 令和6年度に許可が行われた採取地の数で申し上げますと、県内23か所でありまして、今回、処分の対象となりました壱岐の海域でいいとすると、19か所でございます。

【小林委員】 そうすると、今回停止をされると、1か月の行政処分を行ったということで、例えば、その業者は、いわゆる県境を越えた、そういう区域外で違法採取をやったと。その場所が1か月はできないと。後の19とか20という別のそういう許可されている海域では、採取はできるようになっているのか、それはどうなんですか。

【高稲監理課長】 委員おっしゃるように、違反行為があった箇所については、採取ができないということになっております。

この点につきましては、所管省庁は経済産業省でありますけれども、この砂利採取法に基づき行政処分を行うことができるのは、当該違反

行為があった内容に対してであるという考え方も示されておりまして、この点を踏まえて対応しているところでございます。

【小林委員】 監理課長、よく分かりません、今の話は。私が聞いた質問は、今回、県境を越えた、そういう問題の場所、そこで1か月間のいわゆる採取ができませんという許可を取り上げると。だから、そこだけができないで、後の19とか、許可されている海域では、そうやって採取はできるのかどうかということを聞いているんですが。そこはどうなんですか。

【高稲監理課長】 今回の部分で言いますと、違反の区域、許可されましたが違反したその許可の区域についての効力の停止といったことであります、それ以外の海域での採取は可能な状況でございます。

【小林委員】 委員長、時間ですから、もう一度お願いいたします。

【坂口委員長】 では、ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】 堀江委員の質問に続きまして、再評価だの捉え方ですね。私も聞きに行ったんですけども、県独自のルールがあって、期間の延長とか、予算の増額を見直すだけで、取消しとかは考えていないという発言があったように思うんですけれども、いかがでしょうか。

【岩永河川課企画監】 先ほど、堀江委員のご質問の中でもお答えしたんですけども、そういった中でも、治水計画につきましては、現行で定めている洪水流量を超えるような降雨が発生した場合においては、見直すこともあり得るということで、その説明会の中で回答させていただいております。

【まきやま委員】 国交省に問い合わせたところ、やはり恣意的に県が運用することはできないと

いうことでした。

私も、文字起こし、動画もありますので、それを待とうと思います。もし、説明会で違うことを発言したとなれば、覚書とかもありましたので、また住民の方にうそについてごまかしたことで、ますます理解が得られない状況になりますので、回答の言葉には気をつけないといけないと思っております。

続きまして、先ほどの降水水量モデルの検証を水位で行ったということでお聞きしましたけれども、流量観測は行っていないんでしょうか。

【岩永河川課企画監】洪水時の流量観測は行っておりません。ただし、水位から流量に換算できるということで、そちらの方でチェックを行っているというものですございます。

【まきやま委員】これは、水位で推計してはいけません。実績の降水量で検証しないといけません。ですので、モデルは当てはまらないことになります。ですので、石木ダムから山道橋まで行くのに50分ぐらいかかるということで、本流の方から山道橋まで来ると3時間かかるという説明だったんですけれども、県の出しているデータでは、ちょうど1時にピークが一致しています。これは、モデルがでたらめだからこうなるんじゃないでしょうか。

【岩永河川課企画監】少し技術的な話になるんですけども、過去のいろんな雨の降り方、これを検討しまして、その雨の降り方をこの川棚川の計画雨量である100年に1回の雨量、3時間雨量が203ミリ、24時間雨量が400ミリという形に、過去の雨の形を引き伸ばして検討をしております。そのいろんな雨の降り方の中の一つのパターンですので、先ほど一致しているというふうに委員おっしゃられましたけれども、正確に言うと約8分ほどデータずれておりまして、雨の降

り方によって変わってくるものですので、それによって直ちにそれがおかしい、間違っているというものではないというふうに考えております。

【まきやま委員】8分の違いってことなんですかけども、それ、かなり誤差の範囲だと思うんですけれども。8分って誤差の範囲に入りますかね。

【岩永河川課企画監】誤差の範囲といいますか、流出計算をした結果がそういった結果になったというところでございます。

【まきやま委員】これ、実際はピークがズれて、元々示してある1,400トンは以下になると思うんですけれども、これについてはどう考えますか。

【岩永河川課企画監】先ほどから申しますありますとおり、過去の雨の降り方、実際は9パターンの雨の降り方によって洪水流出計算をしております。その中で、一番流量が大きくなるものの、山道橋地点で毎秒1,400トンの流量が流れてくるということをベースに計画を策定しているということになりますので、いろんな雨の降り方によって変わってくるものでありますので、その中の一番危険になる大きな流量に対して計画を定めているということになります。

【まきやま委員】同じように、この雨の降り方によっては当然そういうことも考えられるということで、石木ダムが造られたことによって、川棚川の本川のピークの流量は増加する可能性があると県は認めています。

そこで、国交省河川局開発課の戒めによりますと、ダムを造ることによって、かえって洪水量を増加させることはしてはならない。このようなおそれのあるダム建設はしてはいけないとあります。これに当たると思いますけれども、

いかが考えますか。

【岩永河川課企画監】これも、先ほどから言いますいろんな雨の降り方の話なんですけれども、ダムそもそもの目的といいますのが、洪水時に流れてくる流量をダムでせき止めて、下流に安全な流量を流すというのが、ダムの構造になっておりますので。

委員があっしゃられるような話というのは、本当に想定を超えるような、もう何百年に1回という雨が降ったときに、そういったことがあり得るということをおっしゃられておりますので、この川棚川で想定しております100年に1回の洪水といった場合には、ダムがあることによって、下流の流量が増すということはないということを考えておりますので、そのダムの目的ですね、ダムを造ることによって、大雨のときの洪水被害の軽減を図るということにつながるというふうに考えてあります。

【まきやま委員】そのように自由に雨の降り方を変えれば、何とでも言えることになってしまいます。実際に洪水流出モデルを実績の洪水流量で行っていないのは、大きな間違いですので、これは改めていただきたいと要望いたします。

【岩永河川課企画監】今、ありましたけれども、雨の降り方を自由に設定しているわけではございません。過去に実際に降った雨の降り方、その波形を引き伸ばしてモデルをつくってありますので、こちらが恣意的に自由に流量が大きくなるような雨の降り方を設定しているというものではございません。

【まきやま委員】こちらの手元の資料では、全地域で同じ降り方をするように設定されています。これもおかしいと思います。

【岩永河川課企画監】こちら、流域面積が約80平方キロということで、比較的小さな流域の河

川ということでございます。

おっしゃられますように、その流域の中で幾つか分割して雨のパターンを与えられるようなそういうデータがあれば、それに越したことはないと思うんですけども、こちらの方は先ほどから申しておりますけども、佐世保の雨量を使ったデータで行っておりますので、流域に1つのパターンの雨を降らせて流出計算を行っているというところでございます。

【まきやま委員】洪水流出モデルが、実績の降水水量で検証されていないということで、モデルが当てはまらないことが明らかになったと思います。

【岩永河川課企画監】先ほどから申しておりますけれども、実際の洪水のときの水位、これから流量に変換したもの、これを昭和63年とか平成元年、2年のときの実際の洪水を当てはめて、その流出計算モデルの妥当性というのを検証しているということでございますので、それがモデルが合っていないということではないと思っております。妥当なモデルになっていると考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【高稲監理課長】すみません。先ほど、小林委員からご質問がありました海砂に関して、追加してちょっとご回答を差し上げたいと思います。

まず、県の海砂生産協同組合が、先ほど5社であるのか、4社であるのかというお話がございました。県の海砂生産協同組合で構成している業者だけで申しますと、6社であります。このうち、採取を行っている業者が5社、1社はいわゆる船を貸す役割といいますか、実際に採取業を行っているのが、5社です。このうち、先ほどの5月の処分に関する壱岐の海域で、採取を行っている業者は3社でございますので、先ほど委員が

おっしゃった4社というのは、この3社プラス1社の4社ではないかと思われます。

ちなみに、県の海砂生産協同組合を構成している6社の名前を申し上げますと、富士工業、シーサンド、サンド工業、南国商事、近海産業、有明商事の6社でございます。

それともう一点、先ほど今回の5月の処分に当たって、過去に処分を受けたのか否かというところで、今回の処分、5月の処分はあくまでも協同組合員に対しての処分ということになります。先ほど申し上げたうちの1社については、過去にこれは行政処分ではなくて行政指導ではありますけども、指導を受けたといったところで、そういう違法というものは過去に生じております。

【小林委員】ありがとうございます。

ご答弁ありましたように、いろいろ呼び名があるだろうけれども、過去において行政指導であったとしても、違法行為、この区域外で採取をやっているということが明らかになりましたよね。

だから、これ、初犯じゃないわけだよ。初めての間違いではないわけですよ。そういう点から考えてみたときに、今回のそういう行政処分の場所、つまり県境を越えたところ、そこで1か月は採取はできないが、あと19とか20幾つとか、そういうふうな別のところでは採取ができるというようなことをおっしゃいました。それは本当ですか。

【坂口委員長】しばらく休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

午後 3時57分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【高稲監理課長】繰り返しになりますが、まずは今回の違反をした区域外採取は、長崎県内の海

域でございます。というのが1点と、それから、ほかの海域で採取ができるかというところですけども、今回の許可の効力の停止といいますのは、その許可申請があって、その許可を与えた区域については、採取行為を1か月間停止しますと、その許可区域は認められませんということですので、新たに別の許可の申請があって、その許可が認められれば、そのほかの区域では可能ということになります。

【小林委員】そんな行政処分がどこにあるのか。そんなやり方がまかり通るんですか。ちょっと正直言って、驚きますね。この場所は駄目だけどもと。後はまた、何ですか、許可をするんですか。許可申請があったらやるんですか、どうですか。はい、お尋ねします。

【高稲監理課長】当然、許可の効力の停止の一ヶ月という期間がまずあってのことですけれども、それ以外に許可を認めないといったところ、先ほどちょっと申し上げましたが、国にもいろいろ確認をしたんですけども、砂利採取法に基づき行政処分を行うのは、当該違反行為のあった部分に対してであるという考え方が示されておりますので、それに基づき対応をしてきていくところでございます。

【小林委員】国がどう言っているのかね。県がそれに従って行政処分の内容を決めると。実際、海砂というのは、非常に貴重なものですよ。これは、国民、県民の財産なんだよ。そこはきちんと保護していかなければいけない。それだけの責務があると思うんです。今みたいな行政処分の内容ではね。しかもこれだけの内容でりながら、1か月の停止と。しかもそこだけが1か月の停止で、後は全然今までと変わらず採取はできますよと。

こんな生ぬるい軽々しい行政処分は聞いたこ

ともなければ、見たこともない。それは相手方の違反を起こしたところは、率直に言わしていただければ、これは痛くもかゆくもないじゃないか。だから、過去においてもそういうような違法の採取をやっていると。こういうことで行政指導を受けていると、こういうことになっているわけだよね。

だから、これちょっと1回、見直していただきたいといけないと。こういう罰則規定もない、こんな生ぬるいそういう行政処分の内容は、断じてあってはいけないと。こういうことを、特に強調し、また次の議会でその辺の内容は、尋ねてみたいと思います。

そこで、私は実は、佐賀県議会の有力な県会議員の与党の重みのある県会議員、ここからの紹介で、私に嘆願書が届いています。

これは、玄界灘と共に生きる会会長、浪口志郎さんから、私宛てに送られてきた嘆願書です。

そして、今、佐賀県と長崎県は、新幹線をはじめとして、非常に微妙な問題を抱えているわけだ。本当に、この嘆願書の中身、書かれている内容が明らかに表になると、佐賀県民の皆様方はどのように考えられるか、どのように受け止められるか。

この内容をちょっと見てみると、境界線付近での海砂採取事業の即時停止と原状回復を求める嘆願書と。以前から、佐賀県と長崎県の協定境界線を越え、佐賀県側の海砂を長崎県の業者が区域外採取をいまだに行っているとの通報を受け、漁業探索機で佐賀県側の海底の凹凸を確認、G P Sによる運行記録を確認したところ、境界線を越えて、海砂の区域外採取が繰り返されている実態が見受けられ、違法操業が現在も繰り返されていることを確信した次第であります。

こういうような内容から、いろいろあっていますよ。今、私が言うように、やっぱりこの佐賀県との関係は大事にしていかないと、目の前に新幹線がぶら下がっていると。そういう点から考えてみたときに、こういうような嘆願書が我々の手元に届くというところ、尋常じゃありませんよ。

それで、今聞いてみると、こういうような行政処分の内容、こんなね、どうにもならんような、考えられないよ。これは行政処分とは言わんよ。こんなようなことをまかり通らせるやり方は絶対あってはいけない。

そこでもう少し聞きたいけどね、今、大事なことは、大体、県内に海砂の本当に必要な需要量というかな、それは大体どのくらいと考えていますか。

【高稲監理課長】 それに当たりまして、実際にどれぐらいの県内の需要量、必要量があるかということは、民間の会社に委託をして調査をしております。

それで言いますと、大体、現在の限度量が240万立米ですけども、県内需要でいきますと大体130から50といったような形での見込みの量が民間の委託会社から数字として出されたところでございます。

【小林委員】 では、私の持っている資料、これは平成3年頃に県からもらった資料が、たまたま出てきたわけだよ。その数字と、実際この検討委員会とかに出されている、県内需要量実績、こういうところの数字が全然違うわけだよ。驚いた。今日は時間がないから、この点までは深く追求しないけれども、これは改ざんされているんじゃないかなと。私の持っている過去の資料と、ここに県内需要量実績のこういうところが全然違うというところをまず指摘はしておきま

すけども。

仮に、今言う、そういう民間の調査会社で130万立米から150万立米と、大体が、これが県内で使うところの必要な需要量と、それに対して、ではお尋ねしますが、限度量は幾らですか。

【高稻監理課長】年間の採取限度量は、現在240万立米でございます。

【小林委員】その130万立米、150万立米でいいと言っているのに、それが何で限度額はそれをはるかに上回る。100万立米以上、上回っているんだぞ。

こういうような、何で海砂採取の限度量が240万じゃなければいけないのか。その理由は何ですか。

【高稻監理課長】海砂の採取限度量につきましては、実際に限度量の設定をどのようにした方がいいのかというのを、有識者の委員会でご議論いただいております。その中で、基本的な考え方方は、水産資源の保護、それから自然環境の保全との調和を図ると。

一方で、やっぱり骨材、生コンの原材料である骨材の安定供給の確保という観点も踏まえて検討するということになっております。

全体的な方向性としては、5年に一度、限度量を決めていくわけですけども、ピーク時でいきますと600万立米ありましたものが、現在240万ということで、県内需要からすると、まだ多い状況にありますが、かなり段階的に削減しているといった状況でございます。

【小林委員】実際から遊離しているな。確かに過去600万立米と、そういう時代があったことは私も分かっています。今回、調べてみた。

しかし、今、あなたが言うように、130万立米から150万立米、これが長崎県内で今、必要とされている需要量だと。それを何で100万立米以上

も超えるような、240万立米にしているのかと。この海砂というのも、あなたも知っていると思うけれども、徐々に徐々に減ってきていると。これは、無尽蔵にあるわけじゃなくて、やっぱり限界があるわけだよ。大事に使わないといけないと。

それで聞きますと、長崎県の海砂というのは、非常に骨材として、非常に重宝がられて、大変ありがたいですね。強靭な海砂ということで資材の規定はこれ以上のものはない、みんなから非常に喜ばれているわけです。そういう点から考えても、他県と比べてみて、大体限度量というのを調べてみた。

例えば、高知県が限度量は35万台、今。それから山口県が111万、それから熊本県はもう実は平成25年から禁止、大分県は26万立米、鹿児島県も100万、沖縄県も100万、現在はなし。それから、佐賀県も100万。

こういうところから見れば、長崎県の限度量というのは、240万立米、突出しているわけだよ。何でこんなことをするんですかと。技監、答え切れるか。

【中村土木部技監】海砂の突出が長崎県のみかなり大きいのではないかというようなご質問なんですけれども、私が全て把握しているわけではございませんけれども、これはちょっと聞いた話ですと、他県の砂がコンクリート製品の骨材に対して、十分な品質を有していないというふうなところで、採取限度量も減っているというふうなところの話を、以前お聞きしたことがあります。

【小林委員】答えになっていない。だから、この240万立米というのが他県と比べても、現実に長崎県の需要量からもはるかに超えていると、こう言っているわけだよ。そして、こういう海

砂も、長崎県は上等であるがゆえに、こういうことは大事に育てないといけないと。

そういう点から考えてみると、あまりにも、こういう立派な資源を無造作に扱っているという感じがするわけだよ。そういう点から考えてみても、もう一度こういう全体のこの総量については、総量規制とか、そういうことについては、もう一度検討する必要があると思うんだけども、これは監理課長で答え切れるかな。検討する必要があると思うんだけども。

【高稲監理課長】海砂の採取限度量の取扱いにつきましては、現在5年に一度決めておりますので、令和10年度までは240万立米という形で決めておりまして、次は令和11年度以降の限度量をどうするかというのを、令和10年度にやはり同様に検討委員会でご議論いただくという形になります。

その検討をしていただくに当たりましては、直近のいろいろな状況、実際の採取の実績でありますとか、また需要見込みがどうであるかとか、そういった部分の調査をして、その資料をお示ししてご議論いただくといった状況にございます。

ですので、この数年、そういったきちんと現状の部分の数字、いろんな把握をして、また検討委員会でご議論いただきたいと思っております。

【小林委員】これもう最後にしますがね、私は海砂行政を今回、少し調べてみました。まだまだ私の調査も足りないところです。まだこれから調査に足る内容がたくさんあります。しかし、今日のこのあなたとのやり取りだけでも明らかになったように、この行政処分の内容、こんなに内容が軽いのかと。もうとにかく痛くもかゆくもないと。こんなことを野放しにしている、

この土木行政、海砂行政が、果たして長崎県がまともにやっていることかと。

そしてこうして要するに佐賀県からもこんな嘆願書まで来ているん意見が出てきていると。こういうことから考えてみても、しかも、大切な資源が、大体が今、130万立米から150万立米言いながら、何で240万立米にしなければいけないのかと。

それで、今のご答弁では、いや、これは10年まで続きますよと。こういうような形で、大体、さっきも言ったけども、これは、この業者の方々から、県に毎年幾らお金が入ってきてるんですか。1立米、幾らで売っていて、年間幾ら一般会計の中にその業者の方々の恩恵があるんですか。

【高稲監理課長】海砂採取した分の県へのお支払いいただく分ですけども、1立米当たり税抜きで94円、税込みで103円という単価になっております。

【小林委員】私が聞いたところによると、大体、県が100円ぐらい。それで、大体年間2億9,000万円、3億円ぐらい、一般会計の中にこの海砂で頂いていると。漁協の方は、これが4億円ぐらい頂いているということ。業者の方々は4社、5社、いろいろとありますけども3,000円で売って、240万立米をかけてみると、大体、72億円、業者の方々には、それで4社か5社かというところですけれども、72億円ぐらいのお金がやっぱり年間入っていると。これは、4社だったら4社で分けるのか、どうかというところだけれども、かなりの裕福な状況になってきていると。

そんなことを考えてみると、やっぱり総量規制は検討すべき内容ではないかと。こういうふうに思いますから、こういう長崎県の土木行政の中の、そういう海砂の行政がこんないいかけ

んなものであるということは、絶対あってはいけないと思います。このことは、しっかり申し上げて、私もいろんな調査をしながら、また議会ごとに発言をしていきたいと思いますので、取りあえず以上で終わりたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に自由民主党会派より、ガソリンの暫定税率廃止に関する意見書（案）提出の提案があつてありますので、事務局より文案の配付をお願いします。

それでは、富岡委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【富岡委員】ガソリンの暫定税率廃止に関する意見書（案）について。

多くの国民が物価高による家計負担の軽減を求めている状況を背景に、いわゆるガソリンの暫定税率の早期廃止に向けた議論が与野党間で加速しております。

しかしながら、ガソリンの暫定税率による税収は約1.5兆円と見込まれており、地方のインフラ整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっております。

また、このうちの地方の財源は約5,000億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっております。

一方、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靭化実施中期計画では、国土強靭化の推進が特に必要となる施策の事業規模として、今後5年間でおおむね20兆円強程度がうたわれておりますが、安定的な地方財源が確保されなければ、県民の生命、財産、暮らしを守るために社会インフラの更新や老朽化対策、防災・減災事業などの進捗に大幅な遅れが生じるおそれがある

ます。

さらに、本県はもとより各地方自治体においても、既に当該財源を基に令和7年度予算を編成し、各種事業を実施する中、唐突な廃止は財源不足を招き、地方行政が機能不全に陥ることも懸念されております。

つきましては、ガソリンの暫定税率の廃止においては、これから述べる事項を講じられるよう強く要望するものでございます。

1つ、ガソリンの暫定税率の廃止については、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分考慮し、財源論なき減税を行わないこと。

1つ、地方の減収に対しては、代替となる恒久財源を措置するなど、国・地方を通じた安定的な財源を確保すること。

これらを内容とする意見書を、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

【坂口委員長】ただいま説明がありました「ガソリンの暫定税率廃止に関する意見書（案）」について、ご意見等はありませんか。

【堀江委員】富岡委員に質問いたします。

この意見書は、平たく言えば、ガソリンの暫定税率の廃止をするなということではなくて、税率の廃止ということであれば、地方自治体の影響を考慮し、さらには財源を確保してほしいという、そういう理解でいいですか。平たく言えば。

【富岡委員】堀江委員のご理解でよろしいです。

【坂口委員長】ほかにご意見はありませんか。

【山口委員】今、富岡委員から読み上げて提案いただきましたが、基本的には賛成の立場です。

基本的には賛成の立場でありますけれども、文言を少し修正した方がいいのではないかなど思っているところがあります。「唐突な廃止は」

となっていますね。「各種事業を実施している中、唐突な廃止は」と。今、三党合意に基づいてそれぞれに議論がなされていますし、今回の、いわゆる総裁選挙においても、この暫定税率を取り上げられている方もいらっしゃいます。そういう状況においては、もう国民の皆さん唐突とは思っていないんです。そういう意味では、長崎県が唐突というような形でこの文言を上げるということはいかがなものかなと思っていまして、委員長、副委員長にちょっと修正をお願いしたいなと思っています。

参考で言いますと、「各種事業を実施する中において、廃止は」ということであれば、特に問題ないのかなという感じはします。

【坂口委員長】正副委員長に一任ということで、修正が必要かどうかも含めて一任ということでおよしいですか。

【山口委員】 はい、お願ひします。

【坂口委員長】 それでは、ほかにご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 では、ほかにご意見がないようですので、しばらく休憩をいたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時22分 再開

【坂口委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

意見書(案)の提出について採決を行います。
「ガソリンの暫定税率廃止に関する意見書(案)」
の提出をすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、ガソリンの暫定税率廃止に関する意見書(案)については提出することに決定されま

した。

なお、体裁の修正等については正副委員長一任ということでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 では、以上で委員会の審査が終了いたしましたので、土木部関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時23分 休憩

午後 4時24分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 4時24分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月25日

自 午前10時 0分
至 午後 0時 9分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長（分科会長）
湊 亮太	副委員長（副会長）
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	"
浅田ますみ	"
山口 初實	"
中村 一三	"
まきやま大和	"
富岡 孝介	"
田川 正毅	"

3、欠席委員の氏名

畠島 晃貴 委 員

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

伊達 良弘	文化観光国際部長
村田 利博	文化観光国際部政策監
加藤 一征	文化観光国際部次長
松尾 泰子	文化振興・世界遺産課長
野田 希	文化振興・世界遺産課企画監 (世界遺産・日本遺産担当)
小柳 剛志	ながさきピース文化祭課長
伊東 猛	ながさきピース文化祭課企画監 (国民文化祭事業担当)

長野 敦志	観光振興課長
小宮 健志	インバウンド推進課長 (参事監)
庄司 孝繁	物産ブランド推進課長
貝淵 裕幸	国際課長
久間 哲彦	国際課企画監 (平和推進・国際協力担当)
川瀬 亨介	スポーツ振興課長

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、畠島委員から欠席する旨の届出が出ておりますのでご了承をお願いいたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の2ページをお開き願います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第88号議案令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分であります。

歳出予算、商業費440万円の増であります。歳出予算の内容についてご説明いたします。

本県アンテナショップ「日本橋長崎館」の管理運営業務委託契約が、令和7年度末をもって満

了となることから、令和8年度以降の新たな契約に向けて準備を進めております。

これに併せて、県産品のさらなる認知度向上や観光誘客等につなげるため、回遊性向上や軽飲食機能強化等のリニューアルに係る実施設計に要する経費として、情報発信拠点企画運営事業費に440万円を計上いたしております。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、55億2,354万7,000円となります。

それでは、3ページをお開きください。

債務負担行為について。

次に、令和8年度に債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

「日本橋長崎館」のリニューアル工事に要する経費に係る令和8年度の債務負担行為として、3,435万7,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に物産ブランド推進課長より補足説明を求めます。

【庄司物産ブランド推進課長】おはようござい
ます。

それでは、お手元に配付いたしております予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料をご覧願います。資料の4ページをお願いいたします。

今回、情報発信拠点企画運営事業費といしまして、「日本橋長崎館」のリニューアルに向け、今年度実施する実施設計費440万円と、令和8年度からの本工事費に係る債務負担行為として3,435万7,000円を計上いたしております。

主な事業内容でございますが、県のアンテナ

ショップ「日本橋長崎館」は、令和7年度末をもって10年目を迎え、令和8年度に運営事業者の更新となることから、さらなる県産品の認知度向上や観光誘客等につなげるため、回遊性向上や軽飲食機能強化などのリニューアルを実施するものであります。

今年度の運営事業者の公募に当たっては、リニューアルに向けた設計工事も含めて公募を実施することから、令和8年度からのリニューアル工事に係る経費について債務負担の設定をお願いするものであります。

次に、主なリニューアルの内容としましては、老朽化した冷蔵・冷凍ショーケースの更新や、店内の視認性・回遊性向上のための重機の入替えなどであります。

今回の公募では、リニューアルに係る提案を募り、最も優れた提案を基に設計施工を進めてまいりますが、県が想定するリニューアル例を8ページに参考としておつけしております。

また、5ページに財源内訳を記載しております。今回の予算額は総額3,875万7,000円となりますが、可能な限り国の交付金や起債を活用することとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】この「日本橋長崎館」の来館者数ですが、例えば過去3年間、来館者数がどういうふうに推移をしているのかということが分かりますか。

【庄司物産ブランド推進課長】過去3年間の来館者数でございますが、令和4年度は28万6,771

名、令和5年度は31万6,253名、令和6年度は34万5,100名ということになっております。

【堀江委員】そこで、後の長崎県総合計画に関わるかと思うんですが、こことちょっと関連して、今回リニューアルして、さらに来館者を増やしたいってことなんですけれども、発信しますね、総合計画の161ページになりますけれども、ここでは、今言われた令和6年度が34万人ということで、そこを基本にして、令和12年度には42万人という目標値を掲げています。

これは、今後5年間の計画ですけれども、5年前にちょっと振り返りますと、5年前の計画では、平成30年度に56万人ということを基準にして、令和7年度で67万人を目標に掲げましょうという計画だったんですね。

それから今後、今後の5年間で令和12年度に42万人にしましょうということで、私が何を言いたいかというと、この令和12年度の目標値が42万人ということで、5年前に遡ったときの平成30年度、このときは56万人が基準値だったんですけど、ここにも届かないんですよね。

コロナの影響もあって、「日本橋長崎館」の来館者数っていうのは、当初の見込みから変わってきたという経緯があるんですが、今回リニューアルします。今後さらにそれを増やしていくということで、5年間の目標を立てるんですけども、5年間の目標が言わば10年前と比べても、そこに届かないっていうことはどういうふうに見たらいいのか。

なかなかこれは来館者数を伸ばすというのは、難しい市場状況にあるんでしょうか。ここ分析といいますか、見通しといいますか、そこを説明していただけますか。

【庄司物産ブランド推進課長】来館者数の目標

でございますけれども、来館者数が目標達成できなかった要因につきましては、委員がおっしゃったとおりコロナというのが、大きな要因と考えております。

また「日本橋長崎館」を含む日本橋エリアの近隣ショップも同様な状況にあります、コロナ前の令和1年までは戻り切れてないような状況もございます。

また、もう一つの要因としましては、令和6年度におきましては、熱中症アラートの発令とかもございまして、来館者数が目標に達成できないものと考えております。

なお、現計画の目標を達成できないということにつきましては率直にお詫びを申し上げますが、目標の達成に向けましては、現状をまずしつかり捉えまして、現状の来館者数をベースに目標を立てさせていただいているところでございます。

今後の見通しでございますけれども、「日本橋長崎館」のあるエリアにつきましては、再開発事業が行われております、今後人流が増えていくものと考えております。

今度の、新しい総合計画の目標は、前回の総合計画の数字を下回っておりますけれども、しつかりそのような現状の、周りの環境の変化を捉えまして、今回のリニューアルの補正予算の方を計上させていただいておりますけれども、「日本橋長崎館」の魅力を向上させながら、しつかり今回立てた計画目標を達成したいと考えているところです。

【堀江委員】今、答弁の中で、「日本橋長崎館」が所在するあそこの場所が、再開発ですか、いわゆる状況が一定人口が増えるような方向でまちの変化があるということなんでしょうか、す

みません、教えてください。

【庄司物産ブランド推進課長】「日本橋長崎館」がある一帯は、日本橋エリアにつきましては、複数の再開発事業が今行われております。商業施設でありますとか、仕事ですね、ワークスペースが入ったり、ホテル等が入ることになりますので、さらなる人流の増が見込まれると考えているところです。

【堀江委員】いずれにいたしましても見守りたいと思っておりますけれども、努力をされているというのはもう申し上げるまでもなく、皆さん努力をされているので、ぜひ今回の予算に伴うリニューアルですかね、ここが来館者の増につながっていくように、頑張っていただきたいと思います。終わります。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

【富岡委員】事前に聞いておけばよかったんですけど、この来館者数のデータというのはどういう、その数はどのように取っているのでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】来館者数につきましては、入口にカウンターをつけておりまして、そこで来館者数はカウントしているようにしております。

【富岡委員】我々もですね、時々行ったりするのですが、例えば僕らも視察に行ったりして何人か入って、例えば誰か人によっては、あそこでたばこ吸いに行くっていう、そこにこうした数も入るようなそういうイメージでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】委員が今おっしゃったとおり、カウンターを通られた方の数ということになっています。

【富岡委員】そんなことはあり得ないとは思い

ますが、例えばちょっと来館者数が少ないなどいうときに、富岡君、あそこを往復してくれないかと。それを1日100往復ですね、ランニングしてきますと、こうするだけでも数は増えていくということですね。

【庄司物産ブランド推進課長】すみません、往復の数は、2分の1でカウントするようにしております。特に操作というか、多く来館していくだくようなことはしておりません。

【富岡委員】往復の数はということは、そこは監視カメラと二つ含めて誰がどうしているかというのをカウントしているということですか。

【庄司物産ブランド推進課長】そういう点は、2分の1して往復をカウントしないので、出入りを、1回入って出られたらカウントは2回するのですが、そこを2分の1して、来館者数としては、適切な数を把握しているということです。

【富岡委員】僕の理解力不足なのか、何か質問がかみ合ってない気がするんですが。要するにそういった何か1人がこうしても、そういうカウント数に上がるのではないかっていう、そういう意味ですね。往復してどうこうというよりもですね。

【庄司物産ブランド推進課長】すみません、確かに委員おっしゃるとおり、同じ方が、何回何十回と来店されれば、そこは申し訳ございませんけれども、カウントはずっとされていると思います。往復については、2分の1して1回でカウントするということです。

【富岡委員】そうですね、往復の半分は分かったんですけど。そうですね、この辺りについては、どうしても何かそういう数を、データを取るときの限界っていうのはあると思うんですけど。

あとですね、せっかくそういった、どういう人が来るのか、どういう人がっていうか、ここ的目的としてですね、そういう長崎の魅力を発信して、今後、長崎とつながりをつくってもらいたい、これはもう長崎魅力あるなということでこっちに来てもらうとか、移住してもらうとか、そういうところを目的としてあると思うんですけど。

では、どういった方が、例えば男女の性別、年齢、職種とか、お土産目的で来るのかとか、何かそういったことができるだけ、もうこれからビッグデータの時代、いろいろ分析をして、こういった今後の対策につなげていくというところで、そういったデータを何らか取っているのでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】今、顧客につきましては、dポイントカードを活用して、データを取っております。ちなみに令和6年度のお客様の属性としましては、県別では東京都が最も多く、続いて、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県となっており、性別・年代別では、50代の女性が最も多くて21%、続いて40代の女性が14%、60代女性が10%となっております。

【富岡委員】分かりました。うちの母もですね、何かいろいろ買物とか行ったら、いつも僕が買物するときにも、ちょっとこのdポイントを使ってするように、もうそういうことを通じて、どういった方が、少なくとも買物をした方についてはどういった方がっていうところで。

先ほど一定のどういった方々いらしているのかっていうお示しいただきましたけども、果たしてこれが、だからどうなのかというふうにながっているかどうかですね。

では、女性の50代の方が多いと、だからそこ

でどうするのかですね。そういった方々に、例えば何かダイレクトメールを何らかの形で送るなり、何かそういった何らかの形につながるようなものになっているのでしょうか。それとも、こういう人が来ました、それで終わりっていう形になっているんでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】「日本橋長崎館」といたしましては、首都圏の多くの方々に長崎県の魅力を発信するとともに、首都圏消費者のニーズを収集し、県内事業者にフィードバックすることが目的と考えております。

dポイントデータを基とした購買者情報は、運営事業者の方から県内事業者へのフィードバックの内容に含まれております。そのデータを基に、県内の事業者が首都圏への販路拡大や商品改良を検討する上の有益な情報として活用されているものと考えております。

【富岡委員】何となくはですね、だからどういったものが売れた、例えばカステラがいっぱい売れたら、長崎のほかのカステラなんかもブランドをこっちも入れてみようとか、何かそういったいろんなことには、つながっているということですかね。

【庄司物産ブランド推進課長】個別の事業者の話をしまして申し訳ございません。県といたしましても、当然そのようなデータを活用して、物産ブランド推進課だけでなく、県の様々な施策に「日本橋長崎館」を訪れた方がどういう方で、どういう属性の方がどういった買物をしているかということのデータを生かしながら、いろんな施策の検討材料にはしたいと考えております。

【富岡委員】ありがとうございます。もう終わりたいと思うのですけれども、この来館者数と

いうのがかなり大きな目標、大きなっていうかですね、何かその達成度とかを表すための指標になっていますので、私も会社員時代はですね、自分の場合は工務とかで契約書を何通こうしたのかとかって、何かそういうデータって、例えば自分の場合でも、そのボーナスとか給料に反映してくるとなるとですね、どうしてもちょっと何とか多めにできないかな、やっぱそういう心が働いてしまうものですね。

そういうことはあり得ないと思うんですけど、やっぱり今回今年ちょっと少ないなって、できるだけこう、往復でも何でもたったたったつてしてもらうとか、そういう方たちによってデータが動き得るっていうのは気になるところではございます。

何らかのほかの形で、それこそdポイントの購入者数は分かる、ただ来館者数ってしたときにそこのデータが幾らでも動かせるっていうのは気になるところではございます。

何かほかに、ぱっと僕は思いつきませんけど、ほかの方法で来館者数というのを正確に把握する方法はありますでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】すみません。今の現状ですと、やはりどちらの館も、カウンターで来館者数を取っているのが現状だと思いますけれども。

引き続きですね、ほかの館の状況等の聞き取りをして、どのような来館者数の把握が一番正確になるかというのは研究してまいりたいと思います。

【浅田委員】早いものだなと思いました。日本橋館ができて、もう10年なんだなと。場所をどこにするのかっていうところから我々議論をしてきたわけでございますが、こここの場所で大き

なりリニューアルって2回目になるんですかね。

前はもっと、最初はおしゃれ型な感じにして、次はドン・キホーテ型にしてっていう、そのときそのときの流行りというものを取り入れながら、来館者を促すという戦略だったと思うんですが、次のターゲットというか、どういうイメージで、それも含めて公募なんでしょうけれども、県が主体として考えている次なるイメージというものはあるんでしょうか。それとも、公募先にある程度任せるとか。

これまでの10年間にわたっての2回の大きなイメージ戦略の中において、やはり県がある程度は決めた上で、先導した上でというのも必要なかなと思ったので、ご質問していますけどいかがでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】「日本橋長崎館」につきましては、委員おっしゃるとおり、平成28年3月に開設で約10年営業してまいりました。お客様をはじめ県内の事業者や市町と県議会などから様々な意見を頂戴しているところです。

今、課題としましては、商品数が多くて雑多感や整理されてない印象がある、ハイダック型重機により視界が遮られ店内の回遊性が低下している。長崎の食を感じさせるメニューの提供が必要ではないかなどの課題や意見等をいただいているところです。

今後、より魅力的なアンテナショップにすることで、来館者数の増加を図りたいと考えておりますけれども、そのためにリニューアルにおきましては、老朽化した厨房機器や重機等の更新をはじめ店内の視認性改善や雑多感の解消に向けた施設環境の整備などに取り組むなどとしており、快適な魅力的な「日本橋長崎館」となるよう努めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】ごめんなさい、私の言い方が非常に分かりづらかったかもしれないんですが、例えば、前はその雑多感を目指していたんですね、皆さん。何でそこから急に変更するんですかと聞いたら、今の購買者数のイメージというのがそっちだったから。ドン・キホーテみたいに積み上げ型でというのを確かおっしゃっていたんですよ。

それを今まで2回大きなリニューアル、イメージを変えた流れの中で、次、それも含めての公募なんだと思いますが、県としてはどういうふうにした方が、ここの「日本橋長崎館」がよりよくなるのか。

また、ここは物だけではなくて、いろんな誘致とかも含めた話し合いをする場とかもあると思うし、長崎をより知らしめるためのものだと思うんですけど、そういうこちら側のビジョンというものをお示しせずの公募なのか。こちら側としてのイメージはどうなのかということを、その細かいリニューアルの機材がどうのこうのとかっていうことではないところをお伺いしたいです。

【庄司物産ブランド推進課長】大きなイメージとしましては、やっぱり「日本橋長崎館」により多くの方が来ていただくように、長崎館の魅力の向上を図るために、長崎の食の魅力を感じることができるものとか、今、物が単純に陳列されているようなイメージがありますので、触れてもらうことで、長崎の魅力をさらに感じてもらうような館づくりをしたいと考えているところです。

また、長崎館設置のもう一つの目的が県内事業者へのフィードバックということもございまして、そこについても、今も取り組んでおり

ますけれども、今以上に情報が確実に事業者等にフィードバックできるように、新しい事業者とは取り組んでいきたいと考えているところです。

【浅田委員】新しい事業者さんと考えていくという前に、今どんなビジョンが県側としてあって、それを示しながら公募するのか。任せた状況の中で費用をかけているのかというところを伺いたく、すみません、私の聞き方が悪いのか、なかなかそのイメージが見えてこないんですけれども。政策監、どうでしょうか。

【村田文化観光国際部政策監】アンテナショップの公募のイメージというか店内のイメージというふうなことでございますけれども、委員が先ほどからお話しいただいたとおりですね、様々な経過、ご意見をいただきながらリニューアルしてきたというところです。

現状で今ですね、ある程度今までの雑多感という感じよりは、少し代表的なものを来館者の皆さんに触れていただくというようなものが多くなってきているのかなというふうな印象を受けておりますけれども、そういったところも含めて、各県の現状なども含めて、業者さんともご相談しながら、改めて検討していくというようなことだというふうに考えてございます。

【浅田委員】なかなかまだこれからの事業なので非常に難しいのかなという気もしているんですけども、10年たって、いろんな地域の中で、こういう物、物産館とかずっとありますけれども、増えたりとか、新しくなっている中で、長崎が目指すものという部分をもうちょっと知りたかったかなという中でのご質問をさせていただきました。

そもそも論として、ここ自体、家賃が大分高

かったというふうに思うんですけど、この物価高騰でこの10年間で大分上がっているんですか。すみません、調べておけばよかったですけど、教えていただけますか。

【庄司物産ブランド推進課長】家賃につきましては、こちらに設置してから、家賃は上がっておりません。

今回、次の5年間の新たな契約を結び直しておりますけれども、こちらにつきましても、今おっしゃるとおり様々な物価が高騰してきておりますけれど、家賃につきましては少し減額をしていただくような話を進めております。

【浅田委員】減額を、あの一等地で、年どれぐらいになりますか。

【庄司物産ブランド推進課長】坪単価で2,000円減額の話を進めておりまして、年間で260万円。

【浅田委員】今、家賃幾らですか。

【庄司物産ブランド推進課長】家賃が年間で、現契約で約9,200万円程度でございます。これが年計画では8,900万円程度になる予定でございます。

【浅田委員】8,900万円を年間かけているということで、ここに対する費用対効果、我々の望むところはもっともっと高みを目指していただきたいというところで、やはり県が主体となるイメージを持って引っ張っていくということが大事なのではないかなという気がしています。

これまでのリニューアルの中でも、業者さんがある程度、こっちがって。いや、これ雑多じやないって、私、何回言っても思ったけれども、これが今の流行りなんですよ、これが売れるんですよって、当時皆さんからの説明はずっとそれに終始しておりまして、見づらいな、通りづらいなと思っても、これが主流なんですよみた

いな感じで。ううん、どうなのって思っていたので、今後に関してはそこがどうなのかなというところが気になって質問をさせていただきました。

かなりの予算をかけているわけですから、飛躍的なというか目に見えるリニューアルであろうということを期待して、質問を終わります。

【田川委員】私は、この議案は初めてで、教えていただきたいんですけども。この物産館というのは、そもそもそこが繁盛することが目的ではないのではないかと。とにかく長崎県産品をいかにして発信していくのか、知りたいのか。そこで幾ら売れても、結局そこで終わるのではなくて、その売上げだけで考えるのではないと、私は思うんですよ。

ですから、いろんなイベントをする際に、長崎県がどういうブランドをこれだけやりましょうとかですね、そういうのは常に公募者と協議していく必要があると思うんですけど、これまでそういう長崎県、例えば、松浦のアジとかですよ、旬の魚フェアとか、そういうことで協議をされた経緯があるんですか。それとも今後そういうのをされるおつもりでしょうか。お尋ねします。

【庄司物産ブランド推進課長】「日本橋長崎館」においては、県の施策、その時々の県の施策に応じた装飾ですとかイベント等も関係部局と連携を取りながら実施しているところです。

またイベントスペースにおきましては、各市町や、事業者においてもそれぞれで、時期や目的を持ってイベントに取り組んでいただいているところでございます。

【田川委員】イベントを行っているということで安心したんですけども、その効果というの

は、どういうふうに捉えられていますか。データで出ているんでしょうか。

【庄司物産ブランド推進課長】すみません、個別のイベントごとに、具体的な数字のデータというものは持ち合わせておりませんけれども、イベントをした事業者ですとか、市町にお聞きしましたら、継続してイベントを実施していただいておりますので、一定の成果が出ているものと認識しております。

【田川委員】確かにですね、私の出身の西海市でもアンテナショップでいろんなイベントをしましたっていうか、それで、この商品が幾ら売れましたって、それは私、それぞれあると思うのですが、それはデータはないということですけれども、できれば、それぞれの市町で、アンテナショップでイベントした際にどれどの程度効果があったのかというのは、後で調べておいていただきたいんですけども。

結局、こういう事業を通じて、ふるさと納税につながるとかですよ、そういうことが一番大事ではないのかなと。長崎県の魅力をここで発信して、ふるさと納税でこういう商品がある。最も大事なのは、それぞれブランド力を向上するということですけれども、ここにも基本戦略で、時代の変化に対応する力強い産業を創出する。まずここに力を入れていくと、自然とそれが消費者に認知されると、評価を受けると。

長崎館に買いに行こうではないかって、そういうことになると、あまりリニューアルとか関係なくですね、あそこに行けば長崎県の旬の魚が買えますよ、おいしい加工品が食べられますよっていう、こういうことが大事だと思いますので、そういうことについて、もう一回具体的に商品の開発ですね、どのように取り組んでい

るのか、改めて。それが最も大事だと私は思いますので、よろしくお願ひします。

【庄司物産ブランド推進課長】「日本橋長崎館」の設置の1つの目的といたしまして、事業者へのフィードバックというところがございますので、最低、年に1回は「日本橋長崎館」に商品を出していただいている事業者様に首都圏の方の皆様のお声というのを届けてあります。

そういった声を活用して、事業者におかれでは商品の開発等や改良等にもつなげていただいているというような状況でございます。

【田川委員】とすればですよ、アンケートを取られて、この加工品についてはちょっとこれが足りないとか、そういうこともされているということでおろしいですか。

【庄司物産ブランド推進課長】商品につきましては様々なお声をいただいたもので、例えばパッケージをこう変えた方がいいですか、発送したときに少し破損があったとか、そういったことで改善してほしいとか、値段とか商品の数量を小さくした方がいいとかっていうようなお声をいただいたものなどにつきまして、事業者の方にフィードバックして、改良等事業所の方で検討していただいたところです。

【田川委員】そういう取組をですね、これまでもされてこられたということでうれしく思うんですけども、今まで私の地元で考えるとですね、手を挙げる事業者は、ある程度限定されているんですよね。ですから、いい商品があっても、そこに行ってチャレンジしようという事業者が少ない、あるいは特産品がそこで発掘できないっていうことにもつながりますので、そういう新たな事業者、新たな特産品の発掘ですね。それに向けても取り組んでいただきたいと、こ

れはもう要望ですけど、よろしくお願ひします。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑、討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。よって、88号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より、所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】文化観光国際部観光生活建設委員会関係説明資料をお開きください。

今回は当初版のほか、追加1、追加2もお配りをしてあります。

当初版の2ページをお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

日本遺産については記載のとおりでございま

す。

ここで追加2をお開きいただき、2ページをご覧ください。

ながさきピース文化祭2025の開幕について。

去る9月14日、アルカスSASEBOにおいて、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、ながさきピース文化祭2025の「開会式」を開催しました。

開会式には、さだまさし氏をはじめ、本県ゆかりの著名人や400名を超える県民の皆様にご出演いただき、本県が誇る文化や歴史の魅力を演奏や演技により表現し、発信しました。

金沢知樹氏が総合演出を務めたフェスティバルを中心とした、プロローグからエピローグまでの演出の数々は、出演者と観覧者的一体感を生み、文化祭の幕開けを飾るにふさわしいものであったと考えております。

無事に本文化祭の開幕を迎え、滞りなく開会式を終えることができましたのも、県議会をはじめ市町や関係団体の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

11月30日までの78日間の会期中は、県下全域で180を超える多彩な文化イベントを実施いたします。一人でも多くの方々にご来場いただき、本県ならではの歴史や文化・芸術に触れていただけるよう、引き続き市町や関係団体と連携し、誘客促進等に取り組んでまいります。

ここで、当初版2ページへお戻りください。

観光の振興について。

申し訳ございません、ここで追加1をお開きいただき、2ページをご覧ください。

令和6年の本県の観光客延べ数は、対前年比2.4%増の3,080万人となり、4年連続で増加しております。

また、新規ホテルや長崎スタジアムシティの

開業、大型スポーツイベントの開催などにより、延べ宿泊客数は2.9%増の748万人となり、インバウンドについても、長崎～ソウル線の運航再開などにより、対前年比34.5%増の73万人となっており、観光消費額は、公表値としては過去最高の4,587億円となりました。

さらに、令和7年4月から6月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、対前年同期比3.0%の増加となっており、1月から3月に引き続き、増加傾向で推移しております。

ここで当初案2ページへお戻りいただき、下段をご覧ください。

本県では、より多くの方に長崎の魅力を知っていただき、実際に訪れていただくため、市町と連携して、映画やドラマ等のロケ誘致支援に取り組んでおります。

今年度は、長崎を舞台とした映画が全国で相次いで公開され、7月には「夏の砂の上」、8月には「長崎・閃光の影で - 」、9月にはカズオ・イシグロ氏の小説が原作の「遠い山なみの光」が話題となっております。

また、一般社団法人アニメツーリズム協会が実施する、訪れてみたい日本の「アニメ聖地88」2025年版においては、本件関連の6作品が選定され、全国4位の選定数となっておりますが、今回新たに、昨年公開されたアニメ映画「きみの色」が選定されたことに伴い、7月に聖地認定プレート等の贈呈を受けたところでございます。

今後も映像作品を通じて本県の魅力を発信し、誘客促進につなげてまいります。

本年度で計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和8年度から始まる5年間の計画策定を進めています。この間、7月には県内9地区で地域別意見交換会を開催し、地域

の皆様から様々なご意見をいただくとともに、今月1日の県観光審議会では、計画案についてご議論をいただいたところであります。

今後も県議会をはじめ市町や関係者の皆様のご意見を踏まえながら、検討を深めてまいります。

また、新たな観光振興財源の導入については、7月の地域別意見交換会の意見を踏まえ、8月8日に第3回観光振興財源検討専門委員会を開催いたしました。

その中で、宿泊税の検討を進めるに当たっては引き続き関係者と意見交換を重ね、丁寧に対応していくことというご意見をいただいたところであり、今後も県議会をはじめ市町や関係団体、各地域の皆様のご意見等を丁寧にお聞きしながら検討を進めてまいります。

大阪・関西万博を契機としたプロモーションについて。

連日多くの来場者でにぎわっている大阪・関西万博の会場内において、9月3日から5日の3日間、九州7県合同によるブースを出展し、長崎の食や歴史・文化、自然景観といった魅力を積極的にPRしてまいりました。

このほか、9月11日から14日には、国内外の報道機関が利用するメディアセンターにおいて、9月12日から13日にはポルトガル館において、世界遺産や天正遣欧少年使節の展示、長崎コンシェルジュによる観光等のPRを行いました。

さらに、9月19日から23日には、大阪駅と隣接するKITTLE大阪において、市町、民間事業者と連携し、観光や物産等、本県の多彩な魅力を体感いただく本県単独イベントを開催したほか、10月1日からの1か月間は、各市町選りすぐりの产品を取りそろえ、来場者が試食や購入で

きる場を設け、本県の魅力ある產品の認知度向上や販路拡大を図ってまいります。

インバウンドの推進について。

インバウンドについては、さらなる誘客拡大を図るため、8月25日から26日に韓国のソウル特別市と釜山広域市、9月10日に台湾の台北市において、本県主催の旅行商談会を開催し、本県の観光情報をPRするとともに、旅行商品造成の働きかけを行ってまいりました。

クルーズについては、寄港数が8月末までに251回と、順調に回復しているところですが、今後、さらなる寄港の拡大に向けては、長崎港や佐世保港のほか、県内各地へのクルーズ船誘致が必要であることから、クルーズ船受入れに向けた機運醸成を図るため、7月に雲仙市において、関係自治体をはじめ観光関係団体などを対象に、長崎県クルーズ振興セミナーを実施したところです。

引き続き、船会社や旅行会社へのセールスなど積極的なプロモーションを展開し、本県の認知度向上とインバウンドの誘客拡大を図ってまいります。

国際航空路線については、既存路線である上海線、ソウル線の利用促進の取組に加え、新規路線の誘致に向け航空会社や旅行会社等への働きかけや協議を続けてまいりました。

こうした中、長崎空港と韓国・釜山広域市の金海国際空港を結ぶ長崎～釜山線の臨時便が、10月1日から10月11日までエアプサンにより8往復、16便運航されることが決定しました。

県としては、航空会社やソウル事務所等とも連携し、同路線の利用促進に向けたPRを積極的に行うことで、早期の定期便就航につなげてまいりたいと考えております。

引き続き、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの新規路線の誘致に向け戦略的に取り組んでまいります。

県産品のブランド化と販路拡大については、記載のとおりでございます。

核兵器廃絶に向けた取組。

去る8月9日、長崎に原爆が投下されてから、80年を迎えた。長崎、広島で開催された原爆犠牲者慰靈平和祈念式典には、両県知事が、初めてそれぞれの式典に参列し、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りしたところであります。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、また、今年7月にはノルウェー・ノーベル委員会のフリードネス委員長が本県を訪れ、核兵器の非人道性を訴えられるなど、核兵器廃絶に向けた機運は高まりを見せています。

このような中、核兵器を取り巻く国際情勢は一段と厳しさを増していることから、これまで以上に核兵器の非人道性を訴えることに加え、核抑止が安全保障の唯一の選択肢であるのかという問題提起を行うとともに、全世界の方々に、核の問題を自分事として捉えていただくことが極めて重要であると考えております。

県といたしましては、長崎市や広島県、関係団体等と連携し、被爆の実相や核兵器廃絶の必要性について、より一層、力強く世界に訴えてまいります。

Bリーグの開幕については記載のとおりでございます。

ツール・ド・九州2025佐世保クリテリウムについて。

いよいよ国際サイクルロードレース「ツール・

ド・九州2025佐世保クリテリウム」の開催まで残すところ2週間余りとなりました。

10月10日のレースには、国内外から18チーム、約100名の選手が参加予定であり、世界トップクラスのスピードと技術を間近で体感できる大変貴重な機会となります。

また、県内外から多くの皆様においでいただきため、レース以外の取組として、レース当日から翌日にかけて、著名人によるトークショーやBMXパフォーマンスなどのアトラクション、自転車体験会等を実施します。

さらに、観光・物産ブースを設置し、来場された皆様に、本県の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

県としては、多くの皆様の心に残る、魅力あふれる大会となるよう、佐世保市や実行委員会等と共に、開催に向けた最終確認並びに大会期間中の運営に全力を注いでまいります。

「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025」等の進捗状況については記載のとおりでございます。

新たな総合計画の策定について。

文化観光国際部においては、8ページ、最終行からになりますが、主に「地域の魅力で人を惹きつける」や、「国内外とのネットワークを拡大する」等に関する戦略に関連施策等を位置づけております。

基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、観光客の心をつかみ選ばれる持続可能な観光の推進や特色ある文化資源・スポーツによる地域のにぎわいづくりに関する施策において、観光客の満足度を高め、消費単価の増加と県内周遊を促進し、観光消費額の底上げに取り組むことや、データ分析等による戦略的なプロモー

ション、本県ならではの魅力的なコンテンツを生かした国内外からの誘客について、九州各県や観光関連事業者等と連携して実施していくほか、本県の特色ある歴史や文化・芸術による地域づくり、それを担う人材の育成など、官民協働で地域の文化資源の磨き上げ等に取り組んでいくこととしております。

また、基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」では、国際交流と平和意識醸成の推進に関する施策において、長い交流の積み重ねにより培われた友好交流関係や人的ネットワーク等を生かして海外との交流をさらに拡大していくことや、被爆体験の継承や次代の平和人材の育成等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【松尾文化振興・世界遺産課長】政策等決定過程の透明性の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化・観光国際部関係の資料についてご説明申し上げます。

観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

令和7年6月から8月までの1,000万円以上の契約状況一覧表になっております。

内容については記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。

令和7年6月から8月までの期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について30ページまでに記載をしております。

次に、31ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和7年6月から令和7年8月までの実績といったしまして、第2回長崎県観光審議会観光振興財源検討専門委員会のほか、2つの委員会が開催され、その概要を35ページまでに記載しております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】 私の方から2点本日ご説明をさせていただきます。

まず、長崎県観光振興基本計画の次期骨子について、ご説明したいと思います。横長の資料をご覧いただければと思います。

現在策定を進めております基本計画の骨子でございます。

昨年11月から、県の観光審議会において、現行計画の振り返りや、今後の方向性について議論を始めてきたところでございます。

今年4月、また先ほども部長から説明がありましたように9月と、今年度2回開催しておりまして、途中地域別の意見交換会を踏まえて、現段階での骨子についてご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、資料の1ページでございます。こちらの計画の中に基本的な項目として、策定に当たってということで計画の趣旨でございますとか位置づけ、計画の期間、

推進体制などについて記載することとしております。

本計画でございますけれども、平成18年10月に、長崎県観光振興条例というものを制定いたしまして、それに基づき策定するというものでございます。

2番にも計画の位置づけとして記載しておりますけれども、長崎県総合計画を上位計画として位置づけておりまして、条例にはこういった基本理念でございますとか、基本方針、定めておりまして、それに沿って、県や市町、県民が共有する指針としての役割を担っております。

3番の計画期間でございますけれども、こちらは令和7年度に現行の計画が終期を迎えておりますので、上位計画の総合計画と同様に、令和8年度から12年度までの5年間としてあります。

推進体制等については記載のとおりでございます。それぞれの役割をしっかりと認識しながら、連携しながら観光振興を進めることを基本としておりまして、こういった計画の進捗状況については県の観光審議会、また今定例会、議会においても報告をするということになってございます。

2ページをご覧願います。

計画の中には、観光の現状と課題というものを記載することとしてあります。

本日お示しさせていただいておりますが2ページ、3ページにかけまして整理をさせていただいております。

国の全体の動きとして4つの視点でまとめております。1番から4番ございます。国内旅行についてもご承知のとおり令和6年には国内旅行消費額25.1兆円と過去最高を記録したという一方で、やっぱりしっかりと国内旅行の振興には

取り組む必要があるということ。また、訪日旅行につきましても、過去最高を記録していると。ただ個人旅行の手配が主流の中で、新たな需要開拓が必要であるといった動向。

また、国の施策の動向でございますけれども、国においても、令和12年に訪日客6,000万人、消費額15兆円の目標を掲げてといった状況でございまして、今年度中に国においても第5次の計画の策定を予定しているといったところで注視していく必要があるというところ。

観光を取り巻く環境でございます。

人口減少で国内旅行者数の減少というのは長期的には見込まれる一方で、インバウンド誘客拡大が重要になる中で、外部要因の影響が少ない国内旅行にも力を入れつつ、旅行スタイルの多様化などに対応しながら、しっかりと進めていくことが必要といったような内容を、11月議会にはしっかりと文章とデータ、グラフ併記しながら素案をお示ししていきたいというふうに思っております。

続きまして、3ページをご覧いただきまして、こちらについては本県の現状を記載しております。

1番から3番でございます。観光客の状況と観光客数と延べ宿泊客数、またその県内観光客の動向、3番では外国人旅行客の動向、これも同様に、文書化して、しっかりとグラフ化しながら、計画の中に記載させていただきたいと思っております。

4ページをご覧いただければと思います。

4ページでございますけれども、計画の中にもしっかりと現行計画の振り返りを記載しようということで考えてございます。現行計画においては「感動あふれる長崎県～みんなで磨く、文化

と食と真心と～」という将来像の下、5つの柱を掲げて取組を進めております。

これはそれぞれの柱ごとに取組を進展しているもの、不足しているものというのを整理させていただいておりまして、これ代表例を記載しておりますけれども、素案の中ではしっかりと文書化してですね、お示しをさせていただきたいと思っております。

5ページをご覧いただきまして、5ページには現在の本県の抱える現状について、課題について記載をさせていただいております。

こちら、本県の課題として、現時点で4つ大きく捉えて整理をしようと思っております。1つは、観光を支える人材の確保と育成、また2番目にありますように、持続可能な観光まちづくり、3番目にございます旅行ニーズや消費行動の多様化を捉えた誘客、4つ目に、インバウンド観光との誘客推進と受入環境の整備、こちら4つの大きな課題をしっかりと捉え、次期計画について策定をしていこうというところでございます。

6ページでございます。次期総合計画の骨子の概略になります。

次期計画の将来像といたしましては、「観光客の心をつかみ、選ばれる観光立県NAGASAKI～歴史と文化を未来へつなぎ、世界と心を結ぶ、笑顔あふれる地域へ～」といたしておりまして、しっかりと観光客に期待を上回る体験を提供することで、地域経済の活性化を図りながら、選ばれ続けることで、観光立県として持続的に発展していく長崎の姿を将来像として描いているところでございます。

そういった中でKGでございますけれども、現行計画と同様に観光消費額を掲げ、その増加によって地域経済の活性化、持続可能な好循環

の実現につなげてまいりたいと考えているところでございます。

このKGIをしっかりと達成するために、下にもございますけれども、観光消費額の増加を直接的に押し上げる要素でございますとか、今回もう一つは持続可能な観光を支える要素、基盤を支えるということで、2つ大きく掲げております。

これまでこの観光消費額を支える要素といたしまして、そのKPIでございます、そちら縁の中に掲げておりますけれども、しっかりといたこのKPIを設定し、観光消費単価の増、観光客の増、滞在時間の延長、リピーターの増、これを直接的に伸ばしていくことで観光消費額を伸ばしていきたい。

また、将来的に、しっかりと持続可能な観光に結びつけていくためにも、右側にございますとおり、ホスピタリティの向上、働きやすい環境づくりの推進と記載しておりますけれども、KPIには観光客の満足度に加え観光に携わる方々、また県民の観光に対する理解度といったものを設定しながらしっかりと進めていくという考え方を持って、下段の5つの方向性を定め進めてまいりたいと考えております。

最後に7ページでございます。7ページには、この柱ごとの基本施策の方向性について記載をしております。

1つ目の柱では、国内外から選ばれる魅力的なコンテンツの磨き上げには3つの方向性、2つ目の柱、ターゲットにささる戦略的なプロモーションの展開には、インバウンド向けの日本食や文化などの多様な魅力の発信など5つの方向性、3つ目は、長期滞在につながる広域周遊の推進ということで、こちらも3つの方向性。

右側にございますこちらの基盤を支えるということで、4つ目の柱として、稼げる観光につなげる産業基盤の強化、5つ目の柱として持続可能な観光を推進していく体制の確立ということで現在検討を進めているところでございます。

今後、本日のご意見、また市町のご意見を踏まえながら、11月議会には計画の素案をご説明したいと考えているところでございます。

計画の骨子についての説明は以上でございます。

続きまして、もう一つございます。縦型の補足説明資料で、新たな観光振興財源の導入に向けた検討状況についてという資料をご覧いただければと思っております。

現在検討を進めています新たな観光振興財源の導入に向けた動きを6月定例会以降の動きを中心に記載をさせていただいております。

1番目でございます。地域別の意見交換会ということで開催させていただいておりますが、新たな観光振興財源の導入に向けて検討を深めるために専門委員会を設置しております。

こちらの意見をいただいた中で、しっかりと市町の意見を聞きながらといったようなご意見をいただいておりまして、7月に9つの地域で意見交換を実施しております。

それぞれ主な意見としては、中段以降に記載をしております。やはり宿泊税の導入に肯定的な意見、また、宿泊税の導入に否定的な意見、また下段にございますとおり徴収事務の使途に関する意見、ページおめくりいただきまして、他の意見においても、市町単位での実施でございますとか、離島では宿泊税とは別の形がいいのではないかといったようなご意見もいただいております。

それを受けまして、2ページ目の中段にございます第3回の専門委員会を開催させていただいているところでございますけれども、こういった出された意見の対応として、関係者の理解を深めるためのアプローチなどについてご議論いただいております。

委員からは、税ありきといったようなご意見を、地域別の意見交換会でもいただいておりますけれども、この専門委員会でも税導入の意義からしっかり議論しているということで、説明が不足しているのではないかといったご意見でございますとか、やはり経過を丁寧に説明してほしい、様々な意見はあるけれども、やはり税を導入するべきではないかというようなお話をいただいております。

ただ、やはり地域の理解を得ることが重要であるというふうなご意見をいただいておりますので、今後、結論のところに結果の方に記載させていただいているとありますけれども、宿泊税の検討を進めるに当たっては、引き続き関係者と意見交換を重ね丁寧に対応していくことといったご意見をいただいているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、年内には再度地域別の意見交換を実施するといったような流れで進めてまいりたいと考えているところでございます。

この3ページ以降には、前回6月議会にご説明させていただきました資料を参考までに添付させていただいているとあります。後ほどご確認いただければと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますのでご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】 ありがとうございます。資料を共有させていただきます。

まず、5つのうち随意契約は4つでした。それぞれ質問させてください。

まず、上2つですね、1番と2番、アルカスＳＡＳＥＢＯ舞台機構設備更新工事（第4期）とアルカスＳＡＳＥＢＯ昇降機（4・5号機）改修業務、こちら1億5,500万円と8,900万円と立派なおうちが幾つも建つような金額ですけれども、これそれぞれ随意契約となっております。我々もこの間のピース文化祭開会式で、舞台など見ておりますが、大体イメージがつくと思いますので、これぞれについて、どの部分を言っているのか。楽団とか立派にですね舞台の下にあったりして、そこら辺のことを言っているのかなと思うんですけども、その内容と、なぜ随意契約としないといけないのかというところについて教えていただけたらと思います。

【松尾文化振興・世界遺産課長】 お答えいたします。まず1つ目のアルカスＳＡＳＥＢＯの舞台機構設備更新工事でございますが、こちらにつきましては、舞台設備の電動システム等の機械や吊り物、幕等の設備更新を実施する内容とな

っております。

それにつきまして、アルカスSASEBOが平成13年に開設いたしまして、もう約20年以上経過しているということもありまして、平成30年に劣化部分がないか等の調査を行いましたところ、やはり更新の必要性があるっていうことで、舞台機構設備につきましては7段階に分け、それぞれ更新を実施するということにしております。今回は4段階目というところで、令和7年度は実施するようにしております。

随契の理由につきましては、この舞台機構設備につきましては当初から、この当該事業者が、機器・部品のみでなく各種の制御プログラムについても当該業者で設計開発の上、設置しておりまして、設置当初から同社が一貫したメンテナンスを行っているというもので、こちらの事業者にしか事業の方は実施することができないということで、随意契約となっているところでございます。

次、2つ目の昇降機につきましても、こちらも先ほど言いましたように、もう20年以上経過するということで、段階的にエレベーターについて更新を図るというもので、今度4号機、5号機についての改修を令和7年度に予定をしているものでございます。

このエレベーターにつきましては、三菱電機製でございまして、この三菱電機製のエレベーターのメンテナンスをするところが指定する系列会社という指定がございますので、当該事業者の三菱電機ビルソリューションズ株式会社と随契をしているものでございます。

【富岡委員】 ありがとうございました。

続きまして4番のながおしデジタルマーケティング活用推進事業業務委託についても、その

内容と随意契約としないといけない理由を教えていただけたらと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】 ながおしデジタルマーケティング活用推進事業でございますけれども、こちらにつきましては、令和4年度から県産品のブランド化に向けて食のポータルサイトながおしとながおし公式インスタグラムを活用した県産品の魅力を発信しているところでございます。

今回の業務につきましては、ポータルサイトながおしに掲載する記事の作成やインスタグラムへの投稿や、それに基づく他情報発信の効果検証等と加えまして、購買促進の場として県公式ECサイトの開設を行うこととしております。

また、首都圏、関西圏等を中心に認定しております長崎県産品応援店と連携したSNSキャンペーンの実施等が今回の事業内容でございます。

随意契約をした理由でございますけれども、本事業の実施に当たっては、Web、SNSを活用した情報発信によるデジタルマーケティングだけでなく、ECサイトを紐づけて分析・検証をする高い専門性や業界ネットワークを駆使した企画立案能力を有する事業者に委託したいと考えまして、公募型プロポーザル方式を採用したところです。

そのことによりまして、最終提案者と随意契約をしたものでございます。

【富岡委員】 承知しました。ちょっと随意契約の理由のところが分からない。

あとすみません、今回、確認、チェックすべきところとまた違うのかもしれませんけれども、こちらについてですね、インターネット、ホームページなどを見ると、楽天市場・ヤフーショ

ッピングの方で何か掲載をされるような形になるのですかね。

先ほど長崎館のお話ではないんですけど、ちょっと自分がここら辺の認識が自分の勉強不足だったのかもしれませんけど、何か効果的なところというか、本当にそれだけ3,600万円かけてして、それだけの長崎の情報の発信であるとか長崎のブランド品のいろいろな購買促進とかになっているのかという、ちょっとそこの大まかでもいいので、何かイメージを教えていただけたらと思います。

【庄司物産ブランド推進課長】ECサイトにつきましては、今月から楽天市場の方に、12月からヤフーモールの方に掲載するようにしております。

ECサイトにつきましては、今年の開発ということになりますので、実績はこれからになると思いますけれども、食のポータルサイトながおしにつきましては、令和4年度のアクセス数は3万6,000回ということでございましたけど、令和6年度は約8倍の28万回、インスタグラムにつきましてはフォロワー数が1,600人から2万3,000人へと大きく伸びておりますので、一定の認知度拡大、周知にはつながっているかと思います。

【富岡委員】ありがとうございます。結構一定の効果が出ているということで、インスタグラムも2万何千人というですね。すごい数だと思います。ありがとうございます。

あとすみません、5番の気軽にスポーツしよう！プロジェクト業務についても、その内容はですね、ネットで見たら、あそこですねスタジアムシティでいろいろとイベントを開催されていて、期間を見ると、9月から1月までですかね、

1月まで週に1回、水曜日、1時間、合計で30回ほどになるんですかね、そうしますと、9月からですね。それプラス9月21日に一遍と、1月までに5回ですかね。合計5回されるということで、1回当たりのイベントでいうと、一、二枚ぐらいの感じなんですかね。何かそういった形で、この内容とですね、あとはここを随意契約とされることの理由を教えていただけたらと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】本県の生涯スポーツの課題として、スポーツ実施率というのがあります。特に働き盛り世代、子育て世代については、全体的なスポーツ実施率、県民の実施率については、成人で50%ちょっとですけれども、働き盛り・子育て世代については40%程度という状況でございます。

そういう状況ですので、働き盛り・子育て世代に対してスポーツに取り組むきっかけづくり、そういう目的から、今年度新規事業として、気軽にスポーツしよう！プロジェクトを始めたところです。

委員からお話がありましたように、事業内容としては、8月から1月までの毎週水曜日ですね。年末年始を除き、1時間程度のスポーツ教室を実施しております。

現在のところは、2教室やっておりまして、1つはピックルボール、先日佐世保の方でもピックルボールの国際大会が開催されましたけれども、特にピックルボールに関してはニューススポーツと言われているもので、これまで日本ではあまり流行ってなかったのですけれども、アメリカの方で爆発的に人気があって、日本の方でもかなり愛好者は増えているようなスポーツでございます。

あまり聞かれたことがないスポーツかもしれ

ませんが、内容的には卓球とかテニスとかバドミントン、それを組み合わせたような、大人でも子どもでもお年寄りの方でもできるようなスポーツでございます。

もう一つのプログラムとしては、ランニングです。スタジアムシティのスタジアムのピッチの周りをランニングする、インストラクターもつけながらランニングする。そういう2つのプログラムを実施しているところでございます。

また、今までご説明したのは平日の教室ですけれども、それに加えて、毎月1回スタジアムシティ内において、3つのプログラムを実施しております。

先日実施した内容としましては、1つ目が平日でもやってありますピックルボールです。あと2つが親子ヨガ教室、もう一つがバブルサッカーといいまして、普通にサッカーするのではなく周りに風船みたいなちょっと大きなものを身につけて、大人と子どもがサッカーをするような、そういう3つのプログラムを休日プログラムとして実施しているところでございます。

一応それぞれの定員を設けているのですけれど、募集したところかなり好評で、平日のイベントもですね、水曜日でありながら、毎回2つのプログラム合わせて50人から60人位申込みがあっております。

申込み 자체を制限しなければ、もっと参加者はあると思うのですけれども、どうしても運用の都合上、50から60ということでやっております。

休日スポーツイベントについても1つのプログラム当たり30人程度ということで、それを1日3回やりますので、合計延べ9回です。それぞれ30名程度ということで200名から250名程度前後

集まるということで、見込んでおります。

最後もう一つの質問で、随契の理由なのですが、これについては、関係者との円滑な連携による企画内容の充実や、効果的な情報発信などが必要ということと、あと深い知見と企画立案、運営能力を有する事業者に委託することが適当ということで、公募型プロポーザル方式を採用して業者を選定しております。

複数の業者から提案がありまして、この株式会社マルクスインターナショナルを最優秀業者として選定して、その後契約を結んだところでございます。

【富岡委員】プロポーザル方式だったということで、すみません、そうですね、ちょっと調べてみたら結構一般的なイベント会社さんなのかなという印象があったもので、ちょっとご質問をさせていただきました。ありがとうございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般に対するご質問はありませんか。

【小林委員】質問の前にね、一言、ながさきピース文化祭について感想を述べさせてもらいたいと思います。

先ほどからもお話がなっておりますように、今月の14日ですね、天皇皇后両陛下のご臨席のもとに開会式が行われ、ピース文化祭らしくですね、高校生を中心として、若い方々が懸命にステージを務めていただき、本県の持つ歴史・文化・芸術、こういうものをですね、全国に向けて大いに発信することができたのではないかと考えております。

また、ご来場をいただきました多くお客様、内外からお客様がお見えございましたが、心から満足してですね、すばらしい感動を与えることができたのではないかと、このように確信をいたします。

なお会場に参りましたですね、受付、それから誘導、それから運営、進行、こういうことについて、長崎県の県庁の職員の方々、一丸となって取り組んでいただいている。こういう姿を見ましてですね、大変な感動を覚えた次第でございます。

これからまだ閉会までは相当な時間がございますが、なかなか大変だろうと思いますが、今回の皆さん方の一体感をですね、しっかり継続できるようにして、すばらしい文化祭にしていただきことを特にお願いを申し上げておきたいと思います。大変お疲れさまでございます。

それでは、質問をいたず前にですね、これまたね、大体私はこの要らんことを申し上げることはね、主でございますが、耳障りであればお許しをいただきたいと思います。

先ほどからですね。物産ブランド推進課長の説明と、または説明に伴う姿を見てありますと、率直に言って、全然ブランド推進の顔にならない。そう私は感じました。まだまだ危機管理の顔をしていると。ブランド推進の顔にならないといけないと、こういうような感じがね、やっぱりするわけですよ。そうしないと、なかなか物が売れていかない。そういうこと等、いろいろ相手に与える印象がですね、いかがなものかということになってくる。

見てください。横のあの長野君がね、いつの間にかね、宿泊税の顔になっているし、あるいはそうやって観光振興の顔になっているではな

いですか。あなたの斜め前的小宮君、IRの厳しい顔から、今やですね、インバウンド・アウトバウンドの顔になっている。

こういうふうにね、やっぱりこのポストにつくとね、いつの間にかそういう顔にならなければならぬと、こう感じるわけですね。

そういう意味からですね、やっぱり物産ブランドというのは大変本県の持つ重要な役割でございますから、なかなか大変でしょうけれども、しっかり頑張っていただくことをですね、特にお願いを申し上げて、質問をいたしたいと思います。

部長からもですね、説明がございますけれども、全国でインバウンドの増加がですね、非常に続いております。九州でもその勢いが続いていると言われています。

我が国の上半期のインバウンドは過去最高の2,151万人、上半期で我が国。九州の上半期は、283万人、過去最高になろうとしております。

インバウンドが昨年1年間で、幾らぐらいのお金を落としていたかというと、宿泊、食事、買物に使った金額は、昨年1年間で8兆円と言われていると、こんなことでございます。

この数字が示すようにですね、観光が地域の経済や雇用に与える影響というものがいかに効果が大きいかと、こういうことをしっかり認識しなければいけないと、こういう感じでございます。

今、インバウンドの方々は、どこに行っているのかというと、これはもうご存じのように、東京それから富士山、大阪・京都、こういうゴールデンルート。こういうところがインバウンドの多いところであります、これをいかに九州、そして我々長崎県にですね、引き寄せるか

ということにしっかり取り組んでいかなければならぬと思います。

九州のインバウンドの課題は、何と言っても福岡一極集中ということが言われてあります。九州を訪れるインバウンドの宿泊者の60%は福岡県と言われていると、こういうことでございます。

申し訳ないが、佐賀県とか宮崎県は、2%にすぎないと、こんなことも言われているわけであります。

それからね。九州のインバウンドの多くは、やっぱり第1に韓国、それから中国、そして台湾、香港と、こういう順になっているというようなことを踏まえてですね。質問に移りたいと思います。

まず、インバウンドの観光が増大している中において、今年令和7年ですね、上半期1月から6月までの外国人の延べ宿泊数はどれくらいの数になっているのか。それをまずお尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】令和7年の1月から6月までの上半期の本件の外国人延べ宿泊者数につきましては、速報値でございますけども約38万人泊ということで、観光庁の統計データから確認をいたしております。

【小林委員】そうするとね、昨年の同時期においてはいかがですか。昨年の同時期は幾らでしたか。

【小宮インバウンド推進課長】昨年令和6年2024年の1月から6月までの上半期については29万6,000人泊ですので、約30万人泊ということで、観光庁の統計データで集計をいたしております。

【小林委員】ただいまのですね、答弁のとおり、今年の上半期38万人泊、昨年は30万人泊であつ

たと。だから8万人泊増加しているというようなご答弁をいただいたわけであります。

このことについてはですね、率直に言って、村田政策監ももちろん部長をはじめインバウンド推進課の皆さん方の頑張り、ここを評価しながらですね、やっぱり韓国ソウルから直行便の復活などですね、そういうことが非常に大きなプラスになっているのではないかと。

もちろんプロモーションの展開とか、こういうことも行っていただいていると、こういうことでございます。

そうしますとね。いつも言われているように、コロナ前、これが非常に盛んであったけれども、コロナ前のは6年前の2019年と、こういうことになっておりますが、ここを比較すると、回復率はどのような数値になっているかお尋ねをいたします。

【小宮インバウンド推進課長】コロナ前の2019年、令和元年の統計データによりますと、1月から6月までの上半期で、約46万5,000人泊ということで、回復率については、先ほど令和7年2025年が約38万人泊と申し上げましたので、回復率は約81%にとどまっているという状況でございます。

【小林委員】2019年、6年前ですね。この上半期の外国人の延べ宿泊者数は46万5,000人泊と、こういう答弁で、まだ本年度上半期は38万人泊、回復率は81%ということで、この81%にとどまっていると、こういう答弁ですが、例えば昨年1年間ですね、1月から12月までの本県の回復率を、九州各県の中でもですね、観光に特に力を入れている福岡県、熊本県、大分県、ここに対するですね、この県の2019年にに対する回復率はどのようにになっているか。この点についてお尋

ねをしてみたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】 本県の2024年1年間の外国人延べ宿泊者数が約64万3,000人泊でございます。2019年、コロナ前ですね2019年と比較しますと、2019年が75万3,000人泊でしたので、回復率は85.4%にとどまっております。

今、小林委員からご質問がありました福岡県で申し上げますと、回復率が173.3%、コロナ前と、2019年と2024年の比較でございます。それから、熊本県が157.4%、大分県が130%の回復率となってございます。

【小林委員】 今の説明でもですね、昨年1年間、昨年ではなくて6年前のコロナ前における回復率をいろいろお尋ねしまして、今の答弁では福岡県が173.3%、熊本県が157.4%、大分県が130%の回復率と。こういうことで、一方長崎県はですね、この点から見ると85%だと。こんなことをね、今答弁があったわけです。

そうするとね、長崎県も順調に回復していると、こんな話になっていますけれども、福岡、熊本、大分県と比べたときに、その85%の数字はあまり喜ばれるような数字ではないのではないかと。もっともっとですね、この活気に満ちた取組が必要ではないかと、そんな感じがいたしますが。まずこの点についてはどう考えますか。この数字を見て、比較して。

【小宮インバウンド推進課長】 やはりコロナ前と比較いたしますと、このコロナが明けて令和4年、5年、6年、今年度に至るまで、他県においては、インバウンドに取り組む各プロモーションの成果が出てきているということ。

もう一点は、長く指摘されておりますけども、本県の直行便が上海線、それから昨年復帰しましたソウル線のこの週に2便しかない。一方、福

岡、熊本、大分については、それぞれ直行便が増便されているという点が大きく影響しているものと認識をいたしております。

【小林委員】 先ほどね、申し上げるように、観光における消費額、インバウンド、昨年1年間だけでも8兆円と、こういうようなことがデータとして明らかになっております。

こういう点から考えてみると、観光のもたらす経済効果と、また雇用に及ぼす影響とか、こんなようなことを考えればですね、もっともっと観光立県として長崎は力を入れていただかなければいけないのではないかと、こういう感じを持つわけですね。

この点のところについてですね、これからね、韓国便がですね、おかげで、またね、復活をいたしました。またプサンからもですね、長崎に臨時便から、そしたらまた将来は定期航空路線になるかもしれませんと。

こんなような状況があって、いろいろ取り組んでいただいていることは事実であるけれども、やっぱりですね、もっともっと観光資源の長崎県の姿を生かしていく結果を出していかなければ、観光長崎県としてですね、いかがなものかということになっていくと、こういうふうに私は考えるわけであります。

だから例えばですね、韓国からこうやって直行便が復活し、またプサンからも、新しい臨時便が適切に通うと。

こういう実績からですね、例えば大村はですね、天正遣欧少年使節という1つの資源があります。韓国から大村にもですね、たくさんの巡礼ツアーというものが来ていることは事実です。私はかつて県議会からですね、6名ぐらいの県会議員でバチカンに行ってきましたけれども、バ

チカンでご挨拶する中において、私は大村ですと、この大村ですとこう言っただけでもですね、このバチカンの方々から相当な歓待を私どもは受けたわけです。

それぐらいですね、キリスト教とかね、昔のですね、天正遣欧少年使節、こういう歴史はですね、相当インパクトがあると思うんです。

ですから、そういう点から考えていいですね、まだまだやることがあるのではないかと。例えば、大村はですね、そういう点からいければ、スペイン、ポルトガル、そういうような国々と提携を結んで、ずっと姉妹都市で行っておりますけれども、この巡礼ツアーみたいなことについては、もっともっと打ち出していかなければいけないのではないかと。

そういうことを考えるわけですから、是非、そういう取組をもっともっとやるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがですか。

【小宮インバウンド推進課長】小林委員ご質問のとおりですね、韓国から多くのお客様をお迎えしておりますけれども、その旅の目的の1つ、温泉ですかゴルフも人気がある一方で、やはり巡礼ツアーに多くの参加が結果としてございます。

潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産認定がですね、2018年でございまして、3年後、2028年には10周年を迎えますので、こういった関連資産等を活用して、県下で巡礼ツアー等をしっかりと海外にもプロモーションを行い、今お話をありましたポルトガルやスペイン、イタリア等にもですね、情報を届けてしっかりと欧米豪からの誘客にも努めてまいりたいと考えてございます。

【小林委員】時間がなくなってありますから少し急ぎますけどね。今度ね、皆さん方の努力で、プサンから長崎線、これが臨時便、これをですね、何としても定期航空路線にしていただきたいと、こういうことを心から願っているわけです。

この定期航空路線に対するですね、可能性、見通し、あるかないか、こういう点についてはいかがなものでしょうか。

【村田文化観光国際部政策監】プサン線につきまして、これまで何度もですね、航空会社等と協議を重ねてきております。ご承知のとおり、10月1日から臨時便を就航していただきまして、これはプサン側からの、インバウンドだけになりますけど、そちらの実績というのがですね、非常に大きく影響してくるのだろうというふうに思っておりまして、これまでもプサンに出向きまして、プロモーションを実施してきたところでございます。

私どもといいたしましても、プサンにつきましてはですね、古くからの交流の歴史がありまして、県民の皆さんにとりましても地理的にも身近なところでございます。ぜひともですね、プサンの方々、県民の皆様にも気軽にプサンへお出かけしていただけるようにですね、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質問ありますか。

【堀江委員】1件だけ質問いたします。3日前に、議会として、県立大学生と議員との意見交換会が開かれました。山村県議と私、学生4人が参加をして、約2時間、有意義な意見交換を行うことができました。4人の学生から意見表明があり、なるほどと私も学んだところです。

その1つに、インバウンドに向けて、まず、M

a a S アプリ「my route」をどう改善するかという提案がありました。

学生からは、観光庁、訪日外国人の消費動向に基づいて、外国人観光客の旅行情報源トップがスマホ、そして役立った情報のトップが交通手段ということを根拠にして、交通機関の検索、チケットの購入が一体的にできるアプリをもつと知らせて、外国人観光客の誘客促進につなげるべきという趣旨の意見表明がありました。

3日前のことなので、部とか課とかの協議にはなっていないと思いますし、この学生のプレゼンっていいですか、意見表明に対して、課長の個人的見解ということで、せっかく学生が提案したことなので、見解をお示しいただければと思います。

【小宮インバウンド推進課長】M a a S アプリの「my route」につきましては、一般社団法人の九州バス協議会でプロモーションを行っているということで、本県も会員となっているということで、政策企画課が今所管しているということで承知をしておりますけども。

今、堀江委員がご指摘されたように、交通アクセスですとか地図上の情報がスマートフォンの中で確認ができるということで、また他言語対応もできるということで認識はしておりますけども、やはり学生の指摘のとおり、まだまだ認知度が高くないというのが課題としてあろうかと思います。

取扱いのチケット、キャッシュレスでチケットが購入できるというところもありますけども、まだまだそういった取扱いのチケット数が少ないというところも課題としてあろうかと思いますので、やはりそういったところが整備されると、インバウンドのお客様にも有効なアプリに

はなるのではないかと思いますけれども、まずは、この「my route」っていうアプリをダウンロードする。そこがまず1つのハードルだと思いますので、いかに「my route」のアプリをダウンロードしてもらえるか。ダウンロードすることによって、どういったインセンティブ、特典があるのか。そういったところを踏まえて、認知度を高めていくというところからの出発ではないかと認識をしております。

【堀江委員】直接の担当は政策企画課ということで、直接の担当ではないのに、見解を示していただきありがとうございます。

この学生さんは、どうしてこれを知ったのって言ったら、自分がシドニーに行ったときに、ホストファミリーの方からこういうのがあるんだよって。だから交通手段、これ見るとすぐ分かるよっていうふうに教えてもらったと。なるほどこれは便利だなど、当人がすごい実感をして、日本に帰ってきて、こういうのがあったらもっといいのにというのが1つの提案の理由だっていうふうに発言をされました。

山村県議もご存じなくてですね、もちろん私なんか知らないんですけど、やっぱり交通手段をどうしたらしいのかっていうことではなるほどそういうアプリがあるんだということを初めて知りました。

言われるように、現状としては知名度が低い、対象チケットが少ないということで、ここを改善するためにどうしたらしいかということまで踏み込んでですね、解決策の提案も発言をしておりました。

今、九州M a a S プロジェクトということで、現にそういう動きがあっているということは、私も今、課長の答弁で知りましたけれども、お

っしゃるように海外の方の交通アプリの利用率っていうのはやっぱりGoogleマップが一番多いということも学生さんが言われたとあります。

そういう意味ではいろんなもちろんアプリがあるかと思いますが、1つの考え方として、海外の方が交通手段が一番悩むというか検索するということからすると、こうした「my route」の課題も克服した上で、利用してもらえばいいかなと、私も率直に思いました。

そういう意味では九州Maasプロジェクト、ここにもですね、いろんな形でこうした意見を出していただいてですね、今課長言われましたように、「my route」というアプリをどうダウンロードしてもらうかというところにもですね、さらに視点を持って協議をしていただければと思うんですけども。

この九州Maasプロジェクト、ここへの提言といいますか、直接には政策企画課ということを踏まえた上で言えるところはここしかないで思っているんですけど、その点最後に見解を示していただければと思います。

【小宮インバウンド推進課長】堀江委員ご指摘のとおりでございまして、この「my route」が非常に優れたアプリであるということは実証して、私も実際もうダウンロードして何回か利用したことあるのですけども。

やはりスマートフォン上で地図を検索してバス停ですか電停ですかといったところを表示する。そこに移動する、道案内をするっていう時にスムーズな動作をする環境というのがやっぱりWi-Fiの整備が必要になってまいりますので、そういったWi-Fiの整備も含めたところで受入環境をつくっていくのか。

これは、県のレベルではなく市町、または民間事業者も含めて、そういった協議会、団体を含めてですね、インバウンドのお客様、またはインバウンドに限らずですね、国内のお客様もこういった「my route」を活用できるような形。

また私も業務上海外に行く場面で、よくタクシーの配車アプリ等も使いますけれども、東南アジアや中国、韓国含めて、そういったタクシーの配車アプリも優れています。自分のホテルにタクシー来てもらって、空港まで行く。そのときにはもう既にお金の支払いまでできているということで、現地の通貨にも両替しなくていいという場面もありますので、そういった事例も踏まえながら、こういった「my route」の協議会等、または政策企画課とも情報共有しながら、堀江委員から、こういったお話があったということは共有しておきたいと思います。ありがとうございます。

【坂口委員長】よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】長崎県観光振興基本計画の6ページのところのKGIIの直接的に寄与する要素ということで1番から4番まであると思うんですけども、この順番は重みづけがあるかどうか教えてください。

【長野観光振興課長】1番から4つ目の要素でございますけれども、やはりこれからは、やはりこちらの商品単価の増、やっぱり単価をしっかり増やしていくところには注力を置いていかないといけないというふうには思っています。

といいますのは背景といたしまして、やはりインバウンドについては数が今増えている

るという状況がございます。ただ日本人を考えますと、どうしても人口減少進んでまいりますので、やはり国内旅行というのはパイが少なくなっていくということを意識すると、やはり少し単価を伸ばすというところにも力を入れないといけない。次はやはり滞在時間を増やす。当然数も増やしていかないといけないのでけれども、そういった長期滞在、高付加価値といったところを意識してまいりたいと考えております。

【まきやま委員】私も商売をしてきたんですけども、リピーターっていうのはすごく重要なと思うんですね。コロナ禍でも生き残って元気なところはリピーターが常にしているところなので。

国内の観光する人口もどんどん減っていきます。だから、長崎が好き、何回も行きたいっていう人をどんどん増やしていってほしいですし、海外も親日国が結構多いので、日本といえば長崎、こういったリピーターを増やす重みづけをしていっていただきたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】先ほど引き続き質問をいたしますが、村田政策監、要するに、プサンから長崎、これを定期便にしていただきたいと。臨時から定期と、やはり定期航空路線にしていただきたい。こういう気持ちを持つわけでございますね。

それで何といってもですね、また後でも申し上げますが、インバウンドだけじゃなくして、こっちから行くアウトバウンドもですね。それなりにしっかりやらないとということで、先ほどそういう問題についてもお触れになりました。まさにアウト、イン、これをうまく組み合わせ

ながらですね、定期路線というのは可能になっていくのではないかと、こう考えておるわけですね。

それでですね、もう一回先ほどちょっと時間が足りなかつたようですけれども、定期航空路線になる可能性はありますかと。これを聞いていて、もう少し力強い発言が政策監からできないものかと、今までこうやってソウル線を復活させてきていたり、いろいろ頑張ってきたではないか。

そういう点から考えていけば、プサンからの臨時便をですね、やっぱりこれだけ成功させているわけだから、あと一步定期便に対してね、もうちょっと前向きな力強い発言が出ないかなと思うんですけれどいかがですか。まだ言うことができないのか。言うことができないということはできるということか。

【村田文化観光国際部政策監】プサンとの定期便につきましては、まだエアプサンと交渉が続いている状況でございます。ですので今の段階で、できる、できない、そういったことを発言するのは控えさせていただきたいと思いますけれども、私どもといたしましては、この定期便化に向けて、必ずそれを実現させるという思いと、できることは全てやるんだというようなことで、そういう強い思いで、取り組んでいるところでございます。

【小林委員】いろいろ言えない状況にあるということも分かりますけれども、前向きにですね、今やっているかと思いますが、定期便に向けて、このソウルもプサンも何とかですね、同じような扱いができるようにご尽力をですね、さらに重ねていただきたいと思います。

そうしますとね、小宮課長ね、我々の関心は

ですね、今度はプサンから長崎県と、こういうことで、この間の一般質問で、臨時便の経済効果は明らかになっていますけれども、これが定期便になった場合には、どういうような経済効果が考えられるのか。

大体週何便、年間何便ぐらいですね、この長崎県にやって来るのか。そういうところからですね、経済効果が言えますか。

【小宮インバウンド推進課長】現在エアプサンと協議を進めておりますのが、臨時便で使用する機材が180人乗りの機材でございます。週3便で年間ですので52週ございますので、便数で言うと年間156便を仮定して積算をいたしております。

一般的に県の産業連関表で各係数を入力いたしまして、搭乗率が70%以上から100%まで最大見積もった際に1年間で生じる経済波及効果としましては、年間で12.5億円から16億円ということで経済効果を試算してございます。

【小林委員】今の小宮課長の説明ではですね、大体このプサン線の可能性がね、可能性というが現状では、今これが週に3便、180人乗りの機材と。それで年間これが156便になりますと。こういうことで、このお客様の数もですね、3万人近くなっていくのではないかなど、ざっと計算してね。そんな感じはいたしました。

これから考えて、これは大体1人3万幾らくらいの考え方ですか。1人幾らぐらい掛けるのですか。人数掛けることの。

【小宮インバウンド推進課長】観光庁の統計データで韓国からのお客様の1日当たり1人当たりの観光消費額が約2万7,000円と統計データが出ておりますので、この係数を用いて試算をいたしております。

【小林委員】今明らかにしていただきましたけど、韓国からの1人当たりの消費額は大体2万7,000円と。これ掛けることの180人掛けることの、年間の便数156便等々いけばですね、かなりの状況で、そこから明らかになったことが12.5億円とか、あるいは16億円とか。こういうような数字になるんではないかと、こういうことでございます。

何度も言うように、この観光から消費される、経済効果というものは、長崎県にとってはですね、絶対に避けて通ることができないと思う。要するに、今、新幹線でもそうですが、それなりに観光消費額は出てきて、これはいい展開をしていただいているということ。

この長崎県にですね、こういう空港を持つてゐるわけだよ。それでこれを国際空港化というような形で、今どんどん新しい展開がおかげで出てきていると。

そういう点から考えると、さっきも言いますように、インバウンドも大事、同時に、アウトバウンドも大事と。こういうことでないと、また運休ということになってしまふ。これを今まで繰り返してきているわけだよ。

それで私はですね、この間から考えておりましけれども、アウトバウンド対策において、具体的に、パスポートの取得を力を入れるというような形の中で、きちんとやっていたいと思いますが、このパスポートの取得について、現状をどういうような展開になっているかお尋ねをしたいと思います。

【小宮インバウンド推進課長】パスポート助成につきましては、8月末時点で申込数が約180件ということで報告を受けております。

【小林委員】180人だけれども、当初の見込み

は大体何名程度で、どれぐらいの予算を使ったんですか。

【小宮インバウンド推進課長】今年度取り組んでおりますパスポート助成の予算枠としましては、1,400万円の予算枠で、対象の想定人数が1,327人の事業規模でございます。

【小林委員】1,400万円を予算化して、それから1,327名、これを目標にしていると。そういう状況で、その中の今180人と、こういう状況ですか。この目標1,327名に対して現状180人という、この展開はいかがですか。予定どありますか。

【小宮インバウンド推進課長】予算規模それから想定の人数に対する8月末の180人というのは、私どものプロモーション不足、周知不足が要因であるということで、私どもが想定した数字よりもまだまだ進捗が進んでないと認識をしております。

今後予定しております県民の翼のプロモーション、中国東方航空を利用して上海へ、それから大韓航空を利用してソウルへ、こういったアウトバウンドの企画、プロモーションとも連動してパスポートの取得助成の件数を伸ばしていくと考えております。

【小林委員】やはり、まだ道半ばという感じが率直にしますね。1,327人の中の180人と、IRで頑張ったあなたにしては、ちょっと物足りないな。

そういう点から考えてですね、でもね、今道半ばと言うけども、今始まったばかりなんだ。だからもっともっとアピールをしてもらいたい。パスポートを作ったら、これを使って外国に行きたいと思うような人間の心理、人の心というものを考えるとね、私はですね、道半ばどころかですね、たくさんの方々がパスポートを取得

していただけるのではないかと、こういうふうに思います。

この計画はアウトバウンドを推進するためには絶対に必要なことだと考えてありますから、引き続きですね、これは頑張っていただきなければいけない。これはね、部長、私はそう考えてありますけども、あなたからもこのことについては、前向きな発言をお願いいたします。

【伊達文化観光国際部長】国内の観光需要が縮小していく中で、やはり本県でもインバウンドをいかに多くの方に、本県においていただくかということが大きなポイントになってまいります。

そしてやはりその中でも国際航空路線をどう誘致するのか、それを維持していくのか、やはり航空会社も採算が取れなければ、また撤退ということにもなりますので、やっぱりここはアウトも含めて、我々としてもしっかり県民の皆様に、海外に行っていただけるような環境をつくっていくことが重要であろうというふうに思います。

やはりその中でもパスポートをまずは取得していただく、これが一番最初の大きなきっかけになると思いますので、しっかりと今後も周知徹底しながら、事業を推進していきたいというふうに考えております。

【小林委員】1,400万円の予算、それと1,327名の目標、現状180名と、こういうようなことがずっと続していくとね、ひょっとしたら予算がカットされたり、いつの間にかなくなってしまって、単発で終わってしまって、その結果どういうことになるかというと、お互いが認識のとおり運休とか、こういうような一番最悪な状態になっていくわけだよ。

だからここはですね、部長の方でもよく財政の方とも考えていただきながら、この1,400万円というこのパスポート取得、これは絶対に必要と。しばらくですね、温かい目で見守っておきながら、我々もそうです、180人が少ないのでないかという言い方はできますけども、今始まった取組だから、これを継続して、しっかりいい成果につなげて、ますます定期航空路線が増便されたりね、新しい路線がですね、拡大されるように、そのことを強くお願いをしておきたいと思います。終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】すみません、急ぎます。

先ほどまきやま委員がおっしゃったところの、KGIとかのところなんですけども、すみません、ちょっと思いつきのような質問になってしまって申し訳ないですけれども、今年の4月にですね、令和7年4月に観光庁の観光地域振興課が、ちょっとこの県とはまた違うものになるとは思いますが、観光地域づくり法人DMOによりKGI、KPI計測に係る手引書っていうのを作成されておりましてですね、そこで示されている、県とはまた違うと思うんですけども、観光地経営に関わるKPIツリーの中では、例えばKGIにおいては旅行消費額だけでなく経済波及効果についても書かれており、またKPIの間にですね、KSP、キー・サクセス・ファクターとして、似たような要素というかですね、消費単価の向上滞在日数の増加、来訪者の管理、需要の平準化、環境歴史、文化保全、地域の裨益という形でされていたりします。もしかしたらこういうのも参考にされてしているのかもしれませんけど。

イメージとしてですね、今回も総合戦略もで

すね、この組立てっていうか枠組みがこれまでと変わってしまったとかしてますし、その過去とのつながりの件と、あとは国との連携とかいうところに関しても、説明とか関しても、やっぱり国等の一定何かいろいろ共通言語っていうか、一定何か組立ても似たようにすればいろいろとやりやすいのではないかというイメージがあります。

そこでこういったものも参考にされているのか、それとかですね、今後、もう今日はいいんですけども、参考にされるお考えがあるのかとか、あとはKGIのところで言うと、その経済波及効果がそういうものを含めるべきものなのかとか、もうあえて含めないようにしているのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

【長野観光振興課長】今回の計画を策定する際に少し意識したものがございます。それは観光消費額で先ほどご説明したように消費に直接関わる要素、これと最終的なKGIの関連性というのをできるだけ分かりやすくしていきたいと考えているところでございます。

観光消費額、要素として碎きますと、当然数と単価といったところを意識していく、あとはそれに付随するような要素として時間をどうするのかであったりとか、先ほど少しリピーターのお話がございましたけれども、そういう繰り返し来ていただく方をどうするのかと。こういった活動をしっかりと明確にしていきたいという思いで、今この組立てをやっているところでございます。

あと国との整合性というのもございますけど、国も同じようにそういったその経済効果であったりとか消費であったりとかと、意識している

ところでございますので、経済波及効果を今回私たちが示していないというところでもって、連動していないとは考えてございません。

そういったところはしっかり意識しながら、あとは県の総合計画との関連性でございます。そういった県の総合計画の中の施策にも観光客の心をつかむ選ばれる持続可能な観光の推進ということで、今にぎわいの中に位置づけられていると。こういったところを意識した中で、今回いろんな様々な要素を考えて、こういった形で計画を定めたといったような計画でございます。

【坂口委員長】ほかに質問ありませんか。

【湊副委員長】今回、私はSNSでの情報発信について質問させていただきます。

今年が被爆80年、節目の年でございます。大石知事はNPTの再検討会議にも出席しており、平和の実現に積極的に取り組んでいるのは承知しております。

今の時代ですね、SNSを使って平和の発信に取り組んでいくことも重要だと考えていますけれども、県としてはどのようなことをされているのか、事例があれば教えてください。

【久間国際課企画監】SNSを活用した平和の情報発信についてでございますけれども、令和3年から核兵器のない平和な世界の実現を願う機運を国内外に広げていくことを目的に、平和の象徴である折り鶴を作成して、SNSを通じて平和へのメッセージを発信する「未来へのおりづるキャンペーン」という取組を広島県とアメリカのNGO団体、NTIというところと協力して実施をしており、今も8月5日から9日にかけまして実施をしたところでございます。

キャンペーンの内容といたしましては、先ほ

ど申し上げましたとおり折り鶴を作り、それを写真や動画で撮影し、やインスタグラム、FacebookなどのSNSに投稿しまして、平和や核兵器廃絶を呼びかけるというものでございます。

我々もいろんなところに働きかけを行い、知事も表敬訪問などで、例えば映画「長崎・閃光の影で - 」の出演者の方がいらっしゃった際や、インフルエンサーである各国の大使の方々がいらっしゃった際に働きかけをしていただいたところでございます。

今年のキャンペーンでは、本県の関係者で俳優の長瀬ねる様とか、先ほど申し上げました「長崎・閃光の影で - 」での出演者の皆様、・ファーレン長崎様、長崎バイオパーク様、県内テレビ局のアナウンサーの皆様など長崎にゆかりのある幅広い著名人や団体などの皆様にご参加いただいたところでございます。

【湊副委員長】ありがとうございます。私も少し見たことがあるんですけれども、その折り鶴キャンペーンの実績というか、閲覧数とか、分かれば教えてください。

【久間国際課企画監】所定のハッシュタグつきの投稿は、例えば先ほど申し上げたNTIですと、アカデミー女優のジュリアン・ムーアさん、俳優のジョージ・タケイさん、広島県と、アイドルグループのSTU48さん、サンフレッチェ広島さんなどにも投稿いただきまして、総数で約800件投稿をいただきました。

この投稿全体の閲覧総数というのは分からぬですが、それぞれの投稿のフォロワーの方の総数を足すと、約1,900万人のフォロワーの方がいらっしゃいました。また、投稿に対する「いいね」などのエンゲージメントというのは分か

っており、こちらが約18万7,000件いただいているところでございます。

また本県の総合公式でも、5日間、投稿を行いまして、8月5日から申し上げますと、閲覧数が、5日が約5,400件で、いいねが100件程度、広島の原爆の日の8月6日が、閲覧数が約7万6,000件でいいねが6,300件、8月7日が、閲覧数が約1,200件でいいねが20件ほど、8月8日が、閲覧数が約3万4,000件でいいねが1,100件、長崎の原爆の日であります8月9につきましては、閲覧数が約963万件、いいねが約2万4,000円件ということで多くの方々にご覧をいただきました。

それ以外は、こちらの方でも分からぬのですが、期間中に著名人をはじめとした発信力のある方々にご協力いただいて発信を続けたということが最終日の本県の発信の閲覧に結びついたのではないかというふうに考えております。

今後も広島県、先ほど申し上げたNTTなどと連携しながら、SNSなどの多くの方にご覧いただける手法も活用いたしまして、世界に向けて情報発信を行うことによって核兵器廃絶の推進に向けて市民社会を動かす動きというものを作りたいと考えております。

【湊副委員長】ありがとうございます。県の公式の投稿に対する閲覧数が963万件で、いいねが2万4,000件。これはもうすごいバズっていると言えると思います。もうそこは大きく評価いたします。

こうやって、SNSでバズっていく多くの方に留まって、大きな反響を受けて、平和への注目度も高くなっていくと思うので、しっかり引き続き積極的に取り組んでいただきたいのと、あと私も先ほどおっしゃっていた「長崎・閃光の影で」は、私の友人・知人がSN

Sで投稿していて、映画館に見に行きました。すごくつらくて、悲しい映画だけれども若い人たちに特に見てほしいと、この平和のありがたさとか、戦争の悲しみとか、いろんなことを、次世代に伝えていくには、すばらしい映画だと思いました。

それと、ながおし、インスタグラムのながおしも私が何を食べようかなと困ったときとか、いろいろ利用させていただいておりますので、多方面で平和だけじゃなくいろんなところで、SNSしっかり頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

【坂口委員長】それではほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前	0時	8分	休憩
午前	0時	8分	再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後	0時	9分	散会
----	----	----	----

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月26日

自 午前 9時59分
至 午後 0時21分
於 委員会室 3

荒木雄一郎 生活衛生課企画監
(動物愛護管理センター整備担当)
岩永 俊一 食品安全・消費生活課長
赤澤 貴光 地域環境課長
佐藤 貞夫 水環境対策課長
山内 康生 資源循環推進課長
深谷 雪雄 自然環境課長

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委員長（分科会長）
湊 亮太	副委員長（副会長）
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	"
浅田ますみ	"
山口 初實	"
中村 一三	"
まきやま大和	"
富岡 孝介	"
田川 正毅	"

6、審査の経過次のとおり

午前 9時59分 開議

【坂口委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、畠島委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承願います。

また、交通・地域安全課、大嶋課長から、本委員会を欠席し、伊藤参事を代理出席させる旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより県民生活環境部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております資料のうち、令和7年9月定例県議会予算決算委員会 観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第88号議案令和7年度長崎県一般会計補正予算(第4号)のうち関係部分であります。

3、欠席委員の氏名

畠島 晃貴 委 員

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

大安 哲也	県民生活環境部長
下野 明博	県民生活環境部次長
立石 寿裕	県民生活環境課長
本多 千穂	男女参画・女性活躍推進室長
石田 祐子	人権・同和対策課長
伊藤 博子	交通・地域安全課参事
谷村 重則	統計課長
渡邊 渡	生活衛生課長

歳入予算については、国庫支出金2,900万円の増、計2,900万円の増、歳出予算については、統計調査費2,900万円の増、計2,900万円の増を計上いたしております。

次に、補正予算の内容について、ご説明いたします。

令和7年国勢調査費について、市町からの追加要望に伴い、市町へ交付する国勢調査に係る経費として、2,900万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】 堀江です、質問します。

2,900万の予算につきましては、今説明がありましたとおり市町からの追加要望に伴い市町へ交付する国勢調査に係る経費ということなんですが、これは具体的にどういう使い道になりますか。

【谷村統計課長】 中身でございますけれども、これにつきましては国勢調査に関して4月から調査協力依頼、また調査員の選考等の事務を行っている中で、調査員等の確保が難航しております、市町職員による時間外での個別説明、また訪問しての依頼など、想定していない規模での時間外業務が発生しております。これは5月末の市町との会議で判明してあるものでございます。

また、郵送提出による調査票の仕分け作業、これは市町ごとに郵送される調査票を、これらを調査区の番号順に並べ替えるというような作

業でございますけれども、これは前回の令和2年のときには郵便事業者で対応しておりましたけれども、今回は市町で対応するといったことになっておりまして、新たな業務が発生することとなっております。これは5月末に国が実施した説明会で判明したものでございます。

これに伴いまして、市町の職員また会計年度任用職員等に係る年間の所要額が不足するといったことになっておりますため、追加で市町への交付を行うというものでございます。

【堀江委員】 国勢調査費は2月の当初予算で7億8,354万計上されていると思います。

そうしますと、調査員の確保ができなかつた、そのためにどれぐらい市町の職員を対応させるか、それで時間外がどうなるかというのは、2月の時点では分からなかつたということですか。

【谷村統計課長】 当初予算につきましては、総務省の統計局からの概算の提示額に基づきまして計上したものでございまして、その時点では市町から幾らというような具体的な数字というのは出ておりませんでしたので、その時点では分からなかつたということでございます。

【堀江委員】 先ほどの課長の答弁で、5月末に判明したという答弁がありました。

9月からいろいろ始まっているわけですけれども、そうしますと5月からはしばらく時期がたっていますね。それで5月末でこれぐらい足りなかつたという人たちが、実際にその後、増えたり減ったりということ、調査員に関わって、しますと、また予算上はさらに追加なりということもあり得るのでしょうか。

また追加となった場合は、国としてはその予算の確保は対応していただけるのでしょうか。その見通しも教えてください。

【谷村統計課長】 お尋ねいただいた件につきま

しては、少し余裕といいますか、それも持つて今回計上させていただいております。

それで必要な場合には、国においても今後また予算措置ということも可能性としてはあるとは伺っておりますので、必要に応じてまたそのときには検討したいと考えております。

【堀江委員】今回初めてこの国勢調査の調査員を頼まれたというか任されたという方が、この暑さの中で本当に大変だと、訪問がすごく大変で、そうなるといわゆる担当する戸数が、やり切れるのかといった声もあるということを聞いております。

そうであれば今日の異常気象とかの中で、5年に1回の当然の調査であると分かっていても、例えば担当地域ではこれぐらいの数というのが、この温暖化の中で、気候変動の中でとても回り切れない。そうすると1人で担当する地域を2人でやらなければいけないとかいうこともあるのかなと、担当にあづかった方は、とても一人では回り切らんというような、時間もかけないとやれないというようなことを訴えられていたんですけど、そういうことによる人数の変更というか、そういう見直しとか、そこについてはまだ調査は始まったばかりなので、終わってからの対応になるかと思うんですけど、そういうことの見直しとかもあり得るのでしょうか。

【谷村統計課長】実際に今年の夏は大変暑くございまして、それで熱中症対策ということで、こちらの方からも十分体調には注意しながら調査を行ってほしいということでお願いしているところでございます。

例えば熱中症対策として涼感タオルみたいなものを準備したりとか、そういうことはしております。

また、調査区というのは一定数が既に決まっていますので、それを減らすということは、現時点では難しいというような状況もございます。

それで調査員も全て充足しているというような状況でないところは、一人で複数の調査区を担当したりとか、そういったところもあるようには聞いてあるところでございます。

将来的に調査員による調査を今後も同じ数で続けていくかどうかというところは、基本的にこれは国の調査でございますので、国の方での制度設計ということになると思いますけれども、県の方からもいろんな今回の調査で出てきました問題点等がございましたら、積極的に国の方に声を上げてまいりたいと考えてあるところでございます。

【坂口分科会長】よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第88号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第88号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より総括説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしております議案は、2ページに記載の1件でございます。

第100号議案令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分についてにつきましては、令和6年度長崎県流域下水道事業会計において、利益剰余金を処分し、資本的収支の補墳財源に充当しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

4ページをお開きください。

「人権尊重の社会づくりの推進について」、県においては、人権尊重を促す条例の制定とパートナーシップ宣誓制度の導入を目指しており、人権尊重を促す条例については、人権問題等に関する専門的知識を有する方々からご意見を伺うための有識者会議を設置し、第1回会議の開催に向けて準備を進めているところです。

また、パートナーシップ宣誓制度については、市町との調整を丁寧に進めているところであります。市町から要望があった行政サービス所管課を含めた担当者説明会を8月に開催し、今後の検討の参考にしていただいているところです。

このほか、去る8月1日に、東彼杵郡3町のご協力をいただき、「人権文化に満ちた豊かな地域社会の実現」をテーマに、第49回長崎県人権教育研究大会を川棚町で開催し、376名に参加いただきました。この大会では、教職員をはじめ社

会教育関係者や地域住民等の人権意識の高揚を図るため、小都市人権教育啓発センターの田中博通さんによる講演のほか、だれもが住みたくなる地域づくりに関する取組について、3町から報告をいただきました。

さらに、県民や社会教育関係者等の人権についての理解の深化や人権感覚の向上を図るため、県内4会場で「社会人権・同和教育地区別研修会」を開催するとともに、各地域の人権教育・啓発を推進する人材を育成するため、県内3会場において「人権・同和教育指導者養成研修」を開催するなど、参加体験型の各種研修会を実施したところであります。

今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、市町や関係機関と連携しながら、人権教育や啓発をはじめとした人権施策に取り組んでまいります。

5ページをお開きください。

「令和7年国勢調査の実施について」、我が国に住んでいるすべての人を対象に、人口及び世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を、本年10月1日を調査期日として実施いたします。

調査の回答には、紙の調査票に比べて記入の手間が少なく、時間や場所を選ばない、簡単で便利な「インターネット回答」の利用推進に努めております。

ここで、観光生活建設委員会関係議案説明資料追加1の2ページをお開きください。

国勢調査関係の追加でございます。

県では、V・ファーレン長崎の公式戦が開催された9月20日に長崎スタジアムシティで、9月23日に浜町アーケードで、それぞれ広報イベントを開催し、多くの方々にご参加いただきました。

インターネット回答デモ体験を通じて、その利便性を実感いただいたものと考えております。10月4日には、させぼ四ヶ町商店街で調査期間における最後の広報イベントを予定しております。

続きまして、観光生活建設委員会関係議案説明資料の5ページをお開きください。

調査後、国が集計した調査の結果は、令和8年5月に男女別人口及び世帯数の速報結果が公表され、さらに、同年9月までに人口、世帯、住居などに関する詳しい結果が公表され、その後、就業状態や人口の転出入状況などについて、順次公表される予定となっております。

今後とも、県民の皆様のご理解とご協力を得られるよう、インターネット回答の利便性を広く周知しながら、国や市町と連携し、円滑な実施に努めてまいります。

「新たな総合計画の策定について」、8ページ目2行目からになります。

県民生活環境部においては、主に基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」や「安心して生活できる環境づくりを推進する」等に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、互いに支え合う地域共生社会の更なる推進や男女が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会づくりに関する施策において、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進や共家事・共育ての促進に取り組むこととしております。また、基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくりや環境への負荷が少ない循環型社会づくりに関する施策において、ゼロカーボンアクション12の周知・啓発や、一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した取組の実践等

に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

このほか、ご報告いたしますのは2ページから、「次期長崎県環境基本計画について」「次期長崎県男女共同参画基本計画について」「共家事・共育ての促進について」「犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について」「消費者行政の推進について」「汚水処理人口普及率について」「廃棄物不適正処理対策について」「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ2025等の進捗状況について」であり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【佐藤水環境対策課長】第100号議案令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について、補足して説明いたします。

観光生活建設委員会説明資料、横長の4ページをお開きください。

県が管理しております大村湾南部流域下水道は、公営企業会計として運用しておりますけれども、利益剰余金を処分する場合には、地方公営企業法第32条第2項に議会の議決を経て行わなければならないとされているため、今回、議案として提出いたしましたのでございます。

議案の内容は2点あります。

1点目は、利益剰余金から5,576万8,188円を資

本的収支の補墳財源としようとするもの、2点目は、利益剰余金から4億円を減債積立金としようとするものでございます。

まずは1点目、資本的収支の補墳財源とすることについて、説明いたします。

補足説明資料の7ページ、8ページに、企業会計の決算報告書を記載しております。

7ページになりますが、企業会計には施設の運営や維持管理に関する経費に関する収益的収支と、8ページ目に記載しております下水道施設の建設や改築などに係る経費に対する資本的収支の2つの予算がございます。その中で、今回は8ページの資本的収支に関する内容になっております。

改めて8ページをご覧ください。

上の段の表が収入になりますが、決算額の列の一番上、2億8,635万6,850円が資本的収支における収入の総額となっております。

一方、下段の表、こちらは支出になりますが、同様に決算額の一番上の4億1,344万741円が支出の総額となっております。

収入と支出を比べますと、支出の方が1億2,708万3,891円多くなっておりますので、決算上はこの支出の不足分を補墳する必要がございます。

4ページにお戻りください。

補墳財源に充てるものとしては3つありますて、1つ目が消費税に関する資本的収支調整額、2つ目が損益勘定留保資金、3つ目が利益剰余金となっており、この順序で補墳するという対応をしているところでございます。

企業会計に移行しました令和2年度から令和4年度までは、消費税に関する資本的収支調整額と損益勘定留保資金のこの2つで不足分を補墳してきたところでございます。

しかし損益勘定留保資金、こちらは減価償却費から得られる、いわゆる内部留保資金になります。流域下水道が平成11年に供用開始で、供用開始から25年が経過しており、下水道施設が古くなってきておりまして、減価償却費が減少してきたため、令和5年度と令和6年度の決算においては、2番目までの損益勘定留保資金まででは補墳財源が不足するということになりました。

このため、次の補墳財源である利益剰余金の方から5,576万8,188円を資本的収支の不足額に補墳するというものです。

次に、2点目の「減債積立金の4億円について」ご説明いたします。

減債積立金は、下水道施設の改築工事などの財源としている企業債の償還財源として積み立てるものでございます。

先ほども申しましたとおり、流域下水道の供用開始から25年を経過しており、終末処理場の設備等の老朽化が進んでいることから、今後は設備の更新等が必要になり、その財源の一部とする企業債の借入れも増加していくという状況でございます。

流域下水道における中期の収支計画の最終年度である令和14年度末には、企業債の未償還残高が令和6年度末の約14億円から4億円増加するという見込みであります。

このため、減債積立金として4億円を積み立てることにより、将来の企業債の償還財源を確保するものでございます。

今回、利益剰余金を補墳財源と減債積立金として処分しますので、議案として提出したものです。

なお、参考になりますけれども、令和6年度における流域下水道事業会計事業費全体としての純利益は、約1億8,000万円の黒字となっており

ます。

また、今回は利益剰余金から5,576万8,188円を補填し、かつ4億円を減債積立金といたしますが、未処分の利益剰余金の残高は3億9,052万2,915円ありますので、企業会計としての流域下水道の運営には支障がないということを判断しております。

以上で、流域下水道事業会計における利益剰余金の処分に関する補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】100号議案です、令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分についてということでございますが、今、立て板に水のような説明を受けたけれども、これは理解できるところと理解しにくいところがあって、下水道事業会計はなかなか難しいものだなとつくづく実は感じるわけで、大した質問はできないわけでありますけれども、議案について何の意見もない、質問もないということもいかがなものであるかと思いますので、分からぬながら質問するという立場もご理解いただければありがいと、このように思いますのでよろしくお願いいたします。

今の説明によりますと、収益的な収支においては収入額が約10億円、それから支出が8億9,500万とかいうことで約9億円と、いわゆる収入額の方がこれから見れば10億円と9億円でございますから大体理解ができますが、しかし資本的収支を見ますと、収入が2億8,635万6,850円、これに対していわゆるこの支出が4億1,300万とこういうような状況で、ここに1億2,700万強の不足額が生じていると、大体こういう見方でよ

ろしいですか。

こういうところからなぜ不足額が生じているのかということについて、まずお尋ねしたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】なぜ不足しているかというお尋ねでございますが、まず資本的収支というものは下水道施設の建設改良に係るものになります。支出の中からの建設改良費について、実際に処理場とかを改良する場合には、国からの補助金と諫早市と大村市からの地元負担金、それと本来は県が負担する部分がありますが、企業会計が企業債をお借りして対応しているという状況になります。

支出の方には、それに加えて、今までに借りた企業債元金の償還をしなければなりませんので、この企業債で借りた借金の返済に関しては、特定の財源というものを持っておりますので、必ず支出の方が多くなります。

それでこの足りない部分については、毎年度自己資金で企業会計の中で賄っているということになります。

【小林委員】確実な答弁をいただいたと思いますけれども、分かるところと分からないところがあってなかなか申し訳ないと思っているんだけども、そうしますと不足額が、要するにこの補填をしないといけないと、1億2,700万強、これを利益剰余金の分から処分するということ、これを議会に了解してもらいたいということですね。これまでこのような取扱いをやってきたんですか。

【佐藤水環境対策課長】不足額に対する補填ですけれども、これに関しては減価償却費等から得られる損益勘定留保資金と消費税への資本的収支調整額で賄うことまでこれまでやってきました。

それで令和4年度まではこの2つで足りている状況でございました。令和5年度から足りなくなつて補填する状況が生じておりますが、それはどういうことかと言いますと、流域下水道というのが、これは平成11年度から供用を開始して、今は供用開始後25年がたっております。25年たつて機械とか電気とかの減価償却が終わりまして、減価償却費が減少したということによりまして、損益勘定留保資金の方が目減りしてきまして、令和5年度からは利益剰余金からも補填を行うという状況が生じてございます。

【小林委員】少し分かってきたような感じがします。それで供用開始から今答弁にあったように25年が経過して、施設も老朽化が進んでいると。这样一个ことで減価償却が減少してきているんだと。

減価償却費が減少しているということで、では今後についてはこういう状況の中でどうなるんですか。

【佐藤水環境対策課長】処理場が供用開始後25年を経過しております、処理場に設置している機械とか電気というのが、大体耐用年数が25年ぐらいというものが多いものですから、それが減価償却費が目減りしてきていると。

それで今からその耐用年数を迎えたものに関しては更新工事を実際にやっていきますので、機器を新しくするということで、今後は減価償却費も増加するということになっていきますので、今後はそれに伴いまして損益勘定留保資金も増加するということを考えているところでございます。

【小林委員】そうしますと補填財源、これにつきましてはそういう経過の中でよく分かりましたけれども、これとはまた別に4億円を減債積立金としているが、この理由は一体何なのか、お

答えください。

【佐藤水環境対策課長】令和6年度末において建設等にかかった企業債に係る未償還残高が約14億円となってございます。

ただし先ほど申しましたとおり、これから電気とか機械関係の設備更新をやっています。これからは改築工事を行ついくため、中期収支計画では令和14年度末に企業債の未償還残高が約18億円まで増加する見込みと考えております。

この増加分は14億円から18億円で、4億円増加するものを今回、減債積立金として確保するということを明らかにしようとするものでございます。

【小林委員】大体が利益剰余金の処分です。これについてはよく理解できたとまでは言わなないが、分かりましたけれど、そうしますと今新聞報道などを見ると、やっぱり最近の新聞報道によると上下水道の経営が厳しいという記事をよく目にいたしますが、流域下水道の経営状況は今後どのようになっていきますか。

【佐藤水環境対策課長】流域下水道における経営の状況というお尋ねでございます。

流域下水道に関しては、令和2年度に企業会計に移行しました。令和2年度からは毎年黒字という決算となっております。令和6年度においても1億8,421万1,176円の黒字となっております。

また今回、未処分利益剰余金を2つ処分することで議案にかけてお願いしておりますが、処分した後にも3億9,052万2,915円の利益剰余金がありますので、流域下水道の今後の運営に関しては支障がないと考えているところでございます。

【小林委員】今のお話では毎年1億8,000万円ぐらいでこれだけの剰余金が出る、黒字だという

ようなことを胸は張ってないけれどもしっかりとおっしゃったとこういうことでございまして、いろいろ聞いておりますとなかなかそういう流域下水道のこういう会計がうまくいっているということで理解いたしましたけれども、この資本的な収支ですが、例えば先ほどからあってるように2億8,600万とかいうのは建設負担金と企業債とか国庫補助金ということになってますが、実際に諫早市とか大村市からどれくらいの収入を得ているのか、ここをまずお尋ねしたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】資本的収支の部分の市からの負担金の額のお尋ねですが、これは建設改良に係る部分になります。

今度は令和6年度における諫早市から建設に係る負担金としていただいた金額が5,468万6,831円、こちらが諫早市からの収入になります。大村市からは233万8,019円、こちらが大村市からの建設負担金としていただいた額になっております。

【小林委員】この諫早市と大村市では、諫早市が5,468万円ぐらい、それから大村市が233万円とかなり差がありますけれども、これはどういうことですか。

【佐藤水環境対策課長】流域下水道のエリアとしては諫早市と大村市がありますが、それぞれの諫早市、大村市から実際に流れてくる下水道の計画水量というのがございます。それでこの計画水量は諫早市でいうと1日当たり3万6,250立方メートル、大村市では1,550立方メートルの下水が処理場に流れてくるという、こういう計画を持っております。

ですので、このそれぞれの諫早市、大村市から発生する下水道の量に応じた費用負担を諫早市と大村市にお願いしているという形になりま

す。

【小林委員】なるほど計画水量に、いわゆるこの量が諫早市の方が多くて大村市の方が少ないんだと、こういうようなご説明でこういう金額の差が出てくると。

そうすると大体この1立米というか、これは幾らぐらいで実はやっているのか、そこはどうなんですか。

【佐藤水環境対策課長】今のは建設に係る費用でございまして、あと実際にその下水道に流れてきたときに下水道処理する費用がございまして、その費用に関しては諫早市、大村市からこちらは維持管理に係る費用ですけれども、1立米当たり65円ということで、そちらの方は費用負担をしていただいているところでございます。

【小林委員】汚水量についてもそういう処理料というのか、それが1立米65円と、これは高いんですけど高くないんですか。少しもうけ過ぎじゃないのかと、こういうようなことがあなたの顔に書いているように感じるが、そこはどうですか。

65円をこの際にもうちょっと考えてもらうとかの検討はできますか。

【佐藤水環境対策課長】今は1立米当たり65円という額を持ってますが、これまで基本的に額を下げてきてこの金額になっているという状況でございます。

それとあとまだ実質的に利益剰余金としてある程度の金額は今持っていますが、まだ建設に係る企業債の償還もございますので、今のところこの1立米当たり65円という金額を見直す予定はございません。

【小林委員】65円は見直すことではないと、将来の展望を考えたときに、今はこうして黒字だけれども将来的にどうなっていくかは分からんと、

こういうようなことで65円については現時点で下げるとは考えていないというようなことで、ただ1億8,000万儲かっているとか、そういうことをあなたが言えば、なかなかすばらしいビジネスマンだなとこういう感じを受けるわけです。

当然、諫早市においても大村市においても、大村市はまだ水量が小さいわけだけれども、やっぱり65円というものが何とかできないかと思うのは、それは両市も考えているんじゃないかなと思いますが、今の黒字経営をしっかり堅持しながら、一般財源からいろいろと補填とかそういうようなことがないような形で、しっかりやつていただきことをお願いして終わりたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第100号議案については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第100号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】「政策等決定過程の

透明性等の確保」及び「県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料についてご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は本年6月から8月までに実施したものとなっております。

初めに、資料2ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金あります。

直接補助金の実績については資料2ページに記載のとおり、緑といきもの賑わい事業補助金の1件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。記載のとおり計3件となっております。

なお、4ページ以降に入札結果一覧表を添付しております。

次に、6ページをご覧ください。

「知事及び部局長等に対する陳情・要望」のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、佐世保市など7団体から要望がありました計16項目であり、要望項目ごとの県の対応につきまして、6ページから24ページにそれぞれ記載のとおりであります。

次に、25ページをご覧ください。

「附属機関等会議結果報告」でございます。附属機関につきましては上段に記載のとおり、長崎県環境審議会環境基本計画策定部会など10件、また私的諮問機関等については下段に記載のとおり、長崎県油症対策委員会など4件を開催しており、会議の概要等については26ページ以降に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、県民生活環境課長より補足説明を求めます。

【立石県民生活環境課長】続きまして、次期長崎県環境基本計画についてご説明いたします。

補足説明資料2の次期長崎県環境基本計画の策定についてをご覧ください。

本県の各計画は、長崎県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する政策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画でございまして、県の総合計画の個別計画として環境保全の取組を実施する際の指針となるものでございます。

現行計画の計画期間が本年度で終期を迎えることから、昨年度から長崎県環境審議会の意見を伺いながら、地域計画の策定作業を進めておりまして、策定の方向性としましては、大きな方向性については現行計画を継承することとしております。

ただし、具体的な政策を検討するにあたりましては、気候変動や海洋プラスチック問題など地球規模の問題から、人口減少や地域活力の低下といった地域課題に至るまでの様々な視点から検討を行うとともに、国の第六次環境基本計画や社会情勢の変化などを踏まえた内容にしたいと考えております。

現行の計画からの主な変更点としましては、脱炭素社会の実現に向けた取組を拡充することや、生物多様性の保存と回復に向け、新たに企業や事業者等の理解促進と自然共生サイトなどの面向的な保全活動の取組を推進すること、食品ロス削減に向け数値目標を設定し、具体的な取組をさらに促進することなどが挙げられます。

次期計画の概要につきまして、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5か年とし、めざすべき環境像として現行の計画を継承するとい

う観点から、引き続き、「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」としております。

この環境像の実現に向けて、「脱炭素型の社会づくり」「人と自然が共生する社会づくり」「循環型社会づくり」「安全・安心で快適な環境づくり」の4つの基本目標を掲げております。2ページをお開きください。

めざすべき環境像、基本目標を達成するための具体的な施策の方向性及びそれに沿った事業群を示した施策体系図となっております。

まず、地球温暖化による気候変動や海洋プラスチック問題など、地球規模の課題への対応といたしまして、基本目標「脱炭素型の社会づくり」の施策の方向性、温室効果ガス排出削減対策の推進におきまして、温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組むとともに、施策の方向性、気候変動への適応策の推進において、気温上昇や短時間の大雨などの発生頻度の増加、熱中症リスクの増加など、今後避けられない地球温暖化による影響の軽減に取り組み、いわゆる緩和策と適応策という両輪として進めることとしております。

また、基本目標「循環型社会づくり」の施策の方向性、食品ロス削減などの4Rの推進におきましては、食品ロス削減等のごみの発生抑制、排出抑制に取り組むとともに、施策の方向性、プラスチックごみの発生抑制、再資源化の促進におきましては、海岸漂着ごみの回収やプラスチックごみの発生抑制、再資源化に努めることとしております。

一方、本県の地域特性に応じた対策といたしましては、基本目標「人と自然が共生する社会づくり」の施策の方向性「自然の恵みに関する理解促進と活用」におきまして、国立公園

をはじめとした本県の優れた地域資源を活用し、交流の拡大につなげる取組を促進することとし、
基本目標 「安全・安心で快適な環境づくり」
の施策の方向性「水環境の保全」におきまして、
本県の地域課題である大村湾、諫早湾干拓調整
池の環境保全の推進や島原半島の地下水の水質
保全を図ることとしております。

そしてこれらの取組を実効性のあるものにしていくために、下段の黄色の部分でございますが、「環境保全の基盤となる取組の推進・充実」としまして、県民一人ひとりが環境保全の重要性の認識を深め、自主的な環境保全活動につながるような環境教育の充実や、県民、事業者、行政等の多様な主体が連携・協働して環境保全に取り組むことの必要性などを盛り込んでまいりたいと考えております。

最後に1ページの方にお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございます。

今後は環境審議会の意見等も踏まえながら肉付けを行い、次の本委員会で素案をご報告し、改めてご意見をいただきたいと考えております。

また、パブリックコメントを実施し、それらの意見も踏まえ、来年1月に環境審議会からの答申を受け、2月に議案として上程させていただく予定としております。

以上で次期環境基本計画の骨子案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】 次に、男女参画・女性活躍推進室長より補足説明を求めます。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】 次期長崎県男女共同参画基本計画の策定についてということで、補足してご説明いたします。

委員会補足説明資料の次期長崎県男女共同参画基本計画の策定について、右肩に補足説明資料3と記載してございます資料をご覧ください。

今回お示しするのは、計画の骨子案でございます。概要でございますが、まず本計画の役割、法的位置づけといたしまして、男女共同参画社会基本法第14条、長崎県男女共同参画推進条例第7条、それから次のポツですが、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づく計画でございまして、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものでございます。

現行計画の計画期間が本年度で終期を迎えることから、長崎県男女共同参画審議会に諮問いたしまして、現在策定作業に着手しており、本年度中に新たな男女共同参画基本計画を策定することとしております。

次に、策定の方向性ですが、人口減少や生活様式の多様化など、社会情勢の変化を踏まえながら、国が現在策定しております第六次男女共同参画基本計画を勘案した内容といたします。

また、目指すべき姿については現行計画を継承すること、基本目標につきましては普及啓発を全体的な取組に位置づけるなど、現行計画の4つの目標を分かりやすく3つに再編すること、新たに共家事・共育での促進などを盛り込んだ内容としております。

次期計画の概要（案）でございますが、計画期間につきましては令和8年度から令和12年度の5年間としております。

目指すべき姿につきましては先ほど申したおり、現行計画を継承いたしまして、男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる社会としてあります。

基本目標として、ローマ数字の から まで設定しております。

2ページをご覧いただきたいと思います。

下の方に、次期計画施策体系の新旧がござりますが、こちらの方をご覧いただきたいと思います。

現行計画が基本目標からということで4本柱であったのを次期計画では基本目標のからという3本柱に再編することいたしております。

どこが違うかと申しますと、左の現行計画の基本目標の中の6番、7番をご覧いただきたいのですが、教育を通じた男女共同参画の推進、それから7番、意識改革に向けた啓発・普及の推進、こちらの方を全体的な取組に係るものといったとして、推進体制と一緒に下の方に、右側の次期計画の表に行きますと10番、11番ということで、こちらに啓発・普及、教育といったものを位置づけます。

それによりまして、現計画の1番から5番、政策・方針決定過程への女性の参画拡大から下に行きまして、5番の子育て・介護等の支援体制の充実、こちらの方を基本目標としてまとめるといった再編を行っております。

これにより第5次計画につきましては、基本目標「男女がともに活躍できる社会の実現」、基本目標「男女共同参画社会の視点に立った誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」、基本目標「男女共同参画の実現に向けた基盤の整備及び推進体制の強化」といった形に再編することとしております。

次に、3ページをご覧ください。

次期計画の施策体系図を掲載しております。目指すべき姿の下に、基本目標と施策ということで設けてあります。

まず、基本目標につきましては、「男女がともに活躍できる社会の実現」ということで、1番といたしまして、あらゆる分野における政

策・方針決定過程への女性の参画拡大、2番といたしまして、雇用の場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進、3番といたしまして、女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援、4番、地域における男女共同参画の推進、5番、共家事・共育ての促進及び子育て・介護等の支援体制の充実ということで、先ほども申しましたとおり、この共家事・共育ての促進を新たに盛り込んであります。

それから 行きまして、「男女共同参画の視点に立った誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」といたしまして、6から9まで施策を設定しております。

6番、生涯を通じた健康支援、7番、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶、8番、生活上の困難を抱える人への支援、9番、防災・復興における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

10番、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備及び推進体制の強化」とということで、10番から12番までに取り組んでまいります。

11番、意識改革に向けた啓発・普及の推進、12番、教育を通じた男女共同参画の推進、13番、推進体制の整備・強化、こちらの方に取り組んでまいります。

2ページ目にお戻りください。

上方に今後のスケジュールを記載しております。今回、骨子案をお示ししておりますが、令和7年11月に素案を作成いたしまして、12月にパブリックコメントを実施、11月議会で素案を説明してまいります。

それから来年1月に審議会からの答申を経まして、2月議会に議案を上程というスケジュールとなっております。

以上で、次期男女共同参画基本計画の策定に

について補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【富岡委員】 ありがとうございます。共有させていただきます。

1,000万円以上の契約状況一覧表で、令和7年国勢調査広報業務委託、こちらは随意契約となっておりますけれども、随意契約としなければならない理由を教えていただければと思います。その前提として、その広報業務委託の内容を教えてください。

考えられるのは、普通は入らないですけれど、例えば調査員の募集、採用も含めるのか、あるいは分かりやすいのは、自分も今事務所の方に貼ってますけれど、国勢調査のポスターのデザイン、印刷、配布、ポスター貼り、あるいはテレビCMの作製、放映、あとはネット広告の作製とか配信とかいろんなものが考えられると思いますけれど、そのうち内訳はどういったものになるのでしょうか。

【谷村統計課長】 まず令和7年国勢調査広報業務委託の内容ということでございますけれども、

大きく言いますと国勢調査を円滑かつ確実に実施するために、調査実施の認知だけではなくて調査の必要性や調査内容、こういったものを広く周知して調査に対する理解を得るといったことを目的として、ポスターやインターネットを通じての周知啓発と広報イベントを実施するというものです。

具体的な内容で申しますと、例えば県庁や各振興局、浜町アーケード、三ヶ町アーケードで実施しておりますけれども、横断幕の掲載、また公共交通機関、バス、電車、列車のこういったものにおけるポスターの広告、あと県民が集まる場における広報イベントをスタジアムシティ、浜町アーケードで実施しておりますけれども、そういった広報イベント、あとテレビへのスポットCM、またSNSを利用した広報としまして、ユーチューブ、ティーバーでの動画配信、LINE、インスタグラムでのバナー広告、また県内5か所でのデジタルサイネージにおけるCM配信、こういったものを行っているところでございます。

それで随意契約の理由でございますけれども、今回の国勢調査ですが、簡単・便利なインターネット回答を積極的に推進することとしておりまして、インターネット回答率50%を目的としているところでございます。

参考までに前回の令和2年国勢調査では、目標の40%に対しまして全国が37.9%、本県が33.4%ございました。

このインターネットの回答率が上がるほど、調査に回答する世帯だけではなくて、調査員また市町の負担軽減にもつながるということでございまして、本県も様々な工夫を凝らしてインターネット回答を積極的に推進することとしておるところでございます。

そこで事業実施に当たりましては、調査対象である県内の全世帯に対し、特にインターネット回答を前回以上に積極的に呼びかけていくといったことで、視覚的に目を引いたり、話題性や回答の利便性、こういったことをこれまで以上に効果的に伝えるポスターのデザインでありますとかＳＮＳ広告、イベント等の広報活動を通じて、インターネット回答を選択してもらえるようなノウハウが必要不可欠と考えておるところでございます。

そのために民間事業者が有します企画・発想・技術力、こういった専門的知見を活かした広報手法の企画提案を広く募りまして、県が求めるニーズに対して最も優れた企画提案を行った委託先を選定するということで、より事業効果を高めるといったことができると思えて、競争入札ではなくて公募型プロポーザルの方式で事業者を選定した上で、この当該事業者と1者随意契約を行うと、そういうことで今回、随意契約としたところでございます。

【富岡委員】ありがとうございます。たくさんご回答いただきました。内容としてはいろいろで、ＳＮＳもありましたしテレビＣＭとかインターネットの広報もあるということでしたけれども、これは国との関係はどのようになるんでしょうか。

例えば多分、電通さんと国はいろいろと先ほどおっしゃられたような広報内容とかポスターのデザインとか、全部契約しているというイメージで、県としてこのように出さないといけないという、なかなか分かりづらいもので、その国との関係というか、どこが主体的にそれを本来すべきなのかみたいなところになると思うんですけれど、教えていただけたらと思います。

【谷村統計課長】国におきましても、ユーチュ

ーブでの動画配信でありますとか、あとテレビでもＣＭ配信とかもしているんですけども、それとかぶらないような形で県の方ではやっているところでございます。

また、ポスターについても国が準備しているポスターでは松平健さんを使ったようなポスターとかがございますけれども、それとは別に、また県の方でも県でなじみが深いといいますか、ローカルタレントの方を使ったようなポスターを作っておりますし、そういう身近な方も利用しながら広報啓発を図っていこうということで、そういうすみ分けをしているところでございます。

【富岡委員】分かりました。県としてもこの回答率を何とか上げるために、国とはまた別に独自で、特に地元の人なども使ってするということでございます。

私も自分の事務所には松平健さんのを貼っていて、それが長崎県独自でされているのか、どういう内容なのかはまだ確認はできていませんけれども。

少し話がずれるかもしれませんのが調査員の話とかは、特にこういったお金をせっかくかけるなら、先ほども今回の議案の中で堀江委員が質問された、調査員が足りなくて、ほかのところでは学生さんを使ったりというところもありましたけれど、せっかくお金を使うなら大学とかそういうところに、何かそういうアルバイトの募集をしているようなところに訴えかけたら学生さんの調査員がたくさん集まりやすいのかとか、ちょっとその辺をご検討いただけたらと思います、質問を終わらせていただきます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【まきやま委員】同じ質問なんですけれども、電通さんの機材です。ポスター等は各県で違う

んですか。

【谷村統計課長】ポスターにつきましては、全国共通版というのが各県に配布されております。

それで今回、長崎県では独自のポスターというのを作っておりますけれども、それは各県それぞれの広報の中で、実施されるかどうかというのはそれぞれのご判断でされていますので、ほかの県がその独自ポスターを作っているかどうかというのは、現在は承知しておりません。

【まきやま委員】私の質問は、長崎県が委託しているじゃないですか。長崎県独自のポスターを使っているとか広告をしているとか、そういったことを聞いているんですけど。

【谷村統計課長】この電通の業務内容につきましては、国の分とは別で実施しているところでございまして、国とダブっている部分というの

は、これはございません。

【まきやま委員】国とのダブりではなくて、例えば佐賀県の電通さんのやっているポスターと長崎県のポスターが一緒かどうかということです。

【谷村統計課長】それは長崎県のポスターでは、具体的に申しますと長崎亭キヨちゃんぽんというようなタレントさんと、森あゆさんという方を使ったポスターでございますので、本県独自のポスターということでございます。

あともう一つ、統計課のキャラクターとして杉さんというキャラクターもございますので、その杉さんを中心に作っているようなポスターでございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田川委員】おはようございます。ちょっと水質の問題でお尋ねしたいんですけども、この資料の7ページに記載されているんですけども、閉鎖性水域の、大村湾の水質について、事前に通告といいますか、お調べくださいということでお伝えしたんですけども、県内各地で水質調査をされていますけれども、大村湾内で17か所を水質調査されて、それでこの長崎県は全国と比べたら若干、全国平均は93.7%、長崎県が84.8%となっていますけれど、大村湾の17か所についてはどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

【赤澤地域環境課長】大村湾の水質に関するご質問ですが、大村湾では県の方で毎年月1回、合計12回、水質を測定しているというところでございます。

大村湾内で17ポイントを設定しております。この17ポイントについて月1回測定しているということで、昨年度の結果ですが、速報ですけれど、17ポイント全てで、環境基準の2.0mg/Lというのがありますけれど、これを超えたというところでございます。

それで経年的に見ますと20年、30年前にはCODが、全湾平均で3.0mg/Lを超えるということもあったという時期がありました。それから考えますと、ここ数年は大体2.0mg/Lから2.5mg/Lの間で推移しているというところですので、経的に見ますと減少傾向にあるというところでございます。

この水質が17ポイントで超えた理由につきましては、その年の気候であるとか気温の上昇、それから赤潮の発生、昨年度につきましては特に夏場に赤潮が全湾的に発生したという状況がありましたので、そういうことも影響して全湾的に基準を超過することがあったのではない

かと考えてあります。

【田川委員】そこで周辺流域に市町があるわけですけれども、下水道の整備率、それと今後の方針です。それについてちょっとお尋ねいたします。

【佐藤水環境対策課長】大村湾の場合、大村湾に流れ込む地域である大村湾流域は、5市5町にまたがってあります。

それで大村湾流域、5市5町での令和6年度末の汚水処理人口普及率は96%となっており、全国平均の93.7%と比べますと、汚水処理施設の整備が進んでいる状況となってございます。

引き続き、どの地域においても5市5町全てが高いというわけでもありませんので、引き続きそれぞれ浄化槽の普及促進とかであったり、その辺の支援を行うとともに、汚水処理の推進に向けて汚水処理施設整備も進めていきたいと考えております。

【田川委員】そこで閉鎖性水域の場合、流入する河川ですが、そこから汚水が来る、下水も含めて、それが調査されるわけですから、調査の項目ですが、先ほどの説明の中にも海洋プラスチックとか、そういうような新しい物質もございますので、どこまで今の状況に応じた有害物質の調査をされているのか、そこら辺を具体的にご説明願います。

【赤澤地域環境課長】県の方では、毎年水質の測定計画というのを策定し、年間で大村湾に限らずですが、水質の測定ポイント、それから測定する項目を定めて公表させていただいているというところでございます。

大村湾に関しては、環境基準が設定されており、COD、水質の汚濁の指標ですから、これを測定しています。他にDOといって溶存酸素、水質の中の酸素の量です、それからpH

というのも測定しております。

そのほかに、栄養塩類として窒素、リン、トータル窒素、トータルリンという言い方をしているんですけど、富栄養化の原因となるような窒素とリンがどのくらいあるのかということを全湾で測定しているというところでございます。

【田川委員】それも含めて新しい有害物質がプラスチックも含めて入っているということでよろしいですか。

【赤澤地域環境課長】海洋プラスチックの関係ですけれど、海洋プラスチックに関してはまだ環境基準というのがございません。どういったことが環境に害を与えるのかとか、そういうものも含めまして、まだそのリスク評価というのが完全にできている訳ではありませんので、まだ国の方でもそういったものの考え方というのを研究されているという状況でございます。

大村湾に関しては、環境保健研究センターの方でも、海洋プラスチックに関しどのくらい量があるのかとか、どういったものが粒径として、粒径とは大きさのことですが、そういうものはどれくらいかとかについて、大村湾に限らずですが、全県で10ポイントを選んで測定しているというところでございます。

大村湾の中では2ポイントを決めて測定しているというところで、これはまだ現在、研究段階で、まだ測定結果という形で公表できるような状況ではございませんけれど、現在は測定しているというところでございます。

【田川委員】そこでこの施策の進捗状況という中に、水質改善に取り組むということがあるんですけれども、一方で、大村湾に既に流れ込んだ大村湾の水質ですね、これを環境改善のために流入することに対しては、対策を今講じてい

っている、既にやっているということですけれども、どういったことで水質を改善していくのか、具体的な方策等があればお示し願いたいと思うんですけど。こういうことでやっていますということがあれば。

【赤澤地域環境課長】県の方では、第4期大村湾環境保全・活性化計画、これを令和元年、平成31年から令和7年までの計画ですけれど、策定しているというところでございます。

この中で、自立的な再生能力のある里海づくり、これを方向性として掲げています。それで健全な生態系の保全・再生、創出に向けた取組を推進するということで、いわゆる生物の力で環境を修復していこうという取組を重視しているというところでございます。

これを環境部の方では廃ガラスを原料とした再生砂を用いた人工浅場の造成によりまして二枚貝の生息場の確保などに取り組んでいるというところでございます。

アサリとかそういうものがどれぐらいいるかということの調査を事後調査という形でさせていただいて、昨年度までに事後評価議員の委員からも底生生物の有効な生息場となっているのではないかということで、評価いただいているというところでございます。

【田川委員】ありがとうございます。今ご答弁があった中に、生物多様性ということで生物による水質改善です、いわゆる海藻類、そしてまた二枚貝の育成によって二酸化炭素を吸収する、それで浄化が図られるということなんですねども、それは結局どの程度を、今は二枚貝の生息で試験をしているということですけれど、結果として調査結果が出ていますか。

【赤澤地域環境課長】先ほども申しましたように事後調査ということで、造成した後5年間ほど

を浅場の中でどのくらいアサリがいるかという、単位面積当たりの個体数の調査とか、そういうものを行っていますので、結果は出ています。

それを踏まえて、底生生物についての有効な生息場となっているという評価をいただいているというところでございます。

【田川委員】ちょっと言っていることは、私の質問の仕方が悪いんでしょうけれど、二枚貝の二酸化炭素吸着能力、あるいは海藻類の浄化能力、そういうことに対してある程度の結果は出ているということですけれど、それを拡大して浄化に向けてそういう施策を行うかどうかと、これは所管外かもしれませんけれど、これは県民生活環境部だけではなくて水産部とも連携して、そこでそういう施策は効果があるとなれば、水産部と連携してコンブとかワカメの養殖事業に予算を投じる、それはそのまま漁業者の収入につながりますので、これはブランド振興にもつながるわけですよね。

それで二枚貝にしても昔はアカガイとか、タイラギなどもいたんですけど、どんどん減っているわけです。

その中で、大きな特産品である二枚貝です、それを再生することが浄化にもつながると私は思っているんですけども、そういう各課を横断した取組を今後はやっていかれるのかどうか、予算化に向けて連携して私は取り組んでいっていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

【赤澤地域環境課長】先ほどは県民生活環境部の関係の分だけお話をさせていただきましたけれど、水産部の方でも水産多面的機能発揮対策事業というのがございまして、こちらの方で海藻のアマモの設置であるとか、それから堆積物の除去であるとか、あるいは魚介類の放流であるとか、そういうものの取組をやられている

というところでございます。

それで当然、この水産部局の方とも連携しながら進めていくということが大事ですので、引き続き水産部の方とも連携しながら大村湾の水質改善に取り組んでいきたいと考えております。

【田川委員】そこでですね、予算の在り方なんですけれども、西海市でも海底耕うんということで毎年10万円ぐらい各市町がそういう予算をもらって、浄化についての取組をされていると思うんですけど、10万ぐらいなんですね。それで何か熊手みたいなものを海底に沈めてかき回すという、耕うんで。

それでその程度の浄化に向けての取組がどれだけ効果があるのか、抜本的な対策として、この長崎県が主体となって各課横断で大規模な浄化作業について進めていっていただきたいんですけど、これは実は大村湾沿岸議員連盟という方がございまして、これは各市町が頂いた資料の中に、平成15年からですか、それで私たちの市議会の方からも代表者が出て、各市議会が大村湾に集って代表者が会議を行った。

それで県議会もそこに入っていたというお話を伺ったんですけど、今ちょっと同僚議員の皆さんにお伺いしたら、初めて聞く名前とか、そういう声も結構ございました。

それで県議会がそこに入って、大村湾を何とか再生する、これは有明海もそうなんですね。それで大村湾を活性化する、沿岸議員連盟というのはそれだけではなくて、経済的な結びつきもあるんでしょうけれども、こういう会議に行政サイドとしてどのような関わりを持たれてきたのか、そして今後はどのような取組をされるつもりなのか、お尋ねいたします。

【赤澤地域環境課長】大村湾沿岸議員連盟に關

しましては、大村市さんの方が事務局と思いますが、この研修会とかシンポジウムの開催であるとか、そういうものを行われているとお伺いしております。

県の方でも数年前だったかと思いますけれど、研修会の中で講師として現況とかについてご説明をさせていただいているところでございます。

【田川委員】そこで水産部の取組はご存じだったというわけですけれども、環境、水質改善のためにには、先ほど言った流域への流れ込みです、水質改善、それだけではなくて、ここにも書いているんですが、生活環境部でその水質も改善するということであれば、その一つの川だけじゃなくて、そこに一緒に協働してそういう会議に参加していただきたいんですけど、部長さん、それはどう思われますか。

【大安県民生活環境部長】大村湾の水質改善のところで、大村湾環境保全・活性化計画がございます。これについては地域環境課の方で俯瞰してその計画をつくって、取組を行っているところでございます。

これは今委員からのお話にもありました通り、関係部局と一緒にやっていくところで、水産部の方とも、いろんな事業をこの計画の中でもどう反映させていくのか、ちょうどこの計画の改定もございます。そういうところも踏まえて、水質改善にはいろんな関係者、また関係部局ともに取り組んでいく这样一个であります。この大村湾の計画の「みらいにつなぐ宝の海 大村湾」という目標も掲げてやっていく这样一个でございますので、この宝の海を将来へしっかりと受け継がれていく、といった取組になるように関係部局と力を合わせてやっていきたいというように思います。

【田川委員】そういうふうに取り組んでいただ

きたいんですけど、議員連盟については小林委員がおられる大村が中心になっているんですけど、場所は、それで名前も大村湾ということですから、ぜひ大村湾に関わる皆さんには全力で一緒に取り組んでいただきたいと思います。そういうことで、とにかく議会の人に、また市議会も各市町の長さんも、大村を何とかしようと、大村湾で育ったガンバという小さなフグですか、そこで育ったのがキンブクということで特産品にもなっておりましたので、そういうように環境浄化がそのまま新しい産業の醸成につながる、育成につながるという思いで、私も今後も頑張っていきたいと思うんですけど、その各課横断というのをぜひ、その会議が毎年行われていますので、県民生活環境部の方からも顔を出して提言、そしてまたごみを捨てないようという指導もいいんじゃないかなと思うんです。その点、その関わり方について、最後にお尋ねいたします。

【大安県民生活環境部長】今ご指摘がありましたところの中で、取組に関してはいろんな要素があろうかと思います。そういったところも常に情報共有をしっかりとやりながら、その中でどういったことがそれぞれのどこでできるのかといったところも含めて、またお互いが検討しながら、しっかりと連携して取り組んでいきたいと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【堀江委員】大きく2点、質問したいと思います。

まず、消費者被害の防止と今後の対応、消費者教育の推進について質問いたします。これは総合計画の素案とつながりますので、ちょっと共有したいと思います。

まず最初に、昨年度の消費者トラブルの相談

件数を教えてください。

【岩永食品安全・消費生活課長】県消費生活センターにおける相談の状況についてのお尋ねでございます。

県の消費生活センターへの相談件数につきましては、令和3年度以降は2,300件台でほぼ横ばいの状況でございます。直近の令和6年度は2,321件となっております。このうち簡単な問合せ等を除きますと2,181件の具体的な相談を受け付けております。

年代別では60歳代からの相談が一番多く、448件、次いで70歳代の438件となっておりまして、令和6年度は初めて60歳代以上の相談が全体の5割を超えることになりました。

また、20歳代以下の若年層からの相談につきましては188件と全体の1割弱ではありますけれども、副業サイトに関するトラブル相談が多いなど、他の年代とは異なる特徴が見られるところでございます。

【堀江委員】数とそれから分析も併せて答弁をありがとうございます。

そこで高齢者への対処が初めて50%を超えたという答弁がありました。そうしますとこの消費者被害等に関わる高齢者への対応ということでは、今後の対応にも関わるかと思うんですけども、福祉との連携とかそういうことについてはどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

【岩永食品安全・消費生活課長】60歳以上の高齢層の方々からのご相談といいますのは、令和3年度以降、年々増加しております。令和6年度は1,110件でございます。昨年度より81件の増といったことになっております。

内容的には架空請求や迷惑メールなどの相談が最も多くて139件、次いで化粧水や洗顔クリー

ム等の定期購入などの化粧品に関する相談が95件といったような状況になっております。

やはり高齢者の方は加齢に伴って判断力が少し弱くなっていることですとか、インターネットやスマートフォンの操作に不慣れであるといったようなデジタルリテラシーの不足などが考えられまして、やはり消費者トラブルも多くなっている傾向がございます。

今後の対策につきましては、県の方では現在、市町やNPO等の共催によります消費者トラブル防止講演会の開催ですとか、自治会などが主催して県から講師を派遣しますシニア講座、また介護職員等福祉関係者を対象にいたしました高齢者の見守り講座、こういった講座を開催いたしまして、高齢者の消費者被害防止を図っているところでございます。この講座等につきましては、今後も引き続き実施していきたいと考えております。

また、高齢者の方々が消費者被害に遭わずに早期にご相談につながるように、地域で高齢者を見守る福祉関係者の方ですとか民生児童委員、自治会等の皆さんの協力をいただきながら、ふだんの生活の異変にいち早く気づいていただいて、それを消費生活センターや相談窓口につなげていただくネットワーク、消費者安全確保地域協議会と呼んでありますけれども、こちらを全市町に設置して推進していきたいと考えておるところでございます。

【堀江委員】消費者被害の中でも若い世代への対応です。20代の方の内容については、ほかと違うという趣旨の答弁がありました。

今、県立高校等における消費者教育授業の支援なんですけれども、これは現状、どのようになっているのか教えてください。

【岩永食品安全・消費生活課長】県の方におき

ましては、国の消費者教育推進基本方針というものを踏まえまして、市町や学校など関係機関と連携・協力しながら消費者教育の取組を進めているところでございます。

また、令和4年4月に成年年齢が18歳に引き下げられましたので、若者が消費生活の中でトラブルに巻き込まれる心配もなされております。

このような中で、県では学校での消費者教育授業の連絡調整ですか、支援を担う専任の消費者教育推進員を配置いたしまして、県の相談員と協力しながら県立高校と一部の私立高校で、家庭科等の授業において消費者教育に係る支援を行っております。

なお、令和4年度からは全ての公立高校で授業支援を行うことができてあります。

【堀江委員】令和4年度から全ての公立高校で実施されているということでは、非常に大きな私は取組だと思っておりますので、マンパワーの確保が大変かと思いますが、これはぜひ続けていただきたいと思います。

そこで逆に、中学生です。15歳で中学校を卒業して同時に社会人になるという、そういう世代への支援なんですけれども、教育についてはどうなっているのか。

これは県ということよりも、市町とどのように連携するかということにも関わってくるかと思いますが、今の時点で今後の見通しについて、あればお示しください。

【岩永食品安全・消費生活課長】中学生への消費者教育につきましては、市町が主体となって取り組んであるところで、市町の消費者行政担当課の相談員の方を講師として派遣する形で、昨年度は14市町の29校の中学校で授業支援を実施してあるところでございます。

このとき県におきましては、その中学校の授

業で使用する資料作成への指導ですとか助言といったことで、市町の取組をサポートしているところでございます。

また、県の方でも各中学校から依頼がございましたら、県の方から講師として出向いていて授業支援を行っているところでございますが、昨年度は7市町11の中学校に対して授業支援を行ったという状況でございます。

また、県の方で平成28年度から毎年度、中学校と高校の生徒さん用に消費生活教材という副教材を作成いたしまして、全中学・高校に配布して、消費者教育に役立てていただいているというような状況でございます。

今後につきましては、市町ですとか学校の関係機関と引き続き連携しながら消費者教育を続けていきたいと思っております。

特に若者から相談が多いインターネットゲームのトラブルの事例を紹介するなど、中学生にも分かりやすい資料づくりに努めて、中学生に対する理解促進と啓発に引き続き努めていきたいと考えております。

【堀江委員】課長の答弁を了としたいと思います。

この質問を最後にさせていただきますが、この総合計画素案の消費者被害の防止と消費者教育の推進の指標です。これまで市・県、消費者講座受講者数というのが指標だったんですけども、今度から消費者講座受講者数の理解度というように指標が変わっているんですけども、この指標が変わった理由というか、その経緯といいますか、趣旨の説明を最後にお願いしたいと思います。

【岩永食品安全・消費生活課長】委員お尋ねの消費者被害の防止と消費者教育の推進に係る指標につきましては、現在の計画では受講者数、

講座を受けた方の数を目標という形で設定しておりましたが、次期計画におきましては受講者の理解度ということで変更したいと考えております。

この変更理由につきましては、今まで数ということでより多くの方々に、消費者教育というものを行っていくという考え方でございましたけれども、やはり単に講座を受けるだけではなくて、その講座で一つでも消費者トラブルに遭わないような知識を得ていただいて帰っていただくといったところが必要で、やはり講座の理解をしっかりしていただくといったことが今後は必要になってくるのではないかと考えまして、次の計画からは講座を受けた方の理解度をしっかり、アンケートを取って把握して、次の消費者教育に生かしていきたいと考えております。

【堀江委員】もう一つの質問ですけれども発信します。先ほど説明がありました第5次長崎県男女共同参画基本計画について、次期計画について質問したいと思います。

私の思いも述べて、室長の見解が述べられるようであれば答弁をお願いします。抽象的な質問になることをお許しください。

この基本計画に述べてある、男女が性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現は、これは諦めず、そのための努力をしなくてはならないと思っています。

それで今年2025年は日本が女性差別撤廃条約を批准してちょうど40年の節目でもあります。昨年10月、国連の女性差別撤廃委員会において日本政府が提出した、女性差別撤廃条約の実施状況報告が8年ぶりに審議されています。そこでは選択的夫婦別姓制度が実現されていないとか、女性の政治・政策決定への参加が遅れているとか、雇用の差別とか女性の健康をめぐる課題や

貧困、縷々その日本社会の課題が多面的に指摘されて、国際基準の施策による改善を求める国連としての総括所見が発表されております。つまり国際基準に照らして日本の女性が置かれた状況は、依然として国際社会から大きく立ち後れていると思っています。

そうした中で私が注目したのが、2022年5月成立の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」です。

女性たちの抱える複雑で絡まりあった困難を支援していくには、根拠としてこれは売春防止法だったんですけども、これでは限界だと。それで困難な女性たちを支援する現場から、女性支援の新たな法律を求める世論と温度が広がって成立したのがこの法律です。

女性の福祉の増進、人権の尊重、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現が高らかにうたわれていて、困難を抱える女性の定義の最初に性的な被害が挙げられていることも画期的だと私は思っています。

売春防止法にはなかった基本理念には、民間団体との協働による当事者中心の支援でありますとか、人権擁護、男女平等の実現が明記されて、ほかの福祉法では当たり前になっている国及び地方公共団体の責務を明確化しています。

私はこの男女共同参画基本計画というときに、全国どこでも同じように性暴力被害者への支援を行ってほしいと思いますし、また困難を抱える女性を誰一人取り残さず多面的に支援していただきたいという思いがあります。

要は何が言いたいかというと、この5年間にいろいろ状況が変わる。状況は変わるもので、日本の女性が置かれた状況は国際基準に照らしてまだまだ低いと。けれどもその中でもこういう新たな女性支援の新法ができてい

るという中で、そうしたことが反映されるような基本計画であってほしいという私の思いがあるんですけども、これで答弁を求めるというのは無理かと思いますが、今の状況で室長が思っている見解を述べられるようであれば答弁をお願いしたいと思います。

【本多男女参画・女性活躍推進室長】堀江委員のご質問ですけれども、国際的な日本の男女共同参画が立ち後れているということで、女性差別撤廃委員会のお話がありましたけれども、併せて世界経済フォーラムが発表しておりますジェンダーギャップ指数、そちらでも日本は政治、経済分野の男女格差が大きく148か国中第118位、G7では最低といった状況でございます。

本県の状況といたしまして令和6年度調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考えに反対する人の割合」が、全国64.8%に比べて本県は60.2%にとどまるなど、依然として固定的性別役割分担意識が根強く、立ち後れている状況と認識しております。

そんな中、先ほど委員もおっしゃいましたおり、女性支援新法というのが成立しまして、その中で本県でも令和7年3月に計画を策定して、新たな枠組みの下、困難を抱える女性の支援に取り組んでいるという状況でございます。

第6次男女共同参画基本計画を国が策定中ですが、その中の基本的な考え方の中に、国際社会における男女共同参画女性活躍の進展を真剣に受け止め、国際規範・基準等や国際的なコミットメント等を国内施策に適切に反映していく必要があるとされております。

本県の計画策定に当たりましても、内外の社会情勢、それから国の国際規範・基準等を適切に反映していくという動きも踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて、県民の意

識ですか社会のあらゆる分野における制度、慣行、こういったものの改革を着実に進めていくよう、関係各課と連携、議論しながら計画策定に当たっていきたいと考えております。

【堀江委員】無理難題な質問をして申し訳ありません。

ここは例えば性暴力被害の問題で、具体的になれば個々それぞれの課があるので、その問題は置いておいても、そういう基本理念といいますか基本計画に対する思いといいますか、それも一度述べさせていただいた上で、その上で今後どういう計画をつくろうとしているのかという総論的な話をちょっとしたくて、こういう質問をしたところです。

いずれにしましても今の室長の答弁を了いたしますので、ぜひ実効ある計画ができますように、議会としてもそのために議論していかなければいけないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました、終わります。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】長崎県の上下水道対策、そういうことについてお尋ねしたいと思います。

もう言うまでもないことですが、今年の1月、埼玉県の八潮市で道路がいきなり陥没して、ああいう大きな犠牲が生じたことは、お互いの記憶に残っているところであります。

これに対して国交省なり、また全国の各自治体なり、いろんな対策に取り組んでいらっしゃると思うけれども、先日の長崎新聞の9月10日号を見てみると、下水管路の下水道管です、これについて、いわゆる国交省から全国特別重点調査、これをやるようにということがあって、陥没リスクが297キロという記事があったわけです。

この全国特別重点調査とはどういう内容の調査なのか、まずお尋ねしたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】全国特別重点調査の内容でございますけれども、こちらは直径が2メートル以上で管路を布設してから30年以上が経過した下水道管を対象としまして、テレビカメラなどを使って管の内部の目視確認を行うという調査になっております。

【小林委員】今答弁がありましたように、直径2メートル以上、それから布設して30年以上の経過、こういうところの点検を改めてやってもらおうということが全国特別重点調査というようなことで、また新聞記事の中には本県は調査中とこういうような記事がありましたが、今はどのような状況なのかお尋ねしたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】本県としては対象として、長崎市の780メートルが対象になっているということが、そのときに国土交通省の方からも公表されております。

それでこの780メートルに関して調査中ということでございますけれども、長崎市がテレビカメラを入れて調査するために、まず業者に入札をかけておりますが、その1回目の入札が不調で、業者が決まらず再入札という手続を踏んだことで、調査の進み具合が遅れておりまして、今回公表には間に合っていないという状況になっております。

それで実際に長崎市の方に確認したところによりますと、工期としては11月末までで発注しているということではございましたけれども、一応、テレビカメラの調査分に関しては9月1日で調査は完了しております、現在その結果の取りまとめを行っているところと聞いているところでございます。

【小林委員】要するにこの780メートルという

のがちょっと問題であって、これは八潮市の陥没事故と類似している場所ということが、ただいまの答弁で明らかになったわけだけれども、ここの780メートルについては、長崎市はいろいろ不落とか不調とかがあったのかもしれないが、これは若干遅くなつたが、これは調査が済んだみたいだところをどういうことだけれども、実際にこの780メートルについては、下水道管の腐食というのがあったのか、またはこの破損というようなそういうものが見つかったのか、腐食なのか破損なのか、その辺の内容は今回の調査で明らかになったんですか。

【佐藤水環境対策課長】長崎市がテレビカメラで調査したというところまでは、昨日に確認したところですけれども、その調査の状況でどういうものがあるかというところは、まだ今はちょっと取りまとめ中ということですみません、長崎市の方から回答をいただけていないという状況でございます。

【小林委員】実はそこのところが、780メートルも、しかも八潮市と類似の箇所という、先ほど言ったようなそういうことが指摘されておきながら、テレビカメラで調査したと、その結果がまだあなたのところに来ないということ、また昨日も電話を入れていただいて、まだ連絡が来ていないと。こういうような状況で、率直に言って大丈夫かなという感じがするわけです。

だってあの八潮市と類似していると、あれも本当に突然にそうやって陥没したわけだよ。そういうところの現実のものがある中で、また八潮市だけじゃなくて全国において事故が結構増えているわけだ。そういう状況から考えれば、えらい長崎市は呑気と言えば怒られるかもしれないが、えらい対策が遅いんじゃないかと。

あくまでも調査が終わったということで、こ

れから何か具体的に工事をしなければいけない、つまり下水道管を替えるとか、何か更新をしなければいかんとか、そういうような形になってくるのかなとこう考えるわけだけれども、ちょっと佐藤さんの、あなたの答弁も少しぬるいような、あまり県には関係のない長崎市に任せておけばいいと、こんなニュアンスでしか聞こえてこないんだけれども、いかがなものでございますか。

【佐藤水環境対策課長】まず1点説明を補足いたしますが、今回、直径が2メートル以上で布設30年以上の管路を対象として、全国特別重点調査を行っておりますが、その中でも八潮市と類似した状況にあるものが優先実施を行う箇所とされており、8月末に公表されたところです。今回の長崎市の箇所は管が90度で曲がっており、曲線半径が小さいということで類似しているということになっておりますが埼玉県と違いますが、埼玉県での事故は汚水管ですので硫化水素が発生して陥没しているということでございますが、長崎市の管につきましては、雨水の管ということでございまして、その点は八潮の分と違うという状況になっております。

それで確かに調査が少し遅れているということではございますが、そこは長崎市に再度申して早期の結論を出すように促していきたいと思います。

【小林委員】こういうことについては県が直接やっているわけではないので、長崎市が直接やっているというようなことからして、県のそういう水道行政や上下水道行政、こんなことを考えるときに、やっぱり県なりにいろいろと指導する立場とか、あるいは県にお伺いをして来るとか、そんなことは当然、長崎県の市町からあり得ることです。

そういう点からいって、現実に780メートルのこの類似する条件の箇所があったと、こういうことが明らかになっているわけだから、やっぱりそういう意味から、これは率直に言って、もし仮に私も地元であるならば、まきやま委員と一緒にになって、それは乗り込んでいきたいと本当は思うわけです。

そういう状況から少しあなたも生ぬるい感じがするし、長崎市はもっと生ぬるいとそんな感じがしますから、何でもそうだけれども備えあれば憂いなしと、こういうことじゃないかと思うけれども、今のような取組については雨水であろうが何であろうが八潮市と類似する条件があるということで、結構長い780メートルとこのようなことが明らかになっているわけですから、大丈夫かということで県の方からも、議会で話題になったということをぜひお伝えいただければありがたいと、こう考えてありますからよろしくお願ひしたいと思います。

また水道の件でございますが、今は水道についてもやっぱり全国では漏水事故、これがしばしば報道されております。

長崎市でも5月末に漏水事故の報道がなされました、県内ではどれくらいの漏水事故が発生しているのかお分かりになりますか。

【佐藤水環境対策課長】漏水事故の件でございますが、水道統計というものがございまして、こちらは100戸以上の断水が生じた漏水事故が対象となっておりますが、100戸以上の断水が生じた漏水事故に関しては令和2年度が2件、令和3年度が4件、令和4年度が5件となっております。

それでまだその水道統計には実際に計上されておりませんが、当課が把握している分としては令和5年度においては4件、令和6年度で5件、今年度においては長崎市の1件ということで把

握しているところでございます。

【小林委員】今のを聞けば、何か多いのか少ないのかよく分からないわけで、何かが1件だと、3件だと4件だと、そういうようなお話で、これは基本的には絶対あってはいかんのでしょう。それがあつてはいるという事実、こういうことに対していろんな日頃の調査をやっていただくなど対策はやっていただいているわけだけれども、実際にこういう何件かの漏水事故が発生していると。

これは市民生活に大きな影響を与えますから、これは断じて発生しないようにしっかり行政指導をしていただきなければいけないんじゃないかなと、そんなことを考えますが、その辺の取組についてもう一度、実のある答弁をお願いしたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】水道事業は各市町が実際にやっております。それで水道の老朽化もありますが、その中において当然住民の皆様に断水とかが生じないように維持管理等に取り組んでいるところでございます。

それで実際にその漏水に対する調査というのはこれまでどのようにやっていたかというと、道路に音聴棒という棒みたいなものを当てて、地中の音を聞くことによって水が漏れているような音を聴いて漏水箇所を探すというような、そういうことをやっておりました。

それでやっぱり今の時代はなかなか職員も減ってきて、そのあたりの音を聞き分けるのには、ある程度やはり熟練というのが必要ということで、なかなかうまく進んでいない、調査が難しかったという状況にあるんですが、ここ最近はDX技術を活用した、人工衛星からマイクロ波を照射して、その反射波をエリア解析することで漏水が疑われる箇所を判断できるとか、そ

いう技術ができたり、あと地質状況だったり水道管の埋設情報、この辺を入れて漏水が発生したとかという、これらの全部をAIの中に学習させることで将来の漏水リスクを判断する技術、このようなものも新技術としてできてきてあります。それで実際に県内の市町においても、これらの新技術を活用してやっているところもございます。

そのように漏水が発生しないように、市町にそういう新技術も含めて調査の効率化を図って、断水が生じないように取組を促していくかと考えております。

【小林委員】いろんな報道の中でよく見ることは、上下水道のそういう対策についてはなかなか費用がかかると、予算がついていけないと、これははっきり言って水道料金はやっぱり限界があるわけです。

そういう状況で、独立採算の中で更新の費用とか修繕の費用とかを捻出するには相当のご苦労を煩わせているというか、かけているのではないかと、そんなことが側聞されますが、しかしそうであったとしても、やるところはやっていただきなければいけないという現状があるわけです。

そこで要するに国土強靭化の、今回はまた新たに中期計画20兆円と、こういうような新しい国土強靭化です、この取組が始まろうとしております。

そういう点から考えると、これまで8年間、3年と5年で第1次、第2次というような形の中で国土強靭化対策は行われました。これはすばらしい、地方も特に長崎県などにおいてはありがたい予算の確保と、このように受け止めておりまますけれども、この今までの国土強靭化の3年、5年という8年間、つまりは水道・下水道事業の実

績と効果はどれくらいのものであったか。

つまり国土強靭化からどれくらいの予算を確保し、それをうまく対策に講じていただいたかというようなことだと思いますが、いかがですか。

【佐藤水環境対策課長】防災・減災、国土強靭化から3か年、緊急対策というのが平成30年から令和2年でございました。それで防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策というのが令和3年から令和7年、合わせて平成30年から令和7年の8年間でございます。

それでこの国土強靭化の予算として、県内における水道事業におきましては、国土強靭化の予算としては48億円、下水道としては56億円を確保して対策を行ってきたところでございます。

それで効果としては、国土強靭化ですので管路の耐震化率で言わせていただきますと、すみません、これは最新値が令和4年度までの5年間という数字しかございませんが、水道においては28%から33%の5ポイントの上昇をしております。下水道では50%から52%ということで、2ポイントの上昇をしているという状況でございます。効果としては以上でございます。

【小林委員】それでは引き続きお願いしたいと思いますが、こういうことでやっぱり国土強靭化のこの8年間の対策として、要するに水道が48億円とか、あるいは下水道が56億円这样一个のご答弁がありましたけれども、この数字の48億とか56億とかいうのは、これはなかなか立派なものなのか、そう大したことないよと。

国としてはそれなりに頑張ってもらったと思うけれども、それほどまであまり感謝が少ないというようなことになるのか、その辺はいかよう捉えていますか。

【佐藤水環境対策課長】一部の要望に対して水

道とかはほぼ満額増加という内示もいただいたりしていた状況もございますので、市町の要望に対しては、これまでそれなりの平均額とのことで予算はいただいてきたところだと感じております。

【小林委員】それから最後にしますけれど、要するにやっぱり県内の上下水道の老朽化の状況は、どのように今はなっているのかと、ここのことろは今まであまり委員会で議論したことはなかったと思うんだが、ああいう事故が起きてから長崎県もいろんな調査をしていただいていると思うけれども、老朽化対策、現状の老朽化はどのようになっているのか、明快なお答えをいただければありがたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】県内の老朽化についてでございます。

まず、水道に関してでございますが、水道管が県内の総延長としては約1万2,900キロございます。このうち水道は40年というのが耐用年数になっておりますので、この40年を経過した水道管の延長は約2,700キロとなっており、水道管全体の21%ということで把握しております。

一方、下水道管でございますが、こちら下水道管は県内に総延長で約4,500キロメートルございます。それで下水道管の方は耐用年数が50年となっておりますが、この50年を経過した下水道管の延長は約400キロメートルとなっておりまして、全体の約9%が老朽化という状況になっております。

以上が県内の状況でございます。

【小林委員】そういうようなことで、なかなか今の答弁から見ても、ああそうですかというわけにはいけないわけですよ。

こういうように例えばそうやって水道にしても下水道にしても、対応年数を超えていると、

そういう状況からしてみて、これだけの長さがあるということを、もっと明らかにしながらその対策をどうするかと。

例えば今こうやって40年、50年を経過しているそういうようなこの水道でも40年、下水道では50年と、これを経過しているのが結構な長さでまだあるわけです。こういうことはこれからどういう対策を考えておられるのか、先ほども言うように市町でしっかりやっていただきなければいかんことだけれども、県はこれに対して、こういう現実に対して市町よ頑張ってくれというだけでいいのか、県としてどういう対策支援に乗り出していくとされているのか、この点について明解にしていただきたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】上下水道の老朽化に関してでございますが、当然古い管というのは老朽管で、イコール耐震化もできていない管になります。ですので今回、国が第1次国土強靭化実施中期計画というものを打ち出しております。その中で当然、上下水道に関しても耐震化は進めていくということで施策が掲げられているところでございます。

特にその耐震化に関しては、浄水場とか下水処理場とかの根本的施設の耐震化であったり、あとは避難所とか病院につながる、そういう重要施設につながる上下水道管とかは耐震化を向上させるということで、そういう施策も掲げておられます。

それで県としてもそういう国土強靭化の予算というのをしっかりと確保するために、国へ働きかけていきたいと思っておりますし、特に水道においては、この国土強靭化に合わせて補助対象基準とかの見直し等も結構頻繁に行われている状況でございます。その辺の状況を各市町に確実に伝えて、極力その国土強靭化の予算を確

保して老朽化、耐震化を推進できるように、県としても一緒に情報収集を行って市町に流して、そういうことで一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

【小林委員】今言うような状況で、もう少し危機感を持っていただかなければいかんのじやないかなという感じがするわけです。

だから何度も言っているように、水道、下水道は当該市町の事業であるということははっきり分かっています。それに対して県は何をどうするのかというところが、いま一度国に対して予算獲得に動きますということなんだけれども、それで十分に事足りるのか、一緒になってやっぱり考えていこうというような、何かもう少し市町に、そういう支援の一つの心の支えというか、何かその辺の対策が見えないわけだよね。

この辺のところについてもう少し明快に、これは部長が答えますか、どのように考えていらっしゃるか。

【大安県民生活環境部長】今委員からご指摘いただきました。冒頭にもありましたとおり、長崎市の調査の関係におきましても、やはりまさにこの上下水道はライフラインでございます。そのところをある意味そのようなところのリスクは本当ないのかという、そこら辺の危機意識といったものを私どももしっかりと持った上で、市の状況についての把握であったりとか市とのやり取りとかいうのをまずやっていく必要もあると、改めて認識をしてございます。

それで今お話がありました老朽化・耐震化の計画ですけれども、今年の1月に耐震化計画をそれぞれ市町がつくってあります。それでこれをしっかりと進めていくことが必要だと思っております。

それには県として、1つはやはり予算の確保をしっかりやっていくということでもございますし、その耐震化計画を進めていく中において、例えば市町の方の状況も把握しつつ、もしその中でも何かあれば、我々としても市町とのやり取りを通して何か必要な助言であったりとかやれること、また場合によってはそれに関連して国への要望といったことにもつながるという面もあるかもしれません。

そういったところも含めて、県としては全体的に市町と連携しながら、しっかりとこの耐震化計画が進んでいくように取組を進めていきたいと考えております。

【小林委員】今の部長の答弁をもって、非常にありがとうございますし、やっぱり県の行政はそれなりに頼れるし、そのような姿勢を常に持っていただきたいと、このように思っております。

これも新聞で読みましたけれども、佐世保において水道料金が値上がりになると。これに対しては石木ダムができないんだから、その分によって値上がりしなければいけないと。要するに県が主体となって、石木ダムの事業だから、これができないが故に水道料を上げなければいけないと、市民生活は大変なことになると。

だから県も当事者意識を持って一緒に協議してもらいたいとか、こんなことを佐世保市の水道局長が明らかにしているわけだし、佐世保市議会においてもそのような動きがあるわけです。県の方にそういう要望が来ているかどうかは分からないけれども、やっぱり拠り所としては、まず国にさっと行くわけにはいかないから、県にそれなりの市町がお願いに来ざるを得ないと。

このときの対応を県としてはしっかりやっていただかないとい、今部長がおっしゃるようにラ

イフラインというそういう状況から考えて、生活がかかっているわけです。もっと危機意識を持ちながら取り組んでいかなければいかんということを我々も含めて新たに考えさせられたと受け止めておりますので、今後はそういう意味でよろしくお願いし、頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【富岡委員】発信させていただきます。施策の進捗状況のところで、まず1つ目が「ながさき暮らしUターンの推進」のところで13ページです、資料の共有はできますでしょうか。成果指標ですが、県や市町の窓口を通した移住者数ということで、基準値が1,121人、令和3年が実績値で目標の2,000に対して740だったんですけれどもだんだん下がってきて、下がってきた理由が令和6年は目標値を3,000人ということで、大分大きくして、実績値としては毎年はそんなには、ある程度増えているたりはしているんですけども、その目標が高いがゆえに、このように達成率としては大分少なくなっているというところで、時間もないで私の方でちょっと読ませていただきますと、状況の分析としては移住の実現まで細かに取り組んだものの、都市部からの移住者数が減ったことにより対前年度比で減となり目標値には届かず、進捗状況としては遅れになつたと、それでここはちょっと状況の分析が薄いなと思ったんですけども、今後は東京で開催する大規模移住相談会の回数を増やすことや、福岡や東京などの都市部の移住潜在層の掘り起こしを目的としたイベントを開催するなどして、異なる移住促進を図っていくということで、ちょっとここからはその分析が見えなかつたんですけども、この対策を見

てみると、要するにそのポテンシャルというか、長崎としてはちゃんとそのアピールをすれば人が来るんだという、そういう分析になっているのではないかと思います。

あるいは本来はよく言われる就きたい仕事がない、給与が低い、家賃が高いと、そういうところは皆さんあえて言い訳をせずに、ちょっとこういうところにスポットを当ててしているのかと思うんですけれども、そうした中でそうした分析をされるならば、直近でこうした大規模移住相談会の回数を増やされたのか、あるいは福岡や東京などの都市部の移住潜在層の掘り起こしをされたのか、そして今後の具体的な目的があるのか、すみませんこれは所管課が本来は地域振興部地域づくり推進課なんでしょうけれども、施策関係課として統計課の方が挙がっていましたので、もしお答えできる範囲でお答えいただけたらと思います。

【谷村統計課長】申し訳ございません、その回数とかそういったことについては、こちらで現在のところ承知はしておりません。

【富岡委員】先ほどの分析の部分については統計課の方で関与されているかと思うんですけども、いかがだったでしょうか。

【谷村統計課長】これは移動理由アンケートを基にですね、分析をしているのは統計課でございます。

【富岡委員】急に質問してしまつたもので、分かりました。こうした分析を基にされると。

あとは先ほどの、要するに目標値があまりにも高過ぎて今後も達成率がどんどん低くなっていく可能性もあるとは思うんですけども、自分も目標は高くというのは当然大切なことは思うんですけど、あまりにもその達成率が低くなってしまうと、出生率の話もそうですけれ

ど、なかなかかえって何かやる気がというか、なかなか無理をした施策をしてしまったりとかそういうことに結びつくのかなと思うんですけれども、その辺りで今後の新しい総合政策との関係であるとか、今後もこうした高い目標値を目標として維持し続けるのかというところについて教えていただけたらと思います。

【谷村統計課長】これは所管が統計課ではなくて地域づくりの方でございますので、すみませんがこちらでは回答はできません。

【富岡委員】もう一つが、こちらもすみません、所管が福祉保健課の方になっているんですけれども、施策の関係課に県民生活環境部県民生活環境課、人権・同和対策課が入っておりましたので、分かる範囲で質問させていただきます。

こちらについては施策名「誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進」ということで、成果指標としては生活困窮者自立支援事業における就労・増収率（就労・増収者/就労支援対象者数）ということになっております。進捗状況調書の14ページです。

こちらについても実績値が、以前は文教厚生委員会の方とのお話では、たしかコロナの影響で大分低くなっているというお話がありましたけれども、今年度も令和6年は46%、達成率61%ということです。前の年も達成率は52%で大分低くなっています。

こうした中で右の分析は、すみませんこちらがメインではしてないでしあうけれども、要するにいろいろとメンタルヘルスの不調などがある、ここで書かれているのが就労による経済的自立以外（日常生活や社会生活の自立）が当面の支援目標となっている事例もみられているということで、そもそもこの成果指標のところですが立て方というか、これを目的とするこ

と自体がどうなんだろうという、そういう読み方もできるんですけれども、この辺りの施策の関係課としての何らかの分析みたいなものがあれば、あるいはこれから総合計画でもこれをまた維持し続けるのかというところについて、もしもお答えができるんだったら教えていただけたらと思います。

【石田人権・同和対策課長】こちらの方は関係課に人権・同和対策課が入っているんですけれども、こちらの成果指標につきましては福祉保健部の方でしておりますので、すみませんがこちらの方ではお答えできません。

【坂口委員長】よろしいですか。ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 0時20分	休憩
午後 0時20分	再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、来週9月29日は、午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時21分	散会
----------	----

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年9月29日

自 午前10時 0分
至 午前11時34分
於 委員会室3

委員会を再開いたします。

なお、畠島委員から欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承お願ひいたします。
これより、交通局関係の審査を行います。
委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

交通局長より総括説明を求めます。

【太田交通局長】おはようございます。
令和7年9月定例県議会観光生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。
交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしますのは、第92号議案「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員が育児のために勤務時間の一部を勤務しないこととする部分休業制度を拡充するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、バス利用者がコロナ禍前に、いまだ回復せず、また、軽油費等で物価高騰の影響を大きく受けるなど、厳しい経営環境にありますが、共同経営方式による路線バスの再編などの改革を進めることで、経営の効率化を推進しております。

今年度、第1四半期（令和7年4月から6月）において、営業収益が乗合バスや県外高速バスが堅調に推移したことや、貸切バスが修学旅行等

2、出席委員の氏名

坂口 慎一	委 員 長
湊 亮太	副 委 員 長
小林 克敏	委 員
堀江ひとみ	"
浅田ますみ	"
山口 初實	"
中村 一三	"
まきやま大和	"
富岡 孝介	"
田川 正毅	"

【太田交通局長】おはようございます。

令和7年9月定例県議会観光生活建設委員会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いいたしますのは、第92号議案「長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員が育児のために勤務時間の一部を勤務しないこととする部分休業制度を拡充するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、バス利用者がコロナ禍前に、いまだ回復せず、また、軽油費等で物価高騰の影響を大きく受けるなど、厳しい経営環境にありますが、共同経営方式による路線バスの再編などの改革を進めることで、経営の効率化を推進しております。

今年度、第1四半期（令和7年4月から6月）において、営業収益が乗合バスや県外高速バスが堅調に推移したことや、貸切バスが修学旅行等

3、欠席委員の氏名

畠島 晃貴 委 員

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

太田 彰幸	交 通 局 長
岩崎 良一	管 理 部 長
柿原 幸記	乗 合 事 業 部 長
江頭 興祐	貸 切 事 業 部 長

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【坂口委員長】おはようございます。

で受注増となったことなどから、前年度同期と比べ9%増の12億4,000万円となりました。

営業費用については、バス車両の更新増等に伴い、減価償却費が増加し、また、軽油費や修繕費等において物価高騰の影響を大きく受け、前年度同期と比べ3%増の11億3,000万円となりました。

この結果、営業外収支を含めた経常収支（税込）は、前年度に比べ8,000万円改善し、1億4,000万円の黒字となりました。

今年度においては、これまでバス利用者の状況や収入は堅調に推移しており、今年9月1日から実施した乗合バスの運賃改定の効果を含めた収入の状況を注視しつつ、職員の処遇改善などによる運転士確保策を積極的に進めるとともに、これまで滞っていたバス車両の更新に着手するなど、路線バス網の維持等の持続可能な事業の構築を図ってまいります。

乗合バスの状況について。

交通局においては、夏休み期間中、小学生を対象に、エリア内の路線バスが乗り放題となる、夏休みこども定期券を毎年販売しており、今年度は猛暑による外出控え等の影響があってか利用者数が昨年度から比べ約30%減少し、296名の方にご利用いただきました。

この取組は、バスを日頃利用しない小学生にバスの乗車体験を通して、バスの乗り方や車内でのマナーを啓発するとともに、公共交通機関の役割や大切さについての理解を深めることを目的としており、今後も将来にわたってバスをご利用いただくための取組として継続してまいります。

さきの6月定例県議会において、上限運賃等に関する条例改正の議決をいただきました乗合バスの運賃改定については、国土交通省九州運輸

局へ認可申請を行い、去る8月14日付で認可となったことから、9月1日に実施いたしました。

今回の改定は、平成9年12月から約27年ぶりとなる本格改定となったことから、路線バスの主要な区間の運賃が、おおむね30円から50円の値上がりとなり、平均で約17%の改正となりました。この運賃改定に当たっては、認可後速やかにホームページで新運賃の検索を可能として周知を図るとともに、定期券更新の利便を図るため、改定日前日にバスターミナルの定期券窓口を臨時営業するなど、お客様への対応についても丁寧に行なったところです。

今後は定期券購入のキャッシュレス決済や空港リムジンバスへのタッチ決済の導入など、利便性の向上にも取り組むこととしており、地域生活交通の維持に向け、しっかり取り組んでまいります。

貸切バスの状況について。

貸切バスについては、夏季は比較的閑散期になりますが、今年8月においては、各種イベント開催に伴う輸送を中心に実施しております。

稻佐山野外イベントでは、8月6日、同16日、同24日の3日間で延べ約110台のバスが稼働したほか、長崎スタジアムシティ開催のイベントで約40台が稼働しました。また、長崎原爆の日や県外修学旅行、クルーズ団体など、毎年ご利用いただいている団体についても、例年並みの稼働となりました。これらの貸切バスの運行に当たっては、他のバス会社のご協力もいただきながら、円滑な輸送と利便性確保に努めたところです。

また、周遊観光バス「ぶらりん」についてはコースの見直しを行っており、その1本目として、「三つの国宝めぐり 長崎のランドマーク稻佐山＆長崎スタジアムシティ」の募集を行い、4本

のツアーチを催行いたしました。

ツアーチ内容については、長崎県の3つの国宝である崇福寺第一峰門、崇福寺大雄宝殿、大浦天主堂を見学後、グラバー園や長崎スタジアムシティ、稻佐山を訪れ、最後にその他の観光地を車窓からバスガイドが案内するという観光コースとなっており、利用者からは、主な観光地をコンパクトにまとめてあり大変満足した。日中の稻佐山も夜景とは違う良さがあったなどと好評をいただいております。

今後、秋以降に向けて、50周年を迎える長崎空港のツアーや20周年を迎える女神大橋登頂のツアーナどについても、関係部署と連携しながら、取り組んでまいります。

バス運転士の確保について。

交通局においては、喫緊の課題であるバス運転士の確保を図るため、その処遇改善を図るとともに、バス運転体験会の開催や県内外の合同説明会への参加、新高卒者運転士の採用、大型二種免許取得費用の貸与など、積極的な人員確保策に取り組んでおります。

企業説明会への参加として、去る6月28日には、福岡市で開催されたバス運転士専門の合同企業説明会「どらなびE X P O」に交通局のブースを出展し、来場された皆様に対して採用案内等を行いましたが、後日の採用試験において、説明会の参加者2名が受験され、合格に至ったところであり、一定の成果が生じてもいるものと考えております。この「どらなびE X P O」は、10月の関西会場、11月の東京会場及び福岡会場で開催予定であり、交通局において、引き続き出展し、県営バス運転士として働く魅力を伝えることで、採用の増加につなげてまいります。

新高卒者運転士養成制度においては、昨年採用した職員1名が、1年5か月の研修期間を経て、

この9月1日に営業所に配属され、交通局として初めてとなる新高卒者のバス運転士が誕生しました。

交通局においては、バス運転士が高齢層に多数集中する中、地域の公共交通を支える若い世代のバス運転士の確保が必要不可欠と考えており、引き続き高校訪問や職場見学などの取組を通して、新高卒者の採用に努めてまいります。

今後も職業として、県営バス運転士を選択していただけるよう、採用活動に力を注ぐとともに、処遇改善を含めた各種取組を推進してまいります。

追加1をご覧ください。

職員の不祥事について。

去る9月9日に福岡営業所の会計年度任用職員（貸切バス運転士）が、同営業所の車庫において、同僚の男性職員が所有する軽乗用車に対し、ゴムひもを使って球を飛ばすスリングショットで軽乗用車のフロントドア部分を凹ませたとして、器物損壊の疑いで逮捕されるという事案が発生しました。

職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、心からおわび申し上げます。

今後、経過等を確認の上、厳正に対処するとともに、職員の綱紀の保持に全力を尽くしてまいります。

元にお戻りください。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】これは委員会資料ですね。92号議案の部分休業制度について質問します。

今回、新たに追加された部分休業で、1年につき10日相当の範囲内で勤務しない形態ということで、これは の場合は、これまでですね、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しない形態ということで、今後追加されるのは2時間以上も可能だということなんですが、いわゆる10日という限定がありますよね。1年につき10日相当、これは何か根拠があるんですか。何か10日しか取れないぞとなると、不利なようにも思うんですけども、この10日というこの根拠を教えてください。

【岩崎管理部長】今回の改正の背景でございますけれども、昨年、民間企業に適用されます育児・介護休業法というのが改正されまして、その中で育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の一つとして、新たに養育両立支援休暇という制度が設けられております。これは民間に適用されるもので、年間10日以上の休暇を取得することという制度でございます。

これを受けまして、公務員につきましても、昨年の人事院勧告におきまして、このような民間の動きを踏まえて、年10日の部分休業制度というものを設けるという形になったものでございます。

新しい制度におきましては、先ほど委員ご指摘ありましたとおり、従来の制度に比べて10日と限定されておりますけれども、こちら、例えば通常、保育園の送り迎えを配偶者がされているようなご家庭におきまして、たまたま出張とかで行けないという場合が想定されますので、そのときに代わりに送迎をするであるとか、そういう対応が新しく可能になるといったものでございます。

いずれにしましても2時間そのまま部分休業とするか、この10日とするかというのは、職員

の家庭の都合に応じまして、年度ごとに選択が可能となってございますので、子どもの成長の段階に合わせて、新しい選択肢が増えるという点で効果があるものじゃないかというふうに考えてございます。

【堀江委員】 そうしますと、今の部長が答弁されました、年齢に応じて、例えばAさんが、子どもが年齢にもよるんですけど、最初は、例えば現行制度を使っていて、その後、いわゆる今回新設された制度を使おうということで、1人の職員が現行の、いわゆる も も、これは年度に応じて使える、そういう意味で選択肢の幅が広がったという条例改正と理解していいですか。

【岩崎管理部長】 委員ご指摘のとおりでありますけれども、年度によりまして、この 番なのか 番なのかというのを選べる制度になってございます。

【堀江委員】 最後にしますけれども、この休業、育児休暇のね、取得状況、あるいは今回、条例改正となる部分休業の取得状況、先ほど局長の説明の中に職員が高齢化しているという話もありましたけれども、対象となる職員、もちろん女性の方もいるかと思うんですけども、その職員は少ないかと思うんですが、今回のこの改正を見据えて、いわゆる職員のこうした育児休業、ここの取得状況というのはどうなんですか、教えてください。

【岩崎管理部長】 今回、議案として出させていただいている部分休業につきましては、現在のところご利用いただいている方はいらっしゃいませんけれども、通常のフルタイムで休業する育児休業については、年間2名、あるいは3名程度の取得をいただいているという状況でございます。

【坂口委員長】よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

【田川委員】おはようございます。

堀江委員の質問に関連するんですけれども、今答弁の中に2名とか3名ということでしたけれども、全体数ですね、運転士さんが何名おられるのか。そしてまた、その対象者が、今はいないけれども可能性があることも含めて、どの程度の方がこの改正によって救われるのかどうか、その辺について簡単にお願いします。

【岩崎管理部長】交通局の職員が約500名おりまして、そのうち簡単に言いますと、運転士さんが400名程度という形になっております。

運転士につきましては、シフト制で勤務をしているということもございまして、この部分休業というのは、なかなかこれまで利用される方がいらっしゃらないということではありましたけれども、小学校就学前のお子様をお持ちの職員もありますので、周知の徹底をして、可能な限りご利用いただいて、仕事と育児を両立していただけるようにということで考えております。今後は、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

【田川委員】今使われる方が2名で、対象者はまだ把握していない、可能性がある人は、数字として今、公表できないということでよろしいですか。

【岩崎管理部長】申し訳ありません。手元に数字がございませんので、実績ということで答弁をさせていただきました。

【坂口委員長】よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第92号議案については、議案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第92号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について説明を求めます。

【岩崎管理部長】政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議に基づき本委員会に提出いたしました、交通局関係の資料についてご説明いたします。

1,000万以上の契約案件につきましては、資料の2ページから記載をしてありますとおり、本年6月から8月までの実績は、合計16件となっております。

以上をもちまして補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【山口委員】ちょっと細かい質問します。

細かい話なんですが、先ほどご説明をいただきました3番と4番のインタンクの軽油の購入の

関係なんですが、これが、日付も同じで相手先も同じという状況の中において、契約金額が少し違うわけなんですが、それは長崎と県央地区との関係で違うわけなんですが、この理由というのは、どういうことでこれだけの差があるのか教えていただけますか。

【岩崎管理部長】今回、インタンク軽油購入ということで、長崎地区と県央地区ということで、2つ分かれています。

前回の契約までは、インタンク軽油購入は、長崎も県央も1本の契約でした。今般、軽油の価格が非常に高止まりをしているという背景も踏まえまして、地区を分けることで、新たな業者が入札に参入していただけるんじゃないかということで、今回分けたという趣旨になってございます。

入札の結果、業者については同一の業者が入札後、そこが落札されたという形になりますけれども、この落札された契約相手方の軽油の運搬の拠点がございまして、やっぱりそちらから各県央地区、長崎地区の各営業所への距離等もございますので、そちらを踏まえて、この契約金額に差が生じているものと認識してございます。

【坂口委員長】よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

【富岡委員】ありがとうございます。共有させていただきます。

入札の一般乗合旅客自動車市内線小型車2台について、入札に参加されたのが、1者になっておりますけれども、ほかのところがなかなか参加しづらかった理由みたいな、もし分析できていたら教えていただけたらと思います。

【柿原乗合事業部長】今年度、新車を購入させていただきまして、小型路線バス、こちら結果

としては、応札者が1者だったということになります。全国的にも小型路線バスというのが、やはりニーズが少ないということがありまして、そういった保有車種というのをお持ちのメーカーさんというのがやっぱり少ないと、もともとございます。

今回、実は持ってらっしゃるところというが、今回落札いたしました三菱ふそうさんと、もう一社さんいらっしゃったんですけども、もう一社さんの方が、新しい認定取得というところが、ちょっと取得のスケジュールが遅れてしまつたということで、当初、参加の意思を示したみたいなんですけども、スケジュール的に間に合わないということで応札ができなかつたということでお聞きしております。

【富岡委員】ありがとうございます。承知いたしました。

あともう一点が、バスボディ改造工事について、2件、9ページ目と10ページ目のところ、こちらについて2者ですね、1者は長崎の企業さんもいたんですけども、そちらの方、辞退という形になっていますけど、ここの経緯みたいのが、もしお分かりであれば、教えていただけたらと思います。

【柿原乗合事業部長】バス改造ということで、こちらのバス改造というのが、大きなバス、車体を改造するということで、基本的には特殊な技術であるとか、施設が必要であるということがありまして、九州管内でも応じられる事業者というのが少ないというのが、もともとございます。

現在、交通局としましては、大体今まで毎年こういう形で改造の入札をかけていますけれども、応札してくださる事業者さんが、この2者ということになります。

今回、木原車体さんが応札はしていただいたんですけども、結果、辞退となりましたのは、今年、やはり他社からの注文をたくさん受けられているということで、私どもが示した改造スケジュールというのが、年間予定の中では、消化することはちょっと難しい、かなわないということで、入札案件としては、もう5件とも辞退をさせていただいたということで、お話としては伺っているところでございます。

【坂口委員長】よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

【田川委員】今の富岡委員の関連なんですけれども、改造の内容について教えていただければと思いますけど。それが、ここに書いてあるように、辞退されたところが長崎県ですよね。取られたところが佐賀県、できればやっぱり長崎県にしてもらいたいので、そこら辺やはり、今、理由は分かりましたけれども、早めに、そういう仕事が詰まっていてとか、業務が多忙でという理由もあったんですけど、発注の時期とかそういうので調整を早い段階でこういうところに頼んでおくとできた可能性もあるんじゃないかなと思って、この2点お願いします。

【柿原乗合事業部長】バス改造でございますけれども、ちょっと様々ございます。大きく分けると2つありますて、1点は、新車等をする中で経年劣化してまいりますので、やはりバスの外板等がやっぱり傷みが出てきます。こうした一台一台のその傷みの状況というのを見て、例えば外板を切りついだりとか、そっくり替えたりとかというような、言ってみれば少しリニューアル、安全面のところの措置を行うというのが、まず、大きなところで1点ございます。

もう一点が、最近、私ども中古車両を購入しておりますので、中古車につきましては、こち

らは東京都営さんの方から持ってくるんですが、やはり中身の仕様が違います。バスのボディから違ってまいりますので、そうしたものも含めて、私どもで運行ができるような形で、バスの改造を行うという、大きく分けて、この2パターン、改造の内容としてはございます。

今回、結果こういう形で、確かに長崎の事業者さんが、結果、応札できなかったというところもあって、こちらにつきましては、どうしても入札をするとなると、一台一台の状況を見て、仕様をつくって、入札をかけるということになりますので、どうしてもちょっとこのぐらいの時期になってくるというところがございます。

あとは、やはり全体的にそうですね、こういうバス改造というのがなかなか、できる事業者さんというのが少ないは少ないんですけども、例えば何かパーツパーツに分けてというか、少し簡単なこういうことだったらできるとか、何か少し今の2社だけというわけではなくて、少しほかの事業者さん、施工業者さんとかというところも少しできるといいのかなということで、少し探してはまいりたいなというふうに思っております。

【田川委員】9ページの方が4両、5ページが5両ですよね、9両あるわけですよ。であれば、もう少し分割して頼むこともできるんじゃないかなというところが、とにかく地元の、県内の事業を育てるという意味で、私は話をさせてもらっていますけども。

そこで、今の2社で、今の説明ではですよ、そういう技術がまだまだないとか、こうおっしゃいますけれど、それは発注しないと育たないと思うんですよ。とにかく1両でもいいから今回やってくださいとか、そういう私は努力が大事じゃないかな。それをきちんと育てていって、次

は2両、最終的には今回みたいに4両とか5両という、そういう手法も可能だと思いますけど、まず、県内業者が対象者じゃないということじゃなくて、技術的に。やはり育てるという思いで、そういう考えがないのか、お尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】 そうですね、委員ご指摘のとおり、なかなか全部をまとまった単位で請け負うとすると、それなりの施設等が必要になってくるというところもあって、やはりなかなか敷居が高い状態になっているのかなというところはございます。ちょっとどういうやり方がいいのかというのは、少しまだ現時点ではちょっと言及はしかねるところではありますけれども、今の応札者が少ない状況というのは、これがよいと思っているわけではございませんので、少しこう、そうですね、発注の仕方等を少し検討してまいりたいというふうに思っております。

【田川委員】 最後にしますけど、検討されることはよろしくお願ひしたいんですけど、それはいつまで、来年度からそういう方向で取り組むということで考えてよろしいでしょうか。

【柿原乗合事業部長】 ちょっと検討はさせていただきたいとは思いますけれども、やはり何ていうんでしょう、やっぱり大きなバスをピットに入れないといけないとかというと、そういう施設整備みたいなものも当然必要になってきます。当然そういったところ、一部例えばトラックなんかをやられているところとかに聞き取りなんかをしながら、こういうことはできるでしょうかというところを少し調査をしていく必要があるのかなというふうに思っております。ちょっと来年からすぐできるかということでは、ちょっとお約束はしかねるところではありますけれども、はい、そうですね、少しちょっと検討はしてまいりたいというふうに考えておりま

す。

【田川委員】 すみませんね、最後と言いながら。

まだ工場の整備ができない、そういう問題が当然あろうかと思いますけれども、そういうときに、国・県に対して、特に国に対して、そういう地方創生の整備予算とか、そういうのを補助金のメニューを探してですよ、こういうメニューがございます、補助制度がございますからチャレンジしてみませんかというのが、地元企業育てる意味で、最も大事なことだと思います。そういう事業者、補助金の在り方とか知らないと思うんですよ。ですから、ぜひ県内の事業者に任せたいので、こういう制度を活用して、工場のいろんな整備をしてくださいという、そこは一歩進んだ取組が、今後に生きてくると思いますので、これはもう要望でとどめておきますので、よろしくお願いします。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】 よろしいですか。

ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。議案外です。

【小林委員】 座ったまま失礼します。

県営バスが、料金改正前に、その辺までの間の取り巻く経営環境、課題というものがいろいろあったかと思います。大体我々が認識しているところは、まず、乗客の減少が1つ。2番目に、慢性的な運転士の不足、それから3番目に、燃油に関わることから、物価高の問題、それから4番目が、車両の老朽化、こういうですね、まだほかにもいろいろあるかもしれないが、4つの大きな課題があったんではないかと考えます。

それで、この4つの問題を解決し、各地域において、いつまでも地域路線として、その維持を

確保していくかなければいけないと。そのためには、今言ったような課題を解決していくかなければいけないと。解決するためには、財源が必要になってくる。そのためには、やはりこの料金の改正もやむを得ないところだというようなことで、我々は認識をいたしているところであります。何も値上げをしたくてしているわけではないと。こういう今大事な課題を解決していくかなければいけないと、そういうような問題点があるんだと。財源を必要とすると。その財源を乗り越えるためには収入を確保しなければいけないと。そういうことで、いつまでも生活路線としても地域にとってかけがえのない県営バスであり続けなければいけないと。こういうことが大きな理由であったと、こんなふうに認識いたしているところであります。

そこで、27年ぶりに料金の改正を行ったと。何か新聞で見ていたら長崎バスは、また6年ぶりに改正と。こういう点から考えれば、27年間も改正をしなかったというところに県営バスの並々ならぬ努力があるのではないかと、そう考えるわけでございますね。

6月議会で我々は、それを議決をさせていただきました。それから、9月の1日からスタートというようなことで、率直に言って、認可申請とかいろいろ時間がなかったんではないかと。9月1日に、もう既にスタートされているけれども、そのスタートの間の、いわゆる取組の経過が、どんな対応をされてきたのか、まず、その点についてお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 委員おっしゃるとおり、9月1日に乗合バスの運賃改定をさせていただきました。前回の議会で議決いただいた後の簡単な結果でございますけれども、条例を議決いただいた後に、その後、速やかに7月14日になりま

すけれども、九州運輸局に認可申請を行ったところです。その後、ご審議いただきまして、8月14日に認可を受けて、それ以降、新しい運賃、改定後の運賃について、利用者に対する周知等を行いまして、9月1日の実施に至ったというような状況でございます。

【小林委員】 今の答弁を聞いておりましてもね、九州運輸局に認可申請と、こういうことを7月14日にやって、それから1か月後の8月14日に認可が許可されたというようなことから考えてみますとね、あと半月ぐらいしか9月1日までにはなかったと。もうこの半月までにおいて、料金改正の周知をいかにして徹底させていったのかと。この取組について、どういう取組をなされたか、ちょっと関心がありますからお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 委員ご指摘のとおり、認可後から実施まで、約半月しかなかったということで、非常にタイトな中での周知ということになってしましました。運賃改定の実施に当たりましては、そういった中でも多くの利用者のお客様に、迅速かつ正確に情報を伝えする必要があると思いましたので、ホームページ、あとSNSによる情報発信、それからバスの車内であるとか、あと各窓口がございます。そういった窓口へのお知らせを掲示したり、あとは、これはテレビや新聞等でも大分報道等いただきましたので、多様な媒体で広く周知が図られたのではないかなというふうに思っています。

それから、今回、制度をちょっと廃止させていただきました団体発売定期券というのがございました。こちらは、そのご利用の企業様、その企業の担当者様に直接連絡を取りまして、制度廃止の背景等ということで、個別に説明をさせていただきまして、一定ご理解をいただいた

というような状況でございます。

こうした事前周知を行いました結果、あと、お客様のご理解・ご協力も十分あったと考えております。大きな混乱もなく、スムーズに運賃改定を実施できたと考えております。

【小林委員】今の答弁で、ホームページとかSNSとか、車内に掲示をするとかね、いろんな取組を頑張って行っていたいたと。それで、僅か15日しかないぐらいの状況の中で、周知徹底ができたというようなことのご答弁ではなかったかと思います。

そうしますと今は、やっぱり世を挙げて物価高騰というようなことで、市民、県民の皆さん方が、大分とご苦労されていると。そういう環境の中において、今回、この県営バスが、値上がりをすると、改正されるというようなことについて、何らかのクレーム、そういうものが届いているかどうか、乗客の皆さん方のご理解をいただいているというわけだけれども、やっぱりこの世情を取り巻く環境は、物価高、こういう状況だから、バスよ、おまえもかというような感じでね、またこの値上がりがなる。これでね、当然クレームなどがあるんではないかと推測するけれども、その点についてはどうでしたか。

【柿原乗合事業部長】運賃改定、久方ぶりの運賃改定ということもありますし、委員ご指摘のとおり、私たちも運賃が上がることに対するお客様からの一定の反発というんでどうか、そういうしたものも想定はしていたところでございましたが、実際には値上げに対する、言わばクレームというんでどうかは、ごく少数にとどまったというような状況でございます。

こうした状況を鑑みると、テレビや新聞等の報道を見ると、インタビュー等を見ると、やっ

ぱり負担増の懸念というのを示す声が聞かれるような一方で、運転士不足を考えるとやむを得ないであるとか、運転士の待遇改善に理解を示すようなご意見であるとか、値上げは仕方ないけれども便数を維持してほしいといった、路線維持を望むような声もあったように感じております。物価上昇が続きます、こうした社会情勢に加えまして、深刻さを増しております運転士不足に対する、世間一般のご理解が深まっていることが、その背景かなというふうに私どもとしては考えているところでございます。

そして、多くのお客様が、運賃改定の必要性というものについて、これは地域公共交通の維持のためにはやむを得ないものということで受け止めいただいたものではないかなというふうに、私ども考えているところでございます。

【小林委員】乗合部長、なかなか答弁が今日は上手だね。全然いつもよりも、何か爽やかだね。そういうような感じを受けながらね、あんまりクレームはなかったというようなことで、ご利用者様のご理解をいただいている、ご協力をいただいていると、こういうありがたいそういうこの状況というものをしっかり受け止めなければならぬと思います。

しかし、そのためには、やっぱり運賃が上がったと。そしてサービスまでが、イコールよくなつたとか、満足度が高まったとか、そういうお客様本位の立場から考えて見て、やっぱり値上がりをしたんだから、何らかのサービスがよくなつたと、今までとは違うと、こういう見返りが、当然あってしかるべきではないかと、このような考え方もあると思うんですが、そういうサービス向上について、どのようにお考えを持っているか、お尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】今回の運賃改定の効果に

つきまして、やはり先ほど来、委員からご指摘いただいているように、運転士の確保であるとか、老朽化したバス車両であるとか、はたまた利用者に対する利便向上というものにやっぱり充てていく必要があるんだろうというふうに考えております。利便向上に係るものにつきましては、窓口でキャッシュレス決済というものを今後取り組んでいきたいと考えておりますし、あと、空港のリムジンバスへのタッチ決済というのも、こういった利用者利便についても積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

【小林委員】それなりに、お客様あっての我々の経営だから、そういう面では、公共交通として絶対になくてはならないと。やっぱり生活路線だからこれを堅持したいというような形で、ご協力・ご理解をいただいていると。そのためには、サービスもよくなつたと、そういうようなことがイコールとして聞こえてくるように、人気を上げてもらいたいと。そして、お客様の確保をしなければいけないと、こう考えますから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そうしますと、料金改正の議案のときに議論をしたところであるけれども、先ほども課題についていろいろ申し上げました。特に何といいましても運転士の確保、これが、最大の当面の課題の中の、私はナンバーワンではないかと、こういうふうに考えておりますね。

今回、料金を改正させてもらい、それから運転士を確保、そのための待遇改善と、こういうことと同時に、非常にこの車両が老朽化していると。これを何とかしないといけないと、こういうようなことも、この2つが、非常に大きく強調された内容ではなかつたかと、こういうふうに考えております。今回の改正に伴い、そ

ういう車両の新たな購入とか、あるいは運転士確保について、どのような具体的な取組を行おうとされているか、お尋ねしたいと思います。

【岩崎管理部長】まず、待遇の改善につきましてでございます。運賃改定の効果額をしっかりと車両の改善と待遇改善に充てるという形が必要かというふうに認識をしておりまして、まず、待遇改善につきましては、現在、職員組合との間で、内部でどういった形がいいかというのを調整をしている段階でございます。これまで待遇の改善、給料表の見直しをするときは、翌年4月からという形で実施するが多くございましたけれども、こちらにつきましては、できるだけ早期にということで、調整を終了させまして、運転士をはじめ人材の確保という形にしっかりと取り組んでいきたいということで、作業を進めているところでございます。

【小林委員】大体がね、待遇改善と言うわけだから、どういうふうに改善されているかと。あるいは組合の方々にどういう提案をね、これまでと違う待遇改善につながるように、やっぱり働く喜び、働く希望、やりがいを見いだして、自分なりの人生を豊かなものにしていかなくてはならないと。そういうことが働く方々の一番の要望だろうと思うんです。だから、組合との交渉ですから、今こんな提案をしていますよということは言わわれないのではないかと。なかなかね、これを言葉にすることはできないんだろうとは理解をしていますが、待遇改善も、例えば仮に長崎県でいうなら、長崎バスがどれくらいの、手当を出しているのか、どれぐらいの人員費を出しているのかと。これに比べて今、県営バスはこうだと、共同運営、共同経営をやっているから、そこは話し合いながらやっているのか、長崎バスを越えたらいけないのか、この

辺はどういうふうになりますか。

【岩崎管理部長】 交通局、公営企業の職員の給与という形になります。こちらにつきましては、人事院勧告というのが、公務員の給与制度の水準としてございますが、公営企業につきましては、こちらに加えまして、民間の、同業の給与水準、そういうものを勘案して決定をするという形になってございます。民間の給与の水準でございますので、長崎自動車様の給与水準を我々つぶさに把握しているわけではございませんけれども、初任給の水準であるとか、そういったところを見ながら、現在の喫緊の課題であります人員の確保につながるような形にしたいということで今作業を進めているところでございます。

【小林委員】 そうするとね、今、組合と交渉している、処遇改善については、いろいろな新しい新たな提案をしていただいているものと推測いたしますが、現時点で、この運転士の方々の年収は幾らかということは言えるんですか、現時点です。

【岩崎管理部長】 交通局の正規の運転士、平均年齢が53歳程度でございますけれども、現時点で正規の運転士の平均年収は510万程度という形になってございます。

【小林委員】 510万円、これはね、我々が新聞情報で得た情報、内容によるとね、大体今、全国的に、いわゆる人件費は幾らかと、年収はと、大体470万から500万、こういうふうに実は言われているわけですね。そうしますと、今お話をとおり53歳の平均で、これが510万円ぐらいというようなことを見れば、私は失礼だけど、もう少し低いのかなとか、もう少し条件がよくないのかなと思っておりましたら510万と、よく頑張っているじゃないかと。あえて私は、そういう

声を申し上げたいと思うんだけれども、この510万円にプラスして処遇改善というのは、一体どういうことをやろうとしているのか。あるいは2024年問題というのがありますよね。要するに、トラックとかバスの運転士確保については、なかなか厳しいということで、今2024年問題というのが出てきていると思うんですが、今この点についてはいかがですか。

【岩崎管理部長】 まず、平均年収の話でございます。

申し訳ございません、先ほど申し上げた510万程度といいますのは、現役としての正規職員として、今も働いていただいている方のみの年収の水準ということでございまして、公営企業の正規職員は、運転士の正規職員、定年延長の方とかいらっしゃいますので、そこを平均しますと、大体460万円程度という形になってございます。

加えまして、2024年問題でございます。

こちらにつきましては、バス運転士の働き方改革という形で、年間の総労働時間を、例えば3,484時間から3,300時間に制限をするといったような制限が加えられまして、それを踏まえて運転士の働き方と運転士の数というのが、従来の働き方でありますと、運転士の数が足りなくなるということで各バス会社ともに、運転士不足に直面する大きな課題の一つになっているというものです。

すみません。今後の給与の在り方の考えですけれども、1つは、初任給水準をどうするかということかと思っています。そちらが、新しく入ってこられる方については、初任給水準というのが重要、もう一つは、今働いておられる方が、長く安心して働き続ける環境ということで、こちらも踏まえたところのベースアップというも

のが必要になっておりますので、そちらを両方併せたところで、現在、検討を進めているところでございます。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【田川委員】先ほど平均年齢53歳ということですけれども、運転士が400名ですよね。よく聞く話は、民間、公営ともに、時間外労働で本当に勤務状態が厳しい。いないから、とにかくもう一回働いてください、運転をしてくださいという、本当に厳しい中に頑張っておられるんだなと思うんですけれど、その状況について、どういう認識をされているのか、まず、お尋ねいたします。

【岩崎管理部長】先ほどご答弁申し上げました2024年問題におきまして、1日の拘束時間でありますとか、1日のハンドル時間などが新たに定められたという状況になってございます。

それを踏まえまして、交通局としましては、運転士の年間の休日を、これまで91日だったものを令和6年度から104日ということで、13日間拡大をしているということになってございます。これによりまして、休日を取りながら運転に集中していただくという環境を整えたいというふうに制度改正したんですけども、先ほど来からの欠員の状況もございまして、この休日が拡大した分、本来お休みのはずの公休日に出勤をしていただいている、運行を支えていただいているという状況になっているということでございます。

【田川委員】もう本当に労働人口が減少する中に、この運転士だけじゃなくてですよ、働く人の数が絶対的に減っていますので、他業種との競争にもつながると思うんですよ。この業界じゃなくて、もっといい業界、業界内の比較ではなくてですよ。そういうことを考えたときに、

巷のうわさとして非常に勤務状況が厳しい、ましてや働き方改革によって休日が増えると、残された人たちがまた厳しい状況になる。先ほどいろんな試みは、私は大変高く評価するんですけれども、いろんな、何というんですか、アプリ、何というんですか一緒に話をするシステムですね。それでですよ、2名とか1名とかいう話で、これも頑張っておられるなと思うんですけれども、私は、今後そういう状況を踏まえて、何名、今度新たに必要なのか。数値目標を示して取り組んでいかないと間に合わないんじゃないかなと思うんですけども、定年退職される人がおられる。それで、労働力の奪い合いというか競争が生まれている。その中で、厳しい状況がますます進む中でどういう政策で取り組んでいくのか、数値目標とともにお知らせください。

【岩崎管理部長】運転士の不足の状況でございますけれども、欠員という形で必要運転士に対して足りていない数、欠員と申しますけれども、これが今年の4月1日現在で24名という形になってございます。まず、この欠員状況ということを1つ解消するというのが大きな目標ということで掲げて取り組んでございます。

昨年1年間、令和6年度で36名程度、採用をしたということで、近年、令和5年度が12名でしたので、採用の環境につきましては、幾分改善をしつつあるということかと認識をしておりますが、いずれにしても欠員状況が長く続いていると。乗務員の公休出勤についても、引き続き続いているということで、やはり今般の運賃改定を踏まえまして、待遇改善、必要な待遇改善を思い切ってやるということが、何より欠員解消に向けた取組の一つだと思っておりますので、まずは、そちらに力を注いでまいりたいと考えております。

【田川委員】ぜひ積極的に、意気込みが感じられましたので、進めていただきたいと思いますけど。

そこで、処遇改善策は、今後メニューを出されるとは思うんですけど、イメージ戦略といいますか、そういう小学校、中学校に対して、制服でこういうことが、制服姿の運転士さんがこういうことをしましたよとか、そういうソフト分野のイメージ戦略等についても、私は一定の効果があるんじゃないかなと思いますので、そこら辺も検討していただきたいんですけど、それは、今後考えていただくということで。

もう一点、運転士のマナーのことについて、市民の方から幾つか問合せがあったんですけども、黄色信号で慌てて突っ込んでいくとか、そういう粗暴な運転が見受けられる。そういう声を耳にしたんですけど、そこら辺の状況認識と、そういうことがもし少なからずあった場合は、早急に事故に至る前に、法令遵守等について、指導とかそういうのをされるのかどうか、状況認識と今後の方針を尋ねいたします。

【柿原乗合事業部長】委員ご指摘のとおり、バス運転士というのは公道を走りますので、やはり法令遵守もしっかりやらないと、これは、もう輸送の安全がかなわないということになります。

私ども運転士の指導教育につきましては、新任で雇い入れたときから、その都度、毎年になりますけど適宜、指導、教育をしているというような状況でございます。そうした中でも、当然その法令遵守を徹底するということは、やっぱりございます。

ただ、実際に道路を運行しておりますので、そうした中でお客様等から、こうしたご指摘等いただくことというのは、やはりございます。

こうしたものは、実際、その時間帯であるとか場所であるとか、こうしたものをドライブレコーダーの映像等でしっかりと事実確認をさせていただきまして、その上で、それが事実であるということであるならば、基本的にはその内容に応じてということになりますけれども、例えば所属する営業所長の指導教育であったりとか、内容によっては、本局に育成指導課という乗務員を指導教育する係・課がございますので、そこに呼んで、特別教育をしたりとか、場合によっては、私が直接対応する場合もございます。なかなか、いろんな状況がございますのであれでしょうけど、繰り返し指導教育をしっかりやっていきまして、粘り強く教育を図っていきたいと思っております。その結果、法令遵守、しっかり守っていけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

【田川委員】当然、いろんな問題が生じましたので、人身事故も含めて、長崎県以外で。起こってからもっと徹底的にされるんですよ。ですから、起こる前に、もう一度そういう声があったということを踏まえて、アンケート調査とかちゃんとしていますかとか、それだけでも未然に防ぐ効果が、私はあるんじゃないかなと思いますので、その点も含めて状況を見ながら、ドライブレコーダー等があれば、ご本人も思い当たるとこもあるんじゃないかなと思いますので、もう一度、そういう声がありますよということで周知していただいた上で、アンケート等について何項目かつくってですよ、それを守っていますかとか、そういうことをしていただければ、市民も、利用者も安心すると思います。

さっきも別の案件ありましたけどね、職員の運転士さんのストレスがたまると、もう行こうかとか、あるいは利用者に対してちょっとし

た言葉、態度が出てくる可能性がございますので、気持ちよく運転していただくためにも、先ほど言った環境の改善、処遇改善を進めていただければと思います。これはもう要望で終わりますので、よろしくお願ひします。

【太田交通局長】ただいま田川委員からご指摘をいただきましたけども、本当に安全の確保というのは、バス事業者として第一の項目でございます。

令和元年に矢上団地内で人身事故がございまして、大きな被害を与えたということが根本にありますけども、その後、県営バスとしては重点5項目ということで、市内は40キロ走行、それから横断歩道前での一旦停止、それからイエローストップ、それから3秒、発車前に乗客、それから周囲を見て発車するということで、3秒確認をしようと。

もう一つは、ターミナル内、それから営業所内で10キロでの走行という、この5項目を定めまして、重点的にずっと取り組んであります。その結果、かなり事故件数も減りまして、そういう取組が、成果が出てきているのかなというふうに思います。

それから各営業所においては、その重点5項目の取組について、毎日、各営業所で運転士の早朝点呼がありますので、その際に、安全の項目を1つずつ確認をして送り出すということをやっております。そういうことで周知を図っておるところでございます。

【田川委員】ありがとうございました。よろしくお願ひします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】今、田川委員のそういう法令遵守についてのご意見がありましたけども、以前、多少、ちょっとマナー違反的なところがあるん

じゃないかと、こういうクレームがあった時期があるね。そういうことは、過去においてあったということはちょっと記憶にありますけれども、現時点において、今あなた方がおっしゃるように、交通局として法令遵守の徹底、それからさっきから何度も言っているお客様あっての、県営バスだと。こういうことで運転士の方々に徹底をしていただいていると。こういうことについて、むしろ私は、最近のマナーがよくなってきたとか、法令遵守が徹底されていると。こういうことで運転士の皆様方が、交通局の維持管理の上において、そういういろいろ問題点をしっかり受け止めていただきながら、本当に頑張ってやっていただいているんじゃないかなと、こういうふうに思います。

ただ、400名も運転士の方々がいらっしゃるというような状況の中で、時として、いろんな問題が出てくる可能性があると思うんです。だからその点は、田川委員が心配されるような、そういう懸念をしっかり払いのけることができるよう日頃からの法令遵守を徹底的にやってもらうというようなことで、運転士の方々も大変だと思うんですね。そういうようなことで、お互いに気持ちよく信頼関係を持って、本当に利用者のためにというようなことで、今後も頑張っていただくことをお願いしたいと思うわけであります。

それで、処遇改善の問題については、先ほどから田川委員がこれもおっしゃいました。要するに管理部長のやる気というか、そういう意気込みを感じると。私も聞いていて、そう感じます。やっぱり改定して、大体、年間4億円ぐらいの、年間、大体、增收効果があるんだというようなことを前提にして、いろんな問題をここで解消していこうと。いろんな形の中で一番大事

な運転士確保について並々ならぬ取組を感じておりますから、ぜひとも組合の皆さん方のご協力をいただきながら、ぜひその確保に努めていただきたいことを要望しておきたいと思います。

次に、1つの大きな問題は、車両の方が老朽化していると。長崎県営バスは、何か車両が古いと、危ないと、危険性があるとかいうようなことを言われたら大変だと思いますね。それで車両の更新について、真剣に考えていただいていると思うわけでありますけども、この辺のところについては、どういう取組をされているか、お尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 委員ご指摘のとおり、大きな課題として車両購入がございます。やはり車がもう老朽化しきておりまして、そういったことから、今年度から現計画の最終年度であります令和9年度までの3年間で、乗合貸切車両を含めて82台の更新をしていくという形で考えているところでございます。

今回、そういう声を受けまして、車両購入につきましては、今年の7月から8月にかけて、先ほどお話をありましたけれども、新車20台の入札を実施して、無事、売買契約を締結したというようなところでございます。

一方、また中古車両を導入しております。こちらの方もちょうど今しがた、調整のさなかということになるんですが、15台の調達を目指して、現在調整をしてあるところでございます。今後もしっかりと計画的な車両更新を取り組んでまいりたいというふうに思っております。

【小林委員】 82台の更新を考えていると。まず、一段階として新車20台、それから中古車15台と、こういうことを、これは経営計画があったね、大体、今年度から9年度までというような形で経営計画はあったと思うわけで、その中で、そ

ういう計画をきちんと立てていらっしゃるわけですから、それで、大体幾らぐらいの財源が、この82台を更新するのにかかるのか、例えば今回20台の新車、それから15台の中古車というようことで、使える期間というか、どれくらいの期間が、大体、バスが有効期間なのか、その辺はどういうふうになっていますか。

【岩崎管理部長】 先ほど新車20台、中古車15台ということで申し上げましたけれども、令和7年度の予算のベースでいきますと、この車両購入費に6.5億円計上させていただいているという形になります。こちらが、減価償却という形で5年間にわたって、今後費用化をしていくという形になります。こちらが令和7年度6.5億、令和8年度に2.4億ということで、徐々に低減しながら費用がかかるという形になります。

バスの場合、5年間の減価償却なんですけれども、例えば1両3,000万のバスを買うと、翌年1,000万の費用が、2年後に700万という形で、こういったカウントをしてまいりますので、そちらの減価償却の動向を推測しながら、今後、検討を進めていく必要があろうかというふうに考えてございます。

【小林委員】 大体20台と15台と、こういうことで、令和7年度の予算で6.5億円と、こういうお話をありました。なかなかやっぱりお金がかかるもんです。そういうことで財源を確保しないといけないと、こういうことでございますね。

それから今、減価償却の話が出てまいりました。おっしゃるとおり、減価償却というのは非常に大事で、ある意味では現状、この長崎バスとの共同経営とか、いろいろ考えて、赤字から大体少しずつ黒字になってきていると。そういうことで、大体、民間の会社では、そういう固定資産というような、例えば建物とか機械とか

ね、あるいはそういう車両とか、そういうのが固有財産ということで、これは減価償却の対象になると思うんですね。じゃあ今ね、減価償却の耐用年数というか、それは大体5年で考えていらっしゃるんですか。

【岩崎管理部長】固定資産の種類によるんですけれども、例えば建物であれば30年でありますとかいう形になりますが、この我々交通局において、非常に大きなものにつきましては、やはりバスの車両という形になりまして、バスの車両は減価償却期間が5年と定められております。

【小林委員】バスの減価償却は5年と、耐用年数は5年というようなことで、要するに支出で、まず固定資産として、例えば仮に6.5億円なら6.5億を上げる、支出にね。それで、これから減価償却をしていくということになつていけば、やっぱりこれを5年で割るわけだね。5年間でその総額を割って、そして減価償却としてこれを支出に上げると。それでやっぱり利益というか黒字の金額を幾らか抑えて、あんまりこの声を大にして言うことはないけども、ある程度、税金を考えていくと、こういうような形で減価償却が、この経営において非常に大事な要素になってくるわけですね。だから82台这样一个の中でも、今20台と15台とかいうことがありますけども、大体がですよ、新車に替えるということは、大体、バスの耐用年数を25年ぐらいということで、考えておられるのか、その辺のところをちょっと教えてもらいたいと思います。

【柿原乗合事業部長】バスの、実際、耐用年数というか、実際どれぐらいで更新をしているかということになります。こちら、私ども更新基準としましては、委員ご指摘のとおり、こちら25年を一定の更新基準として考えてございます。

先ほどの82台と申し上げたのは、使用年数25年を超える車両を、中古車も含めて全て更新をしようという意味での台数でございます。

【小林委員】いわゆるこの車両の老朽化に対して、要するに新車を買う82台で更新しますよと。その更新は、新車ばかりじゃなくして、大体中古車もその中に入っていると、この計画の中に。その計画の中の82台は、新車は何台ぐらいで、中古車が何台ないと、もう計画はできていますか。

それじゃ同時に、幾らぐらいの82台で予算、財源を考えているのか。

【坂口委員長】しばらく休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【岩崎管理部長】現在の82台の計画でございますけれども、令和7年度から9年度にかけまして、大体12億程度を想定しているという形になってございます。このうち、新車は半分程度を想定しておりますが、収支の状況等を踏まえながら、柔軟に対応していくものだというふうに考えてございます。

【小林委員】ちょっと言われるかどうか分からないけど、バスの新車で幾らぐらい、大体中古車で平均幾らないと、どのくらいの金額がかかるんですか、購入費は。

【柿原乗合事業部長】車によっても違いますけど、大型の路線バスということで申し上げますと、こちら大型が、ノンステップバスということになりますと、こちらが約2,800万ほどになります。

中古車で買う場合でございますけれども、こちらは、車自体を東京都営さんから購入して、

その後、改造をかけるということになりますので、そうしますと、現状といたしましては、総額で、ちょっと車によっても違いますけど約900万円ほどかかっているというような状況でございます。

【小林委員】 新車で大体2,800万ぐらい、平均して、それから中古車で大体900万、1,000万と、こういうような状況で、安くない買物ですよね。これは耐用年数は大体25年というふうな考え方でいいわけですよね。そうすると、82台ということで、大体この経営計画を今年から、令和7年度から大体9年度が最終年度ということです、12億ぐらいと管理部長から話がありました。このバスの購入とか、あるいは中古車購入については、当然、交付金とか補助金とか、そういうのはあるわけでしょうが、この辺のところは幾らぐらいが、この82台を更新するとして、どのくらいの、そういうこの補助金とか、あるいは交付金等々があれば、大体どれくらいがそういうこの補助金等になるのか、それで、自前で幾ら用意しないといけないのか、その辺は分かりますか。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【岩崎管理部長】 車両購入に対する補助金でございますけれども、基本的にはバス会社が自前で購入するというのが基本になっておりまして、一部、赤字の路線の一部、例えば市と市をまたがるような路線でありますとか、そういう部分につきまして、一部減価償却に対する補助金ということで頂いておりまして、これは令和6年度でいきますと、大体1,100万程度ということで、

全体の購入費にしますと、かなり小さなものになっているというふうに認識してございます。

【小林委員】 そのバス購入については、車両の老朽化という関係で、いろいろお尋ねしてみました。なかなかやっぱり状況は厳しいと思いますよ。やはり財源を確保しなければ、82台、あるいは12億とか言っていますけどね、そう右から左に簡単なものじゃないんじやないかと。やっぱり頑張っていただかないといけないと。こういうことを我々自体が、しっかり認識をしておかないといけないと思います。通常、今聞かなかったら、局長や部長の意見を聞かなかったら、バス1台について、あるいは相当補助金が交付金があるのではないかと。なぜならば、この生活路線で、こういうバス路線がなければ、暮らしぶりができるわけだから、そういうようなことだから、当然それなりの対策を講じていただいているものと、こう考えていましたけれども、今のような状況で、あまり交付金もない。補助金も赤字路線に限って一部のみと、こういうことですから、こんなことを聞いて、何かバスが古いじゃないか、早く対応をしないといけないと、こう言うのは簡単だけれども、やっぱり経営を上向きに乗せていただいて、それだけの黒字経営をしっかりやってもらわないと、バス老朽化の対策はできないのではないかと、こういうふうに考えます。やっぱりこの運転士の待遇改善、バスの老朽化、相当な財源がかかると。こういうことですから、今まで一生懸命頑張っていただいているけれども、なお、しっかり取り組んでいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。大変お疲れさまです。

以上でございます。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【田川委員】 今、車両購入の話だったわけです

けど、これは同じように廃車になる車両等が出てくるんじゃないかなと思うんですけれど、これまでにどういう処分の仕方をしてきたのか、ちょっとお知らせください。

【岩崎管理部長】 廃車のバスにつきましては、中古車で売却する場合と鉄くずで売却する場合と2種類ございまして、こちらの業者の見積りで中古車の場合、鉄くずの場合という形で、毎年、廃車のたびに売却をしているという形でございます。

金額で申し上げますと、令和6年度、中古車で売却したものが10両ございますけれども、1台当たり27万円程度と、鉄くずで売却しましたのが4両ということで、1両当たり12万5,000円という形になってございます。

【田川委員】 27万円で1台、10両売る、平均で、わけですけど、その査定というのはどういうふうにされているのか。そしてまた、実は中古車市場が、今高騰しております、海外でも、日本の車両は高値で売れる。30万キロ走ってからが、本物よとか、そういう話も聞きますけど、そういう少しでも高く売ろうとか、これが収入につながるわけですので。

ちなみに私、なぜこういう質問するかというと、地域の、地方の公立学校等も含めて、遠征に行くわけですよね。そういうときに非常に苦しい思いをして、リースで借りたりもしているんですけど、1台27万円だったら、まだまだ乗れるかもしれないとか。そういう程度によりますけれども、そういうことも可能になるし、また収入として考えたときに、先ほど言ったように、東南アジア含めいろいろなところに高値で売れる可能性があるんですけど、そういう努力等はされているのかどうか。その中古車市場の在り方とか、鉄くずもそうなんんですけど、よ

り高く販売して、収入につなげていくという、このことについて、どういう対応をされてきたのか、そして今後していくのか、お尋ねいたします。

【岩崎管理部長】 現状におきましては、廃車のバスを売却しますということを公示させていただきまして、参加いただいた業者の皆様が、中古車なのか鉄くずなのかというのを判断いただいて、中古車であれば幾らなのかという数字をお示しいただいて、一番高い業者に売却させていただいているということでございます。

中古車の購入希望は、古物商許可のある業者、鉄くずの場合は、引取業登録のある業者ということで、免許をお持ちの方の業者に見積りを頂いて、実施をしているということでございます。今後、海外も含めた売却につきましては、周辺のバス事業者も廃車などしてございますので、その辺の情報などを収集しながら研究してまいりたいと考えてございます。

【田川委員】 西海市において、消防車両があつたんですよ。消防車両を売却するときに、もう100万とか、その程度だったんですよ。何千万もあるものが、その程度なのかと、くず鉄の値段みたいな格好で、公募を図って、やった。

しかし、それがネットオークションでやったら、もうかなり高額で売れた。何百万かで売れたんですよ。まさにそういう努力を、そういう社会ですので、少しでも税収というか、収入につながるようにするためにも、そういう努力が必要じゃないかなと。1台27万だったら私も買おうかなというぐらいの値段になってしまふんですよ。

ところが、そういうものが欲しい。100万円ぐらいで入るんだったら、それ欲しいねということも、私は十分あり得ると思いますので、そ

いう今後の方針、考え方について、いかがでしょうか。

【岩崎管理部長】今回の廃車バス、交通局の場合は、公営の企業という形になりますので、いわゆる公的な資産という形になります。こちらを売却するという形になりますと、どなたかという特定の売却をする手法が、やはり公募をして、金額をお示しいただかないといけないという形でございますので、例えばそのインターネットで募集をするとか、そういう形ができるかどうかというところも含めて、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

【田川委員】できると思います。実際それをやって、少しでも高く売れたという、これはもつと厳しい、行政がやったことですので。そういう時代だと思うんですよ。いかにしてそういう多くのお金を収入として取り入れるか。これが、まさに処遇改善にもつながりますので、そしてまた、長崎県のバスということでネットで広まると、ペイントをして、少し高値で売るこもできますし、宣伝にもつながると。長崎県でバスを売っているよとか、そういう話も話題性があつていいんじゃないかなと思いますので、ぜひ積極的に検討していただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。よろしくお願ひします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。
お疲れさまでした。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時33分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程については、お手元の審査日程（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見は
ありませんか。

[「正副委員長一任」と呼ぶ者あり]

【坂口委員長】 それでは、正副委員長にご一任
願いたいと存じます。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び
予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いた
します。

大変お疲れさまでした。

午前11時34分 閉会

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年9月29日

観光生活建設委員会委員長 坂口 慎一

議長 外間 雅広 様

記

I 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 92 号 議 案	長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 96 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 97 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 98 号 議 案	財産の処分について	原案可決
第 99 号 議 案	和解について	原案可決
第 100 号 議 案	令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について	原案可決

計 6件 (原案可決 6件)

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 湊 亮 太

署 名 委 員 中 村 一 三

署 名 委 員 まきやま 大 和

書 記 林 田 直 浩

書 記 和 田 周 也

反訳業務者 神戸綜合速記(株)

配付資料

令和7年9月定例県議会

予算決算委員会 觀光生活建設分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第88号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第89号議案 令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）

であります。

はじめに、第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります繰越明許費についてご説明いたします。

地元調整等に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったこと等に伴い、

土木管理費	5, 800万円
道路橋りょう費	146億4, 489万8千円
河川海岸費	82億8, 107万5千円
港湾空港費	25億6, 180万円
都市計画費	12億585万1千円
公共土木施設災害復旧費	3億7, 200万円
合計	271億2, 362万4千円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第89号議案「令和7年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」の繰越明許費についてご説明いたします。

港湾施設の利用者との調整等に不測の日数を要したことにより、適切な工期が確保できなくなったこと等に伴い、

港湾施設整備費	2億3, 150万	円
港湾管理費	4, 500万	円
合計	2億7, 650万	円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

令和 7 年 9 月 定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第96号議案 契約の締結の一部変更について

第97号議案 財産の取得について

第98号議案 財産の処分について

第99号議案 和解について

であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第96号議案「契約の締結の一部変更について」は、令和6年2月定例会で可決された一般国道383号橋梁補修工事（平戸大橋・橋梁補修工）について、高欄防護柵補修工の追加、ハンドロープ補修工の数量変更などにより、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

第97号議案「財産の取得について」は、大村臨海工業用地の買い戻しをしようとするものであります。

第98号議案「財産の処分について」は、堂崎港の埋立地について、南島原市へ売払いをしようとするものであります。

第99号議案「和解について」は、不法占用されている県有地の明渡等請求に関する控訴審において、当該土地を売却することにより和解しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和6年度及び令和7年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定4件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、道路法面からの落石や路面の穴ぼこ等によるものが4件であります。

各事案の相手方へ支払った賠償金は合計で737,718円であります。

(起訴前の和解について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いに係る起訴前の和解の申し立て1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

起訴前の和解については、起訴まで至らない段階において簡単な裁判手続きにより、分割支払いを認めて滞納解消を促すものであります。

(公共用地の取得状況について)

令和7年5月1日から令和7年7月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況については、長崎市における長崎港松ヶ枝地区旅客船ターミナル整備工事、他1件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(公共事業の再評価、事後評価について)

今年度の土木部関係の公共事業評価については、再評価33事業、事後評価4事業を長崎県公共事業評価監視委員会に諮問し、8月29日に知事に対し意見書の提出が行われたところです。

再評価33事業の全事業を「継続」とし、また、事後評価4事業については「事業効果が発現しており、改善措置は不要」とする県の対応方針について、いずれも妥当であるとの答申を頂きました。

今後とも、適正な事業評価に努め、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいります。

(石木ダムの推進について)

石木ダムについては、渴水や洪水などの自然災害から地域の皆様の安全・安心の確保を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期完成を目指す必要があることから、工期内の確実な完成に向け、工事工程に沿って着実に工事を進めてまいります。

一方、川原（こうばる）地区にお住まいの13世帯の皆様のご理解とご協力を得たうえで、事業を円滑に進めることができるとの考えに変わりはなく、今年度、川棚町で開催している石木ダムの技術的な疑問等に対する説明会は、去る8月23日に第3回を開催し、これまでいただいた質問に対し、県の考え方を一通りご説明させていただいたところであります。

また、佐世保市及び川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画については、昨年12月に素案の公表を行い、広くご意見を伺ったところであります。今後、地元説明会を開催したうえで、その結果も踏まえ、国へ計画を提出する予定としております。

県としましては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に全力を注いでまいります。

(長崎港元船地区整備について)

長崎港元船地区において、港湾機能の再編にあわせた賑わいの創出を進めており、賑わい施設については、PFI手法の活用を検討しているため、令和7年2月議会で「実施方針の策定の見通し」の公表について報告しておりましたが、今回、内容の見直しが必要となったため、改めて「実施方針の策定の見通し」を公表することとしています。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、土木部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である18項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが11項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが4項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが3項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである10項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが7項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが3項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図

ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、土木部においては、主に基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」や「災害に強い県土をつくる」等に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」では、「道路・港湾・空港等の交通ネットワークの充実」に関する施策において、高規格道路や港湾の整備など、人流や物流を支える交通ネットワークの充実に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「災害に強い県土をつくる」では、「県民の暮らしと命を守る強靭な県土づくり」に関する施策において、県民の暮らしと命を守るインフラの整備やメンテナンスを推進していくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリッ

コメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

令和7年9月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（土木部）7頁2行目の次に、次のように挿入する。】

(道の駅「^{にーごーいち}251いいもりじやがーロード」の開駅について)

諫早市飯盛町の一般国道251号において令和元年度より諫早市と整備を進めておりました、道の駅「251いいもりじやがーロード」が令和7年1月1日に開駅することとなりました。

この道の駅は、長崎市と島原半島を結ぶ路線上にあり、地域振興施設として、地元物産を扱う直売所や多目的交流スペース、休憩施設として24時間利用可能なトイレや大型車対応の駐車場の整備をすることにより、地域活性化や道路利用者の利便性の向上を図るもので。

令和7年9月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

土 木 部

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（土木部） 7頁2行目の次に、次のように挿入する。】

(諫早西部団地開発事業者の公募について)

諫早西部団地の未処分地については、長崎県住宅供給公社において、令和7年3月に2回目の公募を実施し、9月10日に一部区域の優先交渉権者を決定・公表しました。県としましては、残りの区域の公募が速やかに実施できるよう、公社に対し適切に助言・指導を行ってまいります。

令和7年9月定例県議会

観光生活建設委員会関係議案説明資料

(追 加 3)

土 木 部

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（土木部）7頁2行目の次に、次のように挿入する。】

（女神大橋の事故について）

去る9月13日、女神大橋においてトレーラーが乗用車に追突する死亡事故が発生いたしました。

この事故を受け、女神大橋の管理主体である道路公社の監視体制については、事実関係の確認を進めるとともに、事故の重大性を踏まえ、今後の監視体制のあり方について検討を進めてまいります。

令和 7 年 9 月 定例 県議会

予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第88号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
であります。

第88号議案「令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」の関係部分について
ご説明いたします。

予算額は、歳出予算で、

商 業 費 440万 円の増
であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

本県アンテナショップ「日本橋 長崎館」の管理運営業務委託契約が令和7年度末を
もって満了となることから、令和8年度以降の新たな契約に向けて準備を進めておりま
す。これに併せて、県産品のさらなる認知度向上や観光誘客等につなげるため、回遊性
向上や軽飲食機能強化等のリニューアルに係る実施設計に要する経費として、

情報発信拠点企画運営事業費 440万 円の増

を計上いたしております。

この結果、令和7年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、

55億 2,354万 7千円
となります。

(債務負担行為について)

次に、令和8年度に債務負担行為を行うものについてご説明いたします。

「日本橋 長崎館」のリニューアル工事に要する経費に係る令和8年度の債務負担行為として、

3, 435万 7千円

を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年9月定例県議会

觀光生活建設委員会関係説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(日本遺産について)

平成28年度に日本遺産の認定を受けた「鎮守府 横須賀・吳・佐世保・舞鶴」及び「日本磁器のふるさと 肥前」については、文化庁の日本遺産審査・評価委員会による総括評価・継続審査の結果、認定を継続することが去る7月31日に公表され、特に、「鎮守府」については、他の地域のモデルとなる重点支援地域に選定されたところであります。

また、平成27年度に日本遺産の認定を受け、昨年度、認定継続となりました「国境の島 壱岐・対馬・五島」については、同委員会における審査を経て、対馬市の「孝行芋」及び新上五島町の「五島うどん」が食文化としては初めて構成文化財に追加されました。

今年度は、日本遺産「国境の島」認定10周年を記念して、関係4市町での講演会・展示会の開催や、構成文化財を巡るクイズラリーの実施、新たな旅行商品の造成などに取り組むこととしており、今後とも、関係市町や民間団体等と連携しながら、日本遺産の魅力や文化的価値を広く発信し、交流人口の拡大や地域の活性化に取り組んでまいります。

(観光の振興について)

本県では、より多くの方に長崎の魅力を知っていただき、実際に訪れていただくため、市町と連携して映画やドラマ等のロケ誘致・支援に取り組んでおります。今年度は、長崎を舞台とした映画が全国で相次いで公開され、7月には『夏の砂の上』、8月には『長崎一閃光の影でー』、9月には、カズオ・イシグロ氏の小説が原作の『遠い山なみの光』が話題となっております。

また、一般社団法人アニメツーリズム協会が実施する「訪れてみたい日本のアニメ

聖地88」2025年版においては、本県関連の6作品が選定され、全国4位の選定数となっておりますが、今回、新たに、昨年公開されたアニメ映画『きみの色』が選定されたことに伴い、7月に聖地認定プレート等の贈呈を受けたところです。今後も、映像作品を通じて本県の魅力を発信し、誘客促進につなげてまいります。

本年度で計画期間が終了する観光振興基本計画については、新たに令和8年度から始まる5年間の計画策定を進めております。この間、7月には県内9地区で地域別意見交換会を開催し、地域の皆様から様々なご意見をいただくとともに、今月1日の県観光審議会では、計画案についてご議論をいただいたところであります。今後も、県議会をはじめ、市町や関係者の皆様のご意見を踏まえながら、検討を深めてまいります。

また、新たな観光振興財源の導入については、7月の地域別意見交換会の意見を踏まえ、8月8日に第3回観光振興財源検討専門委員会を開催いたしました。その中で、「宿泊税の検討を進めるにあたっては、引き続き、関係者と意見交換を重ね、丁寧に対応していくこと」というご意見をいただいたところであり、今後も、県議会をはじめ、市町や関係団体、各地域の皆様のご意見等を丁寧にお聞きしながら、検討を進めています。

(大阪・関西万博を契機としたプロモーションについて)

連日、多くの来場者で賑わっている「大阪・関西万博」の会場内において、9月3日から5日の3日間、九州7県合同によるブースを出展し、長崎の「食」や「歴史・文化」、「自然・景観」といった魅力を積極的にPRしてまいりました。この他、9月11日から14日には国内外の報道機関が利用するメディアセンターにおいて、9月12日から13日にはポルトガル館において、世界遺産や天正遣欧少年使節の展示、長崎コンシェルジュによる観光等のPRを行いました。

さらに、9月19日から23日には、大阪駅と隣接する「KITTLE（キッテ）

大阪」において、市町、民間事業者と連携し、観光や物産等、本県の多彩な魅力を体感していただく本県単独イベントを開催したほか、10月1日からの1か月間は、各市町選りすぐりの产品を取り揃え、来場者が試食や購入できる場を設け、本県の魅力ある产品の認知度向上や販路拡大を図ってまいります。

(インバウンドの推進について)

インバウンドについては、更なる誘客拡大を図るため、8月25日から26日に韓国のソウル特別市と釜山広域市、9月10日に台湾の台北市において、本県主催の旅行商談会を開催し、本県の観光情報をPRとともに、旅行商品造成の働きかけを行ってまいりました。

クルーズについては、寄港数が8月末までに251回と、順調に回復しているところですが、今後、更なる寄港の拡大に向けては、長崎港や佐世保港のほか、県内各地へのクルーズ船誘致が必要であることから、クルーズ船受入に向けた機運醸成を図るため、7月に雲仙市において、関係自治体をはじめ、観光関係団体などを対象に、長崎県クルーズ振興セミナーを実施したところです。

引き続き、船会社や旅行会社へのセールスなど積極的なプロモーションを展開し、本県の認知度向上とインバウンドの誘客拡大を図ってまいります。

国際航空路線については、既存路線である上海線、ソウル線の利用促進の取組に加え、新規路線の誘致に向け航空会社や旅行会社等への働きかけや協議を続けてまいりました。

こうした中、長崎空港と韓国・釜山広域市の金海国際空港を結ぶ長崎～釜山線の臨時便が、10月1日から10月11日までエアプサンにより8往復、16便運航されることが決定しました。

県としては、航空会社やソウル事務所等とも連携し、同路線の利用促進に向けたPRを積極的に行うことで、早期の定期便就航に繋げてまいりたいと考えております。

引き続き、東アジアや東南アジアを中心に、市場のニーズや経済効果の高い地域からの新規路線の誘致に向け戦略的に取り組んでまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、長崎県特産品新作展受賞商品の展示販売や世界文化遺産登録10周年を迎えた「明治日本の産業革命遺産」に係る店内装飾の実施のほか、県内事業者の商品の磨き上げを促進することを目的としたテスト販売を7月から開始しております。今年度は全5回の開催に対し、10市町20事業者37商品の出品を予定しており、商品販売を通じて得られた情報を県内事業者へフィードバックすることで県内事業者の商品開発や改良に繋がるよう取り組んでまいります。

県産品の輸出促進については、県産酒の販路拡大に向けて7月に中国上海市のバイヤーや飲食店関係者を招聘し、県内の酒蔵7社を訪問した結果、複数の酒蔵において新たな取引が成立し、今後の継続的な輸出に向けた足がかりを築くことができたところであります。さらに、今年度は、シンガポールとマレーシアでの菓子類等の販路開拓に向けて、現地の商社等と連携し、現地のニーズに合った商品へのブラッシュアップや、飲食店・小売店でのフェアを実施する予定としております。

今後とも市町や生産者団体等と連携しながら、県産品のブランド化の推進や販路拡大に努めてまいります。

(核兵器廃絶に向けた取組)

去る8月9日、長崎に原爆が投下されてから、80年を迎えました。

長崎、広島で開催された原爆犠牲者慰靈平和祈念式典には、両県知事が、初めてそれぞれの式典に参列し、犠牲になられた方々の冥福をお祈りしたところであります。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、また、今年7月に

はノルウェー・ノーベル委員会のフリードネス委員長が本県を訪れ、核兵器の非人道性を訴えられるなど、核兵器廃絶に向けた機運は高まりを見せてています。

このような中、核兵器を取り巻く国際情勢は一段と厳しさを増していることから、これまで以上に核兵器の非人道性を訴えることに加え、核抑止が安全保障の唯一の選択肢であるのかという問題提起を行うとともに、全世界の方々に、核の問題を「自分事」として捉えていただくことが極めて重要であると考えております。

県といたしましては、長崎市や広島県、関係団体等と連携し、被爆の実相や核兵器廃絶の必要性について、より一層、力強く世界に訴えてまいります。

(Bリーグの開幕について)

プロバスケットボールのBリーグ2025-26シーズンが10月2日に開幕し、
B13年目となる長崎ヴェルカは10月4日、昨シーズンB2東地区1位「アルティーリ千葉」との開幕戦を千葉ポートアリーナで迎えます。

昨シーズンから新たな本拠地となったハピネスアリーナでは、チケット完売の状況が続くなど、大きな盛り上がりを見せましたが、今シーズンにおいても、県内外から多くのファンやブースターの来場が見込まれ、国内最高峰のプレーを存分に楽しんでいただけるものと期待しております。

V・ファーレン長崎も念願のJ1昇格に向けて、熱い戦いを繰り広げているところですが、地元プロスポーツクラブの活躍は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化にも大きく寄与することから、県としましても、引き続き全世帯広報誌等による試合情報の周知を行うほか、県民応援フェアの開催など、多くの県民の皆様に足を運んでいただけるよう努めるとともに、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体とも連携しながら、県民の皆様とともにチームを応援してまいります。

(ツール・ド・九州 2025 佐世保クリテリウムについて)

いよいよ国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州 2025 佐世保クリテリウム」の開催まで残すところ 2 週間余りとなりました。

10月10日のレースには、国内外から 18 チーム、約 100 名の選手が参加予定であり、世界トップクラスのスピードと技術を間近で体感できる大変貴重な機会となります。

また、県内外から多くの皆様においでいただきため、レース以外の取組として、レース当日から翌日にかけて、著名人によるトークショーや BMX パフォーマンスなどのアトラクション、自転車体験会等を実施します。

さらに、観光・物産ブースを設置し、来場された皆様に、本県の魅力をしっかりと発信してまいりたいと考えております。

県としては、多くの皆さまの心に残る、魅力あふれる大会となるよう、佐世保市や実行委員会等とともに、開催に向けた最終確認並びに大会期間中の運営に全力を注いでまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」等の進捗状況について)

令和 3 年度から本年度までの 5 年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」に掲げる令和 6 年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第 2 期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和 5 年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、文化観光部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である 26 項目のうち、目標値を設定していない 1 項目を除いた 25 項目の令和 6 年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和 6 年度の目標値を達成したものが 7 項目、目標値を達成していないものの、改善傾向にあるものが 5 項目、目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが

13項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである17項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが4項目、目標値を達成していないものの、改善傾向にあるものが4項目、目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが9項目となっております。なお、令和6年度の実績値が算定中のものについては、令和5年度の実績値をもって進捗状況の評価を行っております。

各計画とも、進捗の遅れの主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものでありますが、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充実・強化したところであります。

このうち、文化観光国際部においては、主に「地域の魅力で人を惹きつける」や「国

内外とのネットワークを拡大する」等に関する戦略に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「地域の魅力で人を惹きつける」では、「観光客の心をつかみ、選ばれる持続可能な観光の推進」や「特色ある文化資源・スポーツによる地域の賑わいづくり」に関する施策において、観光客の満足度を高め、消費単価の増加と県内周遊を促進し、観光消費額の底上げに取り組むことや、データ分析等による戦略的なプロモーション、本県ならではの魅力的なコンテンツを活かした国内外からの誘客について、九州各県や観光関連事業者等と連携して実施していくほか、本県の特色ある歴史や文化・芸術による地域づくり、それを担う人材の育成など、官民協働で地域の文化資源の磨き上げ等に取り組んでいくこととしております。また、基本戦略「国内外とのネットワークを拡大する」では、「国際交流と平和意識醸成の推進」に関する施策において、長い交流の積み重ねにより培われた友好交流関係や人的ネットワーク等を活かして海外との交流をさらに拡大していくことや、被爆体験の継承や次代の平和人材の育成等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月 定例県議会

觀光生活建設委員会関係説明資料
(追加 1)

文化観光国際部

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の 2 ページ 19 行目の後に、
次のとおり挿入】

令和 6 年の本県の観光客延べ数は、対前年比 2.4 % 増の 3,080 万人となり、
4 年連続で増加しております。また、新規ホテルや長崎スタジアムシティの開業、
大型スポーツイベントの開催などにより、延べ宿泊客数は 2.9 % 増の 748 万人
となり、インバウンドについても、長崎～ソウル線の運航再開などにより、対前年
比 34.5 % 増の 73 万人となっており、観光消費額は、公表値としては過去最高
の 4,587 億円となりました。

さらに、令和 7 年 4 月から 6 月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、対前年同
期比 3.0 % の増加となっており、1 月から 3 月に引き続き、増加傾向で推移して
おります。

令和 7 年 9 月 定例県議会

觀光生活建設委員会関係説明資料
(追加 2)

文化観光国際部

【観光生活建設委員会関係説明資料 文化観光国際部の2ページ18行目の後に、
次のとおり挿入】

(ながさきピース文化祭 2025 の開幕について)

去る9月14日、アルカスSASEBOにおいて、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、ながさきピース文化祭2025の「開会式」を開催しました。

開会式には、さだまさし氏をはじめ、本県ゆかりの著名人や400名を超える県民の皆様にご出演いただき、本県が誇る文化や歴史の魅力を演奏や演技により表現し、発信しました。金沢知樹氏が総合演出を務めたフェスティバルを中心とした、プロローグからエピローグまでの演出の数々は、出演者と観覧者的一体感を生み、文化祭の幕開けを飾るに相応しいものであったと考えております。

無事に本文化祭の開幕を迎える、滞りなく開会式を終えることができましたのも、県議会をはじめ、市町や関係団体の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

11月30日までの78日間の会期中は、県下全域で180を超える多彩な文化イベントを実施いたします。ひとりでも多くの方々にご来場いただき、本県ならではの歴史や文化・芸術に触れていただけるよう、引き続き、市町や関係団体と連携し、誘客促進等に取り組んでまいります。

令和7年9月定例県議会

予算決算委員会　観光生活建設分科会
関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第88号議案 令和7年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分
であります。

歳入予算については、

国 庫 支 出 金	2, 900万	円の増
計	2, 900万	円の増

歳出予算については、

統 計 調 査 費	2, 900万	円の増
計	2, 900万	円の増

を計上いたしております。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

(令和7年国勢調査費について)

市町からの追加要望に伴い、市町へ交付する国勢調査にかかる経費として、

2, 900万 円の増

を計上いたしております。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月定例県議会

觀光生活建設委員会關係議案說明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第100号議案 「令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について」
であります。

第100号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計利益剰余金の処分について」につきましては、令和6年度長崎県流域下水道事業会計において利益剰余金を処分し、資本的収支の補てん財源に充当しようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(次期長崎県環境基本計画について)

長崎県環境基本計画については、令和8年度を初年度とする5か年の新たな計画の策定作業を進めております。

県環境審議会等でのこれまでの議論を踏まえ、現計画の環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を継承するとともに、「脱炭素型の社会づくり」、「人と自然が共生する社会づくり」、「循環型社会づくり」、「安全・安心で快適な環境づくり」の4つの基本目標からなる計画を策定することとしております。

「脱炭素型の社会づくり」においては、気候変動の緩和策、適応策の推進について、「人と自然が共生する社会づくり」においては、生物多様性の保全、国立公園等の利用促進について、「循環型社会づくり」においては、食品ロス削減などの4Rの推進、プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進や廃棄物の適正処理の推進について、「安全・安心で快適な環境づくり」においては、大気、水環境の保全についてなど、県民生活に身近な取組等を盛り込みたいと考えております。

今後、環境審議会のご意見や府内関係部局との調整を踏まえて計画素案を作成し、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、次期計画を今年度中に策定してまいります。

(次期長崎県男女共同参画基本計画について)

長崎県男女共同参画基本計画については、令和8年度を初年度とする5か年の新たな計画の策定作業を進めております。

国の次期計画策定等の動きや県男女共同参画審議会での議論などを踏まえ、現計画の目指すべき姿「男女が性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる社会の実現」を継承するとともに、「男女がともに活躍できる社会の実現」「男女共同参画の視点に立った誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備及び推進体制の強化」の3つの基本目標からなる計画を策定することとしております。

今後、男女共同参画審議会のご意見や府内関係部局との調整を踏まえて計画素案を作成し、県議会のご意見を十分にお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、次期計画を今年度中に策定してまいります。

(共家事・共育ての促進について)

夫婦間の家事や子育てについては、依然として女性に偏っており、男女が共に家事・子育てを担い、家事と仕事の両立を図ることが重要であることから「共家事・共育て」の意識啓発を行っております。

本年11月14日から11月23日までの10日間を新たに「共家事・共育てウィーク」とし、民間企業や団体と連携した家事・子育てを応援する取組、市町等と連携した集中的な周知・啓発などを行い、より一層の意識啓発を図ることとしております。

今後も、女性活躍推進及び男女共同参画社会の実現に努めてまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県においては、人権尊重を促す条例の制定とパートナーシップ宣誓制度の導入を目指しており、人権尊重を促す条例については、人権問題等に関する専門的知識を有する方々からご意見を伺うための有識者会議を設置し、第1回会議の開催に向けて準備を進めているところです。

また、パートナーシップ宣誓制度については、市町との調整を丁寧に進めているところであり、市町から要望があった行政サービス所管課を含めた担当者説明会を8月に開催し、今後の検討の参考にしていただいているところです。

このほか、去る8月1日に、東彼杵郡3町のご協力をいただき、「人権文化に満ちた豊かな地域社会の実現」をテーマに、第49回長崎県人権教育研究大会を川棚町で開催し、376名に参加いただきました。この大会では、教職員をはじめ、社会教育関係者や地域住民等の人権意識の高揚を図るため、小都市人権教育啓発センターの田中博通さんによる講演のほか、だれもが住みたくなる地域づくりに関する取組について、3町から報告をいただきました。

さらに、県民や社会教育関係者等の人権についての理解の深化や人権感覚の向上を図るため、県内4会場で「社会人権・同和教育地区別研修会」を開催するとともに、各地域の人権教育・啓発を推進する人材を育成するため、県内3会場において「人権・同和教育指導者養成研修」を開催するなど、参加体験型の各種研修会を実施したところであります。

今後とも、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、市町や関係機関と連携しながら、人権教育や啓発をはじめとした人権施策に取り組んでまいります。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

本年度も、自治会等の団体に対し、子供の見守り活動やパトロール活動などの具体

的な防犯活動に1年間自主的に取り組むことを宣言してもらう「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体」の募集を行ったところ、昨年度を上回る431団体から参加の申込みがあり、それぞれの地域で防犯にかかる連帯感の醸成や活動の輪が広がっております。また、6月11日には、昨年度この宣言を行い優れた活動を行った10団体に対し、「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり地域賞」の知事表彰を行い、防犯意識等の更なる高揚を図ったところであります。

今後とも、県民の皆様と一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に力を尽くしてまいります。

(令和7年国勢調査の実施について)

我が国に住んでいるすべての人を対象に、人口及び世帯の実態を明らかにする最も基本的で重要な統計調査である国勢調査を、本年10月1日を調査期日として実施いたします。

調査の回答には、紙の調査票に比べて記入の手間が少なく、時間や場所を選ばない、簡単で便利な「インターネット回答」の利用推進に努めております。

調査後、国が集計した調査の結果は、令和8年5月に男女別人口及び世帯数の速報結果が公表され、さらに、同年9月までに人口、世帯、住居などに関する詳しい結果が公表され、その後、就業状態や人口の転出入状況などについて、順次公表される予定となっております。

今後とも、県民の皆様のご理解とご協力を得られるよう、インターネット回答の利便性を広く周知しながら、国や市町と連携し、円滑な実施に努めてまいります。

(消費者行政の推進について)

県では、「第4次長崎県消費者基本計画」に基づき、市町や関係団体等と連携して、消費者に関する各種施策を総合的に推進しております。

令和6年度に県消費生活センターへ寄せられた相談受付件数は2,321件、市町の消費生活センターや相談窓口に寄せられた件数を合わせた県全体の相談受付件数は1,230件となっており、近年は横ばいで推移しております。

年代別では、県消費生活センターに寄せられた相談受付件数の中で、簡単な問合せ等を除いた苦情相談にかかる件数は2,181件あり、うち60歳代以上の相談件数は1,110件で、はじめて全体の5割を超みました。

相談の傾向としては、デジタル化の進展に伴い、インターネット通信販売に関する相談が依然として多く、高齢者からは架空請求や化粧品の定期購入などが、若者からはSNS等を通じた副業やインターネットゲームなどの相談が多くあっております。

県では、高齢者や若者の被害防止を図るため、県消費生活センターによる相談対応や市町の相談窓口への支援に加え、消費者トラブル講座や学校等と協働した消費者教育の実施、ホームページやSNSでの注意喚起のほか、新聞、テレビ、広報誌等を活用した普及啓発に取り組んでおります。

今後とも、県消費生活センターを中心に、市町や関係団体等と緊密に連携を図りながら、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に努めてまいります。

(汚水処理人口普及率について)

県では、令和6年3月に「長崎県汚水処理構想2024」を策定・公表し、汚水処理の早期概成に向け、下水道や浄化槽等の汚水処理施設の整備に取り組んでいるところであります。

本年8月に公表しました、令和6年度末の県汚水処理人口普及率は84.8%となり、前年度より0.6ポイント増加しましたが、全国平均93.7%に比べて低い状況にあります。

今後とも、県と市町が一体となって、汚水処理施設の整備を進め、県民の生活環境の向上及び河川や海域等の公共用水域の水質保全を図ってまいります。

(廃棄物不適正処理対策について)

毎年、6月の環境月間に併せ、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、市町、警察、海上保安部など関係機関が連携して合同パトロールを実施しているところです。

本年の実施結果としては、不法投棄の発見件数は20件で前年度より4件増加している一方、不法投棄量は16.5m³で16.7m³減少しております。直近の10年間は100m³未満で推移しており、県民への理解促進と抑止効果が現れてきているものと考えております。

今後も廃棄物の不適正処理や不法投棄防止のため、産業廃棄物処理業者に対する計画的かつ効率的な立入検査の実施、関係機関等と連携した巡回パトロールを通して、未然防止、早期発見に努めてまいります。

(新たな総合計画の策定について)

令和8年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会において、「こども」「くらし」「しごと創造」「にぎわい」「まち」の5つの柱のもと、12の基本戦略と、その戦略に基づく施策を掲げた素案骨子をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県議会や有識者による懇話会でのご議論のほか、県内各地域での意見交換会や市町のご意見等を踏まえながら、内容の検討を深め、今般、計画素案を策定いたしました。

計画素案では、各種施策における事業群や主な取組について、国の地方創生2.0の考え方等も踏まえつつ具体化するとともに、離島半島を有する本県特有の課題についても、きめ細かな対応を図ることとしております。

また、施策の構築にあたっては、デジタル技術の活用や戦略的情報発信・ブランディングの展開、「稼ぐ」視点の反映等の基本的な姿勢を持ち、分野横断的な取組を充

実・強化したところであります。

このうち、県民生活環境部においては、主に基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」や「安心して生活できる環境づくりを推進する」等に関連施策等を位置付けております。

基本戦略「多様性を尊重し合う共生社会をつくる」では、互いに支え合う地域共生社会の更なる推進や男女が性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会づくりに関する施策において、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進や共家事・共育での促進に取り組むこととしております。また、基本戦略「安心して生活できる環境づくりを推進する」では、カーボンニュートラルの実現を目指した持続可能な社会づくりや環境への負荷が少ない循環型社会づくりに関する施策において、ゼロカーボンアクション12の周知・啓発や、一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した取組の実践等に取り組んでいくこととしております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から本年度までの5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和6年度末における施策の進捗状況については、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、令和5年度に実施した総合計画の一部見直しに伴う指標改訂の内容を反映のうえ評価・分析を行ったところであり、県民生活環境部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である34項目のうち、目標値を設定していないものを除いた33項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び

令和6年度の目標値を達成したものが14項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが12項目、令和6年度の目標値を達成しておらず進捗に遅れが見られるものが7項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである4項目の令和6年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和6年度の目標値を達成したものが2項目、令和6年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが2項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて引き続き施策の推進に努め、総合計画・総合戦略の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 9 月 定例 県議会

觀光生活建設委員會 関係議案 說明資料

(追 加 1)

県 民 生 活 環 境 部

【観光生活建設委員会関係説明資料 県民生活環境部5頁の14行目の次に、次のとおり挿入する。】

県では、V・ファーレン長崎の公式戦が開催された9月20日に長崎スタジアムシティで、9月23日に浜町アーケードで、それぞれ広報イベントを開催し、多くの方々にご参加いただきました。

インターネット回答デモ体験を通じて、その利便性を実感いただいたものと考えております。10月4日には、させぼ四ヶ町商店街で、調査期間における最後の広報イベントを予定しております。

令和7年9月定例県議会

觀光生活建設委員会關係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第92号議案 長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

であります。

この条例は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、職員が育児のために勤務時間の一部を勤務しないこととする部分休業制度を拡充するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(経営状況について)

交通局の経営状況につきましては、バス利用者がコロナ禍前にいまだ回復せず、また、軽油費等で物価高騰の影響を大きく受けるなど厳しい経営環境にありますが、共同経営方式による路線バスの再編などの改革を進めることで、経営の効率化を推進しております。

今年度第1四半期（令和7年4月～6月）において、営業収益が、乗合バスや県外高速バスが堅調に推移したことや貸切バスが修学旅行等で受注増となったことなどから、前年度同期と比べ9%増の12億4千万円となりました。

営業費用については、バス車両の更新増等に伴い減価償却費が増加し、また、軽油費や修繕費等において物価高騰の影響を大きく受け、前年度同期と比べ3%増の11億3千万円となりました。

この結果、営業外収支を含めた経常収支（税込）は、前年度に比べ8千万円改善し、1億4千万円の黒字となりました。

今年度においては、これまでバス利用者の状況や収入が堅調に推移しており、今年9月1日から実施した乗合バスの運賃改定の効果を含めた収入の状況を注視しつつ、職員の処遇改善などによる運転士確保策を積極的に進めるとともに、これまで滞っていたバス車両の更新に着手するなど、路線バス網の維持等の持続可能なバス事業の構築を目指してまいります。

(乗合バスの状況について)

交通局においては、夏休み期間中、小学生を対象にエリア内の路線バスが乗り放題となる「夏休みこども定期券」を毎年販売しており、今年度は、猛暑による外出控え等の影響があつてか利用者数が昨年度に比べ約30%減少し、296名の方にご利用いただきました。

この取組は、バスを日頃利用しない小学生に、バスの乗車体験を通して、バスの乗り方や車内でのマナーを啓発するとともに、公共交通機関の役割や大切さについての理解を深めることを目的としており、今後も、将来にわたってバスをご利用いただくための取組として継続してまいります。

先の6月定例県議会において上限運賃等に関する条例改正の議決をいただきました乗合バスの運賃改定については、国土交通省九州運輸局へ認可申請を行い、去る8月14日付けで認可となったことから、9月1日に実施いたしました。

今回の改定は平成9年12月から約27年ぶりとなる本格改定となったことから、路線バスの主な区間の運賃が概ね30円から50円の値上がりとなり、平均で約17%の改定となりました。この運賃改定に当たっては、認可後速やかに、ホームページで新運賃の検索を可能として周知を図るとともに、定期券更新の利便を図るため、改定日前日にバスターミナルの定期券窓口を臨時営業するなどお客様への対応についても丁寧に行ったところです。

今後は、定期券購入のキャッシュレス決済や空港リムジンバスへのタッチ決済の

導入など利便性の向上にも取り組むこととしており、地域生活交通の維持に向けしっかりと取り組んでまいります。

(貸切バスの状況について)

貸切バスについては、夏季は比較的閑散期となりますが、今年8月においては、各種イベント開催に伴う輸送を中心に実施しております。

稲佐山野外イベントでは、8月6日、同16日、同24日の3日間で、延べ約110台のバスが稼働したほか、長崎スタジアムシティ開催のイベントで約40台が稼働しました。また、長崎原爆の日や県外修学旅行、クルーズ団体など毎年ご利用いただいている団体についても例年並みの稼働となりました。これらの貸切バスの運行に当たっては、他のバス会社のご協力もいただきながら円滑な輸送と利便性確保に努めたところです。

また、周遊観光バス「ぶらりん」についてはコースの見直しを行っており、その1本目として「三つの国宝めぐり 長崎のランドマーク稲佐山&長崎スタジアムシティ」の募集を行い、4本のツアーを催行いたしました。

ツアー内容としては、長崎県の3つの国宝である崇福寺第一峰門、崇福寺大雄宝殿、大浦天主堂を見学後、グラバー園や長崎スタジアムシティ、稲佐山を訪れ、最後にその他の観光地を車窓からバスガイドが案内するという観光コースとなっており、利用者からは「主な観光地をコンパクトにまとめてあり大変満足した」「日中の稲佐山も夜景とは違う良さがあった」と好評をいただいております。

今後、秋以降に向けて、50周年を迎える長崎空港のツアーや20周年を迎える女神大橋登頂のツアなどについても、関係部署と連携しながら取り組んでまいります。

(バス運転士の確保について)

交通局においては、喫緊の課題であるバス運転士の確保を図るため、その処遇改善を図るとともに、バス運転体験会の開催や県内外の合同企業説明会への参加、新高卒者運転士の採用、大型2種免許取得費用の貸与など、積極的な人員確保策に取り組んでおります。

企業説明会への参加として、去る6月28日には、福岡市で開催されたバス運転士専門の合同企業説明会「どらなびEXPO」に交通局のブースを出展し、来場された皆様に対して採用案内等を行いましたが、後日の採用試験において、説明会の参加者2名が受験され合格に至ったところであり、一定の成果が生じているものと考えております。この「どらなびEXPO」は10月の関西会場、11月の東京会場及び福岡会場で開催予定であり、交通局において引き続き出展し、県営バス運転士として働く魅力を伝えることで、採用の増加につなげてまいります。

新高卒者運転士養成制度においては、昨年採用した職員1名が、1年5か月の研修期間を経てこの9月1日に営業所に配属され、交通局としては初めてとなる新高卒者のバス運転士が誕生しました。交通局においては、バス運転士が高齢層に多数集中する中、地域の公共交通を支える若い世代のバス運転士の確保が必要不可欠と考えており、引き続き、高校訪問や職場見学などの取組を通じて、新高卒者の採用に努めてまいります。

今後も、職業として県営バス運転士を選択していただけるよう、採用活動に力を注ぐとともに、処遇改善を含めた各種取組を推進してまいります。

以上を持ちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和7年9月定例県議会

觀光生活建設委員会關係議案説明資料

(追 加 1)

交 通 局

【観光生活建設委員会関係議案説明資料（交通局）5頁20行目の次に、次のとおり挿入する。】

（職員の不祥事について）

去る9月9日に、福岡営業所の会計年度任用職員（貸切バス運転士）が、同営業所の車庫において、同僚の男性職員が所有する軽乗用車に対し、ゴムひもを使って球を飛ばすスリングショットで軽乗用車のフロントドア部分をへこませたとして、器物損壊の疑いで逮捕されるという事案が発生しました。

職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

今後、経過等を確認のうえ、厳正に対処するとともに、職員の綱紀の保持に全力を尽くしてまいります。